

令和5年2月定例会会議録

令和5年2月17日開会
令和5年3月14日閉会

宮崎県議会

令和五年二月定例会会議録

宮崎県議会

令和5年2月宮崎県議会定例会会議録 目次

2月17日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
濱砂 守議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第81号まで上程	4
1. 知事提案理由説明	5

自2月18日（土曜日）

休 会

至2月23日（木曜日）

2月24日（金曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16
横田照夫議員質問（宮崎県議会自由民主党）	16

- ・知事の政治姿勢について
- ・台風第14号災害からの復旧・復興について
- ・中山間地域対策について
- ・宮崎再生基金について
- ・農畜水産業の振興について
- ・投票率向上について
- ・本県の財政運営について
- ・交通政策について
- ・国スポ・障スポ大会について
- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・ヤングケアラーについて
- ・不適切保育について
- ・ひきこもり支援について
- ・森林政策について
- ・技能振興について
- ・企業局における大規模改良事業について

・ 県立宮崎病院について	
・ 部活動の地域移行について	
日高陽一議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	42
・ 人口減少対策について	
・ D X の推進について	
・ 宮崎の魅力発信等について	
・ 観光対策について	
・ スポーツキャンプ・合宿について	
・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について	
・ 農林水産行政について	
・ フードビジネス振興構想について	
・ 防災対策について	
・ 土木行政について	
・ 医療行政について	
・ 教育行政について	
自 2 月 25 日（土曜日）	
至 2 月 26 日（日曜日）	
2 月 27 日（月曜日）	
休 会	
1. 出席議員 -----	75
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	75
1. 代表質問 -----	76
田口雄二議員質問（県民連合宮崎） -----	76
・ 知事の政治姿勢について	
・ 総合政策行政について	
・ 空き屋の活用について	
・ 県営住宅について	
・ 医療福祉行政について	
・ 環境行政について	
・ 商工観光労働行政について	
・ 農畜水産行政について	
・ 警察行政について	
・ 教育行政について	
河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） -----	96
・ 知事の政治姿勢について	
・ 経済の成長と雇用・所得の拡大について	

- ・誰もが輝き、安心して暮らせる社会について
- ・デジタル社会で拓く豊かな地域社会について
- ・これからのコロナ対策について
- ・子宮頸がんワクチン接種について
- ・部活動の地域移行について
- ・台風第14号の復旧について

2月28日（火曜日）

1. 出席議員 -----	113
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	113
1. 一般質問 -----	114
満行潤一議員質問 -----	114
・ 県庁の働き方改革について	
・ 総合交通網の整備について	
・ 防災・減災、安全なまちづくりについて	
・ 医療・福祉の課題について	
・ 教育環境の充実について	
・ デジタル化の推進について	
・ 文化・スポーツの振興について	
・ 全国和牛能力共進会の成果について	
・ 事業承継・後継者不足対策について	
重松幸次郎議員質問 -----	128
・ 知事の政治姿勢について	
・ 宮崎再生に関する施策について	
・ 安全・安心で持続可能なくらしづくりに関する施策について	
・ 活力ある未来の宮崎づくりに関する施策について	
川添 博議員質問 -----	141
・ 大規模災害について	
・ 財政問題について	
・ 農政問題について	
・ 福祉問題について	
・ 教育問題等について	
・ 土木行政について	
・ エネルギー問題について	
来住一人議員質問 -----	153

・知事の政治姿勢について	
・一般行政について	
3月1日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	167
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	167
1. 一般質問 -----	168
函師博規議員質問 -----	168
・高校生の下宿状況と寮の利活用について	
・コンパクトシティ形成と公共施設集約化について	
・特定地域づくり事業協同組合制度について	
・障がい者雇用と支援策について	
山内佳菜子議員質問 -----	178
・知事の行動履歴変更問題について	
・少子化対策・子育て支援について	
・令和5年度予算案について	
・県営住宅等について	
・高次脳機能障がいについて	
・卒業式でのマスク着用について	
日高利夫議員質問 -----	192
・フードショック・穀物闘争について	
・みやざき被害者支援センターの運営支援について	
・消防操法の在り方について	
・県道改良・河川掘削について	
・本庄高校魅力化推進について	
・デジタル化推進と身近な働き方改革について	
3月2日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	207
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	207
1. 議案第82号追加上程 -----	208
1. 知事提案理由説明 -----	208
1. 一般質問 -----	208
西村 賢議員質問 -----	208
・知事の政治姿勢について	
・商工観光行政について	
・福祉保健行政について	

・ 防災・減災対策について	
・ 家畜伝染病の埋却地について	
・ 環境政策について	
・ 社会問題について	
・ 自動車保険加入促進について	
外山 衛議員質問 -----	221
・ 知事の政治姿勢について	
・ 産業の活性化について	
・ 観光行政について	
・ 農林水産行政について	
・ 県土整備について	
・ 教育行政について	
蓬原正三議員質問 -----	232
・ 知事の政治姿勢について	
・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連事業について	
・ 新しい資本主義関連事業について	
・ 商工会・商工業関連事業について	
・ 地元関連事業について	
・ ポイント付与事業について	
1. 議案第41号及び第42号採決 -----	246
1. 議案第1号から第40号まで、及び第43号から第82号まで並びに請願 委員会付託 -----	247
3月3日（金曜日） 常任委員会	
自3月4日（土曜日）	休 会
至3月5日（日曜日）	
自3月6日（月曜日）	常任委員会
至3月9日（木曜日）	
3月10日（金曜日） 特別委員会	
自3月11日（土曜日）	休 会
至3月13日（月曜日）	
3月14日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	251
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	251
1. 常任委員長審査結果報告 -----	252
日高博之総務政策常任委員長 -----	252

岩切達哉厚生常任委員長	255
西村 賢商工建設常任委員長	257
武田浩一環境農林水産常任委員長	259
河野哲也文教警察企業常任委員長	261
1. 討 論	264
前屋敷恵美議員	264
来住一人議員	266
1. 議案第1号及び第75号採決	267
1. 議案第2号から第40号まで、第43号から第74号まで及び第76号から第82号 まで採決	268
1. 請願第14号採決	268
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	268
1. 特別委員長調査結果報告	268
山下 寿ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員長	268
安田厚生デジタル化推進対策特別委員長	271
田口雄二こどもの未来応援対策特別委員長	273
1. 議員発議案送付の通知	276
1. 議員発議案第1号から第7号まで追加上程、採決	276
1. 閉 会	277
<hr/>	
1. 資 料	279
令和5年2月定例会日程	281
議案送付文書	282
代表質問時間割	285
一般質問時間割	286
議案・請願委員会審査結果表	287
閉会中の継続審査・調査申出一覧	291
1. 議案議決件名一覧表	293
1. 議員発議案等	301
宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	303
農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の更なる拡充 を求める意見書	305
養豚振興施策に関する意見書	306
高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書	307
地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書	308

新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る取組の強化を求める意見書	309
認知症との共生型社会への転換を求める意見書	310
1. 請願一覧表	311
1. 議事経過	325

2月17日（金）

令和5年2月17日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（36名）			
2番	坂本康郎		（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人		（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番	山内佳菜子		（県民連合宮崎）
5番	武田浩一		（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿		（同）
7番	窪菌辰也		（同）
8番	佐藤雅洋		（同）
9番	安田厚生		（同）
10番	日高利夫		（同）
11番	川添博		（同）
13番	中野一則		（同）
14番	凶師博規		（無所属の会 チームひまわり）
15番	有岡浩一		（郷中の会）
16番	重松幸次郎		（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美		（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉		（県民連合宮崎）
19番	井本英雄		（宮崎県議会自由民主党）
20番	徳重忠夫		（同）
21番	外山衛		（同）
22番	山下博三		（同）
23番	濱砂守		（同）
25番	右松隆央		（同）
26番	日高博之		（同）
27番	井上紀代子		（県民の声）
28番	河野哲也		（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二		（県民連合宮崎）
30番	満行潤一		（同）
31番	太田清海		（同）
32番	坂口博美		（宮崎県議会自由民主党）
33番	日高陽一		（同）
34番	横田照夫		（同）
35番	野崎幸士		（同）
36番	星原透		（同）
37番	蓬原正三		（同）
38番	丸山裕次郎		（同）
39番	二見康之		（同）
欠席議員（1名）			
24番	西村賢		（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	山本将之彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和5年2月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、武田浩一議員、河野哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る2月10日の議会運営委員会において、本日招集されました令和5年2月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計81件、その内訳は、当初予算20件、補正予算19件、条例24件、予算・条例以外18件であります。このほか1件の報告があります。また、国道327号の道路災害復旧に係る議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から3月14日までの26日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、2月24日から2日間の日程で代表質問、28日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他

の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

3月3日から5日間の日程で各常任委員会を開催していただき、14日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月14日までの26日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第81号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第81号までの各

号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。

令和5年2月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、知事就任の御挨拶と4期目の県政運営に関する所信の一端を申し述べます。

私は、さきの知事選挙におきまして、多くの県民の皆様の負託をいただき、再び知事として宮崎県政を担うこととなりました。

誠に光栄に存じますとともに、その重責に、改めて身の引き締まる思いがしております。初心に立ち返り、宮崎の未来に対する大きな責任を自覚しながら、県民の皆様の幸せと宮崎の発展のため、粉骨砕身の覚悟で県政運営に当たってまいります。

本県の地域経済や県民生活は、3年に及ぶコロナ禍の影響や、ロシアのウクライナ侵略などに伴う原油・物価高騰、さらには、昨年9月の台風第14号災害などにより、100年に一度とも言われる難局に直面しております。加えて、少子高齢化に伴う人口減少は刻々と進んでおり、このままでは本県の活力が大きく失われかねません。

私は、さきの選挙で県内各地をくまなく回り、多くの県民の皆様から切実な声を伺ってまいりました。こうした声を真摯に受け止め、何としても県民の暮らしと経済を守るという強い覚悟の下、これまでの実績や経験を生かし、まずは「宮崎再生」に全力で取り組み、本県を再

び成長軌道に乗せてまいります。その上で本県の歩みを次のステージへと飛躍させる明確なビジョンを示し、実行してまいります。

安心と希望あふれる宮崎を築くため、私が先頭に立って困難な課題にも果敢に挑戦し、着実に成果を出してまいりますので、引き続き、県民の皆様の御支援と議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、県政運営における私の基本姿勢を申し上げます。

私は、課題解決のヒントは現場にあるとの信念の下、日頃から市町村や企業・団体、県民の皆様との対話に努めてまいりました。

これまで築き上げてきた市町村、関係団体等との連携・協力体制や、全国知事会等での役割を担うことを含め、培ってきた国との太いパイプを生かしながら、引き続き現場主義に徹し、対話と協働の県政を推進してまいります。

さらには、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳噴火、台風災害など、様々な危機事象に対応してきた経験を生かし、改めて常在危機の意識を徹底するとともに、積極的な情報公開や効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、今後4年間の政策について申し上げます。

私は、今回の選挙において、重点施策として3つの柱を掲げました。

まず柱の1つ目は、「コロナ禍、原油価格・物価高騰、台風第14号災害からの回復」であります。

第8波が落ち着きつつある新型コロナへの対応は、5類感染症への移行が決定するなど、新たな局面を迎えております。日常を取り戻す取組を段階的に進めつつ、今後とも県民の命と健康を守るため、市町村や医療機関等と連携し、

医療提供体制のさらなる充実やワクチン接種の推進等に取り組んでまいります。

また、昨年の台風第14号災害は、いまだ県内各地に大きな傷跡を残しております。引き続き、被災された県民の皆様の生活再建と地域の復旧・復興が一刻も早く進むよう、国・市町村・関係機関等と連携し、全力で取り組んでまいります。

さらに、原油価格・物価高騰対策については、待ったなしです。このため、宮崎再生基金や国からの財源を最大限活用し、県内消費の喚起や事業活動の継続支援、生活困窮者をはじめとする県民の暮らしや絆の維持、観光誘客の促進等に力を注いでまいります。

幸い、今年は大イベントがめじろ押しです。本日から始まるWBC日本代表「侍ジャパン」の合宿を皮切りに、3月には日本初開催となるアジア最大のゴルフ商談会「アジアゴルフツーリズムコンベンション（AGTC）2023」、4月には23年ぶりのG7関係閣僚会合となる宮崎農業大臣会合、10月には本県初の宮崎県人会世界大会が開催されます。こうした絶好の機会に、国内外に向けて本県の魅力を最大限発信するとともに、社会経済活動の回復につなげてまいります。

柱の2つ目は、「本県の飛躍に向けた基盤づくり」であります。

まず、交通・物流基盤についてです。インフラ整備は未来への投資であり、3月25日の東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通をはじめ、九州中央自動車道の整備、フェリーの新船就航など着実に進展しております。今後も、高速道路網や港湾等の整備、宮崎空港国際線の早期再開、日常生活に不可欠な鉄道やバス路線の維持・確保などに取り組めます。

次に、危機事象への備えについてです。台風や豪雨災害、南海トラフ巨大地震などから県民の命と財産を守るため、引き続き、道路、河川等の計画的な整備・改修など、防災・減災、国土強靱化に取り組むとともに、防災士など地域防災の核となる人材の育成・確保等に取り組んでまいります。

さらに、本県の強みであるスポーツ環境について、4月に完成する屋外型トレーニングセンターをはじめ、4年後の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて整備が進むプール・陸上競技場・体育館など、さらなる施設の充実を図ってまいります。そして、本県ならではのスポーツキャンプの受入れノウハウなどを最大限に活用し、「国際水準のスポーツの聖地みやざき」のブランド力を前面に、国内外のスポーツ合宿や大会の誘致に積極的に取り組みます。

柱の3つ目は、「活力ある未来づくり」であります。

まず、人材の育成についてです。本県の未来は、「いかにして人を育て、人の力を結集していくか」にかかっていると看做しても過言ではありません。このため、地域課題への関心や社会を生き抜く力を育む教育はもとより、女性活躍を推進し、高齢の方や障がいのある方など多様な人材が、持てる力を十分に発揮できる社会づくりに努めます。また、大学生や高校生に、県内で暮らし、働く魅力を伝え、県内就職の増加につなげてまいります。

次に、地域産業の振興についてです。本県の基幹産業は農林水産業であり、中小企業は地域経済の活力の源であります。食料や資源の確保が国際的に大きな課題となる中、全国有数の食料・林業素材供給県としての強みを生かし、農

林水産業のスマート化やフードビジネス等のさらなる振興を図り、「おいしさ日本一の宮崎牛」をはじめ、本県農林水産物の魅力を国内外に積極的に発信します。

また、次世代リーディング企業の拡大、円滑な事業承継やスタートアップ企業の支援など、中小企業の経営基盤の強化や生産性向上を支援してまいります。

人口減少対策については、減少の抑制と減少への適応を図ることが大切です。このため、少子化対策として、合計特殊出生率1.8を上回るための取組を再構築するとともに、県内の若者と企業とのマッチングや、子育て世代をターゲットとする移住・U I Jターンの促進などにより、引き続き社会減ゼロを目指します。

また、持続可能な交通基盤の再構築やデジタル技術の活用、特定地域づくり事業協同組合の設立支援など地域の担い手確保のための仕組みづくりを支援し、人口減少が進む中であっても県民の暮らしや経済を維持してまいります。特に、デジタル化は人手不足を補う重要な手段であり、市町村や県内企業の支援体制の整備、高等教育機関や企業等と連携したIT人材の育成・県内定着などに取り組んでまいります。

さらに、脱炭素化は地球規模の課題であり、本県も「2050年温室効果ガス実質ゼロ」を宣言しています。今後、本県の強みを生かした森林整備によるCO₂吸収源対策のさらなる強化や、家庭や企業などでの省エネ・再エネ設備の導入を進めてまいります。

以上、述べてまいりました政策については、現在策定しておりますアクションプランの中で、これからの4年間に取り組む施策の工程や目標について、具体的にお示ししてまいります。

さて、今年は明治16年の本県再置から140年目となる節目の年であります。川越進翁をはじめ幾多の先人は、ひたすら郷土の発展を願い、不屈の精神で分県を勝ち取り、本県の礎を築いてこられました。今日の宮崎県は、このような先人たちの努力と、県民の皆様の郷土を愛する強い思いの上に築かれています。

孔子は論語の為政の章で、温故知新という言葉を残しています。「故きを温ねて新しきを知る」というこの言葉の意味は、「昔のことをよく研究して学び、そこから新しい知識や道理を見つけ出すこと」とされています。

こうした視点で県政を振り返ると、歴代知事の中で4期以上務めた黒木博知事と松形祐堯知事は、本県の課題を強みに変え、未来を切り開く政策に腰を据えて取り組まれました。中でも、本県が日本の食料供給基地としての地位を築くに至った黒木知事の「防災営農」や、森林や農地の公益的機能を積極的に評価した松形知事の「国土保全奨励制度」など、今につながる顕著な功績を残されたものと、深く敬意を表します。

知事として4期目を迎えた私も、これらの先人に学び、まずは宮崎再生をしっかりと成し遂げてまいります。そして、本格的な少子高齢化・人口減少の時代にあっても、将来にわたり持続可能な社会の基盤を築くとともに、本県の強みをさらに伸ばし、課題の克服につなげていく飛躍への道しるべを示してまいります。

以上、4期目の県政運営に当たりまして、私の所信の一端を申し述べました。

続きまして、県政に関しまして4点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナ対策についてであります。

昨年末に発令した医療非常事態宣言は、今月7日をもって終了し、8日から1つレベルを下げ、医療緊急警報に移行しました。県民の皆様のご協力により、新規感染者の減少傾向が続き、病床使用率も低下するなど、医療提供体制への負荷も一定程度軽減されたことから、専門家の意見も踏まえ決定したものであります。

今回の第8波では、夏の第7波を超える爆発的な感染拡大に直面し、基礎疾患を有する高齢の患者など多くの方が亡くなりました。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また、感染者の急増により、医療現場が逼迫する中、最前線で御尽力いただいた関係者の皆様へ、改めて深く感謝を申し上げます。

先日、国において、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、5月8日から5類感染症に移行することが決定され、大きな転換点を迎えております。今後、患者の入院・療養や費用負担をはじめ、様々な制度や仕組みが変更される一方で、新型コロナはこれからも新たな変異や感染拡大を繰り返していくと想定されます。このため、移行に当たっては、県民や医療の現場に混乱が生じないように、丁寧に周知するとともに、3月上旬に示される予定の国の方針を踏まえ、医師会等とも連携し、必要な保健・医療体制の確保等に努めてまいります。

2点目は、高病原性鳥インフルエンザについてです。

昨年11月から1月まで、県内1市2町の養鶏農場において、計3例の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

1例目に対応いただいた自衛隊に加え、国、関係市町、JAグループ、県建設業協会をはじめ

めとする多くの団体・企業等に協力いただき、これまで延べ2,400名を超える態勢で、発生農場等の防疫措置を迅速に完了することができました。関係する皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

今シーズンは、国内の25道県で計76例の発生が確認され、殺処分数は1,400万羽を超えて現時点で1,478万羽となっており、過去最多となっております。県内においても、依然として発生リスクは高い状況にあります。

引き続き、養鶏関係団体等と緊密に連携し、農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図るなど、危機感を持って防疫対策に取り組んでまいります。

3点目は、台湾でのトップセールスについてです。

去る1月31日から2月2日にかけて、中野議長、西村委員長をはじめ、関係する県内経済団体の皆様とともに、3年ぶりとなる海外でのトップセールスを台湾にて実施しました。現地では、桃園市や台湾日本関係協会など関係機関を訪問し、今後さらに交流を活発化させていくことをお互いに確認しました。

また、チャイナエアライン本社において、宮崎ー台北線の早期再開を要望するとともに、台湾のマスコミを通じた本県の観光・物産のPRを実施してまいりました。

コロナ後を見据えながら、台湾をはじめ海外との経済交流や観光誘客を促進し、海外の活力を取り込むことにより、社会経済活動の回復につなげてまいります。

4点目は、高速道路の整備についてです。

東九州自動車道清武南ー日南北郷間の17.8キロメートルが、3月25日に開通する運びとなりました。平成10年度に事業化されて以来、つい

に日南市から北九州市までが一本の高速道路で結ばれることとなります。これにより、広域観光ルートの形成や地場産業の振興、南海トラフ地震などの災害時における人命救助や救援物資の輸送などに大きく寄与するものと確信しております。

これまで、開通に向け力強い御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通に向けて、必要な予算の確保や未事業化区間の早期事業化について、私が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和5年度当初予算案について御説明申し上げます。

来年度の当初予算案は、年末に行われた知事選挙の関係で骨格予算としておりますが、宮崎再生を確実なものとするため、年間を通して必要となる経費を計上した「宮崎再生予算」（骨太な骨格予算）としたところであります。

今回の予算案は、現在取り組むべき課題等を踏まえ、次の3点のポイントで整理しております。

1点目は、「宮崎再生」です。コロナ禍や原油価格・物価高騰等からの再生・復興であり、県民の暮らしや県内経済活動の本格回復に向けた対策を強化してまいります。

2点目は、「安全・安心で持続可能なくらしづくり」です。大規模災害への備えや台風第14号の災害復旧を迅速かつ着実に実施するとともに、医療提供体制や新型コロナ対策など、県民の皆様が安全・安心に暮らせる基盤の充実を図ります。

3点目は、「活力ある未来のみやぎきづく

り」です。本県の将来にとって重要な課題である少子化対策や移住・定住の促進など、人口減少対策をさらに進めてまいります。

また、社会のあらゆる場所に広がるデジタル変革、いわゆるDXの推進やゼロカーボン社会づくりなどの新たな課題への対応にも取り組んでまいります。

このような考え方にに基づき編成した結果、令和5年度の当初予算案は、一般会計6,556億8,300万円、特別会計2,007億9,028万5,000円、公営企業会計674億4,631万8,000円となり、一般会計は、前年度の当初予算と比較して142億円余、2.2%の増であります。骨格予算ながら、中小企業融資制度貸付金や災害復旧、新型コロナ対策等により、前年度予算より増額となり、21年ぶりに6,500億円を超える規模となりました。

なお、来年度の6月補正予算において、宮崎再生のさらなる加速化に要する政策的経費を追加計上する予定としております。

一般会計の歳入財源は、県税1,067億5,000万円、地方譲与税206億800万円、地方交付税1,890億5,100万円、国庫支出金1,241億1,864万5,000円、県債454億10万円、その他1,697億5,525万5,000円であります。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第21号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」は、県営土地改良事業の新規地区実施に伴い、対象事業の負担率の改定を行うものであります。

議案第22号は、工業技術センター等の機器に係る使用料の改定等を行うものであります。

議案第23号は、道路交通法の改正等に伴い、関係する警察関係手数料の改定等を行うもので

あります。

議案第24号は、令和5年度から職員の定年を引き上げることに伴い、退職手当基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第25号は、基金を活用した事業の終了に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第26号、第28号及び第29号は、特定非営利活動促進法に係る手続のオンライン化に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第27号は、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第30号は、医師のキャリア形成と医師不足地域の医師確保の両立を図るため、修学資金に関し指定医療機関や返還免除の要件を見直すなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第31号は、認定こども園が送迎用バスを運行する場合に、園児の所在確認と安全装置の装備を義務づけるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第32号は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第33号は、旅券法の改正によるパスポートのオンライン納付の導入等に伴い、証紙以外の方法により徴収することを可能とするため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第34号及び第35号は、博物館法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第36号は、包括外部監査契約の締結について、議案第37号から議案第39号までは、林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるために市町村負担金を徴収することについて、議案第40号は、宮崎県環境基

本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について、議会の議決に付するものであります。

議案第41号及び第42号は、監査委員、安樂健一氏及び緒方文彦氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、木下博義氏及び川野美奈子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同時に提案しております令和4年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、新型コロナ対策に関するもの、国の第2次補正予算に対応するもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計190億8,845万円の減額、特別会計32億1,099万円の増額、公営企業会計5億2,809万5,000円の増額であります。この結果、令和4年度の一般会計歳入歳出予算規模は7,384億5,562万4,000円となります。

このうち、県独自の経済対策として、「県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業」や、G7宮崎農業大臣会合を契機に宮崎牛を大都市圏に向け、早期かつ大々的にPRするための「「おいしさ日本一宮崎牛」緊急PR事業」などを計上しております。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税45億2,000万円、地方消費税清算金35億4,095万5,000円、地方譲与税23億8,336万2,000円、地方交付税116億3,002万3,000円、国庫支出金マイナス173億8,901万3,000円、繰入金マイナス143億9,278万2,000円、県債マイナス85億3,208万8,000円、その他マイナス8億4,890万7,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明いたし

ます。

議案第62号は、新宮崎県体育館の供用開始の延期に伴い、条例の施行期日の期限を1年延長するものであります。

議案第63号は、警察職員による遠隔地の離島周辺海域での水上警戒作業について、特殊勤務手当の対象業務とするため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第64号は、新型コロナウイルスの影響により事業活動に支障が生じた者に対して、利子補給等の支援を引き続き行うため、基金の設置期間の終期を延長するものであります。

議案第65号及び第66号は、基金を活用した事業の終了に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第67号及び第68号は、児童福祉法の改正により、関係規定の改正を行うものであります。

議案第69号は、県立病院における医師の安定的確保の観点から、育児休業等を取得した場合の修学資金の返還免除に係る取扱いを定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第70号から議案第78号までは、工事請負契約の締結及び変更について、議案第79号は、県道延岡停車場線等を廃止することについて、議案第80号は、みやざき子ども・子育て応援プランの変更について、議会の議決に付するものであります。

議案第81号「知事の給料の減額に関する条例」は、私の新型コロナウイルス感染に伴う誤った対応を真摯に反省し、県民の皆様の信頼を取り戻すべく正確な情報提供などに取り組んでいるところではありますが、自らへの処分として、令和5年4月及び5月の給料を減額するための条例を制定するものです。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日18日から23日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

2月24日（金）

令和 5 年 2 月 24 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 山下博三 (同)
- 23番 濱砂守 (同)
- 24番 西村賢 (同)
- 25番 右松隆央 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 二見康之 (同)

欠席議員 (1名)

- 36番 星原透 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 矢 野 慶 子 | 矢 野 慶 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 警 察 本 部 長 | 山 本 将 之 二 | 山 本 将 之 二 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 茂 雄 二 彦 | 茂 雄 二 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 緒 方 文 彦 | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 日 高 幹 夫 | 日 高 幹 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 坂 元 修 一 | 坂 元 修 一 |
| 議 事 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 川 野 有 里 子 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 代表質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手）自由民主党の横田照夫です。私たちの今任期最後の定例会の先陣を切って代表質問をさせていただきます。

まずは河野知事、このたびは県知事選挙での御当選、誠におめでとうございませう。県民の負託にしっかりと応えていただける4年間になりますことを御期待申し上げます。

国内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから3年が経過しました。しかし、減少傾向にはあるものの、いまだに収束には至っておりません。また、ウクライナ戦争も1年が過ぎましたが、ウクライナに対して欧米諸国が戦車やミサイルなどの兵器を供与していて、戦況はさらに泥沼化しようとしています。

新型コロナやウクライナ戦争の影響で、世界中のサプライチェーンがずたずたにちぎれてしまい、原油価格や食料・原材料価格等の高騰が続いており、知事が言われるように100年に一度の難局と言っても過言ではないと思います。

そういう中、昨年暮れに県知事選挙が行われ、見事、河野知事が4選を勝ち抜かれました。そこで、知事が選挙時に掲げられました公約等を中心に質問をさせていただきます。

河野知事は年末の県知事選挙で、現職対元職という異例の選挙戦で難しい一面もあったと思いますが、見事4選を勝ち取られました。既に4期目の任期が始まっていますが、これからの4年間の課題をどう捉え、どのように取り組んでいくのか、知事の決意をお聞かせください。

また知事は、自民党県連や立憲民主党県連、県農民連盟、連合宮崎など約400もの政党・団体の推薦を受け、万全の態勢で選挙に臨まれましたが、終盤に東国原氏の猛追を受け、僅か2万3,044票差で逃げ切られました。

投票者のうちの48.5%が他候補に投票したことについて、どのように受け止めておられるのかをお伺いします。

知事は選挙に際してまとめられた政策提案の中で、「100年に一度と言われる難局に直面している今、この困難を克服し、県民の暮らしと経済を守り抜くために宮崎再生に取り組む」と言われていますが、改めて宮崎再生に向けた知事の思いをお聞かせください。

以上を壇上からの質問とし、後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、今後4年間の課題と決意についてであります。

3年に及ぶコロナ禍や原油・物価高騰、さらには昨年の台風第14号災害により、本県は今、大きな難局に直面をしております。

このため、まずは一日も早く本県の歩みを再び元の成長軌道へと戻し、必ずや宮崎再生を果たしてまいります。

そして、コロナとの闘いが次の局面へと移りつつあることを見据えながら、厳しい状況に置かれております方々の暮らしや、経済活動の回

復に積極的に取り組むとともに、本県の飛躍に向けた基盤づくりとして、将来にわたって持続可能な鉄道・バス路線の確保や、防災・減災、国土強靱化対策などに取り組んでまいります。

また、本県の将来を見据えますと、今後も長期にわたって人口減少が進む見通しの中、様々な産業分野での人手不足がますます厳しくなっております。そのため、出会いから結婚、妊娠、出産に至るまで切れ目のない少子化対策と、移住、U I Jターンの促進などの社会減対策も含めた人材の育成・確保を最重要課題として、さらに強い危機感を持ちながら取り組んでまいります。

さらに、今年はG7農業大臣会合をはじめ宮崎が世界的な舞台となる大きなイベントが続きますことから、これらを契機として海外の活力を宮崎の成長に取り込んでいくことも重要であると考えております。

本県の魅力を国内外に発信しブランド力を高め、インバウンドを含む観光振興や移住の促進、県産品の輸出促進を含むグローバル戦略の展開に大きく弾みをつけてまいります。

これらの取組を進めるに当たっては、私の政治姿勢であります現場主義、対話と協働を貫くとともに、改めて常在危機の意識を徹底し、適時適切な情報発信など開かれた県政を推進しながら、安心と希望あふれる宮崎づくりに全力で取り組んでまいります。

次に、選挙結果の受け止めについてであります。

今回の知事選挙は非常に厳しい戦いとなりましたが、まずは私の3期12年の実績、さらには対話と協働といった政治姿勢を県民の皆様の評価をいただき、大変うれしく思っております。

選挙時の出口調査では、河野県政に対する一

定の評価というものを8割から9割の方からいただいているということは、まずはうれしく受け止めております。

その一方で、御指摘のとおり、こうした河野県政を評価いただいた方を含め、多くの票が他の候補者に投じられたことは事実でありますので、そこに込められた県民のメッセージをしっかりと受け止める必要があると考えております。

コロナ禍や原油高、物価高に伴う閉塞感がある中で、何か変えてほしいと、そして東国原氏のような抜群の知名度や発信力で以前のような宮崎ブームの再来を期待する方もおられたでしょうし、何かやってくれるのではないかとこの期待感を寄せられた方もおられようと思えます。今回の選挙にこうした様々な県民の思いが反映されたものと受け止めております。

私としましては、こうした候補者に投じられた票の思い、有権者の思いというものをしっかりと酌み取るとともに、4期目に当たりまして、これまで3期12年の単なる延長であってはならないという強い緊張感の下で、一政治家としては、これまで以上に県民の皆様と対話を交わしながら発信力に磨きをかけるなど、精進に努めるとともに、今後の政策展開に当たりまして、地域間競争を勝ち抜くという強い意志の下で、4期目で取り組むからこそ達成できる成果というものの実現を目指して、柔軟な発想や実行力により積極果敢に挑戦をしてまいります。

最後に、宮崎再生に向けた思いについてであります。

現在、コロナ禍や激甚化する自然災害、少子高齢化の加速、国際情勢の不安定化など、本県は困難な状況に直面し、先行きの不透明感が増してきております。何よりも、まずはこの難局

から立ち上がり、一刻も早い回復を実現する必要があります。

これまでの実績や経験を生かし、県民生活や経済活動の本格的な回復に向けた宮崎再生と、その後のさらなる飛躍へと全身全霊を傾けて取り組む所存であります。

また、とりわけ大きな影響を受け続けてきた飲食事業者や観光・宿泊分野の皆さんをはじめ、様々な業界の皆様を力強く後押しするとともに、苦しい環境や弱い立場に置かれている方々に対するできる限りの生活者支援を行うなど、力を合わせて宮崎の再生を目指していくこと、そして、その旗振り役を担うのがトップリーダーとしての知事の役割であると考えております。

県民の皆様の将来に向けた不安な思いや苦悩に寄り添い、そして、それをしっかり受け止めながら強い気概と覚悟を持って宮崎再生に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 丁寧な御答弁をいただきました。

今御答弁いただきましたように、ある新聞社の出口調査では、河野県政の3期12年間で90%の有権者が評価をしていたが、そのうちの47%は東国原氏に投票していたということでした。また、次の知事に一番求めるもののうち、「宮崎県を発信する力」や「宮崎が変わるという期待感」と答えた人の7割が東国原氏に投票したそうです。つまり有権者は、宮崎が変わるという期待感等に河野知事への物足りなさを感じていたのではないのでしょうか。

知事は「私の政治姿勢」の中で、「明確なビジョンを示すこと」と「力強く実行していくこと」とうたわれておりますが、任期中の実現可能性のみにとらわれず、県民に夢や希望を与え

るビジョンを掲げるべきではないかと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 大事な御指摘だと受け止めております。長引くコロナ禍や物価高騰をはじめ、自然災害の頻発化など先行き不透明な中であって、県民の皆様が安心して暮らせる社会づくりに最優先に取り組むとともに、新たな夢や希望につながる種をまいていくことも重要であると考えております。

このため、今後の社会の在り方を念頭に置きながら、中長期的な視点に立ったチャレンジ性の高い施策についても検討し、実施していく必要があると考えております。

具体的には、自動運転技術や仮想空間など未来技術の実証・導入をはじめ、交通や観光など様々な分野のデータを連携させて住民サービスを向上させるスマートシティづくり、さらには、再エネ・水素などのクリーンエネルギーや蓄電池の導入等による脱炭素の地域づくりなどあります。

本県は、少子高齢化・人口減少という面では全国の中でも課題先進県であろうかと思いますが、こうした新しい技術を活用することによって課題解決先進県となっていくこと、これも大事であろうかと考えております。

いずれも短期間で結果を出すことは難しいテーマではありますが、希望ある未来に向けて積極的に挑戦してまいります。

○横田照夫議員 私は以前の一般質問で、宮崎県を水素製造と燃料電池製造の拠点にしようではないかという質問を何回もしました。それは、宮崎大学の西岡教授が、「実用化サイズで常時高効率な太陽光水素製造装置も既にできていて、その気になればいつでも実用化できる」と言われているのを基にした質問でした。

平成30年度に、みやぎ水素製造スマートコミュニティ推進協議会がつけられましたが、その後、どういう動きをしているのか全く分かりません。本県に水素関連の新たな産業を興して、多くの雇用を生み、県民所得の向上を目指しますというのは、県民に対する夢や希望にはつながらないでしょうか、検討していただければ幸いです。

東国原氏は「東国原八策」という公約集を出されて選挙戦を戦われました。その東国原氏に約23万6,000人の有権者が投票をしたわけで、たとえ相手候補が出された公約であっても無視するわけにはいかないのではないのでしょうか。東国原氏が出された公約について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 東国原氏の公約については、私も拝見したところであります。日豊本線を活用したミニ新幹線や、本県の温暖な気候を生かしたフロリダ化構想など、その実現性や妥当性はともかくとしまして、何か変わりそうだという、わくわく感をもたらすような施策も盛り込まれておまして、東国原氏が巧みな話術、そして印象に残る言葉で強く訴えることで多くの注目を集めたものと理解をしております。

一方で、人口減少問題への対応をはじめ、農林水産業や観光サービス業の振興、医療福祉の強化など、基本的な課題認識については大きく変わるものではない、共通のものも多かったと受け止めております。

私としましては、東国原氏に投票された方々の思いも受け止めながら、私自身の政策提案を基に、県民の皆様に夢や元気を与えるような施策の磨き上げや展開に努めるとともに、その成果がしっかりと伝わるよう取り組んでまいりま

す。

○横田照夫議員 ある人が、「河野知事は、東国原氏の発信力に勝てないことを認めておられるし、東国原氏は、選挙が終わったのでノーサイドとして宮崎県のために頑張ると言われている。河野知事と東国原氏との獲得票はほぼ100%になるし、お互いが力を合わせればすごい力になると思うので、東国原氏に本県をPRする特別大使になってもらってはどうか」と言われました。なるほどなと思いました。

河野知事は、1期目就任当時に東国原氏をみやぎ特命大使に任命されておりますが、今となっては、その事実は忘れ去られ形骸化しています。知事にそういう度量があれば、東国原氏に再度お願いをしてみるのもいいんじゃないかなとも思ったところです。

知事は政策提案の中の「「宮崎再生」に向けた私の政策～次の4年間で取り組むこと～」という項目で、幾つもの公約をうたっておられます。そのことに関連で幾つか質問をします。

まずは、台風第14号災害からの復旧・復興についてお尋ねします。

被害額が700億円を超えた昨年の台風第14号災害からの復旧・復興では、国・市町村、関係機関・団体と連携しながら、復旧・復興が一刻も早く進むよう全力で取り組むとしておられます。

河野知事は被災直後から、現地視察をはじめ、防災担当大臣や総務大臣、衆議院災害対策特別委員会の来県対応を重ねられ、知事の強いリーダーシップにより、国の激甚災害の指定を早期に受けることができました。これにより復旧事業の国庫補助率の引上げ等の措置がなされ、復旧の加速が期待されるところです。

台風第14号被害は全県下に及びましたが、特

に中山間地域の被害が大きく、その中でも日向市から椎葉村に延びる国道327号は、諸塚村七ツ山地区などで大規模な崩落が発生し、大きな爪痕を残しました。

国道327号は、地元住民の暮らしには欠かせない命の道です。この復旧には、本県では初めてとなる国の権限代行により工事が進められており、一日も早く強靱な復旧が待たれますが、国道327号の通行止め箇所の復旧状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道327号については、諸塚村七ツ山地区と椎葉村松尾地区の2か所において道路が大きく崩壊したため、通行止めを余儀なくされております。

このうち七ツ山地区については、地形や地盤の状況から復旧には高度な技術力が必要であったため、国の権限代行による応急復旧の支援を受けることとなり、出水期前までの仮橋による片側通行での再開を目指し、現在工事が進められております。

また松尾地区については、県において災害発生直後から調査・設計などを行い、年明け早々に国の災害査定を受け、今月上旬、工事の入札を行ったところであります。

国道327号は住民生活や地域経済を支える重要な道路でありますので、引き続き早期復旧に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 今回の台風第14号は、平成17年の台風に次ぐ被害となっておりますが、平成17年と異なる特徴は、県北地域の山間部に被害が集中しているということで、地域の建設企業だけでは早期復旧が難しいのではないかと心配する声もあります。このため、これらの地域の災害復旧工事を支援する取組として、復旧・復興J V制度を導入したとの報道がありました。

この復旧・復興J V制度の内容と、導入することにより期待される効果について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、今回の台風第14号による被害の多くは県北の山間部に集中しており、早期復旧への影響が懸念されることから、円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、新たなJ V制度を導入したところであります。

この制度を導入することで、被災地域内の地元企業だけではなく、地域外の企業とも共同企業体を結成できるようになり、技術者の効率的な配置が可能になるほか、より大きな金額の工事の入札に参加できることとなります。

この結果、複数の災害箇所を一括して発注できるため、迅速かつ効率的な施工が確保され、早期復旧につながるものと考えております。

今後、この制度の効果を最大限発揮できるよう、制度の周知を行いますとともに、一日も早い復旧・復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

○横田照夫議員 知事は、引き続き防災・減災、国土強靱化による災害に強い県土づくりに取り組み、ハード・ソフト両面からの対策を計画的に進めるとしておられます。

そこで、県土整備部長にお尋ねします。これまで各河川で河川掘削に取り組んできましたが、国土強靱化による河川掘削工事の効果と、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、これまでの整備に加え、平成30年度から国土強靱化対策等の予算を活用し、県内全域で河川掘削や堤防の整備等を進めているところであります。

昨年9月の台風第14号においては、例えば三

財川流域の24時間雨量は、平成17年の台風第14号を上回ったものの、河川掘削工事等によりピーク時の水位が低下し、浸水被害の軽減に一定の効果があつたものと考えております。

しかしながら、耳川流域などにおいては浸水被害が発生していることから、まずは次期出水に備え、家屋の浸水被害を受けた箇所掘削工事等を進めてまいります。

今後とも、県民の安全・安心な暮らしを守るため、国土強靱化予算等の確保に努め、治水対策に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 台風第14号では、県内に「これまでに経験がないような大雨」として大雨特別警報が出されました。そのような大雨で、大量の土砂がダム湖に流れ込んだのではないのでしょうか。

そこで、県が管理するダムの堆積土砂の対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県が管理する16ダムでは、降水量が少ない冬の時期に毎年、貯水池内の土砂の経年変化を把握するための測量を実施しております。

その結果、ダムの治水容量に影響を及ぼす土砂の堆積が確認された場合には、緊急浚渫推進事業などを活用し、土砂の除去工事を行うこととしております。

台風第14号により流入した土砂につきましても、測量の結果、治水機能に支障がある場合には堆積土砂の除去を行い、ダムの適切な維持管理に努めてまいります。

○横田照夫議員 台風第14号では内水氾濫による家屋の浸水被害が発生しましたが、県として今後どのように取り組んでいくのかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 昨年の台風

第14号では、五ヶ瀬川や耳川、一ツ瀬川流域などで本川の水位が上昇し、支川の水が排出できずにあふれる内水氾濫により、家屋の浸水被害が発生しております。

県では、浸水被害の軽減を目的に、河川の水位を下げるための河川掘削工事を進めるほか、特に被害の大きかった一ツ瀬川などにおいて、現在、内水氾濫の解析を行い、対策の検討を進めているところであります。

また、樋門を安全に操作できるように、関係者と意見交換を行い、操作環境の改善にも取り組むこととしております。

近年の水害リスクの増大を踏まえますと、これまでの治水対策に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組が内水被害の軽減にも効果的なことから、今後とも、国や市町村、地域住民など、流域に関わるあらゆる関係者と連携を図り、河川の浸水対策に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 台風第14号では、椎葉村と美郷町で県が造成した盛土が崩壊しましたが、これまでに、県や市町村、さらには民間により造成された盛土、いわゆる既存盛土は県内に数多く存在すると思われまます。

本年5月から盛土規制法が施行されますが、この盛土規制法の運用における既存盛土への対応について今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 盛土規制法における既存盛土への対応につきましては、まずは、盛土等により人家等に被害を及ぼすおそれのあるエリアを設定し、そのエリア内にある既存盛土の分布状況を調査することとしております。

把握された既存盛土につきましては、現地確

認を行い、安定性を損なう著しい変状を確認した場合は、応急対策をはじめ必要な措置を講じることとしております。

また、それ以外の既存盛土につきましても、人家までの距離や盛土の形状、地下水の有無等に応じたリスク評価を行い、その結果に基づき経過観察等を行ってまいります。

今後とも、公共3部はもとより市町村とも連携し、県民の安全・安心な暮らしの確保に向けしっかりと取り組んでまいります。

○横田照夫議員 今回の県知事選挙では、河野知事は中山間地域で安定的に得票し、諸塚村で82.35%、椎葉村で78.78%、美郷町や西臼杵3町でも60%台を確保されました。それだけ河野知事に対する中山間地域の期待は大きいのだと考えます。

台風第14号で被害の大きかった中山間地域の復興について、知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 中山間地域は、県土面積の約9割を占めております。豊かな自然や伝統文化に加えまして、県土の保全、水源の涵養、食料の供給など県民の暮らしに重要な役割を果たしておりまして、将来にわたって守っていく必要があると強く感じております。

私自身、被災地に足を運ぶ都度、住民の方々が地域の将来のため、復興へ向けて懸命に前へ進もうとされている姿を目の当たりにしまして、何としてもこれらの地域を守らなければならないという思いを強くしたところであります。

また、昨年末の知事選挙におきまして、中山間地域の多くの皆様に御支持をいただきましたのは、私の取組に対するこれまでの評価と、これからの期待の表れであると考えておりまし

て、中山間地域の未来に対する私の大きな責任というものを感じているところでございます。

こうした皆さんの期待に応えるためにも、一刻も早い復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

○横田照夫議員 それでは、引き続き政策提案に沿って、中山間地域対策について伺います。

知事は、人口減少や少子高齢化の状態が当面続くことを前提として、そうした状況下にあっても県民が安心して暮らせる地域社会を構築し、あわせて、人口減少の抑制に向けて移住・定住の促進、交流人口の拡大、中山間地域の振興等に取り組むとしておられます。

「川上を守らないと川下は守れない」と言われますが、先ほどの知事の答弁にもありましたように、私自身も、中山間地域の暮らしを守り、将来に引き継いでいくことが、県全体を守っていくことになると思っています。

費用対効果とか合理性だけで考えるのではなく、我々は中山間地域の有形・無形のかげがえのない価値を認識し、みんなで守っていかなければいけません。

1月30日に、県内で初めて、日南市と諸塚村で特定地域づくり事業協同組合が認定され、組合で雇用した移住者などを地域の各事業者に派遣する事業を開始すると伺いましたが、担い手不足にあえぐ中山間地域の産業を支えつつ、移住・定住の促進につながるすばらしい制度だと感じました。

これも、知事が取り組む、安全・安心で持続可能な暮らしの実現に向けた施策の一つかと思いますが、私は、このような新しい制度も積極的に活用して、人口減少・少子高齢化により生じる様々な問題の影響を最小化し、中山間地域の方々の持続可能な暮らしを実現していく必要

があると考えます。

そこで改めて、人口減少が急速に進む中、持続可能な中山間地域づくりにどのように取り組んでいくのかを、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 中山間地域では、人口減少の影響がいち早く現れております。担い手不足とともに、交通、買物、医療など暮らしに必要な機能・サービスの確保が困難となりつつあり、市町村や住民の方々からも、将来に対する様々な不安の声を伺っております。

こうした中、地域の暮らしを維持していくには、市町村や集落が広く連携し、相互に補完し合うことが重要であると考えており、地域交通の最適化や医療、介護、防災等のセーフティネットの構築などに重点的に取り組んでいるところであります。

また、地域の担い手の確保につきましては、議員から御指摘がございました特定地域づくり事業協同組合をはじめ、地域で持続的に課題解決に取り組む地域運営組織の形成や、それを支える人材の育成、さらには移住・定住の促進や関係人口の創出等を図ることとしております。

こうした取組を通じて、人口減少が進む中にあるとしても、将来にわたって安心して暮らし続けることができる中山間地域づくりを進めてまいります。

○横田照夫議員 ただいまの知事の答弁にもありましたとおり、持続可能な中山間地域づくりに向けて様々な取組を進めているとのことですが、特に移住・定住の促進の取組は大変重要であると考えています。

地方回帰の流れが年々強くなる中、県及び市町村が移住施策により把握した、昨年度に県外から本県に移住した方の数は884世帯で1,617人となり、3年連続で前年度を上回る実績とな

り、県が移住実績を把握し始めた平成18年度以降で最多となっています。

市町村別の内訳で見ると、宮崎市が前年度より61世帯増えて307世帯と、市町村別で最多となり、次いで都城市、日南市となっており、移住者数は増えているものの、都市部に偏っているようにも見受けられます。

本県へ移住者が増えることはもちろん重要ですが、担い手不足に悩む中山間地域へより多くの方が移住していただき、末永く暮らしていただけるような取組も重要であると考えます。

そこで総合政策部長に、昨年度の中山間地域の移住実績と、移住・定住対策をどのように充実させていくのかを伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 全域が中山間地域となっております18の市町村における、令和3年度の県外からの移住実績は、231世帯となっております。

中山間地域への移住・定住を進めるためには、県外の方にその魅力を広く知ってもらうことが大切でありますので、県では今年度、西都市、椎葉村、高千穂町に移住された方々の仕事や暮らしぶりにつきまして、移住専門誌等で紹介しております。

また、中山間地域への移住に際しては、住居の確保が難しく、慣れない生活に悩み、不安を抱くケースもあると考えており、市町村が行います移住者向けの空き家改修への補助や、移住サポーターの設置等を積極的に支援しているところであります。

さらに、活用が増えております移住支援金につきましては、大都市圏からの子育て世代の移住を念頭に、一部見直しの上、来年度以降も引き続き実施することとしておりまして、これらの取組を通じて、中山間地域を含めた本県への

移住増加につなげてまいります。

○横田照夫議員 知事は、県民生活や経済活動の本格的な回復に向け、機動的かつ継続的に効果的な施策を実施するために宮崎再生基金を活用するとし、中でも、大きな影響を受けてきた飲食店や観光・宿泊分野の回復を図っていくとあります。

先ほどの答弁にも重なるかもしれませんが、コロナ禍や燃料価格・物価高騰等からの県民生活や経済活動の回復に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ禍や燃油価格・物価高騰の県民生活や経済活動への影響は極めて大きいものと感じており、本県の回復はいまだ道半ばの状況にあります。

このため、国の交付金や宮崎再生基金等を最大限活用し、落ち込んだ消費の回復や生活困窮者等の支援など、社会経済活動の下支えに取り組むとともに、事業者の脱炭素化・省エネ化や資源・資材の海外依存からの転換など、価格高騰による影響の軽減を図ることとしております。

また、今年は侍ジャパンの合宿を皮切りに、4月のG7宮崎農業大臣会合や、10月の県人会世界大会など大規模イベントが相次いで予定されております。これらを契機としまして、飲食関連や観光・宿泊分野をはじめとする経済活動の回復を加速化させるとともに、本県ならではの食や観光の魅力を国内外にしっかりとアピールし、ポストコロナ社会も見据えながら、次なる飛躍へとつなげてまいります。

○横田照夫議員 総合政策部長に、宮崎再生基金の今年度の活用実績があればお聞かせいただきたいと思います。また、今後の活用も併せて伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎再生基金につきましては、今年度はG7宮崎農業大臣会合の支援、それから侍ジャパンの合宿の誘致、子供の貧困実態調査などのほか、今回の補正予算案につきましても計上しておりますが、宮崎牛のPR事業等を含めて、総額で約4億2,000万円の執行を予定しております。

また、来年度の当初予算案におきましては、事業者支援として、鉄道・フェリーの利用促進や畜産における国産飼料への転換支援などのほか、困難な立場にある方々の支援として、子供の居場所づくりや自殺予防対策等に取り組むこととしております。

さらに、県人会世界大会の開催や観光誘客など、さらなる活性化に向けた事業も盛り込んでおりまして、総額で約10億5,000万円を計上しております。

引き続き、県民生活や地域経済の状況を注視しながら、機動的・効果的な事業構築に努めてまいります。

○横田照夫議員 知事は、「地域経済を支える産業の育成」の中で、昨年为全国和牛能力共進会で史上初の4大会連続内閣総理大臣賞を受賞した「おいしさ日本一」の宮崎牛を冠に、本県農畜水産物の国内外への効果的なPRやブランド化に取り組むとされていますが、どのような取組を考えておられるのかをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 私は先日も、3年ぶりとなります海外出張で、台湾へのトップセールスなどを行いました。また、岸田総理への宮崎牛の贈呈、WBC日本代表の宮崎キャンプでの贈呈式など、私自身が先頭に立って、関係団体とも連携をしながら、本県農畜水産物の情報発信に取り組んでいるところであります。

侍ジャパンの合宿では、二刀流大谷選手への注目が高まっている中で、最近評価が高まっております種牛「二刀流」のPRにも努めたところであります。

これまでの取組によりまして、「おいしさ日本一」の称号を得た宮崎牛をはじめ、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」や宮崎キャビアなど、国内でもトップブランドの地位を確立してまいりました。

4月のG7宮崎農業大臣会合、10月の宮崎県人会世界大会や東京食肉市場まつりなど、国内外へPRする絶好の機会にも恵まれておりますので、世界市場も見据えながら、効果的な情報発信に努めてまいります。

特に、最近の消費者のライフスタイルの変化や健康志向、食品に対する国産回帰や地産地消の機運が高まっておりますので、これらを踏まえた本県の農畜水産物の高付加価値化を推進し、他県産とのすみ分け、差別化を図りながら、宮崎独自のブランド化を進めてまいります。

○横田照夫議員 宮崎牛の話が出ましたが、和牛の育種改良には長い年月と労力が必要です。これまで肉質や肉量を求めて改良が進められ、肉質である上物率も格段に向上し、枝肉共進会では出品牛のほぼ100%がA4以上の上物で、脂肪交雑、いわゆるサシの入り具合の指標であるBMSが最高値である12番であっても入賞すらできないほどになっていまして、和牛の改良はほぼ行くべきところまで行き着いた感があります。

一方、消費者には赤身嗜好が増えつつありますし、サシが入った和牛は値段が高いと感じている消費者も多く、霜降り重視の高付加価値路線が曲がり角に来ているとも言われています。

こういった中、今後、宮崎牛の改良をどのような方向に進めるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 和牛の改良は、これまで発育と肉質の向上を目指して進めてまいりましたが、このたびの全国和牛能力共進会において、おいしさに関係する脂肪の質に着目した出品区が新設されたとおり、食味性の向上に重点を置いた新たな改良の方向が示されたところでもあります。

このような中、本県は以前より、オレイン酸など脂肪の質に着目した種雄牛の改良に取り組んでおり、その結果、今回の成績を収めることができたと考えております。

しかしながら、おいしさに関する要因には未解明な部分も多いことから、引き続き大学や国の研究機関と連携して調査研究を進めるとともに、多様化する消費者ニーズにもしっかりと対応できるよう、先を見据えた改良を進めてまいります。

○横田照夫議員 おいしさを求めて改良を進めていくことは理解しますが、今のところ、おいしさの要因とされるオレイン酸などの数値が枝肉格付等に反映されていません。オレイン酸等のおいしさ指数が簡単に数値化できて、それが枝肉格付にも反映されて、和牛関係者や和牛農家の努力が販売価格として報われなければ意味がないのではないのでしょうか。宮崎牛の改良と併せて、販売環境の改善にも力を尽くしていただきたいと思います。

ここで、知事の政策提案に関する質問から離れて、別の質問に移りたいと思います。

まず投票率向上について、選挙管理委員長に伺います。

今回の県知事選挙では、投票率が56.69%で、

前回比で実に22.79ポイントも上昇しました。そこで、今回の県知事選挙の投票率についての所感をお聞かせください。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 今回の県知事選挙の投票率は56.69%となり、議員御指摘のとおり、4年前の33.90%を20ポイント以上、上回りました。

県知事選挙としては、実に12年ぶりに投票率が5割を超え、全国的にも注目される選挙となったところです。また、年代別投票率の抽出調査におきましても、全ての年代で投票率が上がるなど、多くの有権者が投票しましたことは大変喜ばしいことだと考えております。

一方、今回の選挙でも半数近い有権者が棄権されており、中でも10代や20代前半の投票率が30%台にとどまりましたことから、これらの世代への一層の啓発が必要と感じたところです。

○横田照夫議員 今回の県知事選挙では、イオンモール宮崎や宮交シティなどの商業施設に期日前投票所が設置されました。イオンモール宮崎では、午前10時の開始時点で順番待ちの列ができ、家族連れなどが次々と訪れていたそうです。また、若者の投票率向上に向けて、宮崎大学や九州保健福祉大学、南九州大学、宮崎公立大学でも期日前投票所が設置されたようです。

一方で、山間部における投票所への移動手段の確保も懸念されますが、投票環境向上等の取組状況と、4月に行われる県議会議員選挙に向けた取組について、選挙管理委員長に伺います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 県知事選挙では、宮崎市が宮崎大学やイオンモール宮崎に初めて期日前投票所を設置し、話題となりました。

利便性の高い施設等への設置により、日常生活の中での投票参加につながったものと思われ、期日前投票者数も、県全体で、過去最多を2万人以上更新する21万7,000人余となりました。これは投票者総数の4割以上を占めております。

また、都市部だけでなく山間部におきましては、移動式投票所、短期間の期日前投票所の増設や投票所までの移動支援により、投票機会の確保対策が図られつつあるものと考えております。

県議会議員選挙におきましても、これらの取組を継続・拡充されますよう、市町村への説明会におきまして、私から市町村選管委員長に対し、積極的な検討を依頼したところです。

○横田照夫議員 今回の県知事選挙では、小林市出身でお笑いコンビ蛙亭のイワクラさんを起用し、テレビCMで投票を呼びかけ話題になりました。

県知事選挙における啓発の総括と、今回の県知事選挙の投票率アップを受けて、県議会議員選挙ではどのように取り組む考えかを、選挙管理委員長に伺います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 県知事選挙におきましては、御紹介のありました蛙亭のイワクラさんを起用し、テレビやSNS等での広告、等身大パネルの設置などを実施して話題となりました。

あわせて、大学生の選挙啓発団体や高校生の有志が、街頭での啓発活動に積極的に参加し、若い目線で有権者に投票参加を呼びかけましたことは、大変心強く、意義深いと感じたところです。

県議会議員選挙におきましても、県知事選挙での投票率アップの勢いに乗れるよう取り組ん

でまいります。

また、選挙が4月に行われることを踏まえ、住民票異動の啓発や、県内で転居した方への投票方法の案内など、制度の周知にも取り組むこととしております。

県議会議員選挙は、県民の代表を決める大切な選挙でありますので、各候補者におかれましても、政治参加の重要性を訴えていただくことにより、有権者の関心を高めていただきたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、本県の財政運営について伺います。

令和5年度当初予算は、河野知事4期目の最初の予算です。県知事選挙が昨年12月に行われたという時期の関係もあり、骨格予算として編成されていますが、6月の肉づけ予算と合わせて、知事の政策提案の実現を目指す内容になるのではないかと考えます。

この令和5年度当初予算は、骨太な骨格予算とのことですが、その概要と編成の基本的な考え方について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の当初予算案は、知事選を通じて県民の皆さんの切実な声に触れ、宮崎の再生を確かなものになりたいという強い思いを込めて、「宮崎再生予算」と名づけたところでもあります。

この予算案のキーワードは3つありまして、コロナ禍や物価高騰などからの「再生・復興」、台風第14号災害復旧や新型コロナ対策といった「安全・安心」、そして人口減少やゼロカーボン社会への対応などの「活力・未来」、この3つであります。

また、この予算は、本県が直面する課題に継続的かつ重点的に取り組むため、年末の知事選挙の影響で骨格予算として編成したところであ

りますが、その規模は、私の知事就任以来最大となる約6,557億円であります。6,500億円を超えたのも21年ぶりとなりました。

さらに6月の肉づけ予算におきましては、宮崎再生のさらなる加速化を図り、本県をいち早く元の成長軌道に乗せるとともに、活力ある未来の宮崎づくりに向けて全力を尽くしてまいります。

○横田照夫議員 令和5年度当初予算は、平成30年度以来6年連続で前年度比増となり、先ほどありましたように、6,500億円を超える規模とのことですが。

ここ数年は、新型コロナ対策や物価高騰への対応、防災・減災、国土強靱化対策など県民生活の安全・安心を確保するため、財政需要は増加傾向にあります。

さらに、公共施設の老朽化対策や国民スポーツ大会の開催経費など、今後、多額の財政需要が見込まれていると思いますが、令和5年度当初予算編成を踏まえ、財政の健全性の維持に問題はないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 財政の健全性を維持していくことは、今後、本県が抱える人口減少などの諸課題への積極的な対応や、災害の発生、地域経済の状況などに緊急かつ機動的に対応していく上で大変重要であると考えております。

こうした観点から、当初予算案の編成に当たりますには、財政負担の平準化や実質的な負担の抑制に努めたところでもあります。

具体的には、可能な限り、国庫補助金や交付金、地方交付税措置のある県債を財源として事業を構築するとともに、公共施設の老朽化対策や国民スポーツ大会の関連経費など、長期にわたる多額の財政需要に対しては、特定目的基金を計画的に活用しているところでもあります。

その結果、今回の予算編成時における県債残高は、骨格予算ではありますが、前年度に比べて約231億円減少すると見込んでおります。また、財政関係2基金の残高は約323億円でありまして、肉づけ予算の編成を踏まえましても、必要な額は確保できたと考えております。

引き続き、財政の健全性の維持に努め、宮崎再生をしっかりと成し遂げられるよう努めてまいります。

○横田照夫議員 次に、交通政策について伺います。

人口減少に加え、新型コロナの影響により、公共交通機関の利用者数は大きく減少しており、今後の交通網の維持は非常に厳しい状況となっています。

中でも国は、利用者数の少ないローカル鉄道について、いかにして利便性と持続可能性の高い地域モビリティを再構築していくか、またそのためにどのような政策を取っていくべきか、昨年来検討を進めてきたところであり、現在開会中の通常国会において必要な法改正や予算が審議されております。

そこでまず、国が進めるローカル鉄道の再構築の概要について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 国は、人口減少や新型コロナの影響により危機的状況にあるローカル鉄道につきまして、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るため、今後、様々な取組を積極的に進めることとしております。

具体的には、地方公共団体または鉄道事業者からの要請により、国が主体となって、廃止ありき、あるいは存続ありきといった前提を置かずに、関係者による協議会を設置するとともに、データ分析やバス転換の検証等の様々な調

査・実証事業を補助し、上下分離方式による鉄道の維持、あるいはバスやBRTへの転換など、今後の方針の検討について支援することとされております。

また、各地域で決定しました方針に基づく取組につきましては、必要な施設整備についても補助をすることとしておりまして、協議段階からその実現に至るまで一体的に支援する内容となっております。

○横田照夫議員 広域的な公共交通機関である鉄道について、国が責任を持って再構築の協議に取り組み、必要な支援を行っていくという姿勢は評価できると思いますが、一方で、利用者数の少ない線区については、やっぱり廃止ありきの議論になってしまうのではないかと大変危惧されます。

本県におきましては、JR吉都線や日南線の一部線区等が再構築の対象になるのではないかと懸念されているところですが、ローカル鉄道の再構築について、県として今後どのように対応していくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国は、現時点ではスキームの大枠は示しておりますけれども、再構築の対象となる路線等の基準など、その詳細は明らかとなっておりませんことから、今後、国の動きを注視しながら、沿線自治体やJR九州と十分に意思疎通を図り、対応を検討してまいります。

また、JR吉都線と日南線につきましては、まずは利用者を増やす取組が重要であると考えております。来年度当初予算案では、新たに通勤定期の購入やイベント等と連携した運賃割引を支援する事業をお願いしておりまして、さらなる利用促進に努めてまいります。

なお、特に災害発生件数が多く、利用者の少ない、日南線の油津－志布志間につきましては、様々な事態を想定し、他県での対応事例等について、沿線自治体とともに引き続き研究をしております。

○横田照夫議員 鉄道に限らず地域の公共交通機関は、学生や高齢者など県民の移動を支える重要な社会基盤ですが、人口減少が進む中、これまでどおりの形で、今後数十年と維持していくことは、現実的に厳しいところがあるものと考えます。

将来を見据え、いかにして持続可能な形で移動手段を確保していくのか、非常に大きな課題ですが、国や沿線の自治体、鉄道事業者とも知恵を出し合いながら、しっかりと議論をしていただきたいと思います。

次に、宮崎カーフェリーについてです。

昨年就航した新船は、コロナ禍での船出となり、加えて燃料価格高騰や円安など、先の見通せない社会情勢が続く中、上半期の中間決算では約1億3,800万円の経常赤字でした。

一方で新船は、船自体のすばらしさはもとより、地産地消にこだわった料理がおいしいことなど、大変好評をいただいていると伺っております。

また、一年の中でも冬場は農産物の出荷が増え、プロスポーツキャンプなどで観光客も多いことから、宮崎カーフェリーにとりまして、まさに今が旬であると考えます。

そこで、新船二隻体制となった宮崎カーフェリーの現在の利用状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎カーフェリーにつきましては、船の大型化によりまして、トラック積載台数が130台から163台へと増

加されたところでありますが、冬場の農産物の出荷が最盛期を迎える中、宮崎発の便においては満船の日が増えるなど、好調な状況と伺っております。

また、旅客につきましても、新船効果に加え、全国旅行支援やプロスポーツキャンプなどもあり、関西からの旅行者に数多く利用いただいております。会社からは、燃料価格が高止まりしているものの、経営状況は回復基調にあると伺っております。

県としましても、年間を通じて特に利用の多いこの時期に、しっかりと貨物あるいは旅客の取り込みが図られるよう、引き続き、関係機関と一体となって利用促進に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 長期化するウクライナ情勢などによる燃料価格の高止まりなど、まだまだ先の見通せない状況にありますが、物流・観光の両面において、本県と都市部を結ぶ大変重要な航路ですので、引き続き、関係機関が一体となって利用促進を図っていただきたいと思っております。

次に、宮崎空港における国際線について伺います。

昨年6月以降、国の水際対策が段階的に緩和され、全国的に訪日外国人旅行者数は回復傾向にあります。

宮崎空港においても、昨年11月にソウル線のチャーター便が2年8か月ぶりに再開し、また本年1月から2月にかけては、アジアナ航空によるプログラムチャーター便も運航されるなど、県内観光関係者は本格的なインバウンドの回復に期待を寄せているところでございます。

そこで、宮崎空港を発着する国際線の今後の予定と、定期便再開に向けた県の取組について

て、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 国際線の今後の予定としましては、本年3月末から4月にかけて、ソウル線のチャーター便が予定されておりますほか、新たにプサン線においてもチャーター便が計画されるなど、徐々に運航が再開されてきております。

しかしながら、定期便の再開までには至っておりませんので、特に台北線につきましては、今月、知事や議長にも参加いただきまして、訪問団がチャイナエアライン本社を直接訪問し、チャーター便の運航と定期便の早期再開の要望を行ったところであります。

本県にとりまして国際線は、海外との人や物の交流を促進する上で欠くことのできない重要な交通基盤でありますので、引き続きチャーター便の実績を積み重ね、早期の定期便再開に全力で取り組んでまいります。

○横田照夫議員 国際定期便の再開は、本県経済の再生に不可欠だと思います。ほかの空港に後れを取ると、せっかくのインバウンド需要を失いかねません。このため、国際定期便の早期再開に向けた航空会社への働きかけをしっかりと行い、官民で一体となって、受入れ態勢の準備を進めていただきたいと思います。

次に、2027年に本県で開催が予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について伺います。

昨年2022年は、栃木県において国体・全国障害者スポーツ大会が開催されました。コロナ禍における初の大会となりましたが、国体の開会式には天皇皇后両陛下が御臨席されるなど、両大会を通じて成功裏に閉幕を迎えたところであります。

国体は3年ぶり、障スポは4年ぶりの開催と

なり、アスリートの皆様には大会の開催を心待ちにされていたことと思います。

さて、年が明け、本県における大会開催まで残すところ4年となりました。都城市山之口の陸上競技場をはじめ、競技会場となる各施設の整備が着実に進められています。引き続き、完成までしっかりと取り組んでいただきたいと思います。一方、大会では県外から非常に大勢の方の来県が見込まれます。そのため、開会式・閉会式や各競技会の運営に当たっては、会場の市町村とも連携して準備をされていることと思いますが、選手・関係者の宿泊先の確保やスムーズな輸送計画など、準備を進める中で見えてきた課題もあるのではないかと思います。

そこで、大会を円滑に実施するため、参加者などの宿泊や輸送といった運営面における対応を今後どのように進めていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 国スポ・障スポに係る宿泊や輸送につきましては、大会を円滑に運営する上で大変重要な分野であり、県準備委員会内に宿泊や輸送に関する専門委員会を設けて、それぞれの課題への対応について現在検討を進めております。

宿泊につきましては、今年度、県内の宿泊施設の実態把握や受入れ意向等に関する宿泊施設基礎調査を実施したところであり、今後、会場の市町村とも連携しながら、大会参加者を各施設に割り振る配宿計画に着手してまいります。

また、輸送につきましては、現在、貸切りバス等の県内保有状況や輸送ルートに関する輸送・交通基礎調査を実施しており、今後、参加者の輸送に関する基本計画を策定していくことと

しております。

○横田照夫議員 施設整備と運用面の双方から、万全な準備を進めていただきたいと思います。また、大会の成功のためには、県民の皆様にも競技の応援や来県者へのおもてなしなど、一緒に大会を盛り上げていただくことも重要と考えます。

そこで、今後、県民の皆様に向けてどのように機運を高めていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 本県で開催いたします国スポ・障スポは、県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会を目指しております。県民の皆様には、競技会場での観戦や選手の応援に加えて、大会イベントやボランティア活動にも積極的に参加いただきたいと思います。

これまで、県民の皆様への関心や機運を高めるため、ポスターやPR動画の制作、イベントにおけるパネル展などによりまして大会の周知を進めるとともに、県民の皆様に取り組んでいただきたい活動内容を示した県民運動アクションプログラムを策定したところであります。

来年度以降、このアクションプログラムを周知し、県民運動の実践につなげていくとともに、イメージソングの制作や募金活動などの取組を通して、大会全体の盛り上げにつなげてまいります。

○横田照夫議員 本県の魅力を全国に向けて発信する絶好の機会でもありますので、オールみやぎでの大会の盛り上げについても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

本県の新型コロナウイルス感染症第8波も、

ようやく下火になろうとしているようにも思えます。しかし、アメリカでオミクロン株XBB.1.5が急拡大しています。WHO（世界保健機関）によりますと、これまでに38か国からXBB.1.5の検出が確認されているそうです。

現時点ではデータが限定的としながらも、世界的な症例の増加につながる可能性があるとしているようです。日本国内でも既に感染が確認されており、油断できない状況と言えるのではないのでしょうか。

本県では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染者数が非常に多く、昨年8月に、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が沖縄県を上回って初のワースト1位になりましたし、今年に入っても14日連続でワースト1位となりました。

そこで、本県の感染者数がこれほど多くなった原因をどのように分析しておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県では、年明けに1日の新規感染者数が過去最高となる4,498人にまで増加し、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数も初めて2,000人を超えるなど、夏の第7波を超える爆発的な感染拡大に至りました。

この第8波では、北海道や東北などから先行して感染が広がり、その後、本県を含む九州各県まで感染が広がった一方で、これまで感染者数が多かった都市部や沖縄県では比較的感染が抑えられるなど、感染状況に地域差が生じております。

県内における爆発的な感染拡大は、免疫をすり抜ける能力がより高いと言われるオミクロン株の亜系統の広がりに加え、クリスマス・年末年始の人流増加や気温低下による換気の状況、

そして時間的な経過に伴うワクチン接種の免疫の低下など、様々な要因が絡んでいるものと考えておりますが、全国の状況との比較等の要因分析につきましては、今後の国の検証結果を踏まえ、行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 国は、5月連休明けから、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を決めました。

このことにより、飲食店の営業制限や外出自粛要請、イベントの入場制限などの法的根拠がなくなり、社会経済活動は大幅に緩和されます。また、本来ならばなくなるはずの医療費やワクチン接種の公費負担は当面継続し、段階的に縮小する方針ということです。

コロナ前の日常に戻っていくことは歓迎すべきことではありますが、XBB.1.5が日本国内で広がっていけば、また大きな流行が起きる可能性もあります。

ワースト1位を経験している本県としては、医療現場の混乱を回避するためにも慎重な対応が求められると考えますが、県の5類引下げに対する対応の考え方を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 5類感染症への移行により、患者の入院・療養や費用負担をはじめ、様々な制度が変更されることとなります。

このため、移行に当たりましては、県民や医療の現場に混乱が生じないよう、事前に丁寧な周知を図るとともに、重症化リスクの高い高齢者等に対し、必要な医療をしっかりと提供していくことができるよう、経過措置も含め段階的に対応の変更を進めていきたいと考えております。

また、5類移行後もウイルス自体がなくなるわけではなく、今後も感染拡大の波を繰り返すことが想定されるため、引き続き、県民一人一人の感染防止対策の実施について呼びかけていく必要があると考えております。

今後の具体的な対応方針につきましては、3月上旬に国から示されることとなっておりますので、県といたしましては、国が示す方針を踏まえ、必要な保健・医療体制の確保等に努めてまいります。

○横田照夫議員 若い県職員のメンタルダウンが増えていると聞きました。新型コロナウイルス感染症がはやり出してから、マスク着用とか休校、オンライン授業等で人との関わりが少なくなり、対人関係のつくり方がうまくできていないのではないのでしょうか。こういうところにも新型コロナウイルスの影響が出ているのかもしれない。

5類に引き下げたら、マスクを外すことを推奨したり、大人数で余暇を楽しませたりしながら、人との関わりを増やしてやる工夫もあっていいのではないかと思います。今朝のテレビで、社内運動会をする会社が増えていると言っていました。これも同じような考え方からじゃないかなとも思います。

医療現場の混乱を回避するための慎重な対応と相反することになるかもしれませんが、いろんな方面から検討していただきたいと思えます。

次は、ヤングケアラーについてです。

県は、昨年9月から今年の1月にかけて、ヤングケアラーの実態調査を行いました。県内の小・中・高校生に対する実態調査を教育委員会と連携して実施し、本県における支援体制の在り方を検討するための資料とするとともに、学

校現場でのヤングケアラーに関する問題意識を喚起し、相談窓口の周知を図ることが目的ということです。

調査の結果、「世話をしている家族がいる」と回答した割合は、小中学生がともに3.8%、高校生が3.2%でした。世話をしている相手は「きょうだい」が最も多く、世話の内容は「家事」や「見守り」、その頻度は各学年で「ほぼ毎日」でした。県が実施したヤングケアラーの実態調査結果をどう判断しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーにつきましては、子供や保護者自身に自覚がない場合や、家庭内のことを他人に知られたくないなど、表面化しにくいデリケートな問題でありますので、まずは子供たちの実態を把握した上で、必要な支援を検討していくことが重要であります。

今回、県内の小中高生を対象とした実態調査を初めて実施したことで、本県にもヤングケアラーと思われる子供が一定数確認され、その実態もある程度把握できたところであり、県としても、早急な対応が必要であると改めて認識したところであります。

得られた調査結果につきましては、各市町村や学校とも共有し、今後の対策にしっかり活用していきたいと考えております。

○横田照夫議員 今回の調査でちょっと気になるのは、「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の中で、「世話によりできていないことは特にない」と答えたのが、小学校6年生で65.9%、中学2年生で53.0%、高校2年生で51.5%だったことに加え、「相談するほどの悩みではない」と答えたのが、小・中・高校生とも7割前後あったということです。

ヤングケアラーとは、手伝いの範囲を超えて、本来は大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子供と定義づけられているようですが、さきの数字を見ると、家族の世話はしているが、手伝いの範囲と考えているのではないのでしょうか。

もちろん、負担を自覚していない子もおり、周囲が理解を深め、気づいて声かけをすることは大事だと思いますが、手伝いと考えている子に、「あなたはヤングケアラーなんだよ」と言うのもどうかと思ってしまう。

一概には言えないかもしれませんが、今回の調査結果でどの範囲までをヤングケアラーとして位置づけるのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員の御質問にありましたとおり、世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒の多くは、世話によりできていないことは「特にない」としておりますが、一方で、「授業中に寝てしまうことが多い」「提出物を出すのが遅れることが多い」、また「友達と遊んだりする時間が少ない」といった項目に該当する割合が、世話をしている家族が「いない」とした子供の2倍以上高くなっております。

ヤングケアラーの定義は明確に定められておりませんが、大人が担うような家事や家族の世話により、学校での学びや日常の遊びなど、本来、子供に保障されるべき権利が守られていないケースにつきましては、ヤングケアラーとして支援の対象になると考えております。

○横田照夫議員 それでは、介護や看護、生活困窮といった様々な問題を抱えたヤングケアラーと思われる子供たちにどのような支援をしていくのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーの背景には、高齢者や障がい者の介護のほか、貧困、ひとり親世帯、孤立化など多岐にわたる問題が絡んでいると言われておりますので、福祉や介護、医療、教育分野等の関係機関が連携した支援が大変重要となります。

このため来年度、県や市、教育委員会、介護支援専門員協会等の民間団体など、ヤングケアラー支援に関与する機関や団体で構成する検討委員会を立ち上げて、必要な支援体制について検討することとしております。

また、身近な大人がヤングケアラーと思われる子供を早期に発見し、適切な支援機関につなげていけるよう、引き続き、研修や講演会等を通じた普及啓発に取り組み、社会全体の認知度向上にも努めてまいります。

○横田照夫議員 ヤングケアラーという言葉自体が、まだ最近聞き始めたばかりで、その支援の在り方も、これから検討が始まる段階だろうと思います。

「あの子はいつも家族の面倒を見ていて、本当におりこうさんやね」と周りから思われている子供も、もしかするとつらくて悲しい思いをしているかもしれません。周りの大人たちがそれに気づいてあげて、支援につなげていけるような環境整備が急がれると思います。

次は、不適切保育についてです。

昨年、静岡県裾野市の認可保育園で、園児の足を持って宙づりにしたり、倉庫に閉じ込めたりするなどの虐待行為をした保育士3人が逮捕されるという事案が発生しました。

保育士不足により膨大な業務が現場にのしかかり、あわせて、新型コロナへの対応に追われて現場が余裕を失ってしまっているなど、過酷な業務実態が改めて浮き彫りになりました。

本県における不適切保育の実態について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 不適切な保育に係る通報があった場合には、基本的には保育所等の日常的な運営指導を行う市町村が聞き取りなどの対応をしておりますが、子供の生命に重大な被害が生じるおそれがある場合など、必要に応じて、県も一緒に立入調査を行うこととしております。

平成25年度以降に不適切保育が疑われる事案として県が把握しているものとしましては、立入調査を行ったものが、宮崎市所管分も含めて10件あり、このうち、不適切と認められ、実際に指導を行ったものが5件ありました。

県が立入調査をした2件の具体的な内容としましては、子供への過度なボディータッチが疑われる行為と、嫌がっている子供に無理やりおやつを食べさせようとした行為でありました。

○横田照夫議員 保育の仕事に希望と使命感を持って入ってきた保育士が、過酷な業務にストレスを感じ、自身の感情のコントロールや自己抑制ができなくなって不適切保育をしてしまったと考えると、同情を禁じ得ませんが、保育士が持つ、子供の命を保護者に代わって預かることの責任や、子供たちの心身の発達を促し、社会性や基本的な生活習慣を身につけさせる役割の重さを考えれば、何としても不適切保育はなくしていかなければなりません。

不適切保育への県の対応の考え方を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 保育所等は、子供の安全・安心が最も配慮されるべき場所であり、子供の心身に悪影響を及ぼすような不適切保育はあってはならないものと考えております。

このため、今般の静岡県での事案を受け、直ちに全施設に対して、防止に向けた通知を行うとともに、改めて、全国保育士会作成のセルフチェックリストによる自己点検を要請したところであります。

また、保育従事者の資質向上のために、今年度の施設のリーダー向け研修で「子どもの人権尊重」に係る項目を追加するとともに、来年度の研修でも重点的に取り組むこととしております。

引き続き、県内で不適切な保育が発生することのないよう、市町村と連携しながら指導助言を行ってまいります。

○横田照夫議員 ほとんどの保育士は、自分たちの役割と責任を自覚して、適切な保育を心がけていると思います。園の中でも、保育士同士が不適切な行為などに気がついたときに、お互い気兼ねなく指摘できるような、風通しのよい職場環境をつくることも大事ではないでしょうか。

次に、ひきこもり支援についてです。

親が80歳代、ひきこもりの子供が50歳代になり、親子で生活に困窮する8050問題が県内でも深刻化しています。

県が平成30年に民生児童委員を通じて行ったアンケートで確認された、県内のひきこもり状態にある人は601人で、そのうち40歳から65歳の中高年層は約6割に達し、15歳から39歳の若年層を上回っています。期間が10年以上になる人も3割近くいたそうです。

また、宮崎県ひきこもり地域支援センターが開設当初から受けている相談件数もそれほど多くなく、多くの方がひきこもりについて相談しづらい、相談できない状況にあることがうかがえるとのことでした。

県は今年度、ひきこもりに対するコロナ禍による影響や、本人・家族が置かれている状況、支援ニーズなどを把握するために、ひきこもり実態把握・情報発信事業をしましたが、その結果を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県では、コロナ禍の影響も踏まえた実態を把握するため、平成30年度に続き、民生委員・児童委員が把握しているひきこもりの方の状況について調査を実施いたしました。

その結果、該当者の数は、回答方法が異なることから一概に比較はできませんが、前回とほぼ同数の600人となっております。

年代別では40歳代が最も多く、次いで50歳代、60歳代となっており、また、ひきこもりの期間は10年以上が最も多く、その割合は前回を上回り、高年齢化、長期化が進んでいることがうかがえます。

さらに、当事者や家族等を対象に今回初めて実施した支援ニーズ調査では、身体・精神面についての専門機関への相談や、生活費についての相談、就労に向けた準備に対するニーズが高くなっております。

○横田照夫議員 一昨年末25人が犠牲になった大阪市の心療内科クリニックの放火事件や、昨年1月に埼玉県ふじみ野市で地域医療を支えていた医師が銃殺された事件がありましたが、これらの犯人の心情を探ってみると、共通する背景は孤独や孤立だったと言われています。

類似した事件において、全国ひきこもり家族会連合会は、「「ひきこもり状態だから」起きたのではない。社会の中で属する場もなく、理解者もなく、追い詰められ、社会から孤立した結果、引き起こされた事件だったのではないか」と述べています。

政府は一昨年、孤独・孤立対策担当大臣を新たに任命しました。国もそれだけこの問題を重要視しているということだと考えます。

今回の調査結果を受け、県では今後どのようにひきこもり支援に取り組んでいくのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今回の調査結果から、ひきこもりの長期化・高年齢化や悩みの相談先として家族が多いことなど、当事者や家族の孤立化が懸念されるところです。

このため県では、ひきこもり地域支援センターを中心に、相談対応や家族会への支援、県民向けセミナーの開催等に取り組んでおります。

今後は、これらの取組に加え、身近な市町村において一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が行えるよう体制整備が必要と考えておりますので、今議会に研修会の開催や具体的な相談対応への助言など、市町村の体制整備を進めるための予算をお願いしております。

県といたしましては、これらの取組を進めることで、ひきこもりの方や御家族を孤立させない地域社会の実現を図ってまいります。

○横田照夫議員 引き籠っている本人は、ひきこもり地域支援センター等になかなか相談できないと思います。悩みの相談先は家族が多いということですので、家族が相談しやすい体制づくりが必要なのではないでしょうか。

ひきこもりの原因は多種多様で、相談を受ける側も大変難しい対応になると思いますが、一人でも多くの方が社会復帰できるように御努力をお願いいたします。

次に、森林政策について伺います。

宮崎県林業公社は、昭和42年に、本県における拡大造林の組織的な推進を目的として設立さ

れ、森林の造成等を通じて、山村地域の雇用の場の創出や地域経済の振興に大きく貢献してきました。

しかしながら、木材価格が長期にわたり低迷するなど、林業を取り巻く環境の変化により、これまでに社営林の保育等に要してきた費用を伐採収入で賄うことができない状況に陥り、組織の縮小や役職員の削減等の取組による経費削減などの自助努力をしてきました。

そういう中、県は、公社の経営健全化に向け、採算性等から、その存廃も踏まえ検討を行い、平成23年12月15日及び平成26年10月24日に、2度にわたって公社として存続させることとする県の方針を決定しました。

また、平成23年度に策定した林業公社第3期経営計画（改訂計画）が平成29年度で終期を迎えたため、平成30年度を始期とする10年間の第4期経営計画を策定しました。

平成29年度末の債務超過額は約90億円と非常に大きかったため、第4期経営計画の計画期間中においては、これまでに公社が県及び社員市町村等より借入れを行ってきた資金の償還の着実な履行と、当計画で目標としている単年度収支黒字の遵守を求め、可能な限り債務超過額の拡大を抑制することとしていました。

今、10年にわたる第4期経営計画の中間に位置しますが、現在、林業公社が取り組んでいる第4期経営計画の実施状況と、経営収支、長期借入金残高の状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 今年度までの前期5年間の主な実施状況は、森林所有者の主伐の意向が高いこと等により、間伐が計画を下回り減収となる中、主伐は、計画を196ヘクタール上回る1,096ヘクタールを見込んでおり、積極

的な公売により収益の確保に努めたところであり
ます。

その結果、前期の経営収支は約1,500万円の
プラスを見込んでおり、今年度末の資金残高は計
画の約3億1,600万円を確保する見込みであり
ます。また、長期借入金残高は平成25年度末の
約341億円をピークに減少しており、今年度末で
約332億円となる見込みであります。

現在、公社では新たな経営改善策を盛り込
んだ改訂計画の策定を進めており、県としまし
ても、引き続き公社と一体となって経営改善に
取り組んでまいります。

○横田照夫議員 本県は、森林が県土面積の
約76%を占め、多くの人工林資源が主伐期を
迎える中、杉素材生産量において31年連続で日
本一を達成するなど、全国トップクラスの国産材
供給基地となっております。

一方で、一昨年に始まったウッドショックに
加え、ロシアによるウクライナ侵攻や為替相場
の急激な変動など、森林・林業を取り巻く環境
は先行き不透明な状況です。

そのような中、本県の森林・林業長期計画
で80%を目指している再造林率は70%台にと
どまっており、持続可能な林業として維持・発
展していくためには、これまで以上に再造林対
策に力を入れていくべきだと考えます。

そこで、再造林率が70%台にとどまっている
要因とその対応の方向について、環境森林部長
に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 再造林率につ
いては、これまで国の森林整備事業や県の森林
環境税等を活用し、森林所有者の負担軽減を図
るとともに、スマート林業技術の導入支援等
による効率化・省力化の取組や、優良苗木の安
定供給体制の整備等により推進しておりますが、

議員御指摘のとおり、再造林率は近年70%
台で推移しているところであります。

再造林が進まない主な要因としては、森林
所有者の再造林意欲の低下や、造林作業の主
要な担い手である森林組合の作業従事者の不
足、また造林を行う事業体の不足が考えられ
ます。

このため、これまでの対策に加え、再造林
の意識醸成及び推進体制の強化や造林作業
を担う人材の確保・育成、造林に取り組む
事業体の育成の3つの視点で対策を強化し
たいと考えております。

○横田照夫議員 森林所有者の再造林意欲
の低下や担い手不足などの要因に対し、新
たに3つの視点により再造林対策を強化し
ていくということでしたが、その具体的な取
組内容について環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 今議
会に新年度予算としてお願いしております、
適切な森林経営促進事業等により、森林所
有者等に対する相談窓口の周知など、再
造林の意識醸成につながる広報の強化と
ともに、再造林の担い手として期待され
る、ひなたのチカラ林業経営者の新規登
録に対する相談や指導等の支援体制強化
に取り組むこととしております。

また、造林作業のうち、植栽など安全に
実施可能な作業についてインターンシッ
プを実施するとともに、継続雇用に対
する事業体支援により、造林作業を担
う人材の確保・育成を図ることとして
おります。

さらに、素材生産事業体による再造林
への参入を促進するため、造林作業に
不慣れなことによる掛かり増し経費
や、防護服など安全衛生装備の導入
等の支援に取り組むこととしており
ます。

○横田照夫議員 次は、技能振興についてで

す。

技能士は、大工や塗装、とび、畳など私たちの生活に身近な分野から、機械加工、金属加工など幅広い分野で技能を磨き、たくみの技を生かして社会に貢献し、幅広く活躍をしておられます。

将来にわたりその優れた技能を受け継ぐ人材を確保していくことは大変重要ですが、近年、少子化を背景に、若者のものづくり・技能離れが進み、人材不足に直面しています。

このような中、今年度の技能検定試験では、若年者の実技試験手数料の減免措置が縮減され、受検者数が減少し、中でも学生数は大きく減少しました。その要因は様々であると思いますが、今後の技能者の確保への影響が心配されます。

そこで、将来にわたってものづくり分野を担う若者を確保することは非常に重要と考えますが、技能検定受検者数の減少への対応も含めて、今後どのように取り組んでいくのかを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県産業を支える上で、若年技能者を確保し技能を継承することは、大変重要でございます。

このため県では、小中学生にたくみの技を伝える技能体験教室や、高校生等に熟練技能士が直接指導します技能講習の実施などにより、技能の継承と若年技能者の確保に取り組んでおります。

このような中、今年度の技能検定実技試験では、高校生などの若年者に対する国の試験手数料減免措置の縮減などにより、新型コロナ前の令和元年度と比較して、申請者数が、全体では約16%の減少、特に高校生ではおおむね6割減少いたしました。

県としましては、引き続き関係団体とも連携し、より多くの若者に技能者への道を目指してもらえるよう、ものづくりや技能の魅力を伝える取組などを進めますとともに、今回の受検申請者数の減少につきましては、その要因を分析し、対応を検討してまいります。

○横田照夫議員 本県の産業を維持・発展させていくためには、若年技能者の確保が大変重要な課題ですので、県としてもしっかり取り組んでいただきますよう、強くお願いいたします。

次に、企業局の電気事業における経営の見通しについて伺います。

ロシアによるウクライナ侵攻や円安を契機に、液化天然ガスや石炭などの輸入価格が高騰し、九州電力などの大手電力会社においても燃料費が著しくかさむなど、厳しい経営環境にさらされています。

一方、企業局においては、本県の豊富な水資源を活用し、輸入に頼らない水力発電を主体とした安定した電力供給を長年行ってきておられます。

水力発電は、脱炭素時代にふさわしい再生可能エネルギーの中でも安定したエネルギー源であり、これからも重要性はさらに高まるものと考えます。

このような中、発電所自体が年々老朽化し、古いものでは運転開始から60年を超えるものもあり、このまま安定した電力供給を続けていくためには、発電所の再整備が必要な時期にきております。

そこで現在、渡川発電所と綾第二発電所において、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITを活用した大規模改良事業を実施しておられますが、まずは渡川発電所と綾第二発電所の大規模改良事業の進捗状況につ

いて、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 渡川発電所においては、2台の発電機のうち、まず1台の更新を令和3年末に完了し、残り1台につきましても、本年10月までに完了する予定であります。

綾第二発電所については、ダムの水を水車に供給します水圧鉄管の更新を含めた、より大規模な改良工事となります。

現在、改良工事の詳細設計を行っており、水圧鉄管の更新に係る工法の変更に伴い、今議会において、継続費の増額補正と期間延長に伴う年割額の変更をお願いしております。

今後の予定といたしましては、本年11月に発電機を停止させて本体の更新工事に入り、FITの運転開始期限であります令和9年度での完了を見込んでおります。

○横田照夫議員 おおむね事業が順調に進んでいるとのことで、安心しました。しかし、増額の補正や期間延長など、引き続き経営に及ぼす影響も多く、加えて、ほかの発電所も順次、再整備を行っていく必要があります。

そこで、大規模改良事業や今後の発電所の再整備により多額の投資が必要になりますが、電気事業における今後の経営見通しについて、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 電気事業の経営においては、今回の大規模改良事業における事業費の増等により、令和9年度までは赤字となりますが、綾第二発電所が発電を再開する令和10年度以降は、売電収入の増などにより収益が回復し、黒字を継続できるものと見込んでおります。

また、今後の発電所の再整備につきましても、経営に与える影響を考慮しながら、設備の状態を慎重に見極めた上で、適切な改良を行っ

ていきたいと考えております。

企業局といたしましては、発電所の再整備を着実に進め、電力の安定供給と収益の確保に引き続き努めてまいります。

○横田照夫議員 しばらくは赤字経営が続きますが、将来に向けて必要な投資であり、事業が完了次第、収益が回復することが理解できました。

また、そのほかの発電所の再整備についても適切に進めていくとのことですが、引き続きゼロカーボン社会づくりに貢献いただくために、再生可能エネルギーである水力発電をぜひ推進していただきますようお願いいたします。

次は、県立宮崎病院についてです。

県立宮崎病院は、令和元年5月に新病院棟の建設に着工し、屋上ヘリポートや手術支援ロボット「ダビンチ」など多様な医療機能を有する、県民に高度で良質な医療を提供する地域の中核病院として、令和4年1月に再スタートしました。

新型コロナの感染拡大が収束しない中で新病院へと移行し、重点医療機関として多くのコロナ患者を受け入れながら、重症・重篤な救急患者や、がんなどの命に関わる疾患を有する患者への対応など、従来的高度・急性期医療を提供するという難しい病院運営であったのではないかと思います。

先月で開院から1年が経過したところですが、県立宮崎病院には、引き続き経営健全化に向けた取組を行いながら、県立病院へのニーズに対応した医療機能の一層の充実と、地域との連携強化を図ることが求められます。

開院から1年の状況と今後の課題について、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） 新しい宮崎病院で

は、がんや脳卒中など高度・急性期医療の提供を行いつつ、新型コロナについても、中等症以上の患者のほか、小児や妊産婦の方などを積極的に受け入れており、今年度は約8割の高い病床使用率を維持しております。

また、コロナ禍で地域の救急が逼迫する中、新設したヘリポートや、機能強化した救急・総合診療センターを活用し、前年より約2割多い患者の受入れを行っているところです。

一方で、今後、病院整備に要した起債の償還が本格化する中、安定的な収益の確保に向けて、増床したICUや手術室の効率的運用や、外部コンサルタントを活用した医療資源や在院日数の適正化などに、病院一丸となって取り組んでおります。

今後とも、経営の健全化を図るとともに、全県レベルの中核病院として、災害や感染症にもしっかりと対応しながら、高度で良質な医療を提供してまいります。

○横田照夫議員 新型コロナの真っ最中に開院したということで、大変厳しい運営が続いていると考えますが、県民が最も頼りにしている中核病院ですので、「断らない救急」等の目標達成に向けて御尽力をお願いいたします。

最後に、部活動の地域移行について伺います。

スポーツ庁と文化庁は、令和5年度以降、公立中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる、部活動の地域移行を打ち出しています。当初、令和5年度から令和7年度の3年間を改革集中期間として、令和7年度までに移行する考えでいましたが、昨年12月に示された国のガイドラインでは、各地の実情に配慮して改革推進期間と改め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしました。

そこで、本県の公立中学校における休日の部活動の地域移行に向けた県の進捗状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県では、令和3年度から部活動の地域移行に向けたモデル事業に取り組んでおりまして、今年度は、運動部は小林市の三松中学校、小林中学校、細野中学校で、文化部は延岡市の旭中学校をそれぞれ拠点として、実践研究を行っているところであります。

また、今年度の7月から8月にかけて、県内全ての市町村を訪問し、地域移行に向けた各市町村の取組状況や課題等について情報収集等を行いました。

さらに、国が示したガイドラインやモデル事業の成果・課題等を受け、今年1月には保護者や関係団体等の代表者を委員とする検討委員会を開催し、県の方針や今後のスケジュール等について協議を行い、それぞれの立場における課題の共有等、地域移行に向けた準備を進めたところであります。

○横田照夫議員 文部科学省が2016年度に行った「教員勤務実態調査」によると、約6割の中学教員が、月の残業80時間を目安とする過労死ラインの水準を超えていたそうです。部活指導もその要因の一つとされていますが、本県においては改善を進めていると伺っています。

しかし、少子化により中学校の生徒数そのものが減少しており、生徒が希望する部活動ができない状況も出てきております。このことを改善するのも部活動の地域移行の目的だとして、国では、本年度の補正予算と来年度の当初予算で、部活動の地域移行に向けた事業に取り組むようですが、県教育委員会は国の事業を踏まえ、部活動の地域移行にどのように取り組んで

いくのかを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 地域移行に関する国のガイドラインにありますように、学校の働き方改革と持続可能な部活動を目指しながら、まずは休日における地域の環境の整備を段階的に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、県にコーディネーターを配置し、各市町村の取組状況を把握するとともに、必要に応じ、情報提供や指導・助言等を行います。また、各市町村のコーディネーターや指導者の育成を目的とする研修会を開催し、地域移行に向けた人材の育成に取り組んでまいります。

このような取組に関する予算を今議会にお願いし、今後とも地域移行が計画的に進むように、各市町村と連携を図ってまいります。

○横田照夫議員 部活動を地域に移行するには幾つもの課題があります。地域移行の受皿となるのは地域のスポーツクラブや民間企業などになりますので、会費や月謝の支払いが必要になると思われますし、学校から離れていたら送迎費用がかかることも考えられます。

そういったことから、経済的な負担が原因で部活動に参加できない生徒が出てくることも懸念されますが、地域移行における会費等の保護者負担をどのように軽減していくのかを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員の御指摘にもありましたとおり、地域移行に伴い会費や送迎等の新たな費用が生じるものと認識しております。それらの費用につきましては、保護者の過度な負担とならないようにすることが大切であると考えております。

そのため昨年5月に、地域移行に係る財源確保等につきまして、直接、国へ要望を行ったところであります。今後とも、経済的な理由によ

り生徒の活動に差が生じないように、国に対し要望してまいります。

また、保護者負担の軽減方策の在り方につきましては、国の実践研究におきまして、企業等からの寄附を活用している事例などもあることから、市町村に対し積極的に情報提供を行うなどして、その検討について支援をしてまいります。

○横田照夫議員 部活動の地域移行における課題の一つとして、指導者の確保が考えられます。現在、学校職員として技術指導のほか、大会の引率も担当する部活動指導員が部活動に関わっていますが、今後、地域移行を進める上で、部活動指導員以外の指導者の確保も必要になってくると思われれます。

しかしながら、都市部と地方、活動の内容によっても人材確保の状況は異なってくることが予想されます。そこで、地域移行における指導者としてどのような人材が想定されているのかを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 地域移行における指導者につきましては、議員の御指摘にもありましたように、新たな指導者の発掘や育成が重要であると考えております。

現在は、地域の指導者として、部活動指導員やボランティアの外部指導者に協力を得ておりますが、今後はこれらの人材に加えまして、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体等の指導者、さらには退職教員や指導することを希望する教員等が想定されます。

○横田照夫議員 このほか、地域によってはスポーツや文化施設が少なく学校施設を利用することも考えられますので、その基準づくりも必要になってくるかもしれません。

また、中体連などの大会は学校単位での参加

となっており、これまで地域のスポーツクラブ等の参加はできませんでした。これらの大会の見直しも必要になってくると思います。

部活動の地域移行は、当初は休日のみの移行ですが、次の段階では平日の部活動も移行させるとのことです。部活動は学校教育の一環として行われてきましたが、学校から離れたら、スポーツに関わらない生徒が増えることも考えられます。さらには、才能がある生徒が家庭の事情で埋もれてしまうことも考えられます。

教員の負担を軽減するためにも、部活動の地域移行は必要だと思いますが、あくまでも生徒を主体として考えなければならないのではないのでしょうか。

このように課題がたくさんある中で部活動の地域移行を進めていかなければなりません、改めて、県として今後の部活動の地域移行に向けた考え方を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動の地域移行におきましては、働き方改革の推進とともに、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保が最も重要であると考えております。

しかしながら、4月からの地域移行に関しまして、児童生徒や保護者の皆様から、不安や心配する声があることも認識しております。

そのため県教育委員会では、来月には地域移行の目的や方向性を示したリーフレット等を作成・配布し、周知を図りたいと考えております。

また、それぞれの地域の実情に応じ、コーディネーターの育成等、市町村と連携して地域移行に向けた環境整備が計画的に進められるよう、支援や助言等を行ってまいります。

○横田照夫議員 今回の部活動の地域移行は、

生徒たちにとって歴史的な転換点と言えるのではないのでしょうか。

これまで部活動は、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいということで、学校教育の一環として行われてきました。その部活動が学校から離れて地域へ移行されようとしています。でも、たとえ地域へ移行されたとしても、教育的意義から離れてしまっただけでは本末転倒ではないのでしょうか。あくまでも生徒を主体とした地域移行になるように、慎重な対応をお願いいたします。

私は、今期をもって県議会議員を引退させていただくことといたしました。その最後の定例会で、会派を代表しての代表質問をさせていただき感無量です。5期20年もの長きにわたって御支援をいただきました多くの皆様方や、これまで私に関わっていただきました議員の皆様、そして県庁職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

また、今期をもってめでたく定年退職される松浦総合政策部長をはじめ多くの県庁職員の皆様方にも、心からねぎらいと感謝の思いを表しまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こ

んにちは。宮崎県議会自由民主党、日高陽一です。

2月の定例会に当たりまして、議長よりお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいりたいと思います。

今日からちょうど1年前の今日です。ロシアによるウクライナの軍事侵攻が行われました。大変衝撃的なニュースでございましたが、当初はここまで長期化するとは受け止めていませんでした。

この侵攻が、コロナ禍からの復興の緒に就いた世界の経済を低迷させ、石油や天然ガス、小麦やトウモロコシ、化学肥料など幅広く調達を困難にし、国内でも長期にわたり物価が高騰し、私たちの暮らしにも大きく影響しています。

1年がたっても終わりの見えないこの不透明な状況の中、3年にわたるコロナの対応で疲弊した本県を再生するという大きな課題に取り組んでいかなければなりません。

河野知事はこれまで、3期12年間、様々な困難を乗り越えて、着実に実績を重ねてこられました。選挙でこの実績を認められた知事ですから、この困難な局面でも、県民を安心と希望のあふれる未来へと導いていただきたいと思います。

我々自由民主党も、知事をはじめ執行部の皆様としっかり連携し、車の両輪の一翼を担いながら、県民の生活や経済活動の本格的な回復に向けて、宮崎再生に取り組んでまいりたいと思う所存でございます。

さて、知事は、今回の選挙で県民に示された政策提案の中で、県民生活や経済活動の本格的な回復に向けて宮崎再生に取り組み、宮崎県を再び成長軌道に乗せていくことを御自身に課せ

られた使命であるとうたわれております。

また、宮崎再生に向けた施策として、コロナ禍、原油価格・物価高騰、台風第14号の災害からの再生、本県の飛躍に向けた基盤づくり、活力ある未来づくり、この3本の柱を掲げられており、この3本目の柱である活力ある未来づくりにおいて、安全・安心で持続可能な暮らしを実現するための取組として、子供を産みやすい環境づくり、若者や女性の県内就職・県内定住、移住・定住促進や交流人口・関係人口の拡大を人口減少対策の具体的取組として掲げられております。

コロナ禍の影響で出生数や婚姻数が激減し、これまでの人口減少に拍車をかけており、2022年の出生数は80万人を割る見込みです。

また、本県の人口は年々減少の一途をたどっており、県の統計によりますと、今年1月時点の人口は104万9,604人で、その前の同じ時期と比較して、およそ1万人減少しています。人口減少対策は一刻も早く取り組むべき本県の重要課題の一つであると考えます。

そこで、4期目に当たり、人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

岸田総理が年頭の記者会見において、「異次元の少子化対策に挑戦する」との決意を示されました。少子化問題をこれ以上放置できない待ったなしの課題として、4月のこども家庭庁の発足を待たず、将来的な子供予算倍増に向けた大枠を提示するため、第1に児童手当を中心とした経済的支援の強化、第2に幼児教育や保育の量・質両面からの強化と全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充、第3に働き方改革の推進とそれを支える制度の充実の3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末をめどに具

体的なたたき台を取りまとめるとして、現在、政府のほうで検討が進められております。

一方、国に先んじて、例えば東京都が、18歳までの全ての子供への月5,000円の給付や、0歳から2歳児の第2子保育料の完全無償化など、独自の少子化対策を発表し、全国の自治体で独自の施策の打ち出しも多くなってきております。

少子化対策は最も大切な未来への投資であり、自治体の財政力により、地域間の格差が生じることは望ましくないと思います。

そこで、国が検討している異次元の少子化対策や、他都道府県の動きについて、知事の所感をお伺いいたします。

壇上からの最後の質問として、DX（デジタルトランスフォーメーション）の関連で、公金の収納についてお伺いいたします。

民間の取引においては、デジタル化の進展に伴い、電子マネーやクレジットカードなどキャッシュレス決済が広く浸透してきております。

公金の収納については、例えば自動車税でコンビニ納付やスマートフォンによるキャッシュレス決済など便利な方法が進んでいます。公金収納の多くは金融機関の窓口での現金や収入証紙であります。

この県民の利便性向上のために、県税や使用料など公金の収納方法の多様化をさらに進めるべきだと思いますが、会計管理者の所見をお伺いしたいと思います。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。まず、人口減少対策についてであります。

今後とも長期にわたって人口減少が進む見通し

の中、私は就任以来、人口減少対策を県政の最重要課題として掲げ、自然減対策と社会減対策の両面から取り組んでまいりました。

その結果、高校生の県内就職率の改善や移住世帯の増加など、一定の成果が見られる一方で、出生数は急激な減少が続いており、また特にコロナの影響で婚姻数も大きく減少するなど、大変厳しい状況もございます。

本県が将来にわたり活力を保ち、飛躍をしていくためにも、コロナ禍や物価高騰からの再生と同様、人口の安定・回復を図ることも急務であると認識しております。

このため、出会いの機会の創出や子育て支援の充実など、出生率、出生数の改善につながる取組とともに、県内経済の早期回復と魅力的な雇用の創出や県内への就職支援により、若者や女性の定着やUターンを促進するなど、さらなる社会減の抑制を目指してまいります。

また、デジタル技術の活用により、都市部と様々な格差の解消を図るとともに、人口が減ってもサービスを維持し、暮らしていくことができる社会を早急に築いていくことも重要であると考えております。

今後とも、市町村や民間企業、教育機関等と連携を図りながら、人口減少の克服に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、少子化対策についてであります。

少子化対策は、本県が持続的に発展していく上で、最も重要な課題の一つであります。

岸田総理が「次元の異なる少子化対策」として、将来的な子供予算倍増に向けた大枠を示すと明言されたことは、少子化対策がさらに大きく前進していくものであり、大いに期待をしているところであります。

今回示された3つの基本的方向性は、少子化

対策を図る上で重要な視点であります。今後、具体的な施策が早期に示されることが必要であると考えております。

また、それぞれの都道府県や市町村において、独自の子育て支援策が実施されておりますが、財政力に応じて地域間格差が生じるのではないよう、大きな財政負担が生じる取組については、国において全国一律での仕組みづくりが必要だと考えております。

また現在、家計負担の軽減、そこに非常に焦点が当たっているわけではありますが、やはり子育て世代の様々な負担や不安を解消する、軽減を図っていく、そのことによる子育て世帯のサポートの仕組みづくり、これも非常に重要ではないかと考えているところであります。

子供政策の充実に向けては、地方自治体と国とが車の両輪となり進めていく必要があります、今後、取りまとめられる具体的な対策の内容が真に実効性のあるものとなるよう、全国知事会等を通じて、国に対して求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（矢野慶子君）〔登壇〕 お答えします。公金の収納方法についてであります。

現在、例えば県税の一部やふるさと宮崎応援寄附金において、クレジットカード決済やコンビニエンスストアでの収納などを行っております。

令和5年度からは、農業大学校の授業料や道路を占有するための使用料などをコンビニで収納できるよう、納入通知書にバーコードを印刷するなどの準備を進めており、これにより、夜間や土日の納付ができるようになります。

さらに、一部のスマートフォン決済による収納にも対応することとしております。

今後も、県民の利便性向上の観点から、

キャッシュレスを含めた収納方法の多様化に向け、引き続き関係部局と連携し、適切に対応してまいります。〔降壇〕

○日高陽一議員 ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

人口減少対策を続けて伺ってまいります。

本県において、新型コロナの影響等により、出会いの機会が減ったことや、将来への不安などから、婚姻数はこの2年間で約16%の減少、出生数も約6%の減少をしており、特に出生数は婚姻と相関があることから、令和4年の数字はまだ出ておりませんが、大きく落ち込むことが見込まれ、コロナ前のレベルに回復できるかどうか心配しております。

そこで、自然減対策として、出生数の増加に向けてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナ禍の影響で出生数や婚姻数が大きく落ち込んでおり、強い危機感を持っているところであります。

このため県では、これまで取り組んできた「未来みやぎ子育て県民運動」を来年度から出会いの支援にまで拡充しまして、「ひなたの出会い・子育て応援運動」として取り組むこととしており、今議会に関連予算をお願いしております。

また、引き続き、妊娠や出産された方を対象に、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施するほか、市町村が地域の実情に応じて取り組む少子化対策についても支援したいと考えております。

今後は、現在、国において検討されております「次元の異なる少子化対策」の動きも注視しながら、市町村や関係団体とこれまで以上に連

携を図り、出生数の減少に歯止めをかけられるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 次に、高校生の県内就職についてお伺いいたします。

今年の春卒業予定の高校生の8月時点の求人倍率は、宮崎労働局の発表によりますと、前年比0.25ポイント増の1.93倍となり、記録が残る1994年以降、最高だったとの新聞報道がありました。

本県には魅力のある企業がたくさんありますので、新型コロナの影響により、高校生の県内志向が高まっている現状を好機と捉え、ぜひ、県内企業のすばらしさはもとより、恵まれた住環境など、宮崎のよさを高校生に伝えてほしいと思っております。

そこで、今年の春卒業予定の高校生の県内就職の状況と、県内就職促進に対する県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今春卒業予定の高校生の就職内定者に占める県内内定者の割合は、宮崎労働局によりますと、昨年12月末時点で63.9%と、過去最高となった前年同月の64.9%に次ぐ高さとなっております。

これまで県では、高校生に対する企業説明会や、就職総合情報サイトによる情報発信など、県教育委員会とも連携し、県内就職の促進に取り組んでまいりました。

高校生の県内就職内定率は、この10年間で最低となった平成27年3月卒の54.2%からは着実に改善しておりますが、いまだ3割以上が県外に就職している状況でございます。

このため、県としましては、今後とも、様々な工夫を凝らしながら、高校生やその保護者などに県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさを

しっかり伝えることで、県内就職の促進に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 デジタル化が進んだことにより、今の若者にとっては、ネットを通じた動画配信や買い物など生活面で困ることはなく、本県の恵まれた自然や物価の中で、豊かな暮らしも今は可能です。

今の時代は、ある意味、都会に出るよりも充実した生活を送ることができるんだということも、ぜひ伝えていただきたいと思えます。

次に、DX推進について、先ほど会計管理者からの公金収納の御答弁に続けて伺ってまいります。

スマートフォンやSNSなどが一般に利用されるようになり、我々の日常の暮らしがデジタルの活用でさらに便利になる「本格的なデジタル社会」が到来しつつあります。

現在、国においては、デジタル社会の実現に必要な施策として、まずは、今年度末までにマイナンバーカードをほぼ全国民に行き渡らせることや、今後、利活用を促進するため、健康保険証としての活用のほか、令和6年度末までには運転免許証との一体化などが進められています。

マイナンバーカードの普及拡大は、社会全体のデジタル化の鍵を握ると言われております。

本県の都城市は、全国の市町村でトップクラスの交付率となっておりますが、一方で、県民の利便性向上のためには、交付のみならず、その利活用が重要だと考えます。

そこで、マイナンバーカードの県民交付状況と利活用に向けた動きについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 令和5年1月末時点でのマイナンバーカードの交付率は、全

国が60.1%であるのに対し、本県は74.1%で全国1位となっております。

また、県内の交付枚数は約80万枚となり、運転免許証の保有者数を上回るなど、多くの県民がカードを保有する状況となっております。今後は利活用促進や安全性の確保が重要であると考えております。

このような中、県内の市町村の一部では、住民票等のコンビニ交付はもとより、各種手続のオンライン化や電子母子手帳の導入など、カードを活用した先進的な取組が行われております。

県としましては、このような取組を県全体に広げるため、先進的な事例に関する研修会の開催や、情報発信等に取り組むとともに、国に対しましては、厳重なセキュリティ確保を要請してまいります。

○日高陽一議員 県民の暮らしに関する行政サービスにおいて、市町村の役割は大変重要だと思います。

昨年9月に国が改定し、示した自治体DX推進計画では、住民が役所に足を運ばなくても確実に行政サービスが受けられる社会の実現を目指すこととされております。

このための取組として、国は、今年度末までに子育てや介護などに関する手続を「特に国民の利便性向上に資する手続」として指定し、市町村に対して手続オンライン化の対応を、県にはその支援を求めています。

そこで、市町村の行政手続オンライン化に向けた県の支援について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 行政手続オンライン化につきましては、国において、社会的ニーズの高い子育てや介護など27の対象手続

と、オンライン化を進めるためのマニュアルが示され、市町村の具体的な対応と、そして県による支援が求められております。

一方で、県内ではデジタル専門人材が不足し、対応に苦慮されている市町村が多いと認識しております。

このため、県では今年度、自治体DXサポート事業におきまして、デジタル庁との連携による職員研修会の開催や、システム等の専門人材の派遣など、進捗状況に応じた助言を行っております。

これらの支援によりまして、今年度末までに県内の全市町村で対象手続のオンライン化が可能となる見込みであります。

引き続き、市町村の実情に応じた伴走支援に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 自治体のDXを進める上では専門人材の確保が課題となっております。

昨年11月28日の日経新聞の記事によりますと、総務省が実施した自治体のDXや情報化の進捗状況調査の結果、全国の自治体に1万人ほどのDX担当者がいるとされていますが、この優秀な人材は民間との争奪戦となっていて、外部任用も進まないとのことでもあります。

デジタル化を進めていく上で人材の育成確保は重要だと考えますが、県ではデジタル人材の育成・確保にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、県職員の技術レベルに応じまして、ICT利活用や情報セキュリティに係る研修を行うなど、人材の育成に取り組んでいるところであります。

また、システムの開発経験を持つ民間出身者の任期付採用や、デジタル化戦略アドバイザーの任用により専門人材を確保し、庁内のシステ

ム導入に関する技術支援等にも取り組んでいるところでもあります。

一方、社会全体でデジタル化の動きが加速し、その技術はより高度化・複雑化しております。

このため、デジタル化の進展に的確に対応できる専門人材の確保や、職員研修を段階的に高度化することなどにより、デジタル人材の育成・確保をさらに進めてまいります。

○日高陽一議員 次に、県内産業のデジタル化についてお伺いいたします。

コロナ禍、物価高からの県内経済の再生に向けて、事業者の生産・販売活動を回復させていく必要がありますが、人手が確保できないという大きな課題が浮き彫りとなってきています。

人口が減少していく中、労働力の確保はますます厳しくなってきていますので、事業を継続していく上で、今の生産工程や作業内容等をデジタル化することで、生産性を上げていくことが大変重要であると思います。

また、コロナ禍を経験し、巣籠もり需要やオンライン取引、ワーケーションなど、消費・経済活動が大きく変化しており、これらの変化に対応しながら新たな成長分野を見つけていくためにも、このデジタル技術の活用が不可欠な時代となってきております。

そこで、県内産業のデジタル化を進めるために、さらに積極的に取り組んでいくべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 産業のデジタル化を進めるため、現在、事業者の理解促進のためのセミナーや、人材育成のための研修、デジタル技術の導入支援などに取り組むとともに

に、各部局におきましても、農林水産業や建設業など、各産業分野ごとのデジタル化に取り組んでいるところでもあります。

その中で、事業者からは、「小規模事業者でも取り組めるデジタル化について教えてほしい」あるいは「デジタル化についてどこに相談すればいいのかわからない」といった声を多く伺っております。

このため、来年度の当初予算案に計上しております産業DXサポートセンター設置事業におきまして、新たに相談窓口を設置し、デジタル化について様々な悩みを抱える事業者の実情に応じて、きめ細かな支援を行ってまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、宮崎の魅力発信等についてお伺いいたします。

もうじき3月になりますが、今年はまさに本県が世界に開かれる年であると考えております。こんなに宮崎が世界に向けてPRできる機会が重なるのも近年ないことではないでしょうか。

県内外から多くの野球ファンが来県し、今、大変にぎわっているWBCキャンプは、いよいよ明日から壮行試合が行われ、一番の盛り上がりを迎えます。

来月には、日本初となるアジア最大のゴルフ商談会、アジアゴルフツーリズムコンベンション(AGTC)2023が開催され、そして4月には、今、世界的にも高い関心が寄せられている「食と農」がテーマとなるG7宮崎農業大臣会合がいよいよ開催されます。

言うまでもなく、G7は世界でもハイレベルな国際会議であり、日本有数の農業県であるこの本県において、食料安全保障をめぐる国際的

な議論が行われることは非常に意義深く、生産者にとっても、また消費者である県民にとっても、めったに経験できない重要な機会でありませう。

そこで、この会合において、本県の食や農の価値や魅力を県内・国内外へ向けてどのようにPRされていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 気候変動や国際情勢の不安定化等を背景としまして、世界的に食料の安定供給に対する危機感が高まっております。

また、我が国でも、エネルギーや生産資材等の海外依存からの脱却や、持続可能な農業の実現に向けた重要な局面にあると認識しております。

このような中、今回の会合は、本県の農業振興はもとより、県民の皆様には食や農の現状や重要性を再認識していただく貴重な機会になるものと考えております。

このため県では、これらの課題をテーマとした生産者による農業シンポジウムに加え、サミット参加国の料理を子供たちに食べてもらうサミット給食でありますとか、高校生の提言などの教育プログラムを実施しますほか、これらの成果を県民の皆様には伝える記念イベントを開催するなど、食や農を見詰め直す取組にも力を入れてまいります。

さらに、本会合は、海外からも高い注目を集め、海外メディアの来県も期待されますことから、会場の展示や食事の機会、あらゆる機会を捉えて、本県の食や農が持つ魅力や価値というもの、参加者、そしてメディアを通じて世界に向けて発信してまいります。

○日高陽一議員 ぜひともよろしくお伺いいたします。

続いて、4月のG7が終了した後、5月には本県は置県140年の節目を迎えます。

こうしたタイミングを捉えて、10月27日から29日にかけて、本県出身者や県にゆかりのある方たちが一堂に会する、宮崎県人会世界大会が初めて開催される予定です。

私も若い頃にロサンゼルスに住んだことがあり、そこでアメリカの県人会の皆様には大変お世話になりましたが、当時、現地で暮らす宮崎県人の温かさに触れるとともに、故郷を身近に感じ、安心して生活を送ることができました。

現在、海外の県人会では、宮崎から移り住んだ世代だけではなく、その2世、3世へと世代交代が進み、本県とのつながりが薄れていくことが懸念されているほか、国内の県人会においても、会員の高齢化により、県人会の維持が難しくなっていると伺っております。

こうした課題を抱える県人会にとって、今回の大会は、ふるさと宮崎への思いを共有し、その魅力を再発見できる、大変意義深いものと考えております。

ぜひ、国内外から多くの皆さん、特に若い世代の皆さんにも御参加いただき、県人会の活性化につながる大会にしてほしいと考えておりますが、この宮崎県人会世界大会の準備状況と大会の内容について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県人会世界大会に向けましては、PR動画やテレビCMをはじめ、県民や県人会の方々にも参加いただいたキャッチコピーやロゴマークの作成など、様々なPRを展開しておりますほか、国内外の各県人会を直接訪問し意見交換を行うなど、着実に準備を進めております。

大会の内容につきましては、記念式典や歓迎

レセプション、県内各地を訪問する「ふるさと巡りツアー」のほか、若い世代が交流する会議の開催など、参加者と県民、そして参加者同士が交流を深めていただけるようなプログラムを検討しております。国内外合わせて1,700名の参加を目標としております。

今後、各県人会をはじめ、市町村や関係団体との連携を図りながら、ふるさと宮崎を実感いただける大会となるよう、万全の準備を整えてまいります。

○日高陽一議員 この大会を通じて、国内外の県人会が活性化し、そして本県との絆が後世に引き継がれるよう、しっかりと取組を進めていただくようお願いいたします。

また、この大会を一過性のイベントに終わらせるのではなく、大会を通じて築いた県人会との貴重なネットワークを活用して、本県のさらなるプロモーション展開につなげていくことも重要であります。

国内外に広がる宮崎県人たちが、各国、各地域において、本県の魅力ある食や自然、文化などをこれまで以上に発信していただくことで、本県への観光誘客の促進や県産品の販路拡大、企業誘致など、様々な波及効果が期待できます。

本大会のキャッチコピーであります「つながろうひなたで つなげよう世界へ」にもありますように、この大会を通じて、宮崎県人がつながるとともに、宮崎が世界とつながることで、さらに元気になっていくことを期待しております。

次に、神楽についてお伺いいたします。

昨年10月に国指定の神楽の全国組織である全国神楽継承・振興協議会が設立され、今後、本県はその事務局として、神楽の保存・継承や、

令和8年度のユネスコ無形文化遺産登録を目指す取組を行っていくと聞いております。

少子高齢化や過疎化の進行、さらにコロナ禍において行事の中止や規模縮小など、神楽を継承していく環境はますます厳しい状況にありますが、ユネスコ登録が実現すれば、地域資源を生かした新たな魅力の創出や交流人口の拡大につながるほか、県内の全ての神楽保存会に対して波及効果がもたらされると思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた進捗と今後の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 神楽のユネスコ無形文化遺産登録への動きとしましては、昨年10月、本県が旗振り役となって全国組織を設立しまして、現在、全国の国指定神楽の約8割に加入いただくまでになりました。

令和8年度の登録のためには、まずは国において、令和5年度末に提案候補として選定される必要があります。

他の候補がたくさんある中で、その中で先んじる必要があるわけでありまして、それに向けて、未加入団体への働きかけや国への要望活動というものを一層強化してまいります。

あわせて、登録への機運醸成のため、ホームページでの情報発信、また広報紙の発行ということで、神楽の魅力、神楽に関わる人々の保存・継承への思いや取組を広く発信してまいります。

昨年は、風流踊の一環として「五ヶ瀬の荒踊」が本県初の登録となりました。さらに今年は、西都市、木城町、西米良村の5つの神楽が、既に登録されておりました「銀鏡神楽」と一体となって、「米良の神楽」として国指定に

追加されることとなりました。

これらの動きを追い風としながら、本県が先頭に立って神楽の登録を目指し、全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員 次に、観光振興策についてお伺いいたします。

今月9日、国において、6年ぶりに見直すこととなる観光施策の方針である観光立国推進基本計画の素案が公表されました。

2025年の訪日外国人客の目標をコロナ禍前を超える水準とすることなどが盛り込まれており、政府においても、我が国の観光の復活に向けて大きく動き出したところであります。

本県におきましても、新型コロナで深刻な打撃を受けた観光産業の再生・復興に向けて取り組んでいく必要があると思います。

そこで、今後、本県観光をどのように発展させていくのか、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ禍により打撃を受けました観光の振興というものは、非常に裾野の広い、そういう観光関連産業のみならず、本県経済の再生・復興を図る上で大きな鍵を握っているものと考えております。

全国旅行支援や国際チャーター便の再開などによりまして、本県を訪れる観光客は着実に回復、増加をしているところでありますが、一層厳しさを増す観光地間の競争を勝ち抜くため、本県の強みである食でありますとか、スポーツ、自然、神話、こういった観光資源をさらに磨き上げ、国内外の観光客から選ばれる魅力あふれる観光地づくりを進めてまいります。

また、これまでの取組の成果として、現在、侍ジャパンの宮崎キャンプが、そして来月はアジアゴルフツーリズムコンベンションが、そし

て4月にはG7宮崎農業大臣会合が開催されるなど、本県観光にとりまして、今まさに強い追い風が吹いているものと大変うれしく思っております。

この好機を生かし、私自身もトップセールスなどによりまして本県の魅力を国内外に広く発信し、新しい時代に対応した「観光みやざき」の創生に全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員 今、知事の思いを伺いましたが、その思いを実現させるために、具体的に取り組む施策が重要であります。

本県観光の発展のためには、まずは国内観光客の需要をしっかりと取り込んでいくことが必要であると考えます。

そこで、今後の国内観光客の誘客対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県観光の復興を図るため、今議会でもお願いしております事業の中で、まずは国の全国旅行支援の終了後も本県独自の県内旅行割引事業を実施することにより、観光産業への切れ目ない支援を行いたいと考えております。

また、市町村や関係団体等と連携し、体験型観光など地域の魅力を生かした高付加価値で持続可能な観光地づくりに取り組むこととしております。

さらに、旅行ニーズを的確に捉えながら、旅行会社等とタイアップした旅行商品の造成や、本県の豊かな自然等から得られる癒やしをテーマとした「デトックス・トリップ宮崎」をはじめ、食や神話など本県の魅力を最大限に生かした観光キャンペーンの実施などにより、国内観光客のさらなる誘客促進を図ってまいります。

○日高陽一議員 次に、インバウンド対策についてです。

コロナ禍でストップした本県のインバウンドについては、午前中の横田議員からの質問にもありましたとおり、宮崎空港における韓国からのチャーター便が再開するなど、回復に向けた動きが出てきておりますが、コロナ前の水準にはまだ戻っておりません。

人口減少、少子高齢化により国内の市場が縮小する中、観光消費額が高いインバウンドの誘致を進めていくことは、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けた本県経済回復の切り札として大いに期待しているところであります。

そこで、インバウンドの回復に向けた本県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） インバウンド対策としましては、まずは国際定期便が就航していた台湾、韓国、香港からの誘客に集中的に取り組んでおまして、トップセールス等によりチャーター便の運航などにつながっております。

加えて、中国を重点地域に位置づけ、デジタルを活用した情報発信や誘客に取り組むとともに、アドベンチャーツーリズムの推進による欧米豪からの誘客や、アジアゴルフツーリズムコンベンションの成果を生かした世界各国からの誘客など、新たな市場の開拓に取り組んでまいります。

さらに、今後、本格的な再開が見込まれる海外クルーズ船につきましても、市町村とともに積極的な誘致、受入れを進めることとしており、こうした取組により、インバウンドの早期回復につなげてまいります。

○日高陽一議員 次に、観光産業の人材不足対策についてです。

これまで県が取り組まれてきた観光キャン

ペーン等の成果もあり、観光客が戻ってきているところでありますが、一方で、ホテルの客室はあっても人手不足のために宿泊客を受け入れることができない、貸切りバスやタクシーなども運転手など人材が不足しているなどの話を聞いております。

観光産業の人材を確保し、そして増加する観光需要にしっかりと対応できる受入れ体制を整えることが重要であると考えます。

そこで、観光産業の人手不足、人材不足に対する県の対応について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 観光産業の人材不足は全国的な課題となっており、県としましては、人材確保の支援として、観光産業を含めた就職説明会の開催や、インターンシップのマッチング支援、ふるさと宮崎人材バンクの運営等を実施するとともに、貸切りバス等の運転士を確保するため、大型二種免許の取得費用を支援しております。

また、人材確保の観点からも、本県観光が将来にわたって持続可能で高い付加価値を生み出す産業として発展していくことが必要でありますので、観光サービスの高付加価値化や富裕層等の誘客、デジタル技術の活用等により、観光産業の収益向上につながる取組を積極的に進めてまいります。

○日高陽一議員 次に、屋外型トレーニングセンターについてです。

屋外型トレーニングセンターがいよいよ4月から供用開始されます。

国内外の代表チームやプロスポーツチームなどのトップアスリートはもちろん、県内の子供たちやスポーツ愛好者にもぜひ利用していただきたい、すばらしい施設であります。

一方で、施設の整備や今後の管理・運営に一定のコストがかかることから、県として、この施設を整備した目的や県内にもたらす効果を常に意識しながら、施設の活用を図る必要があると思います。

供用開始を間近に控えた今、改めて、本施設を整備する目的と経済効果について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この屋外型トレーニングセンターにつきましては、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力の向上をはじめ、スポーツを柱とした本県の観光の振興、経済の活性化や県内アスリートの競技力向上を目的として、4月の供用開始に向けて整備を進めているところであります。

今、世の中は、WBCに向けた侍ジャパンの合宿に意識が集中しておりますが、今年はラグビーのワールドカップが開催される年でありまして、またぜひ日本代表の誘致に向けても働きかけを強めていきたいと考えております。

今後このように、本施設へのラグビー、サッカー、陸上等の国内外代表やトップチームの新たなキャンプ誘致、それに伴う県外からの誘客を図るとともに、宮崎市のみならず、他の市町村におけるキャンプ・合宿等の新たな誘致を促し、県内全域へ効果を波及させることとしております。その経済効果を年間約12億円と試算しているところであります。

スポーツキャンプ・合宿につきましては、他県との誘致競争も激化しております。この施設を将来の「スポーツランドみやざき」の鍵を握る施設として県内外に広くPRし、積極的に有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 本施設の整備による経済効果を約12億円と試算しているとのことですが、こ

の約12億円の経済効果をもたらすために、今後、具体的にどのような取組を進めていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 屋外型トレーニングセンターの経済効果、約12億円につきましては、本施設と県内全域への新たなキャンプ誘致や誘客による効果をこれまでの実績等から試算したものでございます。

具体的な取組としましては、県外での誘致セミナーの開催やコーディネーターの派遣など、誘致活動を積極的に実施するとともに、市町村に対するスポーツ施設や資機材の整備の支援や、受入れ施設の管理運営に関する研修会の開催など、全県的な受入れ環境の充実に向けた取組を強化してまいります。

さらに、競技団体等と連携し、屋外型トレーニングセンターを核として、周辺市町村の会場を含めて使用する大規模キャンプ・合宿を誘致するなど、経済効果が全県下に波及する取組を進めてまいります。

○日高陽一議員 次に、WBC侍ジャパン宮崎キャンプについてお伺いいたします。

本キャンプは2月17日から実施されており、本日で8日目を迎えております。

残念ながら、大谷選手は参加することができませんでしたが、それでも、ダルビッシュ選手や村上選手、山本選手など、国内外から名立たる選手が参加しております。

2009年のイチロー選手が参加したキャンプに匹敵するぐらい、もしくはそれ以上のキャンプであると考えております。

一方で、2009年のときのキャンプでは、国道220号線が大渋滞に見舞われるなど、大きな課題も残ったと伺っております。

明日から福岡ソフトバンクホークスとの壮行

試合2連戦が控えており、2万5,000人もの観客が足を運ぶと聞いております。

そこで、今キャンプにおいて、交通渋滞緩和のため、県はどのような対策を講じているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 現在行われております侍ジャパン宮崎キャンプにつきましては、国内外の注目選手が参加し、県内外から多くの観客が見込まれたことから、会場となる、ひなた県総合運動公園の周辺道路の交通渋滞緩和のための対策を講じております。

具体的には、会場内の駐車場につきましても、その利用の一部制限と来場時間の指定を行いますとともに、市内各所に整理券が必要な最大5か所の臨時駐車場を設置し、シャトルバスによる送迎を行うことにより、会場に向かう乗用車の総量の抑制と、周辺道路における利用時間帯の分散化を図っております。

さらに、公共交通機関におきましても、バスやJRの臨時便の運行といった協力もいただいているところでございます。

○日高陽一議員 地元の先輩に連絡したところ、「多少は多いですけども、ふだんとあまり変わらない」という話を聞きました。対策がうまくいっているんだと思います、感謝いたします。明日がピークでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国公立大学前期試験における受験生への対応についてお伺いいたします。

明日から、宮崎大学や県立看護大学、宮崎公立大学で前期試験が実施され、県外から多くの受験生が本県を訪れます。

2月は例年、国公立大学の前期試験と多くの観光客でにぎわうプロスポーツキャンプが重なりますが、今年は特に注目度の高い侍ジャパン

の壮行試合と日程が重なったことから、新聞やテレビでは、宮崎市を中心に宿が不足している状況にあり、受験生が宿泊先の確保に苦慮しているという報道がありました。

また、当日は、交通の状況の混雑など、大学への交通アクセスも懸念されるところであります。

そこで、侍ジャパンの壮行試合と同じ日に実施される国公立大学前期試験の受験生対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 議員御指摘のとおり、今年は受験生の宿泊先の確保が懸念され、宮崎大学からの要請もありましたことから、県では、昨年12月から県ホテル旅館組合等と連携し、宮崎市内や近郊の宿泊施設へ、通常の宿泊客とは別に受験生のための部屋を確保いただくよう協力依頼を行ったところでございます。

その結果、約50の宿泊施設に御協力をいただき、宮崎大学のホームページ上で案内をするとともに、県ホテル旅館組合において個別の電話問合せ等にも対応いただいております。現在まで大きな混乱はなく、協力いただいた宿泊施設で対応できているものと考えております。

また、宮崎大学等への交通アクセスにつきましても、宮崎大学が宮崎交通と調整し、臨時バスを例年より増便するとともに、公共交通機関の乗り継ぎ情報を整理し、大学のホームページ等で受験生への案内が行われております。

○日高陽一議員 しっかり対応していただきまして、ありがとうございました。

次に、国民スポーツ大会についてお伺いいたします。

2027年に開催予定の国民スポーツ大会では、本県は天皇杯獲得を目指しているところであり

ますが、さらなる強化対策等を進め、競技力を高めていく必要があると思われま

す。昨年開催された栃木国体では、少年種別の活躍があり、天皇杯順位は32位となり、前回の茨城国体よりも順位が9つ上がりました。

この勢いで、今後さらに上位を目指していくためには、少年種別の強化はもとより、成年種別のさらなる強化策をより一層推し進める必要があるのではないかと考えております。

現在、この成年種別の強化として、大学生や社会人、ふるさと選手の活動支援などに取り組みられておりますが、本県は、実業団チームが少なく、体育大学もないことから、他県に比べると、社会人アスリートが不足しているのではないかと考えております。

この社会人アスリートの確保として、県教育委員会で教員の特別選考採用を進めておられますが、それ以外にも、民間企業等で確保をお願いする必要がありますと考えます。

そこで、社会人アスリートの確保にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県が天皇杯獲得を目指すには、議員御指摘のとおり、成年種別の強化のために、本県出身者にとどまらない、競技実績のある有望社会人アスリートの確保が、民間企業等においても必要であると考えております。

そのため、現在、アスリート確保のために、県外大学や企業等への訪問をはじめ、県内企業等に対しましては、専門職員を配置・活用して、雇用マッチングを進めております。

また、この取組を促進させるため、新規にアスリートを採用する企業等への支援としての予算を今議会でお願ひしているところでありま

す。

今後とも、本県企業・経済団体等と連携を深めながら御協力を仰ぎ、社会人アスリートの確保に向けた取組を進めてまいります。

○日高陽一議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、全国障害者スポーツ大会についてお伺いいたします。

この全国障害者スポーツ大会は、障がい者スポーツの交流の場として、全国から都道府県・指定都市の選手団が参加し、熱戦が繰り広げられます。令和9年度は、国民スポーツ大会とともに本県で開催されます。

開催県は全ての競技に出場することができますが、本県では、一部の団体競技にチームが結成されていない競技があると伺っております。

大会を成功させるためにも、全ての競技のチームを結成し、本県から全競技に出場することはもちろんのこと、各チームの競技力を向上させる必要があると考えております。

そこで、本県開催の全国障害者スポーツ大会に向けた団体競技のチーム結成や競技力向上にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 団体競技につきましては、全12種目中、車椅子バスケットボールなど9種目はチームが結成されております。

未結成となっております残り3種目のうち、サッカーとフットソフトボールについては、年度内に結成の見込みであり、今後は残るバレーボール身体女子のチーム結成を早急に進めたいと考えております。

県ではこれまで、特別支援学校を中心とした体験会や指導者の養成、競技用具の整備等に取

り組んできたところではありますが、さらなる競技力向上に向け、引き続き体験会を開催するほか、合同練習会や県外での交流試合の実施等に取り組むための予算を今議会にお願いしております。

今後とも、県障がい者スポーツ協会や教育委員会、競技団体等と連携し、大会に向けて着実に準備を進めてまいります。

○日高陽一議員 次に、関連して、県総合運動公園プールの今後の取扱いについてお伺いいたします。

現在、本県では、大会に向けて体育館やプール、陸上競技場など、県内各地でスポーツ施設の整備が進められており、競技に関わる方はもちろん一般利用者の方々においても、最新の施設の完成を待ち遠しく思われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

一方で、現実的な問題として、施設が増えれば維持管理のための費用は増加しますので、今ある施設の取扱いについても、将来のコストを見据え、考える必要があります。

現在建設中の新プールができた後の県総合運動公園のプールの取扱いについては、今後の方針は検討中と伺っておりますが、県総合運動公園プールの今後の取扱いについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合運動公園の現プールは、昭和54年の宮崎国体に向けて整備され、約50年の間、県民の皆様に利用されてまいりました。

一方で、年間約2,000万円の維持管理費用に加え、施設の老朽化による修繕費の増加などが懸念されているところであります。

これらの状況を踏まえ、競技団体や関係機関と協議を重ねながら、その取扱いを検討してま

いりましたが、現プールにつきましては、宮崎市錦本町に整備中の新プールの供用開始に合わせ、令和6年度末をめどに用途を廃止し、その機能を令和7年度から新プールに移行することといたしました。

県教育委員会といたしましては、今後、県民の皆様に丁寧な情報提供を行うとともに、引き続き、競技団体等と連携を図りながら、施設の適切な管理に努めてまいります。

○日高陽一議員 次に、農林水産行政についてお伺いいたします。

4月22日、23日に、宮崎市において、G7宮崎農業大臣会合が開催される予定であります。

この会合では、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻であらわになった食料安全保障や農業の持続可能性などを中心に話し合われるようです。

食料安全保障が国際的に重要なテーマとなる中、本県は、昨年12月に国が公表した令和3年の農業総産出額において、1960年の統計開始以来、初めて全国第4位になりました。

このことは、我が国の食料供給県として、本県の存在感が高まるとともに、国民に食料を安定的に供給していく責任が一層大きくなったと考えております。

そこで、国において食料安全保障の再構築が検討される中、食料供給県としての本県の役割と、農業産出額が全国第4位になったことに対する知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） G7宮崎農業大臣会合におきましても、食料安全保障や農業の持続可能性について議論が見込まれておりますように、食料と農業が歴史的な転換点を迎えている中で、全国有数の食料供給県である本県には、国民に向けて安定的に食料を供給していくこと

が強く求められていると認識しております。

このため県では、あらゆるリスクに備えた農業を目指す「新防災」を土台とし、生産性向上に資する「スマート化」などの持続的な生産基盤の強化を図り、次代を担う生産者が夢や希望を持って農業に従事できる環境づくりに取り組んでいるところであります。

このような中、生産者の皆様をはじめ、多くの関係者の御尽力により、令和3年の本県農業産出額の全国順位が過去最高の第4位となったことを、大変うれしく、また誇らしく受け止めているところであります。

本県の食料供給県としての存在感は、ますます高まってきていると認識しております。今後とも、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けて、オール宮崎で取り組み、我が国の食料安全保障の確立にもしっかりと貢献してまいります。

○日高陽一議員 国の発表した令和4年版少子化社会対策白書によりますと、我が国の総人口は2053年には1億人を割る見通しであり、本県の人口も、また農業者も減少していくことが予想されます。

そうした中、本県は責任ある食料供給県として、我が国の38%という食料自給率を高めるためには、生産力を維持・拡大していくことが必要であると考えます。

そこで、本県の農業の生産力の維持・拡大を図っていくため、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 労働力が減少する中、本県農業の生産力の維持・拡大を図るためには、効率的な生産基盤を整備し、スマート農業を実装化していくことに加え、海外資源に過度に依存しない生産構造への転換が必要で

あると認識しております。

このため県では、スマート農業に対応した農地の集約・大区画化を進めるとともに、高度な環境制御技術やロボットの活用などによる収量向上と省力化につながる取組等を支援しているところです。

また、化学肥料を県産の堆肥ペレットを配合した肥料に置き換える取組など、地域資源を最大限活用するための支援を進めているところです。

今後とも、本県が食料供給県としての役割を果たせるように、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 これまで県では、農業の生産性向上や担い手確保に取り組んでこられ、3,500億円前後の農業産出額を維持しているわけですが、新型コロナや物価高騰がこれらの取組に水を差す形と今はなっております。

国の農業物価統計調査によりますと、昨年12月の肥料と飼料の価格は、令和2年を100とした場合、それぞれ153%と150%となっており、農業者からは、「自分たちの努力だけでは対応できないレベルで、経営が極めて厳しい」との切実な声を聞いているところであります。

このような状況は、林業、水産業でも同様であると思います。

そこで、物価高騰が続く中、農林水産業において、これまでどのような対策に取り組んできたのか。また、今後どのように取り組んでいくのか、環境森林部長及び農林水産部長にそれぞれお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林業における物価高騰対策としましては、今年度の6月補正予算において、燃料費の削減と生産性向上による経営安定を図るための高性能林業機械の導入

支援や、シイタケなど特用林産物に係る梱包資材等の価格上昇分に対する助成措置を講じております。

また、資材価格の上昇を踏まえ、森林整備の補助事業において標準単価の見直しを行っており、シカネットなどの防護柵については昨年9月に、苗木は本年1月に、実勢価格を反映させたところであります。

県としましては、引き続き、物価高騰の影響や国の対策を注視しながら、森林所有者や素材生産事業者、特用林産物生産者など、林業従事者の負担軽減等の支援に努めてまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農水産業における物価高騰対策としましては、本年度の補正事業におきまして、肥料や資材の価格上昇分の支援や、国の配合飼料や燃油のセーフティネットに係る生産者積立金の助成などの緊急措置に加え、施設園芸の省エネ化を図るためのヒートポンプの導入支援など、生産コストの削減につながる対策に取り組んだところです。

引き続き、品目ごとの経営への影響や、国の物価高騰対策などを注視しながら、生産者が将来に夢と希望を持ち、持続可能な経営への転換につながるよう支援してまいります。

○日高陽一議員 続きまして、肥料の安定確保についてお伺いいたします。

言うまでもなく、肥料は、農産物の収量の維持及び農業経営の継続に不可欠な生産資材であり、我が国における食料の安定供給に極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、我が国には、肥料の原料となるリン鉱石、カリ鉱石などの天然資源が少ないことから、肥料原料の多くを海外からの輸入に依存しております。

このような中、近年、世界的な穀物需要の高

まりなどにより、肥料原料の調達が不安定となっており、肥料価格の高騰に歯止めがかからない状況にあります。

そこで、JA宮崎経済連では、県内の鶏や豚の堆肥を粒にして、ほかの肥料成分と配合した堆肥入り粒状複合肥料、いわゆるBB肥料を開発し、昨年10月より販売を行っているとお聞きしておりますが、このことは、畜産・農業が盛んな本県ならではの取組であり、肥料の安定確保とコスト低減においても大変有効なものと考えております。

そこで、肥料を安定確保するためには、県内産堆肥入りのBB肥料を活用していくことが必要だと考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内産の堆肥入りBB肥料の活用は、県内に豊富にある堆肥などの地域資源の有効活用と低コスト肥料の安定供給の観点から大変重要であります。

このため県では、さきの11月県議会で御承認いただいた堆肥活用低コスト肥料供給体制構築支援事業により、堆肥入りBB肥料の製造に必要な設備の導入支援を行っております。

また、これらの肥料の生育への効果を検証し、農家への適正散布の指導等により、普及を進めているところです。

今後とも、本県の優位性を生かしながら肥料の安定確保に努め、本県農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 昨年12月22日、霧島酒造が県外向けの一部商品の販売休止を発表いたしました。

サツマイモ基腐病によりカンショの収穫量減が長引き、やむを得ず休止に至ったとのこと

で、この発表は直ちにヤフーのトップニュースに載り、また新聞各紙が取り上げるなど、反響を呼んだのは記憶に新しいところであります。

サツマイモ基腐病は、9月議会においても濱砂議員が我が党の代表質問において、また11月議会では武田議員が、それぞれ発生状況や対策等について質問してまいりました。

県全体では、今年度の発生は抑えられたものの、平成30年度から発生は継続しており、県内焼酎メーカーとしては、原料用のカンショの収穫が減った分をすぐに他県等から調達で補うのは難しく、原料調達に支障を来しているようでございます。

本県の焼酎製造業は8年連続で出荷量日本一を誇り、本県のフードビジネスを代表する重要な産業ですが、この根本を支えるのが、本県などの生産者が生産するコガネセンガンを中心とした焼酎原料用カンショであります。

本県焼酎産業の発展には、原料となるカンショの安定した生産が欠かせず、減少した出荷量を早急に回復させる必要があります。

そこで、焼酎原料用カンショにおけるサツマイモ基腐病の発生状況と対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 焼酎原料用カンショのサツマイモ基腐病につきましては、これまでの発生防止対策が一定の成果を上げ、今年度の発生の割合は1割未満となるなど少ない状況となっております。

しかしながら、発生リスクに対する不安等から作付を控える傾向が続いており、栽培面積が年々減少し、酒造会社が必要とする量を確保できていない状況も生じております。

県としましては、今後とも地域や関係機関・団体と一体となって、ドローンによる防除や種

芋の貯蔵前の消毒、防除暦の活用など、これまでの取組を徹底するとともに、抵抗性を有する品種の導入や圃場の交換耕作、他の作物と組み合わせた輪作などを進め、安定した生産体制の構築に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 農家の方が安心して作付できるよう、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、豚熱対策についてお伺いいたします。

豚熱につきましては、平成30年9月の岐阜県での発生以来、18都県で計85事例が発生して、これまでに約35万頭が殺処分されております。

また、野生イノシシにおける豚熱感染拡大に伴い、飼養豚へのワクチン接種も九州と北海道を除く39都府県にまで広がっております。

このような状況の中、全国第2位の養豚県である本県で豚熱のワクチン接種が必要となった場合、家畜防疫員や知事認定獣医師だけでは継続的に適切な時期に接種することは難しいと、生産者からの声もありました。

このため、農場管理者等を加えた接種について検討をしていただくよう県から国に対して要望されていた中、昨年12月に国の指針が改正され、生産者自ら接種も可能となりました。

これにより、適切な時期に継続した接種が可能となり、豚熱の発生予防に大きく寄与するものと考えています。

本県養豚農家がこれからも安心して経営していくため、豚熱のワクチン接種について、今後どのように体制を構築していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今般の防疫指針の改正では、ワクチン接種者が一定の要件を満たしている農場管理者に拡大されましたので、県では、豚熱のワクチン接種体制を早急に

構築することとしております。

このため県では、農場管理者を対象に研修会を実施し、十分な知識・技術を習得させた上で、接種者として登録することとしております。

また、ワクチンの保管・管理が認定された農場でのみ行うこととされましたので、各農場への指導・助言を行い、適切な管理体制を構築してまいります。

県内への侵入リスクが高まっておりますので、今まで以上に衛生指導を徹底し、関係者と円滑な連携を図りながら、実効性の高い体制整備に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 元旦の日本農業新聞に、次のような記事が掲載されておりました。

2020年農林業センサスによりますと、県の基幹的農業従事者数は5年前と比べて24%減少し、農業の生産力低下や集落機能の衰退が懸念されており、JAグループ宮崎では、新規就農者を育成するため、JAのトレーニング施設や先進農家等で、2007年から16年間で378人の研修生を受け入れ、自営就農者として育成しているとのこととあります。

しかしながら、新規就農には大きな初期投資を伴うことから、これまで国や県等による負担軽減を図るための支援が行われてきたところではありますが、先ほど質問させていただいた資材や燃油の高騰に加え、ハウス等の整備費用も高騰しており、就農時の費用負担は今まで以上に厳しくなっていると聞いております。

このため、新規就農する際の負担軽減に向けたさらなる支援が必要ではないかと考えますが、どのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 議員御指摘の

とおり、新規就農者にとりまして、ハウス等の初期投資は大きな負担であることから、県では、今年度から、経営開始時の機械や施設等の導入に対して、最大750万円の補助を実施しております。

さらに、昨今のハウス等整備費用の高騰を踏まえ、今議会でお伺いしております、みやざきで就農！サポート事業により、JA等が中古ハウス等を取得・改修した上で、新規就農者にリースする取組を支援するなど、初期投資の負担軽減を図り、就農しやすい仕組みづくりを進めることとしております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、新規就農者に寄り添い、切れ目ない支援を行い、本県農業の将来を支える担い手を確保してまいります。

○日高陽一議員 次に、フードビジネス振興構想についてお伺いいたします。

本県の基幹産業である農畜水産業や食品製造業、飲食業など、食に関する様々な産業の振興を目的として、平成25年度に「みやざきフードビジネス振興構想」が策定されてから、今年で10年目となります。

この間、県におきまして、この構想に沿って様々な取組を進めてこられました。

そこで、フードビジネス振興構想策定から10年間の県の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この「みやざきフードビジネス振興構想」は、口蹄疫からの再生・復興を掲げる中で、私の就任後に取りまとめたものでありますが、本県の産業のさらなる成長を目指して、高付加価値化や県産品の魅力発信・販路拡大、生産性向上などの視点により、様々な取組を充実してまいりました。

具体的には、フードビジネス相談ステーションやフード・オープンラボ等の設置による支援体制の整備、ひなたMBA等を通じた人材育成、新たな食肉処理施設の整備などによる産地加工の推進、牛肉・焼酎・キンカン等の海外への販路拡大など、組織横断的、また関係機関との連携の下、幅広く取り組んできたところであります。

さらに近年では、従来の6次産業化に加え、物流や観光等との多様な連携により新たなビジネスの創出を目指す、ローカルフードプロジェクトなどの新しい取組も行っているところであります。

これにより、構想策定時と比較すると、令和2年度の食料品・飲料等出荷額は約27%増加し5,475億円に、また令和2年の食料品及び飲料の輸出額は約6倍の84億円となるなど、成果が着実に現れているものと考えております。

○日高陽一議員 取組の成果が現れていることですが、最近の動向を見ますと、本県のフードビジネスを取り巻く環境は、この10年間で大きく変わってきております。

例えば、国内では少子高齢化・人口減少が急速に進んでおりますが、世界人口は今後も増加傾向にあり、将来、食料の海外需要は増加していくものと見込まれています。

また、新型コロナの影響やSDGsの意識の広がり、環境意識の高まりなどによる人々の消費行動の変化や、労働力不足・環境負荷といった食をめぐる様々な課題の解決の手段として、デジタルやバイオ等のテクノロジーを活用するフードテックに注目が集まるなど、様々な変化が生じているところであります。

現在、県において「みやざきフードビジネス振興構想」を改定中と聞いておりますが、環境

が大きく変化していく中で、これからも本県のフードビジネスを持続的に成長させていくためには、新しい構想で示される施策の方向性が非常に重要だと考えております。

そこで、新しい構想においては、どのような視点を持ってフードビジネス振興を進めていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) フードビジネスにつきましては、出荷額の増加など一定の成果を上げておりますものの、高付加価値化や生産性の向上など、まだまだ伸び代があるものと考えております。

また一方で、変化の激しい市場や社会への柔軟な対応も求められております。

そのため、現在策定中の構想では、「継続と革新による持続可能なフードビジネスの発展」を目指してまいりたいと考えております。

この考えの下、着実に実績を積み上げてきた取組を今後とも継続するとともに、労働力が減少していく中においても成長を実現できる生産性の向上や、大規模市場や成長市場をターゲットとした戦略的な販路開拓、新しい技術の活用やスタートアップの育成による新たな価値の創造など、より革新的な取組を併せて推進していくことによって、さらなるフードビジネスの振興に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 次に、防災対策についてお伺いいたします。

近年、気候変動、地球温暖化の影響もあり、自然災害が頻発化、激甚化しており、昨年台風第14号では、住家被害が約2,000棟、県全体の被害総額が720億円を超えるなど、県内各地に甚大な被害をもたらしました。

また、今月6日には、トルコ南部のシリアとの国境近くでマグニチュード7.8の大地震が発生

し、建物の倒壊等により、トルコとシリア両国を合わせて死者が5万人を超える大災害となっております。

本県では南海トラフ地震の発生が危惧され、今後40年以内の発生確率が90%程度と、高い確率での発生が予見されています。

このため県では、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた物資拠点施設の整備を計画されていますが、施設整備の概要について危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県では、大規模災害に備え、食料や毛布など10品目を県の総合庁舎や元県立高校など8か所に備蓄しておりますが、フォークリフト等が使用できないため、効率的な搬入・搬出に課題がございます。

このため、新たな備蓄施設の整備に向け、今年度、物流の専門家などで構成する専門部会を設置し、必要な機能等について検討を行ったところでございます。

それを受けまして、平時は物資の保管庫として使用し、災害時は国からの物資の受入れ、市町村への搬出機能を併せ持つ延床面積約3,000平方メートルの物資拠点施設を、津波や洪水、土砂災害のリスクがなく、県内全域への効率的な搬送が可能な高鍋町の農業大学校敷地内に、令和6年度末までに整備することといたしまして、今議会に関連予算をお願いしているところであります。

○日高陽一議員 次に、防災救急ヘリの機体更新についてお伺いいたします。

本県の防災救急ヘリは、平成17年に運航を開始してから18年を経過し、今議会に機体更新に関わる関連予算が上程されております。

これまで総出動件数は昨年末で2,000件を超え、活動の範囲は県内にとどまらず、東日本大

震災や熊本地震などへの派遣や、県外の医療機関への患者の搬送など広範囲にわたっており、県民の生命と財産を守る重要な役割を果たしています。

一方、国内では、これまでに救助活動中や訓練中に4機の防災ヘリが墜落し、26名の隊員の貴い命が失われるという事故が発生しております。

今回は機体購入費用として38億円という大きな予算が計上されており、前回と比較して、機体の性能向上や機体そのものの価格上昇に加え、消費税率アップ、物価高騰などの影響もあると聞いております。

本県のヘリは、運航開始以来、幸いにも無事故を更新中ではありますが、機体の更新に当たっては、ぜひとも安全性を重視した選定を行っていただきたいと考えております。

そこで、防災救急ヘリコプターをどのようなものに更新するのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 現在、国内外で製造されておりますヘリコプターは、自動操縦装置や空中衝突防止装置などの精度をはじめ、飛行速度や空中での停止、いわゆるホバリング機能が向上するとともに、計器類のデジタル化により視認性や操作性も向上し、高い安全性と機能が確保されており、それに伴い価格が高騰しております。

県としましては、来年度、ヘリコプターでの防災救急活動に詳しい専門家などによる機種選定委員会を設置し、県土の76%を森林が占め、海岸線が長いという本県の特性や、これまでの活動実績を踏まえながら、より安全に効果的な活動ができる機体を選定してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 次に、消防団員の確保対策についてお伺いいたします。

私自身、宮崎市の住吉消防団に所属しております。日々の活動を行いながら、火災だけではなく、激甚化する風水害や南海トラフ地震に備える意味でも、消防団の力が大変重要だと考えております。

そのような中で、昨年12月20日に消防庁から発表された消防団の組織概要等に関する調査の結果によりますと、昨年4月1日現在の全国の消防団員数が約78万4,000人と、前年から2万人減少して、初めて80万人を下回ったとのことです。

また、年齢階層別に見ますと、若年層が激減し、6割以上は40代以上と、高齢化が大変進んでいます。

消防団員数は、過去には200万人を超えていたとのことですので、現在は半分以下になっているということになります。

今年度は台風第14号の風水害もありました。地域防災に必要な消防団の力を維持していけるのか、大変危惧される状況です。

そこで、本県における消防団員数と40歳以上の割合について、また若手消防団員確保の取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県の消防団員数は、令和4年4月1日現在で1万3,674人と、前年の1万3,971人から297人減少しております。

また、令和3年4月1日現在の40歳以上の割合は50%で、全国と同様に、本県でも高齢化が進んでいる状況にあります。

このため県では、昨年度から県内全ての高校生に消防団員募集チラシを配布しているほか、

若手消防団員による意見交換会を開催し、団員確保における課題の把握を行ったところです。

このほか、来月3月5日にはイオンモール宮崎で防災イベントを開催し、その中で消防団音楽隊の演奏や少年消防クラブの行進などを行い、若手消防団員の確保に努めることとしております。

○日高陽一議員 次に、東九州自動車道についてお伺いいたします。

今月3日に、東九州自動車道の清武南―日南北郷間が来月25日に開通するという大変喜ばしいニュースが飛び込んできました。

本区間は平成10年度に事業化されましたが、工事区間内で発生した地滑りへの対策など様々な困難を乗り越えて、このたび開通の日を迎えるものであり、大変感慨深いものがあります。

本区間の開通により、防災力の強化や安全・安心な救急医療体制の確保、広域的な観光ルートの形成など、様々な効果が期待されているところであり、東九州自動車道がさらに南へ延びていき、九州全体の高速交通ネットワークが形成されていくことで、この効果が最大限発揮されていくものであります。

しかしながら、東九州自動車道には未事業化区間である南郷―奈留間などミッシングリンクが残されており、一日も早い全線開通が待たれているところであります。

そこで知事に、東九州自動車道の全線開通に向けた意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州道の清武南―日南北郷間が来月25日に開通することにより、ついに日南市から北九州市までが南北に一本の高速道路で結ばれることとなるわけであり。広域観光や地場産業の振興、南海トラフ地震などの災害時における人命救助や救援物資の輸送

など、大いに寄与するものと期待しておるところであります。

この区間の開通は、多くの方々のたゆまぬ努力が実を結んだものでありまして、御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力をいただいた国土交通省、また関係の皆様方に、心からお礼を申し上げます。

一方で、東九州道にはミッシングリンクが残されております。まずは、事業中区間の整備の促進を図るとともに、全長436キロのうち、唯一の未事業化区間となります南郷－奈留間の早期事業化が極めて重要と考えております。

このため、あらゆる機会を捉えて要望活動を行ってまいりまして、私の4期目就任間もない1月25日にも、国に対して、東九州道の必要性や重要性を強く訴えたところでありました。

引き続き、県議会の皆様や沿線自治体、関係団体、地域の皆様と一体となって、私が先頭に立って、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員 東九州自動車道は、全線開通が県民の長年の夢であり、悲願でもあります。一日も早い全線開通に向けて、県議会も一丸となって活動してまいりますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、九州中央自動車道についてお伺いいたします。

九州中央自動車道は、東九州自動車道と九州自動車道を東西に結び、九州の一体的な浮揚につながる道路であります。

また、平成28年熊本地震では、熊本への支援ルートとして九州中央自動車道が機能するなど、南海トラフ地震の発生が危惧される中、防災・減災対策として命の道となる道路でもあります。

しかし、この九州中央自動車道の供用率は、いまだに約3割にとどまっており、早期の全線開通が必要であります。

そこで、県内区間の整備状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 九州中央自動車道については、雲海橋－平底間、蔵田－延岡間が開通しており、現在、西臼杵地区の3区間で事業が行われております。

このうち、高千穂－雲海橋間においては、調査・設計が進められており、蘇陽－五ヶ瀬東間では、今年度内の用地取得に向けて準備を進めていると伺っております。

また、五ヶ瀬東－高千穂間では、トンネルや橋梁などの大規模構造物が多く計画されておりますが、五ヶ瀬東インターチェンジ付近の橋梁などの工事が順調に進められるとともに、童里トンネル工事が1月に契約となるなど、本格的に工事が進んできている状況であります。

県としましては、今後とも、国や沿線自治体と一体となって、用地取得を推進していくとともに、事業中区間の整備促進はもとより、一日も早い全線開通に向け、知事を先頭に、国に対して強く要望してまいります。

○日高陽一議員 縦軸となる東九州自動車道、横軸となる九州中央自動車道は、本県の発展にとって、いずれも欠かせないものであります。

用地取得や要望活動など、整備促進に向けて引き続き全力で取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、東九州自動車道における4車線化事業についてお伺いいたします。

東九州自動車道については、そのほとんどが2車線区間となっていることから、事故が発生すると重大な規模となる可能性があることや、

追い越しができないため、低速車両の影響により、交通の流れ全体として速度が低下するなど課題があり、早期の4車線化が望まれます。

そこで、東九州自動車道の4車線化事業の進捗状況と取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 現在、県内では、西日本高速道路株式会社が、宮崎西一清武間のうち約3.7キロメートルと高鍋一西都間のうち約4.7キロメートルにおいて、4車線化を進めております。

まず、宮崎西一清武間では、舗装や照明設備以外の全ての工事が発注されており、橋梁工事などを順調に進めていると伺っております。

次に、高鍋一西都間では、地質調査や工事用道路の検討など、工事着手に向けた調査・設計を進めていると伺っております。

高速道路の4車線化は、事故防止や定時性の確保、災害時等の通行止めリスクの回避などの観点から重要であることから、県としましては、知事を先頭に、あらゆる機会を捉えて要望活動を行うなど、東九州自動車道の4車線化に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 私も令和3年度の高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会の要望活動では、当時の商工建設常任委員会委員長の立場として、中野議長と一緒に西日本高速道路株式会社の本社へ行き、4車線化の要望を行ったところでもあります。引き続き、県議会も共に地域の思いを訴えてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、スマートインターチェンジについてお伺いいたします。

先ほど答弁いただいたとおり、本県では高速道路の整備が着々と進んできており、沿線では

新たな企業が続々と進出するなど、様々な効果が現れてきておりますが、インターチェンジがない地域では、その恩恵を十分に受けられない状況にあります。

そのような地域の課題に対応するため、ETC専用のスマートインターチェンジが、県内では既に、都城市の山之口町、国富町、門川町の3か所に設置され、さらに新富町において、新たなスマートインターチェンジの整備が始まっています。

このスマートインターチェンジが整備されますと、地域経済の活性化などに大きく寄与するとともに、災害時の拠点となる航空自衛隊新田原基地と高速道路を結ぶルートが確保され、防災機能の強化が図られるものと考えます。

そこで、新富町で整備が進められているスマートインターチェンジの進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 新富町のスマートインターチェンジにつきましては、東九州自動車道へのアクセス性向上を図るため、令和2年度から、西日本高速道路株式会社と県、新富町が一体となって整備に取り組んでおります。

これまでに地形測量が完了し、現在、詳細設計や用地測量などを順次進めておりますが、早期に工事着手できるよう、今年度、用地買収にも取りかかったところでもあります。

県としましては、スマートインターチェンジの設置により、住民の利便性向上や地域産業の活性化、さらには防災機能の向上など、様々な効果が期待されることから、今後とも、関係機関と十分に連携を図りながら、早期完成に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 ミッシングリンクの解消や暫

定2車線区間の4車線化、スマートインターチェンジの整備など、高速交通網の整備は本県にとっていずれも重要な課題であり、引き続き知事を先頭に頑張っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

また、高速道路の利用者からは、東九州自動車道の休憩施設について、設置間隔が離れていることから、その充実を求める声もあります。

県においては、今後とも、高速道路の休憩施設の充実に対する取組も続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、中山間地域の道路整備についてお伺いたします。

国県道について、高速道路と一体となって、地域の産業及び経済、そして住民の生活を支える必要不可欠な社会インフラであり、その整備促進を望む切実な声が多く聞かれます。

昔に比べますと、都城志布志道路など、目に見えて整備が進んできている路線もありますが、本県の国県道の改良率は、残念ながら九州最下位であり、中でも山間部は、その急峻な地形がゆえに未整備区間が多く残されています。

また、昨年台風第14号では、県北部を中心に未整備の道路が多数被災し、今なお通行止めが続いている箇所があり、地域住民の生活に大きな影響を与えています。

人口減少や高齢化が急速に進む中、公共交通機関が乏しく、車への依存度が高い中山間地域においては、国県道が日々の生活を支え、生命線となることから、その整備は大変重要な課題だと考えます。

そこで、中山間地域の道路整備に今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 中山間地域の

国県道につきましては、住民の日常生活を支えるとともに、林業などの産業振興、さらには救急医療や災害時の救援活動などにおいて命の道となることから、大変重要な役割を担っております。

このため、国道219号や国道327号など、都市と中山間地域を結ぶ幹線道路や、災害発生時の避難・応急活動を支える緊急輸送道路の整備を重点的に進めているところであります。

また、地域の実情に応じた通行機能を早期に確保するため、地形が険しい山間部を通過する県道においては、1.5車線の道路整備手法を取り入れるなど、工夫しながら整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、道路整備予算の確保に努めるとともに、国土強靱化5か年加速化対策予算も活用し、中山間地域の道路整備に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 引き続きよろしくお伺いたします。

次に、本県の医療体制についてお伺いたします。

県民が安心・安全に生活するため、医療体制の充実、医師の確保は欠くことができません。

知事も政策提案において、安心・安全で持続可能な暮らしの実現のため、医療の充実、医師の養成・確保と地域間の偏在の解消、圏域ごとの質の高い医療体制の提供に取り組むと述べられております。

一方で、宮崎県は、令和元年に国が発表した医師偏在指標において、医師少数県に位置づけられています。

また、新型コロナの対応では、医療体制が脆弱な本県においては、患者を受け入れる病院等に大きな負担がかかり、医療の提供が非常に逼

迫した時期もありました。

さらに、中山間地域の多い本県では、救急医療や僻地医療の体制も十分とは言えない状況であります。

医師確保をはじめ県民が安心できる医療体制の確保にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は九州で唯一の医師少数県でありまして、医師確保は喫緊の課題であります。

そのため、令和2年度に、宮崎大学や県医師会、県教育委員会と「宮崎県医師養成・定着推進宣言」を行い、関係機関が一体となり、医師の養成・確保、県内への定着を促進してきたところであります。今年度からは、宮崎大学医学部において地域枠の拡充が図られております。

また、ドクターヘリやドクターカーの導入、救命救急センターの整備など、質の高い医療を提供するための対策にも取り組んでまいりました。

さらに今議会においては、都城市郡医師会病院が整備する高度急性期医療施設への支援や、中山間地域におけるICTを活用した遠隔診療の導入など、地域医療体制の機能強化に必要な予算をお願いしているところであります。

今後、新たな感染症への対応を含め、医療に対するニーズはますます増大・多様化するものと考えております。求められる医療提供体制の確保に向けまして、来年度策定を行います第8次医療計画においては、必要な施策を的確に反映させ、県民の命と健康、暮らしを守り、安心と希望あふれる宮崎を築いてまいります。

○日高陽一議員 次に、都城市郡医師会病院で整備が計画されています、心臓・脳血管センターについてお伺いいたします。

県立病院がない県西部におきましては、都城市郡医師会病院が地域の中心的な医療機関として、地域医療の維持・向上に大きく貢献していただいております。

その一つとして、都城市郡医師会病院は、都城北諸県地域を中心に、幅広いエリアから救急搬送を受け入れておりますが、県央部の医療機関に転送されている現状もあり、今回の整備を計画されていると伺っております。

そこで、都城市郡医師会病院の心臓・脳血管センターの整備の内容とその効果について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 都城市郡医師会病院は、県西部の圏域におきまして、地域の中核的な医療機関として重要な役割を担っておりますが、一方で、高度な技術を要する循環器疾患の一部の手術につきましては対応が困難なため、宮崎大学医学部附属病院などの圏域外の医療機関に転送せざるを得ない現状にあります。

このため同病院では、心臓・脳血管センターを既存の病院に増設し、集中治療室やハイブリッド手術室、MRI、CT等の医療機器などを整備することとしております。

これにより、県西部の圏域におきまして、高度急性期の医療機能の充実とともに、地域で完結する医療提供体制の構築が図られますことから、県といたしましては、今議会において、その整備に関し、総額約15億円となる予算をお願いしているところであります。

引き続き、地元市町と連携しながら、同センターの整備に向けた必要な支援に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 令和6年度から、医師の時間外労働の上限規制や、勤務間のインターバル設

定といった健康確保措置が適用されると聞いております。

これらを控え、現在、全国的に、医師の勤務体系の見直しや業務効率化をはじめとする医師の働き方改革に取り組まれています。

このように、医師の労働時間の見直し等が求められる中、救急医療をはじめ、県民の医療に対する期待、ニーズは非常に大きく、医師の時間外労働の上限規制等が医療提供体制の弱体化につながらないか懸念されています。

九州唯一の医師少数県である本県において、県立病院は、救急医療やがん治療など高度・急性期医療をはじめ、各地域の中核病院として大きな役割を担っていますが、こうした県立病院の医療機能の維持・確保を図りながら、どのように医師の働き方改革に取り組んでいくのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院におきましては、令和6年度からの医師の時間外労働の上限規制適用等に向け、現在、時間外勤務やインターバル確保の状況など、医師の働き方全般について詳細な実態把握や労働基準監督署との協議等を進めているところであります。

議員御指摘のとおり、こうした医師の働き方改革については、救急医療や高度・急性期医療など、県立病院に求められる機能をしっかりと確保できるよう進めていくことが大変重要だと考えております。

このため、引き続き、大学等と連携した医師の確保に努めるとともに、医師の事務作業等を補助する医療秘書の充実や、看護師など他のスタッフとの連携・タスクシフトによる医師の時間外勤務の縮減、労働時間の弾力的な割り振りなど、病院全体で働き方改革に取り組み、県立病院に求められる機能を果たしてまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願いたします。

次に、県立学校における台風第14号の被害についてお伺いいたします。

昨年9月に本県を襲った台風第14号は、県内各地に甚大な被害を与えました。

被災された県民の皆様の復旧・復興にかける思いはいかばかりかと存じます。

さて、県立学校につきましても多くの被害を受けたと聞いております。学校運営はもとより、児童生徒への影響が懸念されます。

そこで、まずは、県立学校における台風第14号の被害件数とその対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年9月の台風第14号による県立学校への被害は、50校中48校に及びました。

五ヶ瀬中等教育学校の体育館の屋根が飛散するなど、被害の大きかったものもございましたが、被害の大半は、倉庫や渡り廊下などの屋根の破損や倒木、農場等におけるビニールハウスのめくれといったものであります。

その総件数は469件に上りましたが、現在、調査や工事に時間を要している7校を除き、学校で補修工事を発注するなどして、462件は対応済みとなっております。

○日高陽一議員 今の答弁でも、五ヶ瀬中等教育学校の体育館については特に被害が大きかったようですが、現在の状況と生徒への影響について、改めて教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 五ヶ瀬中等教育学校の体育館は、屋根がめくれ飛散しただけではなく、屋内浸水によりフロア部分の使用に支障を来すなど、全面的な被害を受けました。

現在の復旧状況といたしましては、12月に施

工業者が決まり、屋根用足場の仮設や床面の解体作業を行っておりまして、本年8月には全ての復旧工事を終える見込みであります。

また、工事完了までは体育館が使用できないため、体育館で実施予定であった行事や体育の授業などは、隣接する五ヶ瀬町総合運動公園、いわゆるGパークの体育館などをお借りして対応しております。

教育委員会といたしましては、県土整備部の協力を得ながら早期の工事完了に努め、生徒の学校生活への影響を最小限にとどめられるよう尽力してまいります。

○日高陽一議員 関係機関と調整の上、工事を進めていただき、早期完了をお願いいたします。

また、体育館は式典でも使いますし、部活動の拠点となる施設でもありますので、児童生徒に大きな支障を来さないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、本県の児童生徒の体力の現状等についてお伺いいたします。

本年度実施された小学校5年生と中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によりますと、小中学校の男女ともに、調査が開始された平成20年度以降、これまでで最も低い状況であり、子供たちの体力が低下していることが報告されています。

スポーツ庁は、体力低下の主な要因として、運動時間が減少したこと、肥満である児童生徒が増加したこと、朝食の欠食、睡眠不足、テレビやスマホを見る時間の増加などの生活習慣の変化などを挙げております。

そこで、本県の児童生徒の体力の現状と体力向上に関する県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、平成16年度より、小学1年から高校3年までの全ての児童生徒を対象に、体力・運動能力調査を行い、結果の分析や課題の整理を行っております。

さらに、その調査結果を踏まえ、大学教授や保護者、関係団体の代表による体力向上対策会議を開催し、それぞれの立場から意見を伺いながら、指導者の研修会や各学校の具体的な実践等につなげております。

しかしながら、本年度の調査では、全国と同様に、ピーク時に比べて体力の低下が見られております。

このため、これまでの取組を見直し、年度初めの研修会で全ての学校と危機意識を共有し、各学校の特色を生かした計画の着実な実践について指導を行い、一層の体力向上を目指して取り組んでまいります。

○日高陽一議員 私は、コロナの外出制限などによる運動不足も影響しているのではないかと心配しております。引き続き取組をお願いしたいと思います。

次に、いじめ等の問題についてお伺いいたします。

先日、新聞記事で、本県のいじめの認知件数が全国で6番目に高いことが紹介されておりました。

これまでも本県の各学校におかれましては、いじめの問題に対し、どんなに小さなものであっても積極的に認知し、解消に向けて取り組んでいただいております。全国と比べて高い割合にあることは、見方によっては先生方の熱心な取組のおかげだと、私自身、前向きに受け止めているところであります。

近年の推移を見ると、全国のいじめの認知件

数は年々増加傾向にあるにもかかわらず、本県のいじめの認知件数は、令和元年度から減少に転じております。

このことにつきまして、県ではどのような取組がなされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） いじめの対応につきましては、認知に至る前の未然防止の取組が重要であります。

そこで、具体的には、本県独自の指導資料を作成し、予防のための授業や、望ましい人間関係を築くためのピアサポート活動などを推進しております。

また、4年目を迎えました県いじめ問題子供サミットにおきましては、今年から新たに小学校を加え、児童生徒が互いにいじめについて考え、活動する様子を県内の各学校に配信したところであります。

さらに、全国子供サミットには本県の生徒も参加しており、得られた知見は、リーフレットを作成し、周知しております。

これらにより、本県のいじめの認知件数は減少しているものの、いまだ小学校では数が多いことから、本県で作成したガイドラインを一層活用し、今後とも、いじめの解消に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 私も、今年1月に開催された全国いじめ問題子供サミットの一部をニュースで見ました。その中で紹介された取組のほかにも、全国の各学校では、様々なすばらしい取組がなされていると思います。

ぜひその取組の成果を広く周知していただくなど、本県のいじめの未然防止から解消に向けた取組をこれからも充実させていただきよう、よろしく願い申し上げます。

最近、駅や繁華街を中心に、夜間に中学生を含む若者が集まるなど、よくない雰囲気が見られることがあるようです。

実際に私も市内の中学校を訪問し、校長先生をはじめ、先生方と意見交換会を行ってまいりましたが、いじめや不登校、非行などの生徒指導に対し、大きな悩みを抱えておられるようでありました。

私は、これらの子供たちの問題の背景には、一人一人が抱える様々な悩みがあるのではないかと考えますが、そこで、そのような子供たちの抱える様々な悩みを早期に解消につなげるための取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 子供たちの悩みを早期に解消し、問題を未然に防止することは極めて重要であります。

そのため学校内では、教職員による日々の観察に加え、教育相談等をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーといった専門家と連携した対応も進めております。

また、学校外におきましても、「24時間子供SOSダイヤル」のほか、来訪やメールによる相談体制も整えております。

さらに、これまで以上に子供たちが気軽に相談することができるよう、まずは県立学校で、1人1台端末上にアイコンを作成し、クリックすることで相談ができるような仕組みを整えてまいります。

また、スマートフォンなどからSNSを活用して相談できる体制を整備するための予算を今議会にお願いしているところであります。

○日高陽一議員 子供たちの問題が複雑化・多様化する中、子供たちの悩みに寄り添い、未然防止や早期発見につなげる取組は極めて重要で

あると思いますので、誰一人取り残すことのないよう、取組をお願いいたします。

昨日これを読み上げたら、3秒しか余らなかつたんですけれども、やはりここで緊張するのか、早く終わってしまいました。すみません。

最後になりましたが、この3月末で退職される各部局長をはじめ職員の皆様、本当にお疲れさまでした。様々な分野で大変お世話になりました。ありがとうございました。

そして、今期で勇退されます、星原議員、蓬原議員、徳重議員、横田議員、満行議員、太田議員、田口議員、河野議員、そして有岡議員、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

長年の県政への御尽力に感謝を申し上げますとともに、これからの御活躍と御健勝を御祈念申し上げます。私の代表質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、27日午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

2月27日（月）

令和5年2月27日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 4番 山内佳菜子（県民連合宮崎）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 11番 川添博（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 徳重忠夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 濱砂守（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 右松隆央（同）
- 26番 日高博之（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 日高陽一（同）
- 34番 横田照夫（同）
- 35番 野崎幸士（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）

欠席議員（2名）

- 36番 星原透（宮崎県議会自由民主党）
- 39番 二見康之（同）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊 | 寛理 |
| 副知事 | 永山寛 | 直康 |
| 総合政策部長 | 松浦直 | 達也 |
| 政策調整監 | 吉村達 | 善敬 |
| 総務部長 | 渡辺善 | 直樹 |
| 危機管理統括監 | 横山直 | 清二 |
| 福祉保健部長 | 重黒木 | 讓二 |
| 環境森林部長 | 河野讓 | 浩文 |
| 商工観光労働部長 | 横山浩 | 昌広 |
| 農政水産部長 | 久保昌 | 員敏 |
| 県土整備部長 | 西田員 | 慶子 |
| 会計管理者 | 矢野慶 | 義哉 |
| 企業局長 | 井手村 | 久人 |
| 病院局長 | 吉村久 | 克明 |
| 財政課長 | 高妻克 | 淳一郎 |
| 教育長 | 黒木淳 | 将之 |
| 警察本部長 | 山本将 | 文彦 |
| 代表監査委員 | 緒方文 | 幹夫 |
| 人事委員会事務局長 | 日高幹 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------|-------|-----|
| 事務局局長 | 渡久山武志 | 志一 |
| 事務局次長 | 坂元修 | 真治 |
| 議事課長 | 鬼川真 | 雅広 |
| 政策調査課長 | 伊豆雅 | 幸二 |
| 議事課長補佐 | 関谷幸 | 亮子 |
| 議事担当主幹 | 佐藤亮 | 有里子 |
| 議事課主査 | 川野有 | 祥太 |
| 議事課主査 | 内田祥 | 太聡 |
| 議事課主任主事 | 山本 | |

◎ 代表質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。県民連合を代表して質問を執り行います。

本日は、私の先輩であります山口哲雄元県議会議員、連合会長の中川様、そして私の出身組合、旭化成からも来ていただいております。どうもありがとうございます。

ようやく新型コロナウイルスが小康状態になってきました。3年前にコロナウイルスが世界中に拡大、大きな被害が出たときでさえ、漠然と1年ほどで終わるのではないかと思っていました。ウイルスは変異するたびにパワーアップし、予想もしなかった第8波を迎え、今日に至っております。

いつまで続くのか、まだ先は読めませんが、第8波までのコロナとの付き合い方の経験が重ねられ、イベントやスポーツ等の観客の規制も大きく緩められ、WBCの宮崎キャンプも連日の大盛況が報じられています。感染症法上の取扱いを5月8日から2類から5類へ変更することも決まり、日常が戻ってくることを期待いたします。

予想もしなかったことのもう一つが、ロシアがウクライナに侵攻して、先週の24日で1年を迎えました。始まった当初は、こんなに長期戦になるとは予想もしていませんでした。

現状では早々に終戦、あるいは停戦を迎えることは困難な状況ですが、ウクライナに一刻も

早い平和が取り戻され、復興に取りかかってほしいものです。

今回の戦争は、誰もがロシアがあつという間に制圧するだろうと思っていたのではないのでしょうか。しかし、多くの国々が武器や情報をウクライナに提供し、状況が大きく変わってまいりました。我が国の近くでも不穏な動きをしている国がありますが、今後、理不尽な軍事行動には大きな代償を伴うと、抑制効果が出ればと期待しております。

それでは、知事の政治姿勢から質問いたします。

河野知事、年末の知事選挙、大変お疲れさまでした。自分自身が副知事として東国原さんを支え、また後継として知事になったにもかかわらず、その当事者と直接選挙を戦うことになりました。しかし、これまでの勝ち負けはさておいて、勝ち方が問われる知事選と異なり、がっぷりと四つに組んでの大激戦となりました。

薄氷を踏むような厳しい結果となりましたが、無事4期目の知事として、今後4年間の県政運営を任されることになりました。知事御自身は今回の知事選挙の結果をどのように受け止めているのか、伺います。

令和5年度当初予算が提示され、今後審議していくことになっています。知事選で訴えたことは、改めて6月補正で提示されるものと思いますが、骨格予算とはいえ、前年より2.2%増の6,557億円の河野県政最大の積極的な予算となりました。令和5年度当初予算へ込められた知事の思いを伺います。

次に、今回の知事選においては、在来線を活用したミニ新幹線の整備が取り上げられ、新幹線が久しぶりに少し話題になりました。

本県は大分県とともに調査費をつけて、東九

州新幹線建設の検討をしてみました。地方の人口減少が進む中、また県の建設費負担が非常に大きく、負の遺産になりはしないか、新幹線が本当に必要なか否かも含めて、一時は議論になりました。

その後、JR九州は株を上場し、経営改善のために赤字路線の大幅な減便のダイヤ改正を毎年行い、列車のワンマン化や無人駅が増加し、地域に厳しい経営方針を示しています。

現在は新幹線の話どころか、大きな災害が鉄路に降りかからないことを祈りながら、在来線の維持確保にきゅうきゅうとしているところです。

改めて、東九州新幹線の現在の取組状況について、知事に伺います。

次に、今、延岡市より熊本市に向かい、熊本空港近くの菊陽町に近づくと、すごい光景が目に入ってまいります。クレーンが林立し、来年12月の操業に向け、全国から約2,000人の作業員が集結し、24時間態勢で巨大な工場建設が行われています。

本県と縁の深い台湾の新竹県の新竹市に本社がある台湾積体回路製造、通称がTSMCです。TSMCは世界最大の半導体受託製造企業で、台湾最大の企業でもあり、また現在、世界で最も時価総額の高い半導体企業です。初期投資だけで約1兆円を投じる予定で、日本政府はその半額近い4,760億円の助成を既に決定しています。関連企業等の進出などで、熊本県内の経済波及効果は10年間で4兆円を超えると試算されています。

さらにTSMCは、日本に2つ目の製造工場を造ることも検討していると言及しており、さらに大きな期待が寄せられています。

隣県の本県にも波及効果が広がることを期待

したいところですが、その効果を上げるには、九州中央道の活用が必然となってきます。熊本県側の山都中島西一山都通潤橋間の10.4キロが令和5年度中に開通予定で、さらに両県の時間的距離は近くなります。

TSMC効果や細島港の利用促進には、九州中央道の整備促進がなくてはなりません。

そこで改めて、九州中央道の県内における事業中区間の整備促進にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、選挙戦の結果についてであります。

さきの知事選挙におきまして、県民の皆様からの力強い御支持と温かい御支援を賜り、再び宮崎県政を担うこととなりました。誠に光栄に存じますとともに、4期目に対する期待の大きさと責任の重さに、改めて身の引き締まる思いがしているところであります。

選挙戦を総括しますと、まずは、私の3期12年の実績を評価いただくとともに、これからの宮崎づくりに向けた私の思いや政策に賛同いただけたものと、大変ありがたく受け止めております。

一方で、現下のコロナ禍等に伴う閉塞感がある中で、何かやってくれるのではないかと、何か変えてくれるのではないかとという他候補者の抜群の発信力や突破力への期待が、接戦となった得票数にも表れたものと考えており、その結果を真摯に受け止めております。

選挙期間中に県内をくまなく回る中でお聞きした県民の皆様の実声、今後の県政の中にしっかり生かしていくとともに、宮崎県知事

として初心に立ち返り、宮崎の未来に対する大きな責任を自覚しながら、県民の皆様の幸せと宮崎の発展のために、全力を尽くしてまいります。

次に、当初予算への思いについてであります。

今回の当初予算案は、知事選を通じて県民の皆さんの切実な声に触れ、何としても県民の暮らしと経済を守るという強い覚悟の下、「宮崎再生予算」と名づけたところであります。

また、本県が直面しますコロナ禍や物価高騰などからの再生・復興や災害復旧、医療提供体制の充実、新型コロナ対策、人口減少などの課題に継続的かつ重点的に対応するため、骨格予算ではありますが、その規模を21年ぶりの6,500億円台、私の知事就任以来、最大となります6,557億円としたところであります。

さらに、6月補正予算におきましては、宮崎再生のさらなる加速化を図る予算を追加し、宮崎を再び成長軌道に乗せていくことができるよう、私が先頭に立って着実に成果を出してまいります。

次に、東九州新幹線についてであります。

東九州新幹線の整備につきましては、国に対し、継続して要望を行っているところであります。

直近では先月、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の4県1市で実施したほか、新たな取組としまして、昨年7月には、基本計画路線のままとなっております全国の5団体合同での要望も行ったところであります。

先月、国土交通省へ要望した際には、私から、西九州新幹線の開業による長崎駅周辺の再開発や、沿線地域の宿泊客の増加など、周辺インフラ整備も含め、地方創生に大きく寄与する

といった開業効果とともに、一方では、整備に係る地方負担の軽減など大きな課題があることも訴えたところであります。

新幹線の整備は、長い時間軸で取り組むべき課題ではありますが、東九州地域の発展に向け、今後も引き続き、関係団体とともに国に対しアピールし続けてまいります。

最後に、九州中央自動車道についてであります。

九州の東西軸を担う九州中央自動車道は、大規模災害時において人命救助や救援物資の輸送を支える命の道であるとともに、広域観光や地場産業の振興などを通じ、九州の一体的浮揚につながる大変重要な道路であります。

このため、県としましては、事業中区間の整備促進のため、国や沿線自治体と一体となつて、用地の先行取得に取り組んでいるところであります。

また、国に対しては、予算の重点配分などの要望を行っているところであり、今年度も、熊本・大分両県知事との合同要望や、建設促進協議会の会長としての要望など、あらゆる機会を捉えて地域の実情を訴えたところであります。来県された斉藤大臣にも直接訴えてまいりました。

今後とも、私が先頭に立って、沿線地域の皆様と心を一つにし、県議会の皆様の御協力をいただきながら、九州中央自動車道の早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。

知事選は、投票率が前回より23%近くも上がり、県民の関心も高まったからでしょうか、私どもに「河野知事はどんな人ですか、18年も住んでいると言いながら、何か宮崎県民になって

いない、宮崎弁も全然しゃべらん」と、県民と知事との間に距離があるようなことを指摘する県民の声があったことをお伝えいたします。

東九州新幹線は、これから人口減が進む中、非常に大きい地元負担があり、今後も整備については十分議論を重ねる必要があります。

また、ミニ新幹線について、私は秋田新幹線に乗車したことがあります。在来線を活用する盛岡－秋田間の山間部は実に低速でのろのろ走行となり、踏切もありました。延岡市と大分市間の日豊本線は、カーブの連続するところ、またアップダウンも多く、トンネル等の改良に巨額を投入してもスピードアップはかなり難しく、新幹線効果が出にくいところだと思っております。

さて、台湾積体回路製造(TSMC)の工場建設の現場には圧倒されます。熊本県内の経済波及効果が、10年間で4兆円を超えると試算されています。九州は以前、シリコンアイランドと呼ばれていたことがありましたが、まさにその再来になるのではないかと、期待が高まります。

そこで、TSMCの進出など半導体関連企業等の投資が活性化の中で、本県は今後どのように企業誘致に取り組んでいくのか、再度知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 半導体につきましては、経済安全保障やサプライチェーン強靱化の観点から、国内製造基盤の強化が国家事業として進められております。

これらを背景としましたTSMCの熊本県進出をはじめとする九州全体での半導体関連企業の投資活発化の動きは、本県への新たな投資や県内企業の取引拡大につながるものと期待しているところであります。

そのような中で、本県においては、九州中央自動車道や東九州自動車道などのインフラ整備等が進み、投資環境の充実が図られているところでありまして、この機を捉えて、企業の投資意欲を着実に取り込んでいくことが重要と考えております。

県では、重点的に誘致に取り組む分野を定め、支援制度を充実させることにより、企業へのインセンティブ強化を図っているところでありますが、この分野に、さらに半導体関連産業等を加えた上で、積極的な企業訪問や本県の強みを生かした立地環境の情報発信を行うなど、戦略的な企業立地を推進してまいります。

○田口雄二議員 しっかりとアンテナを高くして、企業誘致をよろしく願います。

次に、軟弱地盤などのせいで開通までの時間を予定より多く要した清武南－日南北郷間が、3月25日によろやく開通する予定です。日南市と北九州市や福岡市等が高速道路でつながります。東九州自動車道清武南－日南北郷間が開通しますが、どのような効果が見込まれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 開通による効果につきましては、災害に強いネットワークが構築されることによる緊急輸送道路としての活用や、日南市から県立宮崎病院をはじめとする第三次救急医療施設等への救急搬送時間短縮などによる救命率の向上が期待されております。

また、宮崎市や日南市には、青島や飫肥城下町などの観光地や宮崎空港、宮崎港、油津港があり、これらが高速道路で結ばれることにより、地域全体の観光や地場産業の振興が図られるなど、幅広い分野において様々な効果が期待されております。

○田口雄二議員 いろんな方面で大きな効果が

期待されますが、JR日南線の利用客が減少するのではないかと、心配です。特に清武ジャンクションー日南北郷間は、直轄道路のため無料の高速道路となります。東九州自動車道の延岡ー佐伯間の約60キロも同様に、無料の高速道路で大変ありがたいのですが、JR九州内で延岡ー佐伯間はワーストの赤字路線です。

日南線では沿線自治体でつくる協議会が、本年度から、利用した市民団体等に補助金を出すなど乗客の増加を目指しているようですが、目に見える効果は聞こえてきません。

東九州自動車道清武南ー日南北郷間の開通に伴うJR日南線への影響をどのように考えているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） JR九州宮崎支社によりますと、東九州自動車道の開通に伴う影響につきまして、現時点で詳細な分析は行っていないものの、日南線は半数以上が通学利用でありまして、また宮崎市と日南市をまたぐ通学利用はそれほど多くないということのようでして、利用者数が大きく減少することはないのではないかとのことです。

一方、通勤や観光での利用も一定程度あることから、県としましては、開通後の状況を注視しながら、引き続き沿線自治体やJR九州とともに、しっかりと利用促進に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 宮崎市と日南市をまたいで利用する人はもともと少ないので、大きく減少することはないという、喜んでいいのか悲しいのか分からないような答弁でした。

県北を見てみると、昨年のダイヤ改正で、延岡駅から大分方面は、18時以降は特急「にちりん」と普通電車の2本だけとなってしまいました。部活ができなくなった学生がいます。

利用客がさらに減少すると、ダイヤ改正等でさらに利便性が下がることも考えられます。3月15日には不通になっていた日南線が全線開通するとのうれしいニュースもありました。県庁職員等が日南、串間方面に出かける際は、できるだけJRの利用を心がけていただくよう、よろしくお願いします。

同じくJRの利用促進の質問です。

JRを利用している方には学生割引等がありますが、JR関係者との意見交換会で、これらの割引はJR側がサービスとしてやっていると分かりました。また、海外の国鉄との運営の仕方等も違い、ほとんどが上下分離方式で、JRの経営には厳しい独特な独自システムでもあるとお聞きしました。

そこで、JR九州は独自に学生向けの運賃割引等を行っていますが、鉄道の利用促進について、県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 鉄道の維持、活性化を図る上で、利便性の向上や利用促進の取組は大変重要であり、県や沿線自治体が、JR九州と連携して取り組むべきものであると考えております。

県におきましては、これまでJR九州に対しまして、駅のバリアフリー化やICカードの導入を支援するとともに、JR吉都線、それから日南線につきまして、沿線自治体が組織する利用促進協議会等を通じ、団体利用に対する助成や各種ツアーの実施などに取り組んでおります。

また、来年度当初予算では、新たに吉都線については通勤定期の購入、それから日南線では、イベント時の運賃割引などを支援する事業をお願いしているところであります。

引き続き、関係者間で十分に連携を図りながら、積極的に利用促進を図ってまいります。

○田口雄二議員 元JR九州の社長、会長であった唐池さんは、現在、九州観光機構の会長です。九州中央3県議連でJR九州の本社に要望活動で伺った際も、何度か直にお話を聞いております。

唐池さんは、「ゆふいんの森」「海幸山幸」そして「ななつ星」などの各県のデザイン性の高い観光列車の開発に関わった方です。その唐池さんが、一番好きなまちは日南市の飫肥であると、ことあるごとに話しています。飫肥のまちづくりは当然ですが、そこに住む人々や子供たちの気持ちよい挨拶などべた褒めです。御自身の著書「鉄客商売」の中でも詳しく取り上げています。

この著名人、しかも九州観光機構の会長が言っているのですから、観光開発にうまくつなげられないか、またJRの「ななつ星」も、今年度から吉都線も走っておりますので、観光開発の検討をぜひともよろしくお願いいたします。

次に、古事記や日本書紀において、日本の発祥にまつわる神話の多くが本県が舞台となっており、記紀編さん1300年記念事業が行われました。平成24年から令和2年までの予定でしたが、コロナウイルス感染症の蔓延で、本県で開催した国民文化祭の1年延期により、令和3年までの10年間、様々なイベントが行われました。私も多くのイベントに参加し、改めて本県の神話や歴史を再認識いたしました。非常に有意義なイベントであったと思っております。県内外にも本県の神話を意識させることになりました。

記念事業は既に終了しましたが、この取組は

継続しなければなりません。記紀編さん1300年記念事業その後の展開について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 記紀編さん1300年記念事業につきましては、その集大成の国文祭・芸文祭の開催などもありまして、県内外への発信や郷土への愛着、誇りの醸成が図られたものと考えております。

また、この事業の中で磨き上げてきました神話や伝承、神楽などの文化資源を、今後の地域づくりに活かしていくことが重要であります。

このため、来年度の予算案におきましても、神話のふるさとみやぎきを学ぶ機会を提供する県民向け講座や、子供向けの「記紀みらい塾」を実施するほか、神楽の継承活動を支援するサポーター制度の充実や、ユネスコ登録に向けた県外での神楽公演の開催などを予定しているところであります。

今後とも、地域の伝統文化を再認識し、人づくりや地域活性化につながる取組を推進してまいります。

○田口雄二議員 昭和53年の宮崎国体のスローガンは「日本のふるさと宮崎国体」、令和3年の国民文化祭は「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」等々、本県の神話を意識したものばかりです。今後ともこの活動はしっかりと継続してください。よろしくお願いいたします。

先ほどの答弁の中の、神楽の継承活動を支援するサポーター制度とは具体的にどのような制度なのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 少子高齢化や人口減少の進行によりまして、神楽を継承していくことが難しくなりつつあります。

このため県では、企業や団体など多様な主体が地域の神楽を支える仕組みとして、令和2年

度に、みやぎきの神楽サポーター制度を創設し、これまでに12の企業・団体を認定いたしました。

認定企業等では、従業員が神楽の練習に参加するための休暇取得の奨励や、神楽や賄いの準備の手伝い、積極的な神楽の情報発信などを行っていただいております。従業員の働き方改革や社会貢献、企業等のイメージアップにつながっているものと考えております。

今後も制度の周知を図り、認定企業等の拡大に努めてまいります。

○田口雄二議員 私の地元である延岡では、他地区の若者が参加して神楽を継承しているところもあります。サポーター制度に企業が関心を持っていただき、後継者の育成がうまくいくことを願っております。

次に、空き家の現状について伺います。

全国的に空き家が増加し、社会問題化しています。本県においても、中山間地等だけではなく、町なかでも、いつ崩壊してもおかしくない空き家が少なくありません。人口減の時代を迎え、今後さらに増加が見込まれている上に、持ち家率が高い団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年以降、急増するおそれがあります。

2015年には空家等対策特別措置法が施行され、空き家が危険な状態にある場合は、自治体が略式代執行で取り壊すこともできるようになりました。国は管理状態が悪い空き家の修繕や建て替えを促すため、固定資産税の優遇措置を見直し、早ければ来年度中に税負担を増やす検討を始める予定です。本県における空き家の現状について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 国が5年に1度実施している住宅・土地統計調査によります

と、県内の空き家は、平成30年10月時点で、住宅総数は54万6,400戸、このうち別荘などの二次的住宅や賃貸住宅などを除いた、利用されていない空き家の戸数は4万9,900戸と推計されております。

また、住宅総数に占める空き家の割合は、全国平均の5.6%に対して、本県は9.1%と高くなっており、前回の調査と比べて戸数、割合ともに増加傾向にあります。

県におきましては、空き家対策を推進するため、対策の実施主体である市町村に対し、総合的な計画である空家等対策計画の策定を促すとともに、国からの最新情報の提供や助言等の支援を行っているところであります。

○田口雄二議員 統計のある平成30年時点で、総数に占める空き家の割合は、全国平均よりかなり高い9.1%、4万9,900戸と推計されています。現時点では5万戸を大きく上回っていることは確実です。

しかし、県内調査で各地域を回ると、移住希望者が多いけれども、多くの空き家があるにもかかわらず、提供してくれる空き家が非常に少なく、また多額の修理が必要な空き家も多く、移住者の希望に応えられていないとの自治体やNPO法人等の声をたくさん聞きました。せっかくの本県への移住希望者を受け入れられないことは残念でなりません。

コロナウイルス感染症で首都圏から地方に移住する人が増え、東京の人口が減り始めていたのに、また東京の人口が増加に転じました。県で把握する県外からの移住実績と、移住促進に向けた空き家の活用に係る取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県で把握しております県外からの移住世帯数は、3年連続で

増加しております、令和3年度では884世帯となっております。

このような中、移住者向けに空き家を活用していく上で、他人が住むことへの抵抗感や老朽化に伴う改修などの課題があることから、まずは、所有者の理解と協力を得ることが必要であります。

このため県では、空き家の利活用を啓発するハンドブックを作成・配布し、所有者の理解促進に取り組んでまいりましたほか、市町村が行う空き家バンクの運営や、移住者向けの空き家改修補助などの取組も支援しているところであります。

今後とも、このような取組を推進し、移住者の受入れ環境の整備に努めてまいります。

○田口雄二議員 移住希望者に、急増する空き家が提供できたら一石二鳥です。空き家の有効活用をよろしくお願いたします。

次に、県営住宅について伺います。

公営住宅は、民間の賃貸住宅と比べて低い家賃が設定されており、住宅の確保に困っている低額所得者にとっても入居が可能となっており、いわゆる住宅セーフティーネットとして機能しています。

低所得者や生活保護利用者など、いわゆる生活困窮世帯の住民の需要が非常に高い状況です。しかし、多くの地方自治体は、住民が公営住宅に入居を希望する際、入居希望者に対し、連帯保証人を要求しています。近年の貧困の概念は、単に経済的に困窮している経済的貧困の問題だけではなく、様々な困り事を抱えながら、身近に相談に乗ってくれる人や支援をしてくれる人がいない、関係性の貧困が指摘されています。

このような生活困窮世帯の住民にとって、連

帯保証人を見つけることは簡単なことではありません。その結果、公営住宅への入居申込みそのものを諦める高齢者も出ています。住居の確保は、高齢者や障がい者等が地域で生活していくために欠かせない基盤であり、公営住宅が果たす役割は極めて重要です。

このような状況を受け、国土交通省が2018年から2度にわたり、連帯保証人の規定廃止の検討を自治体に要請したにもかかわらず、現在、全国の76.6%の自治体が廃止に至っておりません。本県も同様に廃止に至っておりません。

保証人をなくすことで家賃の滞納が増えるのではないかと懸念しているからだとは思いますが、県営住宅の入居の際に求めている連帯保証人を廃止することができないか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(西田員敏君) 県営住宅については、原則として、入居の際に連帯保証人を求めています。国の通知に基づき、入居しようとする方が高齢者のみの世帯や、障がいのある方を含む世帯などで、本人の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難な場合には、令和2年度から免除しております。これまでに22件の実績がございます。

連帯保証人を廃止した場合、緊急時における連絡先の把握などが懸念されるところでありますが、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえ、連帯保証人の確保ができないことを理由に入居できないといった事態が生じないように、まずは、募集要項に記載するなど連帯保証人の免除規定の周知に積極的に努めますとともに、引き続き、本県に適した入居要件を検討してまいります。

○田口雄二議員 伺えば、家賃滞納の実態と督促後の状況は件数もそう多くなく、督促された

方はほとんどがすぐに支払っております。安価な家賃で提供されている公営住宅より条件が良い住宅はなく、基本的には住み続けたいと思います。

連帯保証人をつけることを免除された方は、令和2年、3年ともに10数人います。募集要項にしっかりと明記しないと、募集にチャレンジする前に諦める人が出ます。住居の確保に本当に困っている人々に手を差し伸べていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、医療福祉の質問に移ります。

私が県議会議員になった頃は、県立延岡病院の麻酔科医の大量退職に伴う医師や医療スタッフの慢性的な不足で、安定した医療の提供が難しい状況でした。よって、私のこの議場での質問は、毎回、医師をはじめ医療スタッフの確保対策と、医師の偏在対策に多くの時間を割かれました。

改めて、現在の県内の医師の状況を確認させていただきます。これまでの医師確保対策と今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師少数県である本県において、医師確保は最も重要な課題であり、平成18年度に宮崎大学の地域枠制度や医師修学資金を開始するとともに、23年度には宮崎大学、県医師会、市町村と共同で宮崎県地域医療支援機構を設立し、医師の確保やスキルアップ支援等に取り組んでまいりました。

これらの取組により、医師総数は増加しており、臨床研修開始者も近年は60名前後となるなど、一定の成果が出てきております。

また、令和2年度には宮崎大学、県医師会などと宮崎県医師養成・定着推進宣言を行い、医師の勤務環境改善やキャリア形成支援、医学生教育の充実に取り組んでおり、さらに今年度か

ら宮崎大学地域枠が40名に拡充されたところがあります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、地域医療を担う医師の養成・確保を図ってまいります。

○田口雄二議員 以前に比べると、特に深刻であった県北部は大分落ち着いてまいりました。特に県立延岡病院に救命救急センターがつけられ、カテーテル手術室の増設、ハイブリッド手術室の整備が進められているところです。ずっとそっぽを向かれていました研修医も、ここ数年、複数人の実績やマッチングが続いています。

県内の全域においては、何といたってもドクターヘリ、ドクターカーの導入等で状況が大きく変わってきたことに感謝を申し上げます。

では、医師の偏在の是正を県もずっと訴えてきましたが、医師の偏在状況と解決に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国の調査では、令和2年12月時点の県内医師数は10年前と比べて226名増加していますが、大半が宮崎東諸県医療圏での増加でありまして、地域間の偏在が拡大しているところがあります。

このため県では、医師修学資金貸与者等に対し、免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間を宮崎東諸県医療圏以外の医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを策定し、偏在解消に取り組んできているところです。

なお、来年度、20名の医師がこのプログラム適用の第一期生となりますが、そのうち15名が医師少数区域等で勤務することとなりました。

県といたしましては、このような取組を行うとともに、国に対しましては、知事会を通じて

全国的な偏在是正を提言しており、今後とも、関係機関との連携を一層強化し、偏在解消に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 県は、医師偏在の是正を訴えてきましたが、実態は偏在が拡大しています。

226人医師が増加したにもかかわらず、大半の、具体的には217人、つまり96%の医師が、最も医師が充実している宮崎東諸県医療圏に着任しています。逆に、延岡西臼杵、西都児湯、西諸県は減少しています。

いろいろな対策が時間を要することは承知しておりますが、今後とも、医師の偏在是正対策の取組をよろしくお願いいたします。

次に、医師になるには、医学部卒業後、医師国家試験に合格し、2年以上の臨床研修が必要となります。臨床研修を修了すると、各診療領域の専門医を目指すのが一般的ですが、その専門医制度が平成30年度から新たな制度に変更されました。

この制度は、スタート前から幾つかの問題点が指摘されており、その中でも最も問題とされるのが、地域や診療科の偏在が助長され、地域医療への影響が心配されることでありました。県医師会の河野雅行会長が、県医師会の機関紙「日州医事」で懸念していたとおりになりました。

平成30年度から専門研修を開始した医師は、県内で臨床研修を修了した医師が32名、県外からの医師が5名の計37名となり、全国最下位となりました。よって、国に対し、臨床研修及び専門研修制度において医師少数地域への適切な配置を強く要望し、あわせて、県は専門研修資金貸与を行うなど、専門医確保に取り組んでまいりました。

本県の専門研修開始者の状況と今後の取組に

ついて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 2年間の臨床研修修了後の専門研修を県内で行う医師は、その後も県内に定着する可能性が高くなりますことから、できるだけ多くの専門研修開始者を確保することが重要となります。

このため、県内においても必要な専門研修をしっかりと受けることができるよう、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院などの研修病院におきましては、各診療科のプログラムの充実に努めていただくなど、オールみやざきの体制で取り組んでいるところであります。

これらの成果が徐々に現れ始め、本県での専門研修開始者は増加傾向にあり、令和5年度の開始予定者は現段階で61名となり、平成30年度の新制度開始以降、最高となります。

今後とも、関係機関としっかり協力をしながら、その確保に向け取り組んでまいります。

○田口雄二議員 令和5年度の開始予定者が、現段階では県内から51名、県外から10名の計61名です。平成30年時の37名に比べると増加はしていますが、全国的に見るとまだまだ少ない状況です。引き続き、取組強化をよろしくお願いいたします。

次に、静岡県や富山県の保育施設で、園児への暴行・虐待事件が相次ぎ発生いたしました。

本県の状況は先週報告され、本県においても少なからず不適切保育が行われている報告がありました。関係者によると、表面化しているのは氷山の一角にすぎず、現場は相当ストレスがたまっています。NHKのクローズアップ現代プラスでこの問題が取り上げられ、元保育園に勤めていた保育士が、「人手不足で園児を国の基準を超えて受け持ち、対応し切れない状況が続き、ストレスがたまっていた。私も言うこと

を聞かない園児たちにいつ暴行するか不安で、犯罪者にならないために退職した」という保育士の生の声が報道されていました。

不適切保育の背景には保育士不足があるのではないかと考えますが、充足状況について、あわせて、保育士確保に向けてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の保育所等における保育士の配置状況につきましては、施設の認可等の要件である基準は満たしておりますが、よりきめ細かな保育を行うことや、休暇の取りやすい人員配置という観点からは、十分な状況にはないと認識しております。

このため国に対し、保育士の職員配置基準の見直しや、さらなる処遇改善を要望するとともに、県におきましても、処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の実施や、修学資金等の貸付け、保育士支援センターの設置による潜在保育士の復職支援などに取り組んでいるところがあります。

今後、市町村や関係団体と連携し、保育士の安定確保と保育の充実に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 私の孫2人が現在、認定こども園の幼稚園に通っていますので、この事件が発覚したときは、大変胸が痛くなるとともに、孫たちの幼稚園は大丈夫かと不安になりました。保育士確保をよろしく願いいたします。

ただ、この質問のやり取りの中で、近くにいる孫がいつも我が家に来て託児所みたいになっており、食事時は、遅い食事について「早よ食べんか」とよく言ってるんですが、担当職員の方から、「議員、それも不適切保育です」と指摘されてしまいました。反省しております。

次に、自殺について伺います。

警察庁の自殺統計によると、2022年の国内の自殺者数が暫定値で2万1,843人となり、2年ぶりの増加で、前年より836人の増加となりました。

過去には年間3万人を超える自殺が続いており、その状況を打破するために、様々な対策でようやく減少に至り、令和元年には2万人を切るところまで減少しましたが、コロナウイルスの影響などもあり再び増加し、一進一退の状況です。

自殺の発生地を集計した警察庁の暫定値ですので、本県在住者の詳細は、昨年の分はまだ発表されていませんが、全国及び本県の自殺者数の推移と、本県における自殺者数の特徴について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自殺者の居住地により集計されております厚生労働省の人口動態統計によりますと、全国の自殺者数は平成15年の3万2,109人をピークに減少傾向を続け、令和元年に2万人を切りましたが、その後、増加に転じ、令和3年は2万291人となっております。

本県においては、平成19年の394人をピークに減少傾向が続いておりましたが、近年は200人前後で推移しており、令和3年の自殺者数は207人となっております。

また、本県では人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率が、令和3年で19.6人と全国で5番目に高い数字となっており、大変厳しい状況にあると考えております。

さらに、自殺者数を性別・年代別に見ますと、男性が女性の約3倍であり、特に中高年層において多い状況であります。

○田口雄二議員 本県においても、ワーストの頃から比べれば大きく減少しておりますが、10

万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率が、令和3年で19.6人、全国平均が16.5人ですので、まだまだ多い状況です。

自殺者数の下げ止まりが続いておりますが、どのように自殺対策に取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、自殺者数は大変厳しい状況が続いており、長引くコロナ禍において、健康や経済、あるいは人間関係といった悩みを抱える方々が多くいらっしゃるのではないかと考えております。

このため県では、夜間電話相談の対応時間の拡充など対策の強化に取り組んでおり、今議会におきましても、これらの取組に加え、中高年層に向けた普及啓発の実施、法律や精神保健等の専門家に1か所で相談できるワンストップ相談会のサテライト会場設置といった、相談体制の充実等に関する予算をお願いしているところであります。

今後とも、一人でも多くの命を自殺から救うため、関係機関と協力しながら自殺対策に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 昨年の11月議会で私は、がんが増えて尿取りパッドやおむつ等を使用する男性が増えており、男子トイレで処理に困っている人が増えているので、その対策をお願いいたしました。

早々に対応していただき、1月半ばに本庁舎の男性用トイレ個室に、サンタリーボックス、いわばおむつ入れですが、これを設置していただきました。総務部長の素早い対応に感謝いたします。ありがとうございました。

次の質問に移ります。昨年、五ヶ瀬川の最上部の熊本県山都町に管理型最終処分場の建設が

計画されていることを、初めて知りました。

県北の住民にとって五ヶ瀬川は、かけがえのない河川であり、多くの恵みをいただいております。また、高千穂をはじめとして、観光の拠点でもあります。建設計画のニュースに驚き、短期間のうちに、状況把握のため勉強会が実施されました。そして、計画や業者への不信感が募り、声を上げようとした矢先に、産廃業者が突然、計画見直しを発表しました。しかし、現地への建設方針は変わらず、新たな事業計画を示すとされました。

そこで、熊本県山都町の廃棄物最終処分場の設置計画について、事業計画の見直し表明後の動向と、今後、県として事業者にとどのようなことを求めているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 御質問の最終処分場の事業計画につきましては、事業者によりますと、廃棄物処理に関する専門家等とも協議しながら、今後2年程度をかけて、計画の見直しや河川の水質、動植物の生態等の事前調査を行った上で、熊本県の条例で定める環境アセスメントの手続に入る予定であるとのことあります。

県としましては、引き続き、情報収集や関係市町への情報提供に努めるとともに、熊本県を通じ、事業者に対して、本県の関係市町や住民への説明責任を果たすよう求めてまいります。

○田口雄二議員 この計画が発覚して、昨年の11月議会でも取り上げたところ、いろんな御意見をいただいております。

遠くは小林市の方がわざわざ延岡まで来て、現地調査や業者に直接訪問してきたことを御報告いただき、何としても計画を止めてほしいとの要請が私に参りました。

県として、絶えずこの計画に大きな関心を持ち、チェックし続けていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、雇用の確保に関して何点か伺います。

最近、企業や団体を回っておりますと、「ハローワークに求人をしていても全く反応がない。このままでは製造や業務に大きな支障が出る」と、深刻な人手不足を訴える経営者の声が多く聞かれます。

給料が上がらない日本に見切りをつけ、海外に行った若者が取り上げられたり、また円安により外国人労働者に日本の魅力が低下している等々が報道されています。

人手不足を補うのは、一つには女性の活用が大きいと考えます。それでなくても我が国は、女性の活躍の場が少ないことが大きな問題となっています。

本県は、もともと賃金が全国より低い上に、さらに女性は低いのが現実です。この格差是正が人手不足の一助になればいいのですが、本県における男女間の賃金格差の状況と県の認識を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県の男女別の賃金は、令和3年の国の調査によりますと、男性が月額平均約27万5,000円、女性が約20万5,000円であり、全国と同様に賃金格差が生じている状況でございます。

人口減少社会を迎え、労働力の確保が課題となる中、女性の就労を促し、活躍していただくためには、男女間の賃金格差を是正することは大変重要であると認識しております。

このため、県としましては、職業訓練によるスキルアップの機会の提供や、女性はもとより男性の育児休業の取得促進による、女性が働き続けることができる環境の整備などに取り組ん

でいるところであり、今後とも、関係機関と連携しながら、これらの取組が女性の賃金向上につながるよう努めてまいります。

○田口雄二議員 以前は男しか従事していない業種がたくさんありましたが、今では違和感なく女性が働いているのを目にします。例えば、大型ダンプを小柄な女性が運転しているのを初めて見たときは大変びっくりしました。今は普通に見ることができます。また、新田原基地ではF-15戦闘機の初の女性パイロットが2018年に誕生し、我が国の防衛の最前線でスクランブル発進を繰り返しています。

今後は、女性の活躍の場をつくることが、人手不足を補うことになると思います。しっかりとした対策をよろしく願いいたします。

次の質問です。学校基本調査によりますと、昨年度の県内就職率は62.5%となり、この10年間で過去最高です。2014年度に県内就職率が54%、全国最下位になり、県は県内定着に努めてまいりました。その成果が出てきたようにも見えますが、全国平均は80%を超え、62.5%は全国で46位、ワースト2位です。ちなみにワーストは熊本県ですが、先ほども申し上げましたように、熊本県にはTSMC特需が間もなくやってくることは間違いありません。

高校生の本県定着の取組は、先週、日高議員の質問で伺いました。私は既に県外に就職し、スキルアップした本県出身者の取り込みが、人手不足の大きな対策になってくると思っています。

そこで、高校卒業後に県外に進学や就職した人材のUターン就職を促進することが必要であると考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 若者のU

ターン就職の促進は、県内企業の人手不足の解消を図る上で大変重要でございます。

このため県では、県外学生を対象とした就職サポーターによる県内就職促進や、U I Jターン希望者と県内企業を結ぶ「ふるさと就職説明会」の開催などに取り組んでおります。

あわせて、県内就職を希望する方と県内企業のマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」を運営しており、令和3年度の就職決定者数は、平成28年度以降で最も多い210人となり、そのうち30代までが約7割を占めております。

今後とも、県外に進んだ若者に、県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさをしっかり伝え、人生の節目節目で県内で働くことを選択してもらえよう、取り組んでまいります。

○田口雄二議員 ふるさと宮崎人材バンクは、平成28年度以降、800名ほどの県内就職が決まっているようです。地方は給与の面で弱いところがありますが、通勤時間が短い、物価が安い、農水産物がおいしい、若くして一戸建ての家が建てられる、近くに親がいれば、ちょっと子供の面倒を見てもらえる等々、暮らしやすさは最高です。よそで生活して初めて宮崎のよさはよく分かります。スキルアップした若者のUターンの促進、よろしく願いいたします。

委員会の県内調査で、県内の高校生の地元就職への障害が、指導する先生方で一部上場企業にどうしても進めたがることと指摘する企業経営者がいました。高校生の県内就職の促進のためには、教員が地元企業の魅力を知ることが大切であると考えますが、どのような取組をされているのか、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 教員が地元企業を理解し、その魅力をしっかりと生徒に伝えることは、高校生が地元企業に関心を持ち、県内就

職を選択するきっかけとなる大変重要なことであると考えております。

そのため県教育委員会では、就職支援エリアコーディネーターと連携し、教員を対象とした企業見学会の実施や、学校と企業の意見交換会を開催するとともに、教員には、生徒のインターンシップの場を利用し、直接、企業の魅力を体感する機会を設けております。

今後は、地域を担う産業人財の確保に向けて、新たに普通科の教員も含めた企業見学会を開催するなど、地元企業を理解する取組を、より一層進めてまいります。

○田口雄二議員 コロナが落ち着きましたので、インターンシップが再開されているようです。体験学習が、地元企業を知る上で一番大きなポイントになります。実態を知っている企業であれば、早期退職も減るのではないかと思います。

次に、ひなた創生のための奨学金返還支援事業について伺います。

今後の地域や産業の担い手を確保し、本県の経済の活性化を図るため、県内企業に就職した大学生の奨学金を、産業界とともに支援する事業ですが、来年度は新たに対象者の門戸が広がられているようです。

ひなた創生のための奨学金返還支援事業の令和5年度からの新たな取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(松浦直康君) 本事業は、平成29年度から県内企業等と連携し、県内に就職した若者の奨学金返還を支援しております。今年度までに延べ179名に対して約4,800万円を支給しております。

これまでは、対象を大学や大学院、短期大学等を卒業した方としておりましたが、県内企業

からの声もあり、令和5年度からの新たな取組として、高等学校などを卒業した方も対象に加えることとしております。

人口減少が進む中、若者の県内定着を図るため、本事業につきましても、県内企業や学生等への周知に努め、積極的な活用を促すことで、宮崎の将来を担う産業人財の確保につなげてまいります。

○田口雄二議員 奨学金を受けている高校生は、県内で300名近くいるようです。企業と学生たちのマッチングがうまくいき、一人でも多くの学生の返済の負担と企業側の人手不足が解消されますよう、よろしくお願いいたします。

次に、農畜水産行政の質問に移ります。

G7宮崎農業大臣会合が間もなく本県で開催されます。農業が基幹産業の本県にとっては、本県の農畜水産物のPRにうまくつながってほしいものです。

しかし、まず県民の機運醸成を図ることが必要です。G7宮崎農業大臣会合に向けて、県民にはどのようなPRをしているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 今回の会合は、世界の要人が一堂に会する重要な国際会議であります。まずは、県民の皆様がこの会合が開催されること自体を知っていただく必要があると考えております。

このため県では、カウントダウンイベントの開催やポスター・バナーの掲示等を通じまして、会合の周知や機運醸成を図っているところであります。

また、会合では、気候変動や国際情勢等の影響を大きく受けております「食」と「農」の現状や未来について議論されることが見込まれますことから、生産者のみならず消費者の皆様にも、こうしたテーマについて理解や関心を深めていただきたいと考えております。

このため、「見つめ直そう 私たちの食と農」と呼びかけるCMやシンポジウムの開催に加え、高校生の提言等の教育プログラムなど、子供から大人まで、多くの皆様に食の大切さや農の貴さを伝える取組を展開しているところであります。

○田口雄二議員 開催県が盛り上がっていないと、会合も注目されません。本県の農業、農畜水産物が注目されるようなPRをよろしく願います。

次に、国は、みどりの食料システム戦略を策定し、脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した農業への転換を後押しする政策を進めます。

2050年までに、耕地面積に占める有機農業の割合を25%、100万ヘクタールとしています。現状は僅か0.6%ほどですので、壮大な計画です。

本県は、令和3年時点で全国4位の規模で、有機農業に積極的なように見えますが、本県の有機農業の目標面積について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の令和3年の有機JAS認証面積は431ヘクタールで、このうちキノコ栽培を除いた水田や畑の耕地面積は389ヘクタールとなっております。

県といたしましては、第八次農業・農村振興長期計画において、令和7年度までの目標面積を523ヘクタールとしております。

今後とも、関係機関や団体と連携しながら、有機農業の指導者の育成や、新たに有機農業に取り組む農業者への支援、販路拡大への支援などにより、国のみどりの食料システム戦略が掲げる目標も念頭に置きながら、本県の目標達成に向けた取組を進めてまいります。

○田口雄二議員 食の安心・安全が大切なことは当然ですが、有機農業はいかに手間暇がかかり、生産者が苦勞しながら取り組んでいるか、消費者にその苦勞が理解されず、価格だけで比べられています。生産者の苦勞が報われ、生活が安定するような対策が必要です。

有機農産物としての付加価値を高めるため、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 有機農産物は、化学肥料や農薬を使わない安全・安心な農作物として、消費者からは一定の評価を受けておりますが、付加価値をさらに高めるためには、消費者のなお一層の理解の促進や流通の拡大と、これらに対応する生産量の安定的な確保が重要です。

このため県では、消費者に有機農産物の特徴や栽培法などをPRする販売促進活動や、農業者と販売業者のマッチングなどに取り組むこととしております。

また、昨年12月にはみやざき有機農業協会が、県内2か所目の有機JAS認証機関に登録されたところですので、今後は、このような団体等とも連携し、県内農業者の認証取得や生産量の拡大など、有機農産物の付加価値の向上に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 生産者の苦勞が報われるような対策として、有機農産物について、学校給食への活用が促進できないか、再度、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 有機農産物を学校給食の食材として活用する取組は、全国の自治体で広がり始めておりますが、県内においても、綾町や木城町で既にその取組が始まっており、食材提供と併せて、食の大切さを生産者

から児童生徒に伝える食育事業も行われているところでは、

一方で、学校給食での活用においては、有機農産物の価格や安定した量の確保の面で課題が残されているところであります。

県といたしましては、今後とも地域と連携し、学校給食のモデル的な取組を支援する国の事業も活用しながら、学校給食会や保護者等への情報提供を行うなど、有機農産物の認知度向上に引き続き取り組んでまいります。

○田口雄二議員 供給先が安定してくると、生産者においても意欲が高まり、生産量も拡大し、量的な確保もしやすくなります。学校給食等への活用推進をよろしく願いいたします。

次に、2021年の農業算出額が、前年より130億円増加し、3,478億円となりました。2つ順位を上げ、全国で4位です。5年ぶりの増加で、畜産関連の増加が貢献したようです。

また、我が国の農畜水産物の輸出も堅調であったようですが、本県の農畜水産物の輸出実績と今後の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和3年度の本県農畜水産物の輸出額は、全体の8割近くを占める牛肉が大きく伸び、合計で約89億円と過去最高となっております。

これは、日本の食文化が広く世界に認知されてきたことに加え、コロナ禍での巣ごもり需要によるインターネット販売等が好調だったことや、欧米等での経済活動の再開により外食需要が回復したことが要因と考えられます。

県としましては、引き続き国やジェトロ等の関係機関と連携しながら、輸出先国のニーズ等に対応した商品・産地づくりを支援するとともに、トップセールスによるPRや販売促進の

フェア等を進めることにより、さらなる輸出拡大に努めてまいります。

○田口雄二議員 輸出実績が約89億円、これは前年比で見ると22%、16億円の増となっています。

今回、香港に本県のアンテナショップもできたようですので、円安を活用しながら、一層の推進をお願いいたします。

次に、警察本部長に伺います。

またしても痛ましいストーカー犯罪が福岡県で発生し、女性社員が刺殺されました。同様の事件が起こるたびに、なぜ何度も警察に相談していたのに、どうして守れなかったのかとの疑問の声が上がります。

本県におけるストーカー被害相談の件数について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（山本将之君） 本県のストーカー被害相談件数につきましては、5年前の平成30年は387件でありましたが、昨年、令和4年は445件であり、ここ数年は500件前後と高い水準で推移しております。

○田口雄二議員 ここ数年は500件前後で推移しているようですが、伺うと、警察から電話等で女性に近づかないように警告をすることで、ストーカー行為の多くは収まるようですが、一部の変質的な加害者の対応が難しいところですか。

特に今回の事件は、警察に繰り返し相談したことが加害者を逆上させて犯行に至ったとされています。守ってほしいと相談したことが死を招いたとなると、県民は対応に苦慮するところですか。

そこで、本県におけるストーカー被害相談への警察の対応について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（山本将之君） ストーカー被害

相談につきましては、警察署及び警察本部で24時間体制で相談を受理できるようになっております。

これに加えて、警察署に寄せられた相談につきましては、警察本部に全て報告をさせた上で相互に連携するなど、組織的な対応を行っております。

具体的には、被害を受けている相談者等の安全確保を最優先とし、相談者等の宿泊施設への一時避難、相談者等の居宅付近のパトロールなどを行うほか、特に危険性が高い事案については、24時間の張りつけ警戒や非常通報装置の貸出しなどの安全対策を講じております。

その上で、ストーカーの行為者に住居侵入や脅迫等の法令違反が認められる場合には捜査を遂げますとともに、ストーカー規制法における禁止命令等の措置を講じるなどしております。

○田口雄二議員 本県においては悲惨な事件にならないよう、しっかりとした対応をよろしくお願いいたします。

次に、教育に関連して何点かお伺いします。

教育長は、教師として教育の現場で活躍し、またお父様も米良村の教育長をしていたとお聞きしています。

先日は、宮崎国スポの競技力向上のために延岡星雲高校の土俵がつけられた相撲場の完成披露会に、教育長に出席していただきました。

「久しぶりですか」と伺うと、「懐かしいですね」とお話しになっておりました。見学に来られた方も、校長時代にPTAとして関わったことや、生徒であったことを話してくれる方も何人もおり、非常に慕われていたことがうかがえました。

現在の学校の現場は、依然として大きく変化していると思いますが、県の教育界のトップに

立たれた教育長の、教師を志した思いについてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 私が教師を志したきっかけは、小学校、中学校、高等学校での先生との一つ一つの出会いであります。

子供たちにとって教師との出会いは偶然です。しかし、私にとってはその偶然が今につながっており、先生との出会いは意味のある偶然でありました。

私は教壇に立つ以上、子供たちとの意味のある出会いを大切にしていきたいと、常に心に留めてまいりました。

私が教師となった頃と今とでは、学校を取り巻く環境は変わりましたが、いつの時代でも変わることのない教師と子供たちとの出会いのすばらしさを、教育長としてしっかりと発信し続けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 私自身も、尊敬する恩師に憧れ教師を目指していたこともありました。どのような答えが返ってくるか楽しみにしていました。教育長の崇高な教育に対する思いを伺うことができました。ありがとうございました。

以前は、教員や行政職や警察官などの公務員は、特に地方においては高い競争倍率で人気の職業でした。ほとんどが10倍近いほどでしたが、現在は特に教員の成り手不足が深刻で、子供の学びの質を高めるためには、学校教育を支える人材の確保が欠かせません。

最近では、教員の長時間労働の実態が知られ、本人はもとより親から、「毎日毎日残業、そんな仕事はよしなさい」と言われたが、一応準備していたので受験し合格したが、教員になるつもりはないという学生の話が新聞に報道されていました。まるでブラック企業と同じような取扱いです。

退職者数及び教員採用試験受験者数の現状と、受験者の確保に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県教諭等の退職者は、平成30年度253名に対しまして、本年度は378名の予定であります。今後もしばらく大量退職が続く傾向にあります。

また、教員採用試験の受験者は、平成30年度の1,477名に対しまして、本年度は1,138名と、こちらは減少傾向にあります。

そのため、受験者の確保として、SNSの活用や県内外での説明会による情報発信を行うとともに、東京、大阪、福岡会場での試験や、1月には追加選考試験などを実施しております。

加えまして、宮崎大学教育学部が入学試験に宮崎県教員希望枠を設けてくださるなど、大学との連携による長期的な取組も進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、優秀な人材の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○田口雄二議員 長時間労働等の教員の労働環境の劣悪さが敬遠されているのではないのでしょうか、そのように推測されます。また、念願の教員になっても、連日の残業等により疲弊し、教育現場を去る者も少なからずいると聞いております。教員の働き方改革が必要です。その一つが部活動指導員です。本県の部活動指導員の配置状況と今後の見通しについて、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動指導員につきましては、技術的な指導だけではなく、部顧問に代わり大会や練習試合等の引率を行うなど、主に教員の負担軽減等を目的に、公立中学校に令和元年度より、県立学校には令和3年度

より配置しているところでもあります。

公立中学校では元年度に34名でしたが、本年度は64名、また、県立学校では3年度に6名でしたが、本年度は32名と、それぞれ増員して配置しております。

配置の効果としまして、顧問からは、「時間外の業務時間が減少した」「心理的負担が軽減された」「仕事と家庭との両立が図られた」などの報告がありますことから、今後も学校現場の声を聞きながら、継続した配置に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 部活動から解放され、仕事と家庭の両立ができた等々、おおむね好評です。このまま部活動指導員の効果を見ながら、働き方改革を進めていただきたいと存じます。

またもう一つ、ぜひ見直してほしい働き方改革が、九州だけで行われている「朝課外」です。これは教員も生徒にも大きな負担になっており、負担の割には学力向上を疑問視する声が少なくありません。

九州でも、全廃した大分県教育委員会、やめる方針を出した熊本と沖縄の両教育委員会等、また本県でも廃止した学校が複数校出てきています。働き方改革の一環として、冷静に見詰め直して存続の判断をするときが来ているのではないかと思います。

働き方改革の観点から、県立高校の朝課外の現在の実施状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外につきましては、今年度も引き続き、生徒の主体的な学びにつながる選択制の導入や実施形態の工夫など、保護者や生徒を含めた意見も反映させ、改善を図ってきております。

さらに、議員御指摘の働き方改革の観点からも、実施時期の限定や日数の削減、朝課外を廃

止し勤務時間内の放課後の教育活動を充実させるなどの工夫、改善も行われております。

県教育委員会といたしましては、今後も、働き方改革の観点も含めた朝課外の在り方につきまして、校長会共々しっかりと議論してまいります。

○田口雄二議員 生徒の自主性をもっと尊重していいのではないかと、教員を酷使するブラックな職業と思われぬよう、働き方改革をよろしくお願いいたします。

次の質問です。

上智大学の三浦まり教授が中心になってつくる「地域からジェンダー平等研究会」は、各都道府県版ジェンダー・ギャップ指数の試算を昨年の3月に公表しました。政治、行政、教育、経済の4分野に分けて分析し、本県は教育が全国でワースト2位というびっくりするような結果が報告されました。経済が6位、行政が37位、政治が40位でした。教育が低いのは、女性の校長等の管理職が少ないというのが理由でした。

1920年（大正9年）、本県の鳥原ツルさんが全国初の女性校長に就任しています。現在の宮崎市古城小学校で25歳のときです。この先進県の本県で、この結果は解せません。

そこで、本県の学校における教育全体に占める女性の割合と管理職における女性の割合について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和4年度の本県公立学校の教諭等における女性職員の割合は53.6%であり、管理職に占める女性の割合は13.2%であります。

学校別に見ますと、小学校が66.7%の女性職員に対しまして、女性管理職が15.5%、義務教育学校を含めた中学校が45.5%に対しまして9.2

%、県立学校が42.4%に対しまして12.9%となっております。

全国的に見ますと、本県は低い状況ではあります。令和2年度が8.9%、3年度が10.9%、本年度が、先ほど申し上げました13.2%と、年々増加をさせているところであります。

○田口雄二議員 女性職員が半数以上いるにもかかわらず、管理職は僅か13.2%とは驚きです。ワースト2位になるわけです。こんな状況が、現在の教育の場においていいわけがありません。子供たちに男女平等の話などできません。

学校における女性管理職登用について、現状を踏まえた教育長の考えをお聞きいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 私がかつて校長として勤務した際、課題を感じまして、数名の女性を主要ポストに配置しましたところ、合意形成の場において多様な意見が反映され、大きな効果がありました。

このような経験から、私としましても、女性管理職登用の推進は最重要課題の一つだと考えております。

県教育委員会といたしましては、教頭などの任用の際、赴任地希望を考慮する制度を実施するとともに、女性の主体的なキャリア形成のためのリーフレットを作成するなど、その推進に努めております。

今後とも、市町村教育委員会や校長会等と連携しながら、女性職員に主要ポストを経験させるなどしっかりと育成した上で、管理職登用を進めていきたいと考えております。

○田口雄二議員 黒木教育長は、この状況の是正に既に取り組んでおり、ここ数年で上昇しておりますが、それでも13.2%、最重要課題の一つと取り上げていただいております。

これまでの状況では、女性は管理職を目指す気にもならないでしょうが、教育長のこの答弁を聞いて希望が見えてきたのではないのでしょうか。女性管理職への扉を大きく開いていただきました。ありがとうございました。

最後に、全国各地の中学校や高校で校則の見直しが進んでいます。下着や髪型、髪の色指定など、なぜ生まれつきのもので変えさせたり、大人はいいのに子供は駄目など、説明のつかない理不尽な規則が、ブラック校則として全国で問題視されるようになりました。

子供の人権に関する意識が高まっています。最近では、文部科学省も校則の見直しに取り組むよう、各教育委員会に通達しました。県教育委員会として、校則の見直しについてどのような取組を行っているのか、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 県教育委員会では、令和2年度に県立学校に対して校則の見直しに関する通知を発出して以降、校長会とも協議を重ねてまいりました。その中で、生徒や保護者の意見を反映することを求め、絶えず必要な校則の見直しを進めるとともに、その状況の把握にも努めてまいりました。

これを受け、各学校では、学級活動や委員会活動、さらに生徒総会など様々な場面で校則を議題に据え、生徒同士、また教師と生徒の話し合いがなされております。また、保護者アンケートなどの取組も進められており、現在、髪型や服装等に関する細かな規定が廃止されるなどの見直しが行われています。

県教育委員会といたしましては、今後とも、適切な校則の見直しを進め、生徒のよりよい成長・発達につなげてまいります。

○田口雄二議員 ブラック校則と言われるような理不尽な規則はなくなりつつあると聞き、安

心いたしました。子供の人権を大事にしてください、今後も適切な見直しをよろしく願います。

以上で、用意した質問は全て終了いたしました。ありがとうございました。

さて、私は今期をもちまして県議会を勇退いたします。今回の代表質問が、16年間の議会活動を締めくくる最後の質問となりました。この間、代表質問7回、一般質問と総括質疑が33回、合計40回の本会議場での質問となりました。質問に関して多くの職員の方々と議論しながら、課題解決に努めてまいりました。

私の初めての質問の際に携わっていただいた財政課の職員は吉村さんでした。現在の病院局長です。一問一答方式が初めて導入されたときで、要領が分からず大変だったと思います。これまで関わった職員の皆さんや関係者、そして答弁いただいた知事をはじめ、歴代の部長等に感謝をいたします。この間、多くの方々に温かい叱咤激励をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

また、今回定年を迎えます県職員の皆様、長いこと本県発展のために御尽力いただきましたこと、本当にお疲れさまでした。今後ますますの御活躍、御健勝をお祈りしつつ、私の代表質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 皆さんこんにちは。公明党宮崎県議団、河野哲也でございます。会派を代表し、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻からはや1年、多くの犠牲者を生み、いまだ終息の気配を見せない状況に、怒りを感じております。公明党創立者の池田大作氏が、ウクライナ危機と核問題に関する緊急提言を發表されました。冒頭を読ませていただきます。

昨年2月に発生したウクライナを巡る危機が、止むことなく続いています。

戦火の拡大で人口密集地やインフラ施設での被害も広がる中、子供や女性を含む大勢の市民の生命が絶えず脅かされている状況に胸が痛んでなりません。

避難生活を余儀なくされた人々も国内で約590万人に及んでおり、ヨーロッパの国々に逃れざるを得なかった人々は790万人以上にも達しました。

“戦争ほど残酷で悲惨なものはない”というのが、二度にわたる世界大戦が引き起こした惨禍を目の当たりにした「20世紀の歴史の教訓」だったはずです。(中略)

現在のウクライナ危機によって、どれだけの人が命を失い、生活を破壊され、自分や家族の人生を一変させられたのか—中略—

そこで私は、国連が今一度、仲介する形で、ロシアとウクライナをはじめ主要な関係国による外務大臣会合を早急に開催し、停戦の合意を図ることを強く呼びかけたい。その上で、関係国を交えた首脳会合を行い、平和の回復に向けた本格的な協議を進めるべきでないでしょうか。

本年は、国際連盟の総会で「戦時における空襲からの一般住民の保護」に関する決議が行われてから85年、また、人間の尊厳が再び蹂躪されることのない時代の建設を誓い合った「世界人権宣言」が国連で採択されてから75年の節目にあたります。

国際人道法と国際人権法を貫く“生命と尊厳を守り抜くことの重要性”を踏まえて、現在の危機を一日も早く終結させるべきであると訴えたいのです。

日本はG7議長国、国連安全保障理事国として、一刻も早いウクライナの平和回復、復興の実現に向け、国際社会の議論を積極的にリードすべきであると言申し上げ、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。

河野県政の4期目がスタートし、これから経済の成長と雇用・所得の拡大をはじめ、少子化対策・人口減少の克服、デジタルで拓く豊かな地域社会の実現など、県民生活と社会が直面する諸課題に真正面から取り組み、国の方針を的確に捉え、国の施策・事業を活用しながら、県勢発展に向けた各種施策を大きく前に進めていくことが重要であると思っておりますが、4期目に向けた知事の御決意をお伺いします。

令和5年度の当初予算の編成に当たっては、本県が抱える喫緊の課題への対応や、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた経済対策をはじめ、本県のポテンシャルを十分に発揮できる施策を着実に実行するための予算を措置することが必要であります。令和5年度当初予算をどのような考えで編成したのか、知事にお伺いします。

壇上からの質問は以上であります。あとの質

問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、4期目に向けた決意についてであります。

私は、さきの選挙で県内各地をくまなく回る中で、多くの県民の皆様から切実な声を伺ってまいりました。こうした声を真摯に受け止め、まずは、長引くコロナ禍や物価高騰などにより大きな影響を受けている県民の暮らしや県内活動の本格的な回復を成し遂げてまいります。

その上で、本格的な少子高齢化・人口減少の時代にあっても、将来にわたり持続可能な基盤を築くとともに、活力ある未来づくりに取り組んでまいります。

特に人口減少対策につきましては、少子化対策を再構築し、国の取組とも連携しながら、子育て世代への切れ目ない支援の充実を図るとともに、若者や女性の県内就業の促進、移住・関係人口の拡大などの社会減対策、さらにはデジタル化の積極的な推進や生活に必要な機能・サービスの維持を図るなど、全ての県民が安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを進めてまいります。

さらに、恵まれた自然、食、スポーツ環境などを生かし、これまで力を入れてまいりましたフードビジネスをはじめ、地域経済を支える力強い産業の育成や、インバウンドを含む観光振興、県産品の輸出促進などのグローバル戦略の展開に取り組んでまいります。

また、自動運転技術などの未来技術の実証・導入や、スマートシティの形成、100%再生可能エネルギーで賄う脱炭素の地域づくりなど、中長期的な視点に立ったチャレンジ性の高い施策にも果敢に挑戦してまいります。

県民の皆様から負託を賜り、この4期目の県

政に臨むわけであります。これまでの経験や培ってまいりました人脈というものを十分に生かし、引き続き様々な立場の皆様の声や思いをしっかりと受け止めながら、安心と希望ある未来を見据えた宮崎づくりにしっかりと取り組み、着実に成果を出してまいりたいと考えております。

次に、当初予算編成の考え方についてであります。

今回の当初予算案は、コロナ禍や物価高騰などからの宮崎再生を確かなものにするため、年間を通して必要となる経費を計上し、対前年度2.2%増となる「骨太な骨格予算」として編成したものであります。

この予算案には、現在取り組むべき課題等を踏まえ、「宮崎再生」に加えて、大規模災害への備えなどの「安全・安心で持続可能なくらしづくり」、人口減少対策などの「活力ある未来のみやざきづくり」を実現するための施策を盛り込んでおります。

さらに、6月補正予算においては、宮崎再生のさらなる加速化に要する政策的経費を追加計上し、県民生活や経済活動の本格的な回復に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 我々公明党県議団は、先月、来年度に向けた具体的な政策提言を知事にさせていただきます。その中から抜粋して質問いたします。

まずは、経済の成長と雇用・所得の向上についてでございます。

1つ目に、総合交通網の維持についてでございます。首都圏などの大都市・大消費地から遠距離にある本県が、豊富な農林水産業や観光資源などを生かして発展を遂げていくには、域外

との人・物の交流が重要であり、これを支える総合的な交通ネットワークのさらなる充実が不可欠でございます。

現状は十分な状況でなく、高速道路の整備においては、東九州自動車道の県南区間や九州中央自動車道は一部しか供用されていません。日豊本線も依然として高速化の進展もありません。

こうした中、本県経済の生命線である長距離フェリー宮崎－神戸航路は、25年ぶりに新船が就航し、大消費地への物流網の維持と観光振興の両面から期待が高まっています。

一方、JR日南線や吉都線、路線バスなど地域公共交通は、地域住民の通勤・通学・通院など、日常生活や経済活動を支える貴重な移動手段であるにもかかわらず、交通事業者が経営状況や採算性のみで廃止・減便を検討する危機に瀕しています。持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図ること、また、陸海空の総合的な交通ネットワークについても、国や関係機関としっかりと連携し、必要な財源を確保しながら、早期に整備・充実を図ることが大事であります。

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 鉄道や路線バスなどの地域公共交通は、県民生活はもとより本県観光を支える重要な基盤であります。

今回のWBC日本代表をはじめとするスポーツキャンプにおきましても、臨時の列車やバスが観光客の貴重な移動手段となり、交通渋滞の解消にも寄与するなど、改めてその重要性を認識したところであります。

一方で、人口減少の影響等によりまして、利

用者数が年々減少し、その維持が大きな課題となっており、来年度を目途に市町村や交通事業者等と地域公共交通計画を策定しているところであります。

また、利用促進や効率化にも積極的に取り組んでおり、来年度当初予算では、新たに吉都線での通勤定期の購入支援や、路線バスのAIデマンド化などの事業の予算をお願いしているところであります。

先日、斉藤国土交通大臣が来県された際には、厳しい経営状況にあるバス事業者への支援を訴えるなど、機会あるごとに国への要望も行ってまいります。持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

○河野哲也議員 今、知事もおっしゃいましたが、先日、斉藤国交大臣が延岡に来てくださいました。そこで高速道路について2つ約束してくださいました。

1つ目は、九州中央自動車道の平底一蔵田間を早期整備し、南海トラフ地震に備える、2つ目は、東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化を早期に実現する、でございます。

九州中央自動車道の全線開通及び東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化に向けた知事の意気込みをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 九州中央自動車道及び東九州自動車道は、広域観光や地場産業の振興などを通じ、九州の一体的浮揚につながるとともに、切迫する南海トラフ地震などの大規模災害時において、人命救助や救援物資の輸送を支える大変重要な道路であります。

このため、国に対しまして、九州中央自動車道の事業中区間の整備促進や、平底一蔵田間の計画段階評価の早期着手、東九州自動車道の暫

定2車線区間の早期4車線化などについて、あらゆる機会を捉えて要望を行っているところであります。先月29日には、来県された斉藤国土交通大臣に対して地域の実情、こうした内容を強く訴えたところであります。

今後とも、沿線地域の皆様と心を一つにし、県議会の皆様の御協力もいただきながら、県内高速道路の早期整備に向けて全力で取り組んでまいります。

○河野哲也議員 次に、地域経済対策の充実についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大による県内経済への影響は3年近くに及び、繰り返される緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置により、人流・物流は抑制され、観光関連産業や商工業をはじめとする県内企業の経営は、過去に例を見ないほど厳しい状況に陥っています。

また、国や県による中小企業向けのコロナ関連融資においても、返済を始めた企業のうち約860社が、月々の返済額の減額や返済時期の延長を求めるなど、業績回復が遅れている実態が浮き彫りとなっております。

地域経済の基盤である中小企業の事業継続や雇用の継続、持続的な発展に県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県の中小企業におきましても、長期化するコロナ禍や物価高騰等の影響により、依然として厳しい経営環境にあるものと認識しております。

こうした状況に対応し、中小企業の事業継続や雇用の維持を図るため、県では昨年、2つの新たな貸付制度を創設しますとともに、今年1月には、コロナ関連融資を含めた借換えが可能な貸付制度も創設するなど、継続した資金繰り

支援を行っております。

また、今議会をお願いしております事業により、小規模事業者が事業の継続やさらなる発展を目指して行う新事業展開に対する支援や、中小企業の経営基盤の強化や生産性向上に向けた新たな事業構築などの取組を支援することで、事業継続や雇用の維持を図り、持続的な発展につなげてまいります。

○河野哲也議員 経営や融資に係る支援体制の強化を図ることが大事であります。どのように取り組むのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内中小企業への支援体制の強化を図るためには、関係機関との連携が重要でありますことから、県、商工団体、金融機関、信用保証協会等で構成します中小企業支援ネットワークによる関係機関が連携した支援の充実に努めております。

例えば、昨年10月に創設しました「みやざき再生支援特別貸付」におきましては、ネットワークの関係機関により、事業者に対する定期的なモニタリングを通じたプッシュ型の経営支援を実施しており、売上げや販路の拡大、人材確保、事業承継など様々な相談に応じております。

また、地域別の合同相談会や関係支援機関向けの合同研修会などの取組も進めており、今後も事業者の実情に寄り添いながら、丁寧な支援に努めてまいります。

○河野哲也議員 インバウンドの本格的な需要回復を見据えて、本県の観光地としての認知度向上を図るとともに、国際クルーズ及び国際定期航空路線の運航再開に向けた取組を強化しなければならぬと考えます。

先週、航空路線への答弁がありましたので、

今回私は、海外クルーズ船の誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） コロナ禍で落ち込んだインバウンドの早期回復を図るためには、今後本格的な再開が見込まれます海外クルーズ船の誘致に取り組むことが重要であると考えております。

このため県では、市町村と連携し、受入れ体制の整備や観光ルートづくりを進めるとともに、クルーズ旅行を企画する旅行会社等の商品造成担当者を本県へ招聘し、モデルコースを体験していただくこととしております。

さらに、クルーズ船を運航する船会社への誘致セールスを行いますほか、クルーズ旅行の専門メディア等を活用し、海外のクルーズ旅行愛好者に向けて、寄港地としての本県の魅力を発信するなど、海外クルーズ船によるインバウンド誘客に積極的に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 今日の宮崎日日新聞で、「クルーズ船今年初寄港」の見出しで、海外の方ではないとは思いますが、日南の油津港に26日、商船三井客船のクルーズ船「にっぽん丸」が寄港したという記事が早速載っていました。

同港へのクルーズ船の寄港は約7か月ぶりということで、大変喜ばしいニュースであると思います。乗客の中に、「食が楽しみでツアーに参加した」という声が上がっていましたが、まさに宮崎をアピールできる、うれしいことだと思います。

次に、農畜産振興のための人材確保についてでございます。

令和4年10月に鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会において、宮崎県代表牛は、8部門中2部門の優等賞首席に加え、今大会から新設された第7区、脂肪の質評価で、最

高賞となる内閣総理大臣賞を受賞いたしました。今回の出品に関わった方々をはじめ、予選で競い、争った方々など多くの関係者の努力のたまものであります。

しかし、畜産業にあっても、このような人材が県外へ流出するという、そういう事実、担い手が不足している状態が懸念されています。

また、原油価格の高騰や肥料・飼料・資材の高騰が相次ぎ、畜産をはじめ農林水産業の生産者が適切に価格転嫁できない状況が続いています。そのため、優秀な人材の確保が難しく、規模拡大できない状況にあります。

県においては、本県の基幹産業である農林水産業、とりわけ畜産業等の担い手を確保するための新規就農への支援、デジタル技術、人材の導入への支援をするべきだと考えますが、特に畜産業の担い手を確保するためどのように取り組んでいるか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の畜産業は、農業産出額の約66%を占めるとともに、食品加工業など関連産業の裾野が広く、また今御指摘がありましたような、本県の食の魅力を通じて観光にも貢献する、本県の経済を支える基幹産業であるわけであります。生産者の高齢化が進み、担い手の確保が重要な課題となっております。

このため県では、持続可能な魅力ある畜産業の発展を目指して「みやざき畜産共創プラン」を策定し、国の事業も活用しながら、新規就農や規模拡大に向けた施設整備への支援をはじめ、スマート畜産等の新技術の普及促進、ヘルパー等を活用した分業体制の構築など、担い手の確保・育成のための環境整備に取り組んでいるところであります。

また、新規就農に向けた技術習得のための支援や、若い経営者に技術や経営の指導を行う人

材の育成など、就農後のサポート体制の構築にも取り組んでおります。

どのような産業分野であっても、若い担い手が育っているかどうかというのは、その産業の将来を占う一つのバロメーターであると考えますが、昨年の全国和牛能力共進会では、本県の若い出品者が全国の舞台上で躍動する姿が見られ、大変頼もしく感じたところであります。引き続き関係機関と連携し、本県畜産を支える担い手の確保に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 次に、誰もが輝き、安心して暮らせる社会についてでございます。

まずは少子化対策、人口減少の克服について。子供の幸せを最優先に、子供を産み育てやすい社会を構築し、少子化・人口減少という未曾有の事態を乗り越えるためには、今まで取り組んできた、仕事と家庭の両立支援や、教育負担の軽減をさらに進めるとともに、子供たちの視点に立ち、子供・若者の意見も身近な地域社会をはじめとして政策に反映されるよう、その仕組みを構築しなければなりません。

公明党は昨年11月8日、「子育て応援トータルプラン」を発表いたしました。

1、仕事と家庭の両立により生活を犠牲にしない働き方への転換、2、子育て負担が過重にならないための支援、3、子供政策を中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現、4、男女間の不平等解消、性別役割分担意識の是正、5、若者が将来の展望を描ける環境整備という5つの基本的方向を基に、切れ目のない支援策で結婚・出産から巣立ちまで応援するというプランでございます。

「こどもまんなか社会」の実現のための公明党の子育て応援トータルプランについて、知事はどう認識されているかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 子供政策の充実は、我が国が直面する最重要課題の一つであると考えておりますが、昨年11月に公明党がまとめられた「子育て応援トータルプラン」につきましても、仕事と家庭の両立支援や、子育て負担の軽減といった5つの基本的な方向性が示されているところであります。

ライフステージや子供の年齢等に応じた具体的な支援策が提案され、少子化・人口減少という未曾有の事態を乗り越えるため、新たな視点を加え、子供の幸せを最優先に、子供を安心して産み育てられる社会の構築を目指すものと考えております。

このトータルプランで提案されております児童手当の拡充や、幼児教育・保育の質・量の拡充、育児休業制度の拡充等も含め、現在、国において「次元の異なる少子化対策」として検討されておりますので、このプランの内容がどのような形で反映されていくのか、期待を込めつつその動きを注視してまいります。

○河野哲也議員 知事にもおっしゃっていただきました。プランは具体的に施策を挙げていますが、宮崎県においても、子育てしやすい環境の中で、一貫して継続的に施策を打っていただきたいと思います。

本県独自の子ども・子育て施策である「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業」について、どのような視点から取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県ではこれまで、子供や子育て家庭を社会全体で応援するため、「未来みやざき子育て県民運動」を展開してきたところであります。

しかしながら、コロナ禍の影響等で、出生数や婚姻数の急激な落ち込みが見られ、強い危機

感を持っております。

このため、これまでの「子育て県民運動」に「出逢い応援」の視点を加え、支援メニューを拡充するとともに、若い世代や企業等の意見を幅広く聴く場を設けるなど、推進体制の強化も図り、来年度から新たに「ひなたの出逢い・子育て応援運動」として取り組みたいと考えております。

こうした運動を積極的に展開することにより、行政や企業等が一体となって、出逢いや子育てを応援する機運を高め、子育てを楽しいと感じられる宮崎の実現を図ってまいります。

○河野哲也議員 次に、生活困窮者支援対策の充実についてでございます。

本県でも、長年にわたる景気低迷による雇用状況の変化や所得の低迷により、経済的な困窮状態に陥る人々が増加しているおそれがあります。

さらには、3年に及ぶコロナ禍による影響に加え、昨今の物価高騰により、生活困窮者は一層厳しい状況に立たされています。特に女性のひとり親世帯の雇用や暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

令和3年の本県の自殺死亡率は、前年比で0.8人減の19.6人とやや改善したものの、全国平均の16.5人を大きく上回り、依然として厳しい状況にあります。

また、自殺の原因・動機別では、最多の「健康問題」に次いで、「経済・生活問題」が2位となっており、生活困窮者への早い段階での支援が求められています。

生活困窮者が必要とするときに適切な支援を受けられるよう、各種制度の周知・広報を徹底することが重要ですが、県の取組について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、生活困窮者に対する支援のため、県内の各福祉事務所に生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、各種制度の周知や家計改善、就労支援など生活困窮者に寄り添った支援を行っております。

また、生活困窮者へ必要な情報を届け、必要な支援につなげるため、コールセンターや特設サイト「ミナテラスみやぎ」を開設し、困窮者が必要に応じて容易に情報を取得できる取組を行っております。

これらの取組につきましては、県ホームページや新聞等のメディアを活用し、幅広く広報を行っており、生活困窮者に対し一定の周知を図ることができているものと考えております。

今後とも、必要な方が確実に支援を受けられるよう、各種制度の周知や広報に努めてまいります。

○河野哲也議員 市町村や社会福祉協議会、その他の民間団体等と連携し、生活困窮者に寄り添った相談体制を強化することにも力を入れていきたいと思っております。

自ら生活困窮者の相談窓口にとどり着けない方に対する支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 支援に関する情報が届かず、自ら相談窓口にとどり着けない方が、子ども食堂やフードバンク、子ども宅食など民間団体等が行う生活困窮者支援の場を通じて必要な支援につながることもあるため、このような取組の促進は大変有効であります。

このため今議会において、これらの取組を行う民間団体の活動経費を支援することで、孤立しがちな生活困窮者を支援するための拠点を構築する新規事業「つながりの場づくり緊急支援事業」をお願いしているところであります。

加えて県では、子供の貧困対策に取り組む民間団体等を対象に、人材育成研修に取り組んでおりますことから、今後とも関係者の方々と一層の連携を図りながら、生活困窮者の支援に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 デジタルで拓く豊かな地域社会についてであります。

農林水産業のデジタル化の構築について、1点お尋ねいたします。

近年、社会全体でデジタル技術を活用した変革、デジタルトランスフォーメーションの実現に向けた取組が加速しています。また、農林水産業においても、急激な担い手の減少・高齢化、国際競争の激化、消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、ロボットやICT、IoT、AI等のデジタル技術を活用し、作業の効率化・省力化や、生産物の高収量・高付加価値化、円滑な技術伝承などの取組が実施されています。

労働従事者の高齢化や担い手不足など、深刻な問題を抱える本県の農林水産業が魅力を高め、持続可能な収益性の高い成長産業として今後も発展を遂げていくには、デジタル技術をはじめとするスマート農林水産業の推進が不可欠であります。

スマート農林水産業の推進に向けた県の取組について、関係部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の持続可能な森林経営と林業・木材産業の成長産業化を図るためには、スマート林業の推進は大変重要であると考えております。

このため今年度は、衛星画像のAI判読による森林変化情報の把握や、森林調査における従来の人力とレーザー計測の精度の比較・検証を実施しており、また、これまでの実証事業を踏

まえ、ドローンを使った苗木運搬が、2つの事業体で導入されております。

また、人材育成として、林業大学校においてICTを活用した最新技術等の研修を実施するとともに、今議会に、林業DXを担う人材育成プログラムの作成や、その実証を行うための新年度予算をお願いしているところであります。

県としましては、今後とも国や関係団体等と連携し、スマート林業を積極的に推進してまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の農水産業を持続的に維持・発展させていく上で、スマート化の取組は大変重要であります。

このため農業では、環境データを活用した施設園芸の生産性向上や、肉用牛の発情発見装置の導入による作業の効率化、無人除草機やドローンを活用した作業の省力化などの現地実証に取り組んでおります。

また、水産業では、潮の流れなどの海洋データ提供システムによる操業の効率化や、大型養殖生けす及び水中カメラを活用した養殖の生産性向上に取り組んでおります。

さらに、農業大学校では、ドローンオペレーターの資格取得の支援など人材の育成にも努めており、引き続き、生産現場でのスマート技術の実装が円滑に進められるよう取り組んでまいります。

○河野哲也議員 以上は政策提言の中からの質問でした。以上で終わります。

これからのコロナ対策についてに入ります。

公明党も推進させていただきました、昨年11月に緊急承認された新型コロナウイルス感染症の初の国産飲み薬「ゾコーバ」は、政府が200万人分を確保し、医療現場へ供給されています。

ゾコーバは、ウイルスの増殖を抑える作用が

あり、重症化リスクと関係なく使える利点があります。最終段階の臨床実験で、オミクロン株に特徴的な5症状が消えるまでの時間を1日短縮する効果があったと報告されています。

これによって、重症化したときのレムデシビルから、重症化を防ぐ抗体治療薬、そして中等・軽症段階から使えるゾコーバまで、バランスの取れた治療薬の体制が整いました。病院で、今まで以上に適切な治療ができます。

新型コロナの軽症者向け国産治療薬ゾコーバの供給体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 軽症者向け国産治療薬の「ゾコーバ」につきましては、昨年11月に使用が承認され、本県におきましては、2月15日現在、88の医療機関と105の薬局において取り扱うことが可能となっております。

ゾコーバは、現状、安定的な供給が難しいことから、当面の間は、厚生労働省が一括で管理した上で、医療機関及び薬局からの依頼により無償で提供されることとなりますが、提供を受けるためには、あらかじめ県を經由し、厚生労働省に登録する必要があります。

県といたしましては、処方までの流れや登録に係る手続など、医療機関や薬局への情報提供に努めるとともに、ゾコーバをはじめとするコロナ治療薬の安定的な供給について国に対して要望するなど、引き続き必要な取組を進めてまいります。

○河野哲也議員 対応できる病院へのできるだけ早期の供給を望みます。

6月議会及び9月議会において、我が会派の坂本議員の質問で課題提起がありましたコロナ後遺症について、「しっかりとコロナ後遺症の実態把握をしておくべきだ」という問いに対し

て、県は調査をして、その結果がまとまったとお聞きしました。

新型コロナ後遺症の実態把握調査結果について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナ後遺症の実態を把握するため、県では、後遺症の診療を行っている85の医療機関への調査と、県ホームページでの県民アンケート調査を行ったところであります。

まず、医療機関への調査では、昨年9月から12月までに延べ600件の診療実績があり、最も訴えの多い症状は「せき・たん」で、次いで「嗅覚・味覚障害」「倦怠感など」の順でありました。

次に、県民アンケートは、昨年9月から今年1月末までの間に69人から回答があり、後遺症の継続期間は1～2か月が最も多く、発現した症状は医療機関の調査と同様であり、また約70%の方に複数の症状が出ていました。

コロナ後遺症はいまだ不明な点も多く、県としましては、ホームページ上でのアンケートを継続して県内の状況把握に努め、必要な対策や啓発につなげてまいります。

○河野哲也議員 全国的には倦怠感、疲労感、筋肉低下が顕著に高く、宮崎においても高い頻度で後遺症となっていますが、宮崎は、せきやたんが一番高くなっていることにも注目したいと思います。

部長も答弁されましたが、そもそも後遺症のメカニズムはいまだ明確になっていません。治療法も確立していない中で、宮崎県は後遺症専門外来をどうするのか。また、患者が速やかに医療機関に誘導されるように、相談窓口の強化を考えていただきたいと思います。

5類の移行に向けた対応方針が決められまし

た。5類に移行することで、全ての対策が一気に講じられなくなるということではなく、感染者や患者、社会にとって必要な対策は残しながら、日常生活を取り戻すための一歩踏み込んだ対応に切り替えられると理解しています。

当面の間、医療費、ワクチン接種費の公費負担を継続してもらいたい。終息へ当面は半年か1年に1回の接種が必要だと言われております。

新型コロナの感染症法の位置づけが5類に引き下げられますが、県としてはどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 5類感染症への移行によりまして、患者の入院・療養や費用負担をはじめ、様々な制度の変更が想定されておりまして、具体的な対応方針は、3月上旬に国から示される予定であります。

現在、感染状況は相当程度落ち着いておりますが、コロナがゼロになったわけではありませんので、今後も感染の拡大や縮小などを繰り返しながら継続していくことが見込まれますため、各制度の変更に当たりましては、県民や医療の現場に混乱が生じないよう適切な経過措置を講じながら、段階的に進めていく必要があると考えております。

このような中、5類移行に伴う様々な課題について、先日、全国知事会においては、国と協議を行ったところであります。その中で、本県としては、例えば医療費の公費負担の扱いについては、リスクの高い人の受診控えにつながらないような制度設計にすべきというような提言を行ったところであります。

県としましては、引き続き、必要に応じて国へ現場の声を届けるとともに、今後示される国の方針を踏まえ、医師会等とも連携し、必要な

保健・医療体制の確保に努め、県民の命と健康を守りながら、円滑に5類移行を進めてまいります。

○河野哲也議員 子宮頸がんワクチンについてでございます。公明党県議団、この件につきましてには連続で質問させていただきます。

宮崎県にとって喫緊の課題であると言い切っているかと思えます。子宮頸がんの主な原因となる9種類のヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの感染を予防できる9価ワクチン、現在は全額自己負担のため計10万円かかるとされています。今、国は第4期がん対策推進基本計画を策定中であります。その中で、令和5年度から9価HPVワクチンの安定的な供給が可能であることから、「令和5年4月から9価HPVワクチンの定期接種を開始することとしている」とあります。つまり、4月から公費負担により原則無料で受けられる。もちろん、キャッチアップ対象者も接種できるということでございます。

新年度から9価HPVワクチンが定期接種されますが、県として接種勧奨にどのように取り組むか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員の御質問にありましたように、HPVワクチンについては、これまで使用されている2価ワクチンと4価ワクチンに加えまして、今年4月から、新たに9価ワクチンも定期接種として使用することが承認されました。

この9価ワクチンは、子宮頸がんの原因となる9種類の遺伝子型に有効とされており、従来の2価、4価ワクチンより、さらに子宮頸がんの罹患率や死亡率の減少が期待されております。

県としましては、このような9価ワクチンの

効果等についてしっかりと情報提供するとともに、子宮頸がんを予防する手段としてのHPVワクチンの効果や安全性などをホームページや県政番組等を通じて周知を図り、引き続き実施主体であります市町村と連携して、接種の推進に努めてまいります。

○河野哲也議員 教育長に、部活動の地域移行について3点お伺いいたします。

部活動の地域移行について、学校現場も保護者も混乱し、一番は子供たちが不安がっているのではないのでしょうか。教育委員会裁量か、学校裁量か等々、整理されていないことはないのでしょうか。国でも昨年見直しがあったようですが、国が昨年策定した部活動に関するガイドラインの中で、地域移行はどのように示されているのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国は、平成30年に策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを改定し、昨年12月に新たなガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインでは、これまでの学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進の内容に加えまして、地域と連携・協働した部活動の在り方や、部活動の地域への移行に関する内容が示されております。

特に休日の部活動の地域移行につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、達成時期につきましては、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて実現を目指すことが示されております。

○河野哲也議員 余裕を持って、その地域に、その学校に添った子供たちの納得できる部活動の地域移行を見つけることができるかと思っております。

県では、部活動の地域移行に向けた課題をどのように捉えているのか、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県では、部活動の地域移行に向けた課題を把握するために、令和3年度よりモデル事業として、運動部は小林市で、文化部は延岡市で実践研究に取り組んでいるところであります。

モデル事業を進める中で、地域活動の実施主体の確保や指導者の確保・育成、会費等の負担の在り方などが課題となり、これらは、県といたしましても、全ての市町村に共通する課題であると認識しております。

○河野哲也議員 前回の答弁の内容と変わらないということは、その3点が、宮崎では解決に時間を要する課題になっているというわけです。

今後、部活動の地域移行を進めるに当たって、県では課題にどう取り組むのかをお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会といたしましては、県にコーディネーターを配置し、各市町村の取組状況を把握するとともに、実施主体の確保等に関する情報提供や指導助言等を行ってまいります。

また、市町村のコーディネーターや指導者の育成を目的とした研修会を開催し、人材の育成に取り組んでまいります。

さらに、会費等の負担の在り方につきましては、国の実践研究において、企業等からの寄附を活用している事例などがあることから、市町村に対し、積極的に情報提供を行ってまいります。

○河野哲也議員 地域移行で一点危惧していることとして、地域移行した場合、むしろ生徒の負担がもっと重くなるのではないかという声が

聞かれます。その点もしっかり留意しながら進めていていただきたいというように考えます。よろしくをお願いします。

台風第14号の復旧についてでございます。県内の森林崩壊についてであります。

昨年の10月2日、台風第14号による森林被害の調査のため、集落の孤立化の解消と同時に椎葉村に入らせていただきました。杉の木々が谷底に重なるように倒れているところなど、無残な状態があちこちに見られました。県北の森林等の被害は尋常ではなかったと思います。

台風第14号における林地、森林及び林道の被害状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林地、森林等の被害状況につきましては、本年1月27日時点で、山腹崩壊等の林地被害は103か所で、被害額は64億3,900万円、立木の折損・倒伏等の森林被害は81か所で、被害額は2,700万円となっております。

また、林道被害は181路線、461か所で、のり面や路肩の崩壊等が発生しており、被害額は54億8,600万円となっております。

○河野哲也議員 多大な被害であると思います。県の目の届かないところ、その被害状況を細部にわたって調査をしていただきたいなと思います。ドローン等のデジタル技術を駆使してお願いしたいと思います。

早期復旧に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林地被害につきましては、県におきまして、道路などの重要な保全対象がある箇所は、今年度の災害関連緊急治山事業等で復旧し、それ以外の箇所については、来年度以降の復旧治山事業等で対応して

まいります。

また、森林被害につきましては、国庫補助事業等を活用して、被害木などの伐採・搬出や、その後の再造林を行う森林所有者を支援してまいります。

また、林道被害につきましては、1月までに実施された国の災害査定を踏まえ、管理者である市町村等が優先順位をつけて、3か年計画で復旧が行われることとなります。

県としましては、国や市町村、関係機関等とも連携しながら、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

○河野哲也議員 丁寧に復旧作業等を行っていただきたいと思います。よろしく願います。

最後の質問になってしまったんですが、最後に、延岡市三須町浸水被害の件でございます。

「今回は、台風などにより川の水位が上がった際、本来閉めるべきである水門を閉め忘れるという、あってはならないミスでした。つまり、人災です」と始まるメッセージを、私は昨年12月初めにもらいました。抜粋して読んでいきます。

昨日は三須町洪水に伴う損害賠償説明会に御列席賜り、また、貴重な御意見もいただき、誠にありがとうございました。

台風が来た9月18日の20時頃から道路冠水が始まりましたが、地域住民のほとんどは雨戸を閉めているため外の様子が分かりません。地元消防団員は地域住民に対し、消防車マイクを使用し、避難案内・広報活動を行いました。道路冠水により消防車では満足のいく避難警告は全くできませんでした。

地域住民の命を守るため、地元消防団員は汚泥混じりの急流川のようになった冠水した

道路に入り、胸あたりまでつかりながらアナウンスをしていました。住民の方も洪水になっている庭を見たときはパニック状態です。住民の方には小さなお子さんもいて、恐怖のあまり泣いていました。住民の方も水につかりながら消防車まで誘導され、避難所まで送り届けられました。

翌日から災害復旧活動が始まりましたが、水が引き、汚泥まみれとなった町内、家屋・車・家財被害を受けた多くの家庭は絶望的な状態でした。

消防団員は自身の仕事も休み、被害者、家屋の汚泥除去、清掃や交通整理、散水車による道路清掃、声かけ等を数週間にわたり行いました。

過去、台風により堤防を越水しても、ここまでの惨劇にはなっていなかったのも、水門操作ミスではないかと三須消防団で調査検証し、土地改良区にただしたところ、ようやく認めました。

生命の危険を感じるほどの人災を起こしているのに、ずさんな対応ばかりの土地改良区に毎度あきれられるばかりでした。

今後は二度とこのようなことがないよう、水門操作の在り方について議会で議題に上げていただければ幸いです。

このメッセージをいただいて、先月、この方とお話をさせてもらいました。先月ということは、私も損害賠償の説明会に行きましたので、結局そこからもう2か月以上たっているわけです。損害賠償の説明会のときに、1か月でそういう損害賠償関係の交渉、話し合いは始めますという約束だったんです。もうそれ以上、倍する月がかかっている。

それから、ちょっと前後しましたが、この

損害賠償説明会の時期、内容についても、実は被害者側から開いてくれという、その要請の中で開かれたものであったということ。それと先ほど言いました、1か月程度で始めると説明会の際に約束した損害賠償の交渉も、私が話を聞いたときにはまだ始まっていない、そういうこと。

それと後は、これは住民の要求だったんですけど、水門の操作マニュアルの提示も行っていただきたいということで約束をしてもらったんですけど、それもなされていないということ。とにかく対応が遅過ぎると、その方は本当に怒り心頭でございました。

しかし、怒りをぐっところえて、私には、せめて水門操作の件だけでも議題にしてもらえないかということだったので、今回、その水門の操作について確認をさせていただきたいと思います。

延岡市三須町の土地改良区が管理する水門の操作ミスについて、県は再発防止に向けどのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 延岡市土地改良区では、住民への説明会を開催し、住民の意向を踏まえ、現在、再発防止に向け、確実に水門操作を行うための操作人の配置や操作確認体制の確立など、操作マニュアルの見直しを進めているところです。

また、住民の不安の解消を図るため、水門操作状況を地区の代表の皆さんに直接、情報提供することとしたところです。

県としましては、河川管理者である国や延岡市との連携体制の強化を図るとともに、土地改良区が行う操作マニュアルの見直しや、情報伝達と施設操作の定期的な訓練での助言・指導な

ど、土地改良区が適切に管理を行うよう取り組んでまいります。

○河野哲也議員 県として指導できるところ、それから支援できる所を明確にさせていただいて……。やっぱり住民の方々は本当に不安がらっしゃいます。そのスピード感を誠意として感じるんです。やはり内容を一生懸命に検討していますという声は聞くけど、ではその検討している内容とは何なんだと質問すると答えられない。そういうスピード感がない、そういう対応では本当に住民の皆様は不安でしょうがないという状況を感じました。

我々というか僕も、もう引退ということなんですけど、本当に我々行政、それから県政を担うものとして、やはりスピード感と、明確さというか、正直言って、この方も水門を自動にさせていただきたいというのが最終的なお願いだったんです。だけど、それではきっと難しいだろうということでこの方も考えられて、ではまず、人為的な水門操作のマニュアルをしっかりと身につけていただきたいという思いを語ってらっしゃいました。そのようなことも思いながら、県行政それから我々はどうあるべきかということを考えながら、この質問をさせていただきました。

以上で私の代表質問とさせていただきたいと思えます。

5期20年、県民のためにとの一点で仕事をしてきました。知事をはじめとする県執行部の皆様方、県職員の皆様方、本当にありがとうございました。

最後に、県民の皆様、大変ありがとうございました。

以上でございます。（拍手）

○中野一則議長 以上で代表質問は終わりました。

令和5年2月27日(月)

た。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問で
あります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時0分散会

2月28日（火）

令和 5 年 2 月 28 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)			
2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)	
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)	
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)	
6番	山下寿	(同)	
7番	窪菌辰也	(同)	
8番	佐藤雅洋	(同)	
9番	安田厚生	(同)	
10番	日高利夫	(同)	
11番	川添博	(同)	
13番	中野一則	(同)	
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまか)	
15番	有岡浩一	(郷中の会)	
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)	
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)	
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)	
20番	徳重忠夫	(同)	
21番	外山衛	(同)	
22番	山下博三	(同)	
23番	濱砂守	(同)	
24番	西村賢	(同)	
25番	右松隆央	(同)	
26番	日高博之	(同)	
27番	井上紀代子	(県民の声)	
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)	
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)	
30番	満行潤一	(同)	
31番	太田清海	(同)	
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)	
33番	日高陽一	(同)	
34番	横田照夫	(同)	
35番	野崎幸士	(同)	
37番	蓬原正三	(同)	
38番	丸山裕次郎	(同)	
39番	二見康之	(同)	
欠席議員 (1名)			
36番	星原透	(宮崎県議会自由民主党)	

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
選挙管理委員長	茂雄二
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合宮崎、立憲民主党、満行潤一です。

最後の質問になりました。一般質問が40回目になります。代表質問は10回させていただきました。初当選から20年間、本当にこの議会もいっぱい変わりました。この議場も2回の大規模改修、バリアフリー化も2回行いました。今じゃ考えられませんが、テレビカメラが入るときには、照明が足りないので、ライトをつけて議場は映像を撮っていたと。こんなに明るくなりました。ぜひ、頑張って質問させていただきたいと思います。

今日は、傍聴に今年91歳になる父と母も駆けつけてくれております。本当に6回の選挙、父にも大変心配をかけましたが、無事20年間、務めを終えることができそうであります。初登壇の6月議会、議長席には、えびの市選出の田中保副議長、今日は、えびの市選出の後任の中野議長、何か縁だなと思っていますし、一般質問、私が初日ですが、蓬原大先輩が最後のとめと、トリを務めるということで、これもまた高専のつながりで何かの縁だなと思っています。

それでは、質問させていただきたいと思いま

す。

私は市役所出身でもあり、市町村や地域に頼られる県の組織・機関になってほしいとの思いで、この20年間、質問をしてまいりました。児童相談所、保健所、総合農業試験場、工業技術センター、県立病院など、専門・技術職が圧倒的に少ない市町村にとっては最後のとりです。これらの組織の人的配置などが大変重要だろうと思い、質問してまいりました。

まず、県庁の働き方改革についてであります。

子育て・子育て支援など家庭での担い手、自治会活動など地域の担い手など、公務員個人に地域貢献が期待されています。県庁職員も率先して実行していかなければならない立場だと思えます。

宮城県は、県職員に「孫休暇」を導入したようであります。定年が65歳に延長される。今後、現職で祖父母として育児に参加することも容易に想像ができます。村井知事は、2人目の孫育児支援のために休暇を取得。民間企業には既に制度化しているところもあるようであります。公務員に部分休業の創設も急がれています。定年延長に伴い、今後ますます多様な働き方が想定されている中、休暇制度も時代に沿って変わっていくべきだと思います。

3期までは「育メン知事」と標榜してきた河野知事、4期目はどうなるのか分かりませんが、働きやすい環境づくりについて、どう考えておられるか、お尋ねします。

次に、長時間労働、月100時間を超える時間外勤務をした職員、令和3年度、延べ183人。この問題について触れたいと思います。

総務部長、魅力ある職場になっているのでしょうか。土木、農業土木職の追加採用試験も

実施されたようですが、応募は芳しくなかったようです。技術職を中心に職員採用に御苦労されていますが、中途退職者も多い。優秀な人材確保のための観点から、賃金・労働条件などの処遇改善が急がれるのではないかと思います。総務部長の見解をお尋ねいたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。職員の働きやすい環境づくりについてであります。

今般の定年年齢の引上げに伴い、高齢層の職員がこれまで得た豊富な知識や経験を最大限生かして業務に当たるとともに、一方で、高齢層を含めたあらゆる職員が、育児をはじめとした家庭や地域において様々な役割を果たしていくことが大切であると考えております。そのためには、多様な働き方に対応できる働きやすい環境づくりが重要であると考えております。

その中で、御質問の休暇制度につきましては、国の動向や社会情勢等を踏まえて検討されるべきものでありまして、これまでも必要な休暇や休業制度を整備してまいりました。特に、高齢層の職員につきましては、一定の条件下、それぞれの職員の状況に応じて勤務時間の一部を休業できる制度や、短時間勤務が可能な再任用制度を導入しているところであります。

県政の課題に的確に対応していくためには、高齢層を含めた全ての職員が持てる力を最大限発揮することが大変重要でありますので、今後とも、職員の働きやすい環境づくりに積極的に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(渡辺善敬君)〔登壇〕 お答えします。魅力ある職場環境づくりについてであります。

人材の確保・定着を図るためには、給与や労働条件といった処遇と併せて、職員のワーク・ライフ・バランスを尊重した働きやすい職場環境づくりも重要であると考えております。

給与等につきましては、地方公務員法に基づき、人事委員会の勧告等を踏まえて決定しているところであり、今年度は、若年層の月例給を引き上げる改正を行っております。

また、仕事と育児、または介護との両立に向け、各種休暇・休業制度の周知を行うとともに、テレワーク環境の充実や時差出勤の実施など、柔軟な働き方を推進しております。

これらの取組に加え、OJTを含めた各種研修の充実など、職員の成長を促す取組にも力を入れているところであり、今後とも、働きやすく、やりがいと魅力のある職場環境づくりを進めてまいります。〔降壇〕

○満行潤一議員 御答弁ありがとうございます。

休日出勤の振替とか、代休の適正な運用ができてきているのか。課題があるんだろうと思います。前4週、後8週、そして割増賃金、本人の希望、いろんな要件をしっかりと担保して、働きやすい職場環境に向けた改善を今後とも図っていただきたいとお願い申し上げたいと思います。

次に、総合交通網の整備についてであります。

都城志布志道路の全線開通と利用促進、利活用策について伺います。

待ちに待った全線開通。あと2年で志布志港と都城インターがつながります。地域高規格道路ですから、高速道路ではありませんので、最高速度が70キロメートルに制限されていますが、全区間無料、国道、県道と接するところは

多くのインターチェンジができています。鹿児島県境から宮崎自動車道の都城インターまでに9か所乗り入れができ、大変アクセスもよく、都城盆地の皆さんの日常生活での利用拡大が見込まれます。

改めて、全線開通により、どのような効果が見込まれているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 都城志布志道路が全線開通をしますと、都城市内の渋滞緩和が図られますとともに、日本有数の食料供給基地であります南九州圏域の農畜産業の活性化をはじめ、都城インターチェンジ周辺への企業誘致等による新たな雇用の創出、さらには観光振興など、地域経済の発展に大きく寄与するものと考えております。既に、全線開通を見越して、企業立地は非常に活発な動きが見られております。

また、南海トラフ地震など、大規模災害時の後方支援拠点都市でもあります都城市と沿岸地域が信頼性の高い強靱な道路で結ばれ、迅速な応急復旧活動や支援物資の輸送、さらには、医療施設等への救急搬送時間短縮など、防災や医療面においても、様々な効果が期待されているところであります。

私としましては、今後とも、国に対しまして、予算確保を積極的に働きかけるなど、鹿児島県や都城市などとも連携をしながら、一日も早い全線開通に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 この都城志布志道路、10号線から都城インター、10号線のバイパス道路になるんですけども、私が市役所に入った40数年前に、その頃から都城市は10号線のバイパス道路の要望を国にしていたのですが、そのときの答えは、10号線の都城インター、今のインターまでの整備が進まないと次に移れないという答え

だったと記憶をしていますので、本当に道路一つ通すというのは、大変な時間もお金もかかるなど。多くの皆さんの努力で、いよいよ開通かと思っています。

さて、永山副知事と私が似ているという話もあるそうです。私自身は薩摩隼人の末裔だと思っていますので、ひょっとすると、ルーツも近いのかなというふうに考えています。

都城末吉道路、その必要性について、昨年9月に質問をしましたが、そのときの部長答弁は、「まずは地元の声を聞きたい」ということでした。昨年11月に曾於市で開催された都城末吉道路・曾於志布志道路合同総決起大会に、永山副知事に出席いただきました。現地に赴かれて、鹿児島県と県境を接する都城盆地の地理的・歴史的背景が御理解いただけたのではないかと思います。壇上での永山副知事の挨拶は、大変前向きな内容だと理解しました。地元の熱意も届いたのではないかと思います。

そこで、大会に参加された永山副知事の感想をお聞きします。

○副知事（永山寛理君） 議員御指摘の今回の総決起大会、私も知事の代理として参加させていただきました。そこでは、議員とも御一緒させていただきました。そこでは、都城市をはじめ、周辺自治体からも大変多くの方々が参加されまして、盛大に開催されたところであります。

その中では、道づくりを考える女性の会の方々による意見発表や大会決議が行われまして、「これらの道路は、南九州圏域のより一層の発展に必要不可欠」という強い思いと、参加された方々の早期整備への熱い期待を、直接肌で感じたところであります。

私としましても、本県のさらなる飛躍に向け、高速道路をはじめとする高規格道路のミッ

シングリンク解消、さらには、そのネットワークを強化する本県のような道路の整備に努力していく必要があると、改めて決意したところでございまして、引き続き、関係自治体や沿線住民の皆様と一体となって、そして県議会の皆様の御協力もいただきながら、必要な予算の確保などに努めてまいります。

○満行潤一議員 高速道路とまた東九州自動車道が直結するということが本当にならば、相当の旅活用も広がると思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

次に、宮崎カーフェリー、新船2隻体制について伺います。

トラックの積載利用も着実に伸びているとお聞きしていますが、県内事業所においても、別府や志布志のカーフェリーを利用している実態もあります。物流会社にとっては、リスク分散としての観点の利用ということもあと思いますが、いよいよ都城志布志道路の全線開通が目の前です。競合する志布志港対策は万全なのか。利用拡大に向けた取組をお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 御指摘のとおり、宮崎カーフェリーの貨物につきましては、都城志布志道路の全線開通による影響が懸念されるところであります。

一方で、宮崎カーフェリーは、志布志港と比べて出港の時間が1時間以上遅く、集荷の時間をより多く確保できることや、新船就航に併せて新たにサイドスロープを設置したことで、効率的に出航直前まで貨物が積めることなどの強みもありますので、運航会社におきましては、現在、荷主や物流事業者に対する営業を強化されているところであります。

県としましても、引き続き、関係団体等と連

携をしながら、長距離フェリー航路の安定的な維持のため、積極的に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 よろしくお伺いいたします。

次に、防災・減災、安全なまちづくりについて伺います。

まず、避難者支援の在り方について伺います。

今年に関東大震災から100年であります。9月1日、関東大震災の日ですが、二百十日ということもあって、9月1日は防災の日となっておりますが、私の誕生日でもあります。物心ついた頃から、関東大震災の日、二百十日というのは意識をしていましたので、防災の意識はしていたかなと思っています。

さて、20年前に、私が議会棟の階段を下りようとしたときに、下から「血液型は」と聞く県庁マンがいて、「O型」と答えたら、「血液型も一緒だ」と言って、本館に帰られる方がおりました。いろいろ県庁マンもいらっしゃるんだなと思ったところでありました。

私は、新燃岳噴火災害での都城市の災害対応状況を目の当たりにしています。また、3・11東北大震災のとき、石巻市の福祉避難所に短期間でありましたが、ボランティア活動に従事しました。その後、思うところがあり、防災士になりました。

今、新規事業で、物資拠点施設の整備があります。農業大学校の一角に災害支援物資の倉庫施設を整備する事業です。発災時にプッシュ式に国から送られてくる支援物資や全国の個人や団体から届く大量の支援物資。これまでもストックヤードの整備を提言してきました。支援物資専用の倉庫整備は、既存の施設利用と比べ、非常時に格段に使い勝手がいいはずですが、早期整備を期待していますが、肝要な点は、市

町村との合同訓練など、日頃の連携強化だと思
います。日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 御質問のくだりであ
りました、階段のところでは血液型をお聞きした
のは私だったと思いますが、満行議員と生年月
日と血液型まで一緒だったということで、本当
にびっくりした次第でございました。

災害時における支援物資の輸送につきまして
は、県の物資拠点施設から市町村の集積所まで
を県が担当いたしまして、集積所から避難所ま
でを市町村が担当することとなっております。

県の物資拠点施設においては、フォークリフ
ト等により、効率的な搬入・搬出作業を行うこ
ととしておりますが、避難所まで速やかに支援
物資を届けるためには、市町村の集積所におい
ても、スムーズな搬入・搬出作業を行うととも
に、物資拠点施設から集積所を経由して避難所
までの輸送体制を確保する必要があります。

このため県では、市町村の集積所で必要なハ
ンドリフトやローラーコンベアーなどの資機材
の整備に対する補助を行うこととし、さらに物
資拠点施設から避難所まで、想定される物資量
を実際に搬出する訓練を行うなど、市町村と連
携した取組を進めてまいります。

○満行潤一議員 次に、消防団員の確保につい
てなんですけれども、日高陽一議員の代表質問
にありましたので省略をしますが、定数を充足
できていない、市町村合併の影響、地域とのつ
ながりの希薄化、少子高齢化、いろいろ要因も
あるだろうとは思いますが、報酬引上げや勤務
先企業の理解と支援が必要だと思います。引き
続き、御努力をいただきたいと思ます。

災害時の避難者支援についてお伺いいたしま
す。

避難所の在り方については、この場で、太陽

光発電施設の整備による電源の確保が重要と
か、何回も持論を展開してきました。直腸を切
除した身としては、トイレの重要性を感じま
す。避難所の多くは学校の体育館を利用してき
ていますが、プライバシー確保、感染症対策な
ど住民の意識も大きく変わってきました。災害
弱者支援の専用避難施設やホテル借上げなど
に力点を置く時期に来ていると思ます。

同じ視点で捉えるべきだろうとは思いますが、
災害時の車中泊も大幅に増えてきています。
熊本地震時は、学校等の避難施設の2倍と
も報道されていきました。避難時の車中泊の定義
はあるのでしょうか。周知や見守りのためにも
場所の指定が必要だと思います。オートキャン
プ場のような電源、水道、トイレの整備された
避難施設の整備が急がれていると思ますが、
避難者支援や避難施設の在り方について見解を
お伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 災害時の避
難につきましては、近年、プライバシー意識の
高まりや感染症対策から、車中泊や親戚・知人
宅、ホテルなど多様化しておりますが、それ
により、市町村が避難者の所在を把握できず、必
要な情報や支援が行き届かないといった課題が
生じております。

このため、市町村においては、車中泊避難者
のために、水やトイレ等が利用できる場所をあ
らかじめ指定したり、住民から避難先を申告さ
せる方法を決めておいたりするなど、様々な場
所が避難施設となり得ることを想定した準備を
行うことが重要であります。

今後とも、市町村とともに、避難者に必要な
支援が届く実効性のある対応を検討してまい
ります。

○満行潤一議員 引き続き、自助の啓発の現状

についてお尋ねします。

自助、共助、公助といいますが、なぜ公助が一番最後かと問う知人もいますが、発災時に自分の命は自分で守る。当然自助が一番に来ると思います。懐中電灯やラジオ、非常食備蓄1日分保管など、県民に対する啓発がもっと必要ではないかと思いますが、取組の現状について伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県では、災害時における県民の自助の意識を高めるため、職員や防災士が地域に出向いて出前講座を行っているほか、「県防災の日フェア」などのイベントや各種広報媒体等を通じた啓発を行っております。

また、今年度は、災害を自分ごととしてイメージしてもらうため、新たな取組として、県内の高校生を対象に、自分が巨大地震に遭遇したと仮定して物語をつづる「防災小説コンテスト」を実施し、523作品の応募があったところです。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が県民に浸透するよう、積極的に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 医療・福祉の課題に移ります。

一貫して地域医療・救急医療・政策医療の充実を訴えてまいりました。ドクターヘリ導入、足かけ10年かかりましたが、ずっと訴えた2機目の配備が急がれていると思います。任期中にめどが立ちませんでした。県北住民の命を守るために早期導入を強く要望しておきます。

医師確保のための宮崎大学医学部への地元枠、奨学金制度導入を、2005年、平成17年6月議会で、先進県の事例を紹介して提案しまし

た。翌年度から修学資金貸与制度による月10万円の貸与が始まったということも思い出であります。

日高陽一議員に質問を持って行かれました新規事業である都城市郡医師会病院の心臓・脳血管センター整備に、補助総額15億円余が計上されています。県西部の中核病院、3次、高次医療を担う医療機関指定を訴えてきましたが、限りなく高次医療病院として整備が進みます。感謝を申し上げたいと思います。

県立病院のコロナ感染症の問題についてお尋ねしたいと思います。

県病院は、コロナ感染症の重点医療機関として病床を確保し、重篤患者を含め、多数の患者を受け入れてきました。職員の皆さんは、毎日本当に大変な御苦勞の連続だったと思います。この3年間、現場の状況はどうだったのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院では、新型コロナウイルス患者の発生状況を踏まえたフェーズごとの病床確保計画に基づき、必要な病床や人員などの体制を整備し、中等症以上の患者のほか、他の医療機関では対応が難しい小児や妊産婦の方などを積極的に受け入れてきたところであります。

特に、昨年夏の第7波以降、感染急拡大時には、多数の医療スタッフが感染等により自宅待機となるなど、厳しい人員体制での病院運営を強いられる中、入院を要する新型コロナウイルス患者の急増に対応するため、当初確保していた病床を超えて患者を受け入れるとともに、救急患者や、がん、脳卒中などの命に関わる患者にも、病院一丸となって可能な限り対応してきたところであります。

今後とも、新型コロナウイルス対応に万全を期しつ

つ、救急医療や高度・急性期医療の提供など、県立病院本来の役割を果たしてまいります。

○満行潤一議員 そのコロナで頑張っている医療機関に対して、会計検査院が指摘を行っています。コロナ病床確保事業について、確保病床のうち使用されたのは、多いときでも5割から6割だったとして、交付金の上限額算定の見直しや交付額算定の在り方について、厚生労働省に精査を求めているようです。この指摘に私は納得ができません。公立病院だといっても、安定的な経営が求められています。病床確保料は、政策医療に貢献した正当な代償だと思います。福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 病床確保料は、新型コロナウイルスの入院患者の急激な増加に備え、コロナ専用病床を平時から確保する医療機関に対しまして、必要な看護体制の確保や感染対策など、運営上発生するコストをカバーするほか、休止病床として稼働できないことによる収入を補填するための仕組みであります。

特に、感染の主流がオミクロン株に置き換わりました昨年1月の第6波以降は、新規感染者の増加に伴い、入院が必要な方も多く発生したところでありまして。より多くのコロナ病床を確保する必要が生じましたが、第6波の始めには265床であったコロナ病床を、直近の第8波では最大415床まで広げることができたところであり、このようにコロナ病床を広く確保できたのは、病床確保料の仕組みが効果的に機能したものであると評価しているところでありまして。

○満行潤一議員 安心しました。ぜひ、病院局としっかり連携を取って、今後とも頑張りたいと思います。

次に、がん検診受診率向上に向けた取組を伺

います。

今や本県の死因1位になっています、がん。死亡率を下げるための方策は、がんの早期発見が何より効果的です。私の市役所勤務時代にも受診率向上が大きな課題でありました。休日のイベントでがん検診をやったり、節目検診や簡易人間ドックなど魅力ある検診にするために、いろいろ工夫してまいりました。私自身、職域検診によって大腸がんの早期発見ができ、予後は良好です。

本県のがん検診受診率向上に向けた今後の普及啓発についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の死亡原因の第1位であるがんの対策には、早期発見、早期治療が大変有効であり、がん検診が極めて重要であります。

このため県では、第3期宮崎県がん対策推進計画におきまして、がん予防・がん検診の充実を全体目標の柱の一つとして掲げ、がん検診の重要性や内容等につきまして、ポスターや各種メディアによる普及啓発に努めているところであります。

このような中、現在、国におきましては、がん検診の受診率向上に関する新たなマニュアルの整備が進められており、次年度はこれを用いて、がん検診の実施主体である市町村を対象とした研修会を行うこととしております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体と密接に連携し、工夫しながら、がん検診の受診率向上のための取組をさらに進めてまいります。

○満行潤一議員 次に、民生委員・児童委員の確保についてお伺いいたします。

全国一斉改選によって欠員が1万5,000人と厚生労働省が発表しています。一緒に監査委員を

させていただいた緒方代表監査委員は、民生委員を兼務しながら務めていただく。本当に頭が下がる思いでありました。

公務員退職者は、その経験を地域活動に活かされると期待されています。しかし、公務員の定年延長もあり、今後ますます各種の地域活動に若い担い手が不足することは明らかです。

民生委員は、民生委員法によって無報酬と規定されています。児童委員は、児童福祉法第17条に職務の根拠があります。「児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること」となっていますが、無報酬、ボランティアとはいえ、市町村や社会福祉協議会などからの責任を伴う調査依頼や、災害弱者の把握、金婚式該当者の調査など多岐にわたっており、相当な負担感を抱いておられるのが実情だと思います。

今後とも成り手を確保するために、職務の負担軽減などの見直しが急務だと思います。民生委員・児童委員の成り手確保について、お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 民生委員・児童委員につきましては、昨年12月の一斉改選により、本県の委嘱者数が2,439人となり、定数2,615人に対する充足率は93.3%と、3年前の改選時と比較して0.5ポイント減少しております。

近年、委員の平均年齢も上昇し、今回の改選では、70歳以上の方が初めて5割を超えるなど、高齢化が進んでおります。

また、退職年齢の引上げ等を背景に、適任者を確保するのが困難になっている地域もあると伺っております。

このため県では、民生委員・児童委員の方の活躍ややりがいを伝える新聞広告や県政番組等

の広報、資料・資材の提供、研修の実施などを行っており、今後とも、市町村等と連携しながら、活動しやすい環境づくり、成り手確保に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 私自身、福祉事務所にいまして、本当に民生委員の皆さんにいろんなことをお願いしていたなど、今、反省をしているんですけれども、ぜひ現場の声をしっかり受け止めて、改善できることは改善していただきたいと思っています。

小学校就学前の子供の虐待死のうち、保育所・幼稚園の未就園児が6割を超えているとの調査結果があります。市町村の乳幼児健診や、保健師、児童・民生委員などの家庭訪問など、地域の見守りがなされていますが、様々な困難を抱えていながら、どのネットにも引っかからない世帯があるのだらうと思います。孤立化させないために、早い段階での介入、問題解決が重要と考えます。

専門職集団である保健所、児童相談所等の県機関による市町村への支援、一層の連携強化が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 孤立感や不安感を抱く妊産婦及び子育て世帯に、母子保健サービスや子育て支援施策を確実に届けるため、国は、妊産婦から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うこども家庭センターの設置を全市町村に進めることとしており、県としても、市町村が行う施設改修及び運営に係る費用を補助するほか、研修会の開催やアドバイザー派遣といった職員の人材育成を支援しているところであります。

しかしながら、市町村や児童相談所等の支援機関が関与することなく孤立した事例もありますことから、市町村が経済的支援と一体として

実施する伴走型相談支援事業を活用するなど、潜在的なリスクの把握と早期対応に、県、市町村、関係機関がより一層連携を深め、一丸となって取り組んでいくことで、子育て家庭の孤立防止を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ハード整備もさることながら、各機関の有機的な連携をぜひ進めていただきたいと思っています。

児童相談所のことについてであります。児童相談所のマンパワー確保をずっと訴えてきましたが、その確保も、国の支援もあり、ここ数年で大幅に増員となっています。しかし、虐待相談件数は、ここ数年、1,800件台と高止まりの状況にあります。警察や市町村、学校と連携も重要と考えます。

実態調査もされているようですが、児童相談所の役割、立つ位置をどのように考えているのか、県の取組をお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 児童相談所は、児童虐待について専門的な知識・技術を有し、警察や学校、市町村等と連携をして、虐待防止に中心的な役割を果たす機関であります。

そのような中、特に、住民に身近で、子供や家庭の状況を的確に把握しております市町村とより一層緊密に、それぞれの役割と責務に基づく連携を図ることが重要となってきております。

このため県では、虐待防止に係る児童相談所と市町村における役割分担の具体的な判断基準や手続を定めたガイドラインを昨年3月に市町村とともに策定をし、運用を開始したところであります。

これにより、面前DVなどの重篤でない事案や在宅での継続的な支援が必要な事案につきましては、市町村がより適切に対応できるように

なったほか、児童相談所が必要に応じてサポートすることで、市町村職員のスキルアップにもつながっており、県と市町村が連携した児童虐待防止体制の充実が図られたところであります。

○満行潤一議員 分かりました。

次に、教育環境の充実についてお尋ねいたします。

本県の不登校の児童生徒が2,300人と、年々増加傾向にあると報道されています。いじめ認知件数も全国で上位に位置しています。長引くコロナの影響もあり、友達付き合いや生活リズムが狂うなどの理由もあると思います。

都城市教育委員会は、適応指導教室でICTを活用した通校支援などを実施しているようです。

小中学校の不登校児童生徒に対する学習支援の状況についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校の不登校児童生徒に対しましては、これまでも担任が定期的に家庭訪問を行い、学習プリント等を配付し、添削するなどの学習支援を行っております。

また、市町村教育委員会が設置している教育支援センター、いわゆる適応指導教室やフリースクールなど民間施設におきましても、不登校児童生徒一人一人の実態に合わせて、教科指導や社会体験等、様々な支援がなされております。

近年は、ICTを活用して、学校や教育支援センター等と家庭をオンラインでつないだ学習支援、いわゆる個別最適な学びも広がりを見せております。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会やフリースクール等民間団体とも、より

一層連携し、将来の社会的自立に向けた取組を進めてまいります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、夜間中学の設置について伺います。

夜間中学は公立中学校の夜間学級。政府は2016年（平成28年）、教育機会確保法を制定し、設置推進をしています。昨年10月時点で15都道府県40校にとどまっているようです。

いじめによる不登校や貧困や暴力など、様々な事情で義務教育を受けられなかった外国人らが、夜間中学校に通って自信を持ち、未来を開く姿を紹介しているドキュメンタリー映画「こんばんはⅡ」上映も全国で取り組まれているようです。

今春に開校予定の県内初となる夜間中学の準備が進んでいるとの報道を目にします。年齢や国籍を問わないとのことで、開校に期待をしています。様々な理由で中学校に通えなかった人です。この学歴重視する社会では大変な御苦労があったと思います。中学校で学び直したいという中には、所得の低い人、障がいを持つ人もいると思います。

フランスの小学校に視察に行ったときに、「将来、立派なフランス人になって社会を支えてもらうために言語や文化を教えている」、個々の個性に応じて、少人数制の多様なカリキュラムで授業が行われていました。宮崎市だけではなく、県北、県西部にもぜひ設置してほしいものです。現状と取組状況についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、これまで本県での夜間中学の設置に向け、県民へのニーズ調査や市町村教育委員会との検討会を実施し、その結果を踏まえ、宮崎市に設置の検討を依頼したところであります。

これを受けて宮崎市が、令和6年度をめどに夜間中学を開校することになり、現在、校名を「宮崎市立ひなた中学校」とするなど、設置の準備を進めておられます。宮崎市の夜間中学は、本県における初めての夜間中学であり、県内全域に居住している人を対象者とする予定であります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、夜間中学の開校に向けた適切な支援を行うとともに、開校後の円滑な運営に向けて、宮崎市との連携及び各市町村との情報共有を図ってまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、県内に広がれば良いなと思っていますので、お願いしたいと思います。ただ、夜間中学の課題は、不登校児童生徒の受け皿にならないという指摘もあります。おっしゃったように、フリースクール支援など、多様なNPO等の機関との連携も引き続きお願いをしたいと思います。

では、話題を変えて、デジタル化の推進についてお伺いいたします。

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会形成基本法が制定され、令和3年9月1日に施行されました。この基本法は、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念としています。デジタル化の推進によって、あらゆる分野での中央と地方の格差是正も目標としています。

今年1月から、法務省の地図作成事業として、法務局に備え付けてある登記所備付地図の電子データが整備され、誰でも自由に利活用で

きるようオンラインで一般公開されました。早速、民間の無料で公開されている地図データに取り込んであり、地番、一筆一筆の位置、区画が見られます。今後、様々な場面でGISやデータの利活用が進むと期待しています。

そこで、本県が誇る「ひなたGIS」の現状と新たな展開についてお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県が独自に開発をし、保有・運営をしております「ひなたGIS」は、地図上で様々な統計データを見える化する地理情報システムであります。

掲載しております情報の種類は約570ありまして、一般の方に無償で公開をしております。今年度のアクセス利用実績は、1月末時点で約17万件となっております。年々、利用が増加をしております。

県では、さらに掲載データを充実させるため、今年度、「ひなたデジタルデータ利活用加速化事業」におきまして、保有しております施設管理台帳など行政情報をデータ化して、「ひなたGIS」へ掲載できるよう、システムの改修を進めているところであります。

今後とも、県民の利便性向上や職員の業務効率化に資するよう、「ひなたGIS」のさらなる利活用の推進に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 デジタル化推進対策特別委員会で県外調査に行くんですけども、「ひなたGIS」を物すごく高く評価していただいて、我々も本当に誇りだなと思っていますので、引き続き、整備のほうよろしくお願ひしたいと思います。

さて、その委員会調査で日向市の旭建設にもお伺いをし、デジタルデータ活用の現状を調査しました。県内の民間企業でも高度な利活用が始まっています。3次元点群データ活用や、災

害復旧や森林管理、スマート農業への活用促進策など、新たなサービス提供がなされていません。

ただ、近年、大規模災害が多発しています。DXデジタルデータを活用し、作成資料の省略化・簡素化など、国の災害査定の実地査定の迅速化、負担軽減を行うべきではないかと思いません。公共土木施設の災害査定におけるデジタルデータ活用の取組状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 公共土木施設の災害査定は、原則、現地での査定で復旧の範囲や工事費を決定しております。

昨年の台風第14号をはじめ、近年の気候変動に伴い災害の発生が増加する中、査定申請を行うためには、被災調査や状況説明の資料作成に多大な時間を要することが課題となっております。

このため、現在、国においてドローンなどを使い、短時間で広範囲の記録やデータ処理を自動化するなどの査定の省力化に向けた取組が試行されており、本県でもデジタルデータの活用に関する研修会が開催されたところであります。

県では、デジタルデータ活用について、機材の導入や人材育成等の課題はありますが、被災した現場における作業の安全性向上などの効果も期待できることから、国や市町村と連携を図ってまいります。

○満行潤一議員 若い技術者と意見交換したんですけど、「やっぱり災害査定は現場に行かないかとですよ」と言われるんですが、この時代なので、いろんなデジタル機器を使って、もっと省力化できないかなと単純に思っております。ぜひ、進めていただきたいと思っていま

す。

次に、オンライン診療の推進についてです。

デジタル化推進対策特別委員会で、三重県の遠隔診療支援の取組を調査してきました。診療は、医師と患者が直接対面して行うことが基本ですが、法の改正によって、スマートフォンやパソコン等の情報通信機器を用いることが可能とされています。中山間地域の医療体制確保のために、オンライン診療は大変有効だと思います。オンライン診療の現状と課題について伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 九州厚生局の公表資料によりますと、情報通信機器を用いた診療、いわゆるオンライン診療を行っている医療機関は、令和5年2月1日現在で、県全体で34医療機関となっております。

オンライン診療につきましては、国の医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の動きの中で、各医療機関において今後取組が進んでいくものと考えておりますが、医師不足や地域偏在といった課題があり、また、中山間地域を多く抱える本県の課題解消の有効な手段の一つになり得ると考えております。

一方で、患者に対する医療の質をどのように確保するのかといった課題もありますので、中山間地域の市町村や医療機関とも意見交換をしながら、オンライン診療の活用につきまして検討してまいります。

○満行潤一議員 課題もいろいろあるんだろうとは思いますが、ぜひ有効だと思いますので、推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、文化・スポーツの振興に移ります。

今年も宮崎国際音楽祭が4月28日から5月14日の日程で開催されます。メインプログラム5公演、スペシャルプログラム6公演、この音楽

祭のために特別に編成されている宮崎国際音楽祭管弦楽団、大変聞き応えがあります。どのプログラムも魅力的な内容です。私も久しぶりに行ってみたいと思っています。

今年が28回の開催となります。30回記念音楽祭の開催計画はあるか、お伺ひいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎国際音楽祭は、平成8年に第1回を開催して以降、第5回での東京公演や、第10回、第15回、第20回での記念コンサートの開催など、節目となる年ごとに趣向を凝らしたプログラムを実施してきたところであります。

第30回となります令和7年の音楽祭につきましては、今年8月から予定をしております大規模改修工事の終了後、県立芸術劇場での初めての音楽祭となります。開館を心待ちにさせていただいている県民の皆様の期待に応えるとともに、30回の開催を記念するプログラムとなりますよう、その内容を検討してまいります。

○満行潤一議員 次に、木花運動公園テニスコートのハードコート化についてお伺ひいたします。

このことについては、昨年2月議会で知事に整備方針を質問しました。その後、ソフトテニス愛好者や地元の競技団体から、オムニコートがなくなることに反対、疑問の声が寄せられました。「国スポにハードコート整備は必須ではない」「ハードコートでは、ソフトテニスはけがの心配があり、使えない」「代替措置として、県大会が1か所の会場で開催できるようにするために、生目の杜の増設はできないか」などの意見がありました。

知事に直接お会いして、このことはお伝えをしていますが、改めて、県総合運動公園庭球場のハードコート化を決定した思い、今後影響を

受ける団体への対応についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会で硬式テニスの会場となります県総合運動公園庭球場のコート改修に当たりましては、硬式テニスとソフトテニスのそれぞれの競技団体から御意見を伺うとともに、施設利用者や県全体のテニスコートの状況等を検証し、大会後も見据えた活用方策等を総合的に検討した結果、ハードコートへの改修方針を決定したところであります。

この総合運動公園のこのテニスコートだけに注目が集まりますが、県全体で見て、役割分担、機能分担を考えていくことが非常に重要だと考えておきまして、改修後は、県民利用の促進をはじめ、県内テニスの競技力向上を図るとともに、全国屈指のテニスコートとして、車椅子テニスを含め、全国規模の大会や合宿等の誘致に積極的に取り組み、スポーツランドみやぎのさらなる推進につなげてまいりたいと考えております。

ソフトテニスの会場となります生目の杜運動公園のテニスコートにつきましては、施設所有者である宮崎市において改修等を検討されることとなります。

ハードコート化により影響を受ける団体に対しましては、県大会等の開催につきまして、両競技団体と施設の利用調整を進めているところでありまして、引き続き、影響緩和策を検討、実施してまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、宮崎市との連携をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、ロングトレイル整備についてお伺いいたします。

全国各地で自然を楽しむために整備された長

距離の歩道「ロングトレイル」に注目が集まっています。近年の健康志向に伴い、幅広い年齢層で森林や原野などを歩く旅が人気となっています。

民間の普及促進する協会に加盟するルートの整備が進んでいると、地元紙に紹介されていました。記事によれば、2005年に部分開業した長野県と新潟県を結ぶ「信越トレイル」は年間1万人が訪れるようです。中山間部の経済効果も期待できます。

本県には、環境省の九州自然歩道が整備されています。全長372キロメートルに及ぶこの整備状況、取組状況をお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の九州自然歩道は、高千穂町から高原町まで14市町を經由する372キロメートルの歩道であります。この歩道は、歩きながら地域の自然や歴史等と触れ合うことを目的に、国により計画が定められ、このうち、国県道等を除く約100キロメートルについて、県において、路盤や手すり、案内板等を整備したものであります。

現在、関係市町へ巡視や草刈り等の維持管理を委託し、また老朽化等で利用に支障のある箇所については、順次、再整備を行うとともに、利用促進のため、ホームページ等による広報に努めております。

ロングトレイルは、議員からございましたように、歩く旅として宿泊施設の利用など観光面でも期待できますので、引き続き、関係市町と連携しながら、九州自然歩道の維持管理や必要な整備、広報等に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 県立公園もそうなんですけれども、やっぱり市町村との連携というのは非常に大事だろうと思いますので、引き続き、連携強化をお願いしたいと思います。

次に、農政に関して1問、質問させていただきます。

全国和牛能力共進会での4大会連続内閣総理大臣賞は、前人未到のすばらしい成果だと思います。今回の全国和牛能力共進会では、新たな改良目標として、おいしさに関係する「脂肪の質」を評価する区分「7区」が設けられ、本県はその「7区」で内閣総理大臣賞を受賞するなど、改めて宮崎牛が「おいしさ日本一」であることが証明されたのではと思います。この「おいしさ日本一」の称号を生かした宮崎牛ブランド確立に向け、今後の展開が楽しみです。

全共の成果と今後の展開について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の全共では、脂肪の質に着目した出品区で内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一」の評価を得たところがあります。畜産関係者が血のにじむような大変な努力をされながら、この栄冠を勝ち取ることができた、その御努力に報いるためにも、この「おいしさ日本一宮崎牛」という強力なセールスポイントを最大限に生かしていくことが重要であると考えておまして、現在、首都圏での広報やSNSを活用したプロモーションに切れ目なく取り組んでいるところであります。

先日のWBC日本代表への宮崎牛1頭分の贈呈や、来場者への振る舞いは、メディアでも大きく取り上げられたところであります。

4月にはG7宮崎農業大臣会合が、また10月には本県が協賛するのが2回目となります東京食肉市場まつり、さらには宮崎県人会世界大会など、大きなイベントが開催をされます。このような機会も活用し、国内はもとより海外に向けましても、私自身が先頭に立って、関係機関とも連携をしながら、「おいしさ日本一」の宮

崎牛のさらなるブランド力強化に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 このことは、ほかの県産農畜産物の販路拡大等にも波及効果が大いに期待できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問です。事業継承についてお伺ひいたします。

新年度事業「商工会事務局体制強化事業」、ありがとうございます。補助事業でこれまで対象外だった都城市の荘内商工会、中郷商工会など、4商工会にもコーディネーターを配置することができます。改めて、感謝を申し上げたいと思ひます。

さて、少子高齢化の影響もあり、事業後継者不足が県内でも深刻化しています。県事業承継・引継ぎ支援センターの実績について伺ひます。

民間の調査会社、東京商工リサーチの調査で、休廃業や解散した企業は、全国では10%以上増加していますが、県内では4年連続で減少したと報じられています。

東京商工リサーチは、支援センター、商工団体、金融機関の手厚い支援が有効だったと分析をしています。ただ、休廃業等した県内企業の60%近くは黒字決算なのに、後継者不足・不在による廃業が多くを占めています。まだまだ頑張っただきたいと思ひます。

県事業承継・引継ぎ支援センターの取組実績と市町村との連携についてお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 事業承継・引継ぎ支援センターにおきましては、後継者不在による廃業などにより、地域経済の活力や雇用の場が失われないよう、県内中小企業の事業承継支援に取り組んでおり、1月末時点での

実績は、第三者承継の成約件数が、昨年度の38件に対し、今年度は33件、親族内承継の前提となります事業承継計画の策定件数が、昨年度の11件に対し、今年度は21件となっております。

また、事業承継の促進のためには、事業者身近な市町村や商工団体との連携が重要でありますことから、今年度から、センターと県と一緒に各市町村長等を個別に訪問し、美郷町などでの好事例の紹介も交えながら、意見交換を進めております。

○満行潤一議員 予定した質問は終わります。

ただ、最後の質問、いろいろ考えたんですけども、なかなか今までの思い、お伝えすることはできない状況でもありました。

行政書士として、私も20年表彰をいただきました。空き家対策や学校への権利学習、講師派遣、意見書採択など、行政書士として、それぞれ議会の場でも頑張ってきました。いっぱい課題はあると思います。ぜひ、県庁と議会が車の両輪となって、今後とも、県民の福祉の向上のために、しっかりと頑張ってくださいますことを心から御祈念申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきたいと思います。

長い間、お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ、関係部長の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

今期最後の質問となりました。今議会が終了しますと、いよいよ4月には統一地方選挙が行われます。私たち公明党は、全国の地方議員、

およそ3,000名のうち半数近くが改選を迎えますが、我が党は1955年の統一地方選で、公明系候補53人が初当選したのが原点でございます。その地方議会が党の原点であると同時に、「庶民に身近な地方議会から政治を改革していく」という党の揺るぎなき信念の発露でもあります。

公明党は「庶民の声を代弁する政党」、この庶民の願望や期待、すなわち「衆望」を担い誕生し、「大衆直結の政治」の実現に取り組んでまいりました。今回も、日頃より現場からいただいた「小さな声」を反映させるため、質問に入らせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてでございます。

河野県政の4期目がスタートいたしました。将来を見据えて、県民の暮らしを守り、安心と活力ある郷土の基盤構築に期待いたします。

さて、3年ぶりに行動制限のない昨今になり、街にはにぎわいが戻りつつありますが、依然として私たちの生活は、コロナ禍や物価高といった課題に直面をし、国際社会はウクライナの緊張状態が解消せず、正念場が続いております。落ち込んだ景気を回復させ、経済の成長と雇用・所得の拡大に力を入れていくことが求められます。

県では、昨年9月に策定した宮崎県総合計画長期ビジョンの実現に向けて、令和5年度から令和8年度までの4年間に重点的・優先的に取り組むアクションプランを策定中と伺っております。知事の政策提案や4期目の意気込みが込められたプランになるものと考えておりますが、知事に次期総合計画アクションプランにおける施策の方向性について伺います。

以上を壇上からの質問として、以下は質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

コロナ禍や物価高騰等による県民生活や企業活動への影響に加え、少子高齢化やデジタル化、脱炭素化の加速など、先行きに不透明感が増す中であって、県勢発展に向けた明確なビジョンを示し、力強く実行していくことが私の使命であります。

このような考え方の下、次期アクションプランにおいては、私の政策提案の実現に向けて、まずは本県を再び成長軌道に乗せる「宮崎再生」を掲げるとともに、合計特殊出生率の向上に向けた少子化対策や、移住や若者の県内定着の促進といった社会減対策、そしてデジタル化・脱炭素化にも対応した力強い産業づくりを柱として、今後4年間で取り組むべき重点施策を盛り込んでおります。

あわせて、中長期的視点に立ったインフラ整備のほか、自動運転技術や仮想空間といった未来技術の実証・導入、さらに、スマートシティや脱炭素地域づくりなど、チャレンジ性の高い施策も検討してまいります。

今後、県議会をはじめ、県総合計画審議会や市町村の御意見、パブリックコメント等を踏まえながら、県民の皆様が夢や希望を感じられるようなアクションプランを策定してまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

県勢発展に向けて、どれも重要であります。政策提案にもあったように、子供を生み育てやすい県づくり、「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍、社会減ゼロへの挑戦に関わる取組に注目しております。

我が党は、切れ目のない「子育て応援トータルプラン」を昨年11月に発表し、今国会でも議

論がなされております。結婚、妊娠、出産から子供が社会に巣立つまで、子供・子育て支援は、年金・医療・介護など、あらゆる社会基盤の持続可能性を維持していく上でも重要であり、我が国の隠れた安全保障とも言えると思います。

政策の最優先課題として着実に実現していくことを、国の方針と連動して取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、令和5年度当初予算の中から、3つのポイントに即して質問いたします。

1番目は、宮崎再生に関する施策についてであります。

人口減少時代に入り、人材獲得競争や居住地選択などで、自治体間競争または地域間競争などと言われるようになっております。いかにして本県の魅力を発信し、タイムリーな情報を定期的に伝えて、まずは観光やイベント、スポーツ観戦、また合宿等で来県していただく。さらには、進学や就職の機会を促し、できれば移住・定住に結びつけるために、外部人材または広報関係会社にメディアプロモーションを委託し強力に進めていくことが急がれます。

そこで、新規事業である「SNSを活用したみやざきの魅力発信事業」の内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 全国の自治体が、移住・定住や観光、物産のPRに力を入れて、地域間競争が激しくなっている中で、選ばれる宮崎県を実現するためには、本県の魅力を積極的に発信し、国内外の多くの方に知ってもらうことが何よりも重要であります。

このため、「SNSを活用したみやざきの魅力発信事業」では、毎週あるいは2週間に1回程度、本県の様々なトピックスを提供してまい

ります。具体的には、宮崎のニュースやイベントなどのほか、移住・定住、子育て等の施策などのPR動画を定期的に制作し、公式YouTubeや、LINEなどのSNSで発信することとしておりまして、観光客や移住・定住などの増加や本県経済の活性化につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 この事業は、民間事業者に委託し、発信頻度を高めていく予定と伺いました。予算成立後、興味深い情報発信に注目しておきます。

宮崎の再生に関して、ここから商工観光労働部長に4問お伺いいたします。

地域間競争において、同じく地域振興のために、商店街の魅力アップも大切であります。国では、長引くコロナ禍で打撃を受けた商店街を支援するため、「がんばろう！商店街事業」が昨年の10月から始まっているようです。停止していました「Go To商店街事業」が新しい名称になって再開されたもので、採択された全国の商店街は現在、感染対策を徹底した上で、イベント開催や商品開発など集客の目玉づくりに向けた取組を行い、徐々に活気づいていると党の機関誌でもございました。

そこで、県独自の宮崎再生基金を財源とした「みやざき商店街の新たな魅力開発等支援事業」の事業内容と、期待される効果についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「みやざき商店街の新たな魅力開発等支援事業」は、地域の強みを生かしたオリジナル商品の開発や空き店舗を宿泊拠点に改装して食べ歩き等の回遊を促す事業など、一時的なにぎわいづくりにとどまらない、商店街が行う継続性のあるモデル的な取組を、市町村と連携して支援するもので

ございます。

こうした支援を通じて、多様化する地域住民のニーズ等に対応した個性的で魅力ある商店街づくりを推進しますとともに、この事業で得られた成果やノウハウを広く県内に展開することで、県内商店街の持続的な発展につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 一過性のイベントから、空き店舗を活用した取組のような、常時集客、回遊性が図れる事業への展開を期待いたします。

次もまた地域間競争に打ち勝つためには、地域振興や経営者指導を行っている商工会事務局の質の高い支援体制強化が必要であると考えます。

今回は、体制強化の改善事業として、令和5年から令和7年まで措置されようとしておられますが、そこで、「商工会事務局体制強化事業」の事業内容と期待される効果についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 商工会は、地域の事業者にとって最も身近な支援機関であるほか、地域振興の担い手となるなど、その役割は幅広く、体制強化が大変重要でありますことから、現在、「商工会事務局体制強化事業」によりまして、市町村と連携して、コーディネーターの設置を支援しているところでございます。

令和5年度からは、これまで事業の対象外でありました商工会を新たに対象に追加しますとともに、各商工会が、経営指導や地域振興に係る取組方針等を盛り込んだ計画を市町村と共同で作成し、計画に基づく取組を実施していくこととしております。

本事業により、経営指導員が本来の経営指導に専念できる体制が構築されますとともに、事

業者への支援のさらなる充実が図られるものと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。先ほど満行議員からも支援のお礼がございました。商工会の事務局体制は、地域振興のために、また、事業者に対する、より手厚い支援を行うためにも重要ですので、ぜひとも市町村と連携し、支援体制の強化をお願いいたします。

次です。我が国の成長産業の一つである観光業の発展や地域活性化の点からも、高齢者や障がいの有無にかかわらず、誰もが旅行を楽しむユニバーサルツーリズムの取組に注目が集まっております。

旅行には、日常生活を一時的に離れ、新たな出会いや発見によって心身を癒やす、といった魅力があります。しかしながら、体力面などの不安から、旅行を諦める高齢者や障がい者は少なくないのが現状です。

政府は、全人口の約3分の1がこのユニバーサルツーリズムの対象と見ていて、あらゆる人が旅の楽しみを享受できる環境整備を急ぐ必要があると考えております。

そこで、本県での「ユニバーサルツーリズム受入環境整備事業」の取組内容についてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「ユニバーサルツーリズム受入環境整備事業」では、高齢や障がい等の有無にかかわらず、全ての人が気兼ねなく旅行を楽しむことができる環境を整えるため、県観光協会に設置しておりますユニバーサルツーリズムセンターにおきまして、旅行者や観光事業者等からの照会、相談に対応しますほか、旅行者向けの情報発信や観光事業者向けの研修会等を行うこととしております。

また、本事業では、宿泊施設や観光施設が行

うユニバーサルデザイン化のための改修・設備導入に対して補助を行うこととしており、令和9年度には、本県で全国障害者スポーツ大会が開催されますことから、より一層ユニバーサルツーリズムの環境整備・充実に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。あらゆる人が旅の楽しみを享受できる相談体制、情報発信などの環境整備をよろしくお願いいたします。

頂いた資料の中に「心のバリアフリー制度」というのがございました。このことについて、公明党の山口那津男代表も、今年1月27日の参議院の代表質問で、ユニバーサルツーリズムを強調されまして、具体策として、情報発信や一人一人のニーズに合わせたサービスに努める観光施設などに対し、観光庁が認定マークを交付する「心のバリアフリー認定制度」の普及を訴えております。

本県では、先ほども御答弁にありましたように、令和9年に全国障害者スポーツ大会が開催されますので、先ほどの施策を盛り込み、ユニバーサルツーリズムが一層広がるように取組を強化してもらいたいというふうに考えております。

引き続き、観光需要回復について伺います。

新型コロナの長期化により観光産業は大きな打撃を被りましたが、ようやくコロナ鎮静化の兆しが見えてきた今こそ、宮崎県の魅力を県内外に発信し、県内周遊を促進するチャンスが到来したと思っております。

そこで、再生事業である「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト事業」の取組内容についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「観光み

やぎき需要回復・再生プロジェクト事業」では、まず、現在、国の全国旅行支援を活用して実施しております県内旅行割引事業「みやぎき割」が終了した後も観光産業への切れ目ない支援を実施するため、本県独自に全国を対象とした県内旅行の割引事業などを行ってまいりたいと考えております。

また、交通機関等との連携や全国の観光展示会等への出展による観光プロモーションに取り組みますとともに、食や神話、自然、優れたスポーツ環境など、本県の強みを生かしたキャンペーンなどの周遊促進対策を実施することとしております。

この事業により、早期の県内観光の需要回復を図りますとともに、さらなる誘客促進に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 本県の強みを生かした周遊促進対策とのことでございますが、本県の強みという「5つのS旅」、神話・自然・森林・食・スポーツを最大限に引き出して、先ほどのユニバーサルツーリズムと併せて需要回復に努めていただきたいと思います。

次に、2番目の項目である安全・安心で持続可能な暮らしづくりに関して伺います。

質問に入ります前に、2月6日早朝、トルコ南東部とシリア北部の広い範囲で、強い地震が発生し、家屋の倒壊、社会インフラが寸断され、被災地には、多くの犠牲者と避難をしている方々がいらっしゃいます。心から御冥福とお見舞いを申し上げます。また一日も早い復旧をお祈りしております。

では、質問に入りますが、まず、防災・減災、危機管理に関してでございますが、今年の台風第14号をはじめ、激甚化する風水害や、南海トラフ巨大地震等の大規模災害などに備えた

物資の備蓄は重要でございます。各家庭でも最低3日分、できれば1週間分の水・食料・生活用品を備蓄することを呼びかけておりますが、持ち出せなかったり、想定を超える災害が発生した場合は、支援物資の配送に頼らなくてはなりません。先ほど満行議員は市町村における支援物資への在り方を質問されましたが、私は県自らの体制についてお伺いしたいと思います。

現在、県では、防災庁舎をはじめ、県内8か所で分散保管されているようでありますが、今回の新規事業である「災害支援物資拠点施設整備事業」において、物資の備蓄、また広域輸送を行うための拠点施設を整備すると伺っております。

県の拠点施設から市町村集積所を通じ、物資を迅速に避難所へ届ける必要があると考えますが、災害時に物資を迅速に市町村へ届けるため、県ではどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 災害時に、支援物資を県の物資拠点から市町村の集積所まで輸送するため、県では、県トラック協会と「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」を締結しております。

また、南海トラフ地震などの大規模災害時には、県内の輸送事業者だけでは対応できないことも予想されるため、今年度、全国の約1,700の運送事業者等が加盟する団体との協定を締結しております。

このほか、県総合防災訓練では、市町村や県トラック協会とともに物資輸送訓練を行い、その中で課題の検証を行うとともに、関係強化を図ったところであります。

なお、広範囲の浸水や道路崩壊などにより、トラック等での配送が困難となった場合は、県

や自衛隊などのヘリコプターにより輸送を行うこととしております。

○重松幸次郎議員 災害への備えとして、拠点施設整備のみならず、またしっかりとした配送体制の確保をよろしく願いいたします。

次に、新規事業の「津波防災地域づくり」推進事業についてでございますが、ハザードマップの基になっている津波浸水想定図が公表されていますが、さらに国から指針が示された津波災害警戒区域の指定に必要な公示図書を作成するものとお聞きいたしました。

では、津波災害警戒区域の指定目的と、「津波防災地域づくり」推進事業の内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 津波災害警戒区域の指定につきましては、津波による人的災害を防止するため、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、知事が定めるものであります。

このため、今議会にお願いしております「津波防災地域づくり」推進事業において、津波浸水想定の高さに、津波が建物に衝突した際の水位上昇を考慮した「基準水位」を示す区域図など、指定に必要な資料を作成することとしております。

県としましては、津波災害警戒区域の指定により、県民の防災意識のさらなる向上や、基準水位を踏まえた、より実効性のある避難体制の整備が期待されることから、今後も関係市町と連携し、指定に向けた取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 これまでの津波の「浸水深」から「せき上げ高」を想定し、基準水位を表示することにより、津波から効率的な避難対

策が図られると理解をいたしました。南海トラフ地震・津波への備えのために、よろしく願いしたいと思います。

次に、災害時の医薬品供給車両でありますモバイルファーマシーの導入について、このことにつきましては、以前にも満行議員、また野崎議員と私も質問させていただきましたが、今回、新規導入に係る整備事業が提案されております。

そこで、モバイルファーマシーを整備することによる事業効果について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 大規模災害時におきまして、医療機関や薬局の機能が失われ、医薬品の供給が途絶えることから、避難が長期化しますと、現地で医薬品を必要とする方々への安定供給が課題となります。

モバイルファーマシーを整備することにより、被災した薬局の代わりに、必要な医薬品を安定的に供給できることから、避難されている方々の健康を守る上で有効であると考えております。加えて、他県で災害があった場合の応援も可能となります。

また、平常時には、自治体等が実施する防災訓練やイベント等での啓発、学生向け職業体験など学習の場として活用することで、災害時における薬剤師の役割の周知や県民の防災意識の醸成に寄与することが期待されます。

○重松幸次郎議員 平常時もそのような形で活用していただきたいと思います。

九州では、福岡、熊本、大分に次いで宮崎が導入になりました。大規模災害に備えて各県が連携することに役立つと思います。よろしく願いいたします。

さて、災害に備えて3点質問させていただき

ました。繰り返しになりますが、台風や大雨が毎年猛威を振るい、やがて来る南海トラフ地震や津波、さらには火山噴火など、自然災害が頻発・激甚化いたします。災害が起こることは避けられませんが、発災後の速やかな対応により減災できることも防災の一つでございます。

そこで、大規模な自然災害が発生した際に、迅速かつ的確に対応するため、県はどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年、甚大な被害が発生した台風第14号災害のように、近年、自然災害は激甚化、頻発化しておりまして、県民の生命や財産を守るためには、迅速かつ的確な対応が重要であります。

このため、災害対応の拠点となります県防災庁舎には、県職員をはじめ、警察、消防、自衛隊などの関係職員が参集し、活動できる十分なスペースを設けるとともに、複数の情報を同時に表示できる大型のスクリーンや、気象や道路規制、住民避難などの情報を集約し、地図上で重ねて表示できる防災情報共有システムを導入しております。

また、パソコンや携帯電話を使ったコミュニケーションアプリなどを活用することで、関係者が情報を共有し、共通認識を持って対応できるようにしております。

このほか、平時には、市町村や関係機関と、様々な災害を想定した図上訓練や実働訓練を行うとともに、県職員を対象とした研修を実施しているところであります。県民の生命や財産を守る防災・減災対策、極めて重要な政策課題でありますので、常在危機の意識を徹底して、全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 承知しました。365日24時間、県職員が交代で防災庁舎等に張りついていらっしゃるということをお伺いしました。日頃からの連携強化で、災害発災後の対応が迅速に行われることを願っております。

次からは、県民の暮らしと健康づくりについて4点、福祉保健部長にお伺いいたします。

我が国の少子高齢化はさらに進み、我が国の65歳以上の人口は3,640万人に達し、総人口に占める割合は3割に迫ります。

また、厚生労働省によりますと、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、介護職員が約38万人不足すると予測されております。あわせて、介護人材の離職といった課題も深刻な状況と伺っております。

そこで必要とされるのが介護ロボットの活用でございます。介護ロボットは、介護の必要な人の自立を支える一方、介護職員の身体的な負担を減らす点で威力を発揮するようでございますが、では、介護人材確保が課題となる中、その対策として行っている介護ロボット導入支援の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 介護施設等への介護ロボットの導入は、職員の負担軽減や業務の効率化といった労働環境改善のほか、若い世代への介護の魅力発信にもつながり、介護人材の確保に資するものと考えております。

このため県では、パソコンや携帯端末で利用者の状態を把握することにより、効率的な部屋の巡回が可能となる見守りセンサーや、利用者をベッドから車椅子へ移動させる際に、腰への負担が軽減されるリフト機能つき車椅子等の介護ロボットを導入する経費の補助を行っており、今年度は104の事業所に対し、約1億400万円を交付決定しております。

今後とも、介護施設等の労働環境改善や人材確保のため、介護ロボットの導入を支援してまいります。

○重松幸次郎議員 執行部から頂いた資料に、見守り支援のセンサーマットや、移動・移乗サポート支援の装置などが書かれておりますが、介護ロボットの需要はますます高くなりますので、導入への支援をよろしくお願いいたします。

次は、リトルベビーハンドブックの導入についてお伺いいたします。

このリトルベビーハンドブックは、小さく生まれた赤ちゃんと保護者のために作られた低出生体重児用の冊子のことでございます。通常の母子手帳では、体重1,000グラム、身長40センチ未満で生まれた子供の成長の過程を記録できない項目があります。それ以下の体重で生まれた子供を持つ親は、我が子の成長を実感できないなど、精神的な負担を強いられていることがあると指摘されております。そうした母親らを支えるためのハンドブックであります。今、全国で広がっております。

では、本県ではいかがでしょうか。リトルベビーハンドブックの意義とその活用についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） リトルベビーハンドブックは、市町村が交付する母子健康手帳を補完するものとして、低出生体重児の成長の過程を出生当初から記録できると同時に、同じ育児経験者からのメッセージを記載することで、保護者の不安に寄り添い、心の支えになるものと考えております。

このため、県では昨年度から、当事者団体、市町村、関係機関と意見交換を行いながら作成を進めてきたところであります。

現在、4月からの運用開始に向けまして、記載内容に加え、配布場所や使用ルールなど、活用方法の検討も行ってまいります。

県としましては、運用開始後も、より保護者の気持ちに寄り添えるものとなるよう、利用者や関係機関からの意見を伺いながら、よりよい内容となるよう必要な検討を加えてまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

ハンドブックの一部をコピーさせていただきました。「第1章 小さな赤ちゃんのママになったあなたへ」に先輩ママからのメッセージがあり、少し紹介をさせていただきます。

ご出産おめでとうございます。突然の出産で、まだ気持ちの整理がついていないかもしれません。自分自身を責めてしまっていないでしょうか。

私は2020年に23週5日で586グラムと616グラムの双子の男児を出産しました。たくさんの管が繋がれた小さな小さな我が子達。「私はなんてことをしてしまったんだろう」と、面会へ行く度に自分自身を責める日々でした。

そんな時に支えになってくれたのが、早産を経験した先輩ママ達です。たくさんの励ましの言葉をいただき、私の心は救われました。

私が経験したことが誰かの役に立つかもしれない。たくさんの人に助けられたぶん、今度は一人で悩んでいるママに何か伝えたい。そんな思いからこのハンドブックを作りました。

「あなたは一人じゃないよ」泣いたっていい、弱音を吐いたっていい、でも自分を責めないでください。あなたの周りにはたくさん

の仲間がいますよ。

後略いたしますが、これは宮崎リトルベビーサークル結～ゆう～のママからのメッセージです。

また、先輩パパのメッセージもありまして、「生まれた時は不安が多かったのですが、赤ちゃんの生命力、成長は大人が思うより凄いです。マイナスに考えず、前向きに頑張りましょう！少し小さくても問題ない。きっと大丈夫！」などなど、各ページの随所にメッセージがちりばめられておりました。本当に素晴らしいハンドブックを作成していただいたと思います。

さらに、関係団体との支援・アドバイス等を活用できますように、取組をよろしく願いいたします。

次に、白血病等に有効な治療法である骨髄移植等への支援について、2点お伺いいたします。

まず、「愛の予防接種助成事業」についてです。骨髄移植等により、予防接種で獲得した免疫を失った子供に対する再接種費用助成について、県の取組をお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 小児がんの治療として骨髄移植等を受けられた方は、それまでに獲得した免疫が失われるため、感染症の発症予防や症状軽減の観点から、関係学会におきまして、ワクチンの再接種が推奨されております。

一方で、再接種には多額の費用を要し、保護者の経済的な負担が大きいため、全国的に再接種の費用を助成する自治体が増加してきております。

県内では、現在、10市町村で接種費用の助成に取り組んでおり、県としましても、市町村の

取組をより一層推進するため、再接種費用の助成を行う市町村に対して補助を行う予算について、来年度当初予算に計上し、今議会での審議をお願いしているところであります。引き続き、市町村と連携し、本事業の活用を通して、県内全ての対象者へ必要な支援を届けてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 助成される市町村への補助をいただけるとのことで、誠にありがとうございます。小児がんを発症して悩み、苦しみながら治療した子供たちに、その後の人生に希望を与えられるものと信じております。市町村との連携と活用をよろしく願いいたします。

同じく骨髄移植についてでございますが、今年の10月に、みやざき骨髄バンク推進連絡会議より要望しておりましたドナー助成制度について、県から予算案が提出されました。今年の11月議会で質問に対し、知事から前向きな御答弁をいただきましたが、来年度から取り組む予定の県による骨髄移植ドナー助成制度について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 骨髄移植を推進していくためには、ドナー登録の普及啓発に加え、実際に骨髄等を提供する際のドナーの身体的・経済的負担を軽減することが大変重要であると考えております。

昨年、みやざき骨髄バンク推進連絡会議から、また、ドナー助成を実施しております7つの市町から、県によるドナー助成制度の導入を求める要望をいただき、私もその必要性を改めて強く感じましたので、関係部署に対して、速やかに導入を検討するよう指示したところであります。

具体的には、ドナー助成事業を行う市町村に対し、県がその経費の2分の1を支援すること

としております。この制度の導入によりまして、県内市町村における取組の後押しとなってドナー登録が促進され、骨髄等の提供がより進んでいくことを期待しております。

県としましては、1人でも多くの方への骨髄移植が実現するよう、引き続き、県全体で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 誠にありがとうございます。

先ほどのワクチン再接種と併せて、ドナー助成制度によって、さらに骨髄移植等への関心やドナー登録が進むことが期待できます。知事及び福祉保健部の皆さんの英断に感謝いたしまして、次の項目に移ります。

3番目の項目は、活力ある未来の宮崎づくりに関する施策についてでございます。

初めに、地域交通インフラについてでございますが、地域路線バスの運行が減便されたり、中には、存続すら難しくなっている現状もございます。そうなりますと、移動手段がなくなり、買物や病院に通えなくなる交通弱者がますます増えていきます。

そこで、デジタル技術を活用して、最適化・効率化された交通システムを導入し、地域住民の利便性を高め、交通事業者も生産性を向上させることが求められます。

では、新規事業「地域交通DX推進事業」における路線バスへのAIデマンド化の事業内容とその効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 路線バスにつきましては、利用者数にかかわらず、決められた時間とルートを大型車両で運行しております。非効率な状況も見られますため、新たにデジタル技術を活用し、利便性と生産性の向上を

図りたいと考えております。

具体的には、市街地近郊の住宅街等で比較的に利用の少ない昼間の時間帯などをAIを活用したデマンド運行に切り替える検討をいたします。

利用者は、専用アプリや電話で乗り降りする停留所や時間を事前に予約し、それに応じてAIが判断した最適なルートを小型車両で運行するものであります。

実証事業では、運行に当たり停留所も増やす予定でありますので、利用者は、より希望に沿った場所・時間でバスに乗ることができ、事業者にとりましても、効率的な運行や車両小型化により経費削減が図られるものと考えております。

○重松幸次郎議員 つまり、定時定路線の運行ではなく、要求に応じて、小型バス、またワゴン車を走らせるシステムでございます。

私も1期目の1年目に、デマンド交通の導入について質問いたしました。しかし、その当時は通信手段やソフトが限られておりました。その年にスマートフォンが発売されたのでありますけれども、今となつては、スマートフォンやタブレットのアプリケーションが使えるようになれば、一気にこのデマンド交通、もう一つの事業でありますMa a S（マース）の推進支援も進んでいくというふうに思います。

全国各地でデマンド交通の実証が始まっているようですが、まずは路線のAIデマンド化に向けた取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

一方、Ma a S（モビリティ・アズ・ア・サービス）は、バスや電車、タクシー、飛行機など、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまでを

シームレスにつながり事業であります。この事業につきましては、また常任委員会で確認させていただきます。

ここで、タクシーを活用したデマンド交通の先進地事例を一つ紹介させていただきます。

埼玉県志木市は、2015年にデマンド交通の試験運行を開始しております。デマンド交通は既存のタクシーを使用し、日曜祝日と年末年始を除いて、午前8時30分から午後5時までの運行です。乗車料金は1台1回300円。電話予約することで、自宅のほか300か所ほどの共通乗降場所に送迎をされます。利用できるのは、65歳以上の人や障がい——身体的、知的、また精神障がいがある人をはじめ、妊娠中の人、未就学児——これは保護者の付き添いが必要でございますが——などで、市発行の登録証があれば乗り降りができるというような仕組みでございます。

まだほかにもたくさん事例がございますが、全国各地でいろんな方式のシステムが検討されております。私も党本部の議員各位と各地に向いて、システム内容を学ばせていただきたいと思いますと考えております。

次は、宮崎の食「フードビジネス」に関して、2点、総合政策部長にお伺いいたします。

本県の基幹産業であります農林水産業の活力を保持し、成長産業の柱として発展させていくことが重要と考えます。

そこで、今年度実施している「みやぎきの食の魅力発信・販売促進事業」のこれまでの実績と、来年度の展開についてお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 今年度の「みやぎきの食の魅力発信・販売促進事業」では、テレビ局等のメディアとのネットワークを持つPR会社を活用し、月間延べ約2,000万人が利用

する、食に特化したウェブサイトにおきまして、食にまつわる記事やレシピ動画を配信するとともに、メディアへの直接訪問やプレスリリースを通じて、食の魅力を発信してまいりました。

こうした取組によりまして、TBSの「王様のブランチ」などのテレビ番組で5回、「ヤフーニュース」などのウェブメディアで611回取り上げられるなど、非常に高い広告効果が得られているところであります。

来年度も同様にメディアへの情報発信に取り組むとともに、首都圏での販売イベントやウェブ物産展などとも連動して開催し、さらなる成果につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 さらなる展開を期待しております。

同じく食についてでございますが、継続事業であります「先端技術を活用した食の新ビジネス創出事業」についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 多様化する消費者ニーズなど、食を取り巻く環境が大きく変化する中、フードビジネスに取り組む県内企業が将来にわたって事業を継続し、さらなる成長につなげていくためには、自社以外の組織や機関などと連携をし、そのノウハウやネットワーク、AIやデジタルなどの新しい技術を活用をして、時流を捉えた商品やサービスを提供することが大変重要であると考えております。

このため、「先端技術を活用した食の新ビジネス創出事業」では、食の先端技術に知見を有し、中小企業支援の豊富な実績を持つ事業者を活用することによって、県外企業等が有する技術やノウハウと県内企業とのマッチングを図り、新規事業の創出や新分野進出、事業多角化

につなげることであります。

○重松幸次郎議員 外部専門家の活用とかデジタル技術を駆使して、生産基盤の強化を図りながら、国内外に安全・安心な、また生産者のこだわりの見える事業展開を頼みます。

脱炭素社会への取組について、環境森林部長へ2点お伺いいたします。

近年の地球温暖化により、世界各地で熱波や集中豪雨などの異常気象が多発しております。これら気候変動への対策としても、早急にゼロカーボン社会の実現に取り組んでいかなければなりません。

その重要な事業の取組の一つである「ひなたゼロカーボン推進事業」の目的とその内容についてお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） この事業は、住宅や事業所等への再エネや省エネ設備の導入等を支援することにより、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を図ることを目的としております。

事業内容としましては、再エネ関係では、住宅や事業所等における自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入を支援するとともに、発電した電力を有効に活用できるよう、住宅における蓄電池の導入を支援するものであります。

また、省エネ関係では、住宅や事業所等における電気と熱を同時に供給する高効率給湯器への更新や住宅の窓ガラス等の断熱改修を支援することとしており、この事業により、再エネ由来電力の活用や省エネ設備の導入等を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 住宅、事業所等への再エネ・省エネへの取組を支援していくとのことで、こういった取組を重ねていくことが重要だと考えます。事業実施期間は令和8年度までの予定

ともお伺いしておりますので、CO₂削減に向けて推進をお願いいたします。

ひなたゼロカーボン2050のホームページに、ゼロカーボンとは、日常生活や事業活動で排出される二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを可能な限り削減し、それでも残るCO₂を森林等により吸収して排出量を実質ゼロとすることとありました。森林等によるCO₂の吸収には、再造林率を高めることが必要です。

そこで、新規事業である「素材生産事業者による再造林推進モデル事業」の目的とその内容についてお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） この事業は、造林を行う事業者の不足という再造林の課題に対し、新たな造林担い手として期待される素材生産事業者による再造林への参入等を促進することを目的としております。

事業内容としましては、新たに再造林に取り組む素材生産事業者に対し、造林作業に不慣れなことによる掛かり増し経費や造林作業期間中の高性能林業機械の稼働停止に伴う機械損料について、支援等を行うものであります。

また、事業者自らが円滑に造林補助金の申請を行えるよう、制度の仕組みや造林補助システムについての研修会を開催することとしております。

このような取組を通じて、造林を担う事業者の育成を図り、伐採後の速やかな再造林を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 令和3年度時点での再造林率は73%であります。新たな取組で80%を超えることを期待しております。その他の事業と併せまして、ゼロカーボン社会への実現をよろしくお伺いいたします。

次は、半導体、電気自動車などの先端技術産

業についてであります。

あらゆる電子機器に欠かせない部品の半導体不足が深刻であります。その確保に向けた取組に本腰を入れるべきだと我が党も主張しております。

一方で、世界的な半導体大手メーカーの熊本県進出をきっかけとした関連企業の投資が活発化しており、本県においても、この分野の今後の動向をさらに注視する必要があると思えます。

このような中、県内ものづくり企業において、今後、社会経済環境が大きく変化し、不透明さが増す中であっても、国内で成長が期待される半導体に加え、電気自動車などの先端技術分野は、本県においては、まだまだ情報収集や情報交換の機会が少ないと聞いております。

今後の本県内での産業の一層の成長を促進するために、このような先端技術分野もうまく県内に取り組んでいく必要があると考えられますが、そこで、新規事業の「半導体等先端技術振興プロジェクト事業」の目的とその概要について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「半導体等先端技術振興プロジェクト事業」は、今後、成長が期待されます先端技術産業分野である半導体、電気自動車、航空宇宙等について、これまでに県内での集積が少なく、知見が十分ではないため、県内での事業展開の可能性や、取り組むべき施策の方向性等を検討し、先端技術産業分野の新たな事業展開につなげることを目的としております。

具体的には、各分野の現状や今後の動向について情報収集、分析を行い、その結果について産学官で構成する研究会で検討、意見交換等を行うことにより、県が取組を強化していくべき

分野や取組の方向性について整理をしますとともに、セミナーなどを通じて県内企業等にも情報提供を行いたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本当に半導体は深刻な状況であります。民間企業や産学官研究会との連携で、県内企業の動向、また可能性をしっかりと見極めていただきたいというふうに思います。

最後の質問項目になりますのが、農業の担い手対策について、農政水産部長に2点お伺いいたします。

今年に入って地域を訪問する中で、農家さんの声を聞く機会をいただきました。その声を要約しますと、トラクターやハウス園芸などに使う燃料の価格高騰にさらなる補助金を頂きたいとの声、また若い世代の就農を後押しするために、先端技術を活用したスマート農業の積極的な導入、また次の代へ農業を引き継ぐため、担い手を確保することへの施策も要望されました。特に農業従事者の不足や高齢化が深刻であります。

そこでまず、農業法人等への雇用就農支援について、どのような取組を行うのかをお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和3年の新規就農者405人のうち、雇用就農者は過去最多の244人となるなど、近年、増加傾向にあります。令和3年度の農業法人実態調査では、約4割の法人が人材不足と回答しており、雇用就農者の確保・育成をさらに進めていく必要があります。

このため、今議会をお願いしております「みやざきで就農！サポート事業」により、雇用就農希望者を農業法人等で一定期間研修する「お試し就農」や、農業法人等への労務管理研修などを実施し、雇用就農の促進と定着率の向上を

図ることとしております。

引き続き、雇用就農者の確保・育成を進め、本県農業の維持・発展を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 農業法人等のお試し就農というのは安心感があります。そのような体験やイベント、広報などを通じて、未経験就農者の参入と育成を図っていただきたいと思えます。

我が党の情報からですが、青年就農者の参入と育成と併せて、定年を迎えた方などの意欲と知見を積極的に活用し、定年後のライフステージに就農することや、女性就農者の参入と育成を図り、女性の活躍推進の一環に就農を位置づけること、また、農福連携の推進を図り、担い手不足や耕作放棄地の解消に資するために、障がい者就労などとのマッチング支援を行うことなどをうたっております。担い手確保と育成のために、これも検討していただきたいと思えます。

最後に、農業外国人材確保についてお伺いいたします。

各分野で、外国人の皆さんの力なくして既に成り立たない日本の社会となっております。農業分野でもますます外国人材が必要になってくるのでありますが、頂いた資料に、令和3年現在で、農業分野で805人が就農されていると伺いました。アフターコロナに向けて受入れを確保しなくてはなりません。

本県農業における外国人材の確保・定着に向けた支援について、どのような取組を行うのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県農業における外国人材の確保・定着につきましては、その受入れやフォローアップ体制をしっかりと構築することが重要であります。

このため、今議会をお願いしております「農

業外国人材確保・定着体制構築事業」により、受入れ等のサポートを行う監理団体の県内誘致や生活相談等に対応する外国人コンシェルジュの配置支援等を行うこととしております。

また、昨年10月にベトナム国立農業大学と締結した人材の確保・育成に係る連携合意を着実に進めるために、インターンシップ制度等の活用による新たな受入れ方式の検証を支援するとともに、海外での本県農業のPR活動や受入れ側の農業者の研修等を行い、外国人材の確保・定着を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 新たな外国人材を活用するには、安心して働ける魅力ある職場環境の整備が必要であります。フォローアップの体制をしっかりとお願いしたいと思います。

質問は以上でございますが、今年3月をもって退職される職員の皆様、県勢発展への御尽力をいただきましたことに感謝を申し上げ、今後ますますの御健勝、また御活躍を祈念しながら、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○二見康之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。一般質問、自由民主党のトップバッターを務めます川添博でございます。

今日は、議員インターンシップに参加している宮崎大学と宮崎公立大学の学生の皆さん、ま

た多くの方々に傍聴においでいただき、感謝を申し上げます。

さて、昨日までWBC侍ジャパンのキャンプや壮行試合が、私の地元、木花の総合運動公園内のサンマリスタジアムで行われました。合わせて、延べ18万人の来場者とのことでございます。

JR日南線の木花駅へ多くの観客が満員電車で来ていただき、人々のあふれる様子が全国に報道されました。木花駅や木花周辺がこんなに人が多いのはいつ以来ぶりかなと感じました。いつもこんなに日南線の利用客が多ければ心配はないのにと感じたところがございます。

スタジアム前のブースでは、県産品の販売が売り切れ続出で、好調だったようです。ただ、都会から来られた方は、日南線でSuicaなどのICカードが導入されていないために戸惑われた方もいたと聞きました。今後の課題ですね。

また、宮崎大学の受験日とも重なっていましたが、心配された大きな混乱や渋滞もなく、ほっとしています。車両規制など、関係者の緻密な対策が功を奏したと感じました。また、本県のPRにも資するイベントになったと考えます。全ての関係者に感謝を申し上げます。

さて、この木花の総合運動公園の場所ではありますが、実は今から360年ほど前、外所地震という巨大地震が起きた場所でもあります。今、連日トルコ・シリア大地震も報道されております。そこで、大規模災害の話題から参ります。

時は1662年10月31日の夜です。今から360年ほど前のことです。日向灘沖を震源地として、マグニチュード7.6以上、震度6強、有史以来、最大級の日向灘地震が起きました。日向の国、大隅の国、現在の宮崎市の沿岸部、特に現在の木

花地区にも巨大津波が押し寄せ、甚大な被害が発生いたしました。

被害状況は各資料によって様々ですが、宮崎県大百科事典によりますと、死者200人、家屋損害3,800世帯、7つの村が水没し、木花地区の島山集落だけが残ったと記載されています。その際、激しい引き潮により、外所村は集落丸ごと海中に引きずり込まれ、水没してしまいました。集落の菩提寺であった外所西教寺も海中に沈みました。海に引き込まれた外所村があった場所は、現在で言えば、まさに総合運動公園の辺りだと言われております。そのため、総合運動公園から西側の正蓮寺平野は200年間にわたり、沼地でありました。壮絶な光景が想像できます。

その後、地元の先人たちにより、大規模な干拓事業が行われ、現在の姿になり、運動公園や水田ができました。

当時、この災害で亡くなった西教寺の初代住職、道源法師の墓が島山集落の墓地に建てられており、この墓と並んで、当時の犠牲者を悼む供養碑が建てられました。以来、当時の記憶を風化させないために、何と50年ごとに記念碑が建てられ続け、また50年ごとに慰霊祭が行われてきました。現在7基目が建立されています。

そういった大災害の歴史がある土地に私は生まれ育ちました。そして、小学校の授業でこの外所地震の話を教わりました。災害の記憶は伝承されています。地元の自治会やまちづくり委員会では、防災の意識が高く、現在、防災活動が活発に行われております。

南海トラフ地震は、いずれ、遅かれ早かれ必ず起きます。災害で被災されて避難できたとしても、避難所で低体温症などにより亡くなる事例もあります。防災の事業として、避難所運営

の訓練や準備が必要と考えます。

そこで、外所地震を教訓として、県の南海トラフ地震に備えた取組について、知事に伺います。

以下の質問は、質問者席にて行います。〔降壇〕（拍手）

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

南海トラフ地震は、今後40年以内に90%程度の確率で発生すると言われており、私も強い危機感を持ち、これまで対策に取り組んでまいりました。

県ではこれまで、議員から御指摘のありました外所地震や阪神・淡路大震災、東日本大震災などを教訓として、南海トラフ地震対策として、早期避難、耐震化、備蓄という3つのポイントについて、防災イベントや出前講座、各種広報媒体等を通じて重点的に啓発してまいりました。

また、海岸保全施設の整備や樋門の自動閉鎖化、沿岸市町と連携した津波避難タワーの建設や津波避難ビルの指定、それらを活用した住民の避難訓練に取り組んでいるところであります。

また、災害支援物資の保管と搬出機能を併せ持つ物資拠点施設の整備や、防災救急ヘリコプターの機体更新に要する予算を今議会にお願いしております。

今後とも、常在危機の意識の下、県民の命を守ることを最優先に、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。

特に沿岸部の自治会などが避難訓練をしっかりと実施されているか、県と市町村がさらに緊

密に連携して意識啓発に取り組んでいく時期に来ております。よろしく願いいたします。

そして、知事の言われる災害時の備蓄についてであります。現実には南海トラフ等の大規模地震や津波による相当の被害が予想されています。私の地元では、学園木花台の中学校や小学校の敷地の片隅をお借りして、防災倉庫と備蓄品の準備を進めています。ただし、備蓄品の数には限りがあります。数千人の被災者を助けることはできません。

そこで、大規模災害に備えた県の食料備蓄の現状と、食料確保に向けた民間事業者との協定の締結状況について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、国から支援物資が届くのは、発災後4日目以降と想定されております。このため、平成28年に策定いたしました「宮崎県備蓄基本指針」では、発災後3日分を県民、県及び市町村がそれぞれ1日分ずつ備蓄することとしており、県が現物で備蓄している食料は約7万8,000食、民間事業者から調達する食料、いわゆる流通備蓄は約48万5,000食であります。

また、飲料水メーカー2社、コンビニエンスストア3社、スーパー、ドラッグストア各1社の計7社と協定を締結しており、大規模災害時には、「災害対応型自動販売機」内の飲料水の無償提供やおにぎり、パン、即席麺等の食料を優先的に提供いただくこととなっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。

統括監、発災当日は県民の自助努力ということですが、避難所へ命からがら逃げ延びた方々が全て食料を携帯しているか、疑問が残ります。

また、南海トラフ地震は、29都府県に被害が及ぶことが予想されます。私たちがかつて見た東日本大震災の災害復旧のように、自衛隊による限定された東北地方への集中支援とはいかないと言われていました。すなわち、東海地方や四国地方など、甚大な被害が広域に及べば、本県への食料支援が4日目以降のいつなのか、どの程度なのか、全く約束されたものではないというのが、専門家の説であります。

南海トラフ地震は規模が大き過ぎて、自衛隊は本県まで十分に手が回らない。支援や救助のヘリなど、しっかりと迅速に来られるのか予想できないというところでもあります。そういった意味でも、県内の避難所での災害発災当日用の食料の備蓄状況について、市町村を通じて現状を把握していくことが必要であると考えます。

また、そのためにも自助共助、すなわち個人や自治会の防災意識を高める。そして、公助である県や市町村が、避難訓練や避難所運営訓練などに日頃から積極的に関わり、指導していくことが肝要であると考えます。

個人や自治会は、発災後3日ほどたてば、自衛隊が支援に来てくれるだろうと考えがちであります。また私には、県や市町村は、初日は個人や自治会がある程度自主的にやってくれるだろうという意識が見え隠れしていて仕方がないわけであります。他力本願では、私たち県民の命は守れません。ぜひ、県の根本から発想を変えた、市町村と連携したマニュアルの再構築と、大規模災害対応への積極的な取組を、知事、よろしく願いいたします。

続きまして、県の財政についてお伺いいたします。

本県の令和5年度当初予算は、コロナ対応、また台風第14号などの災害復旧予算等もあり、

骨格予算ながら、前年度より増額となっております。分野ごとの予算措置状況がどうなっているか、気になるところでもあります。

そこで、令和5年度当初予算において、予算額が減少した主な分野とその理由を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 歳出予算をその目的に従って区分している予算科目の款別に見ますと、まず土木費が前年度に比べて9.7%、約63億円の減です。これは今回、骨格予算であることを踏まえて、県単独の公共事業費を抑制したことなどによるものです。

次に、農林水産業費が6.4%、約36億円の減であり、これは、みやざき丸の建造が今年度で終了したことや、公共事業費の減少などによるものです。

次に、公債費が5.8%、約46億円の減であり、これは、過去に発行した県債の元利償還金が減少したことなどによるものです。

最後に、教育費が2.4%、約28億円の減であり、これは、令和5年度から始まる職員の定年延長に伴い、退職手当費が減少したことなどによるものです。

○川添 博議員 令和5年度当初予算は、全体額は増加したものの、骨格予算であることなど、理由は様々なようですが、減額となった分野もあるということでもあります。肉づけ予算については、公共事業や物価高騰対策、また畜産の飼料高騰対策などの農政分野にも積極的な補正予算を要望いたします。

続きまして、その農政問題であります。昨年12月に農林水産省から、令和3年農業産出額及び生産農業所得が発表されました。本県は前年より130億円増加して3,478億円となり、この統計が開始された1960年以来、過去最高とな

り、都道府県で第4位となりました。

農業産出額は、都道府県ごとの順位を競う性質のものではありませんが、食料供給基地としての本県の重要性を消費者の皆様にも再認識していただくよい機会であり、生産者にとっても、生産意欲が高まる意義は大きいのではないのでしょうか。

今後、さらなる積み増しを進める上でも、農業産出額の増加の要因を分析しておくことは重要であると考えます。

そこで、令和3年の本県の農業産出額について、品目ごとの増減とその要因について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和3年の本県農業産出額の増減の主なもの、畜産部門では、コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、肉用牛の枝肉価格が上昇したこと等により、前年から151億円増加し、過去最高の2,308億円となっております。

一方、耕種部門では、お茶やスイートピーにおいて生産量が増加したものの、キュウリやピーマン、米などの価格の低下等により前年から31億円減少し、1,139億円となっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。

県は令和3年度からの10年間の農業政策の方向性と目標を定めた第八次宮崎県農業農村振興長期計画において、令和12年度に農業産出額を3,742億円まで引き上げる目標を掲げております。

畜産部門の産出額は、相場の影響により増減はあるものの、増加傾向で推移しておりますが、耕種部門、野菜については減少傾向が続く、平成24年からの10年間で202億円も減少していることから、重点的に取り組む必要があると考えております。

そこで、耕種農業の産出額増加に向けて、どのように取り組んでいるか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 耕種農業の産出額の増加を図るためには、単位当たりの収量向上や大規模化等による生産量の拡大が重要であります。

このため県では、ハウス内の温度や湿度等のデータを活用した栽培管理の最適化による施設園芸の収量向上、農地の大区画化や担い手への集積・集約による水稲経営の規模拡大、作業の分業化やスマート農業機械の活用による露地園芸の作付拡大の3つの対策に重点的に取り組んでいるところであります。

また、これらの対策を施設、水稲、露地のそれぞれの頭文字から、「SSR運動」と銘打って、関係機関・団体と農業者が一体となって取り組んでいるところです。

○川添 博議員 物価や生産コストが上昇する中で、農家からは、園芸品目の価格が低迷しているという声を聞いています。

そこで、本県施設園芸の主な品目であるキュウリ、ピーマンの価格の現状と県の価格安定対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） キュウリ、ピーマンの価格につきましては、主要な出荷先である東京大田市場における令和4年の平均価格で、1キロ当たり、キュウリが388円、ピーマンが565円となっており、全国的な出荷量の増加により価格が低迷した令和3年より回復しております。

野菜など青果物は、暖冬や寒波など天候の影響や他の産地の作付動向などに伴う供給量の増減により市場価格が大きく変動するため、価格安定は非常に重要な課題となっております。

このため県では、平均販売価格が基準を下回った場合に補給金が交付される国の野菜価格安定対策に加えて、県の独自の事業として、補填率の上乗せや、国の要件を満たさない産地等を対象とするなど、野菜の価格安定対策の強化に取り組んでおります。

○川添 博議員 部長、この平均販売価格が基準を下回った場合に補給金が交付されるとの御説明ですが、内情は、肥料や資材高騰により経費が増大していて、収益が減少し、経営が厳しくなっている農家が多いのが現状であります。

さらに、補填率の上乗せについては、農家の経営状況をしっかりと分析して取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そして、知事、さらに厳しいのが畜産経営であります。特に、養豚農家の配合飼料価格の高騰により、養豚経営が厳しくなっています。

現在の配合飼料価格安定制度においては、飼料高騰分の十分な補填が行われていない状況であります。既に実質的に赤字に転落しようとしている養豚農家もいらっしゃると思っております。養豚業の存続さえ危ぶまれます。

知事、畜産は本県の基幹産業である農業の大きな柱であります。畜産農家、特に養豚農家の苦しい悲鳴を聞いて、本県の畜産を何としても守り抜くという気概で、今後、国に対してどのように要望していくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 燃料や農業用資材などの価格高騰により、県内の農畜産業は大変厳しい状況にありますが、とりわけ生産コストに占める飼料費の割合が高い養豚経営では、配合飼料価格の高騰が大きく経営を圧迫していると認識しております。

このような中、国においては、配合飼料価格

安定制度により、直近の輸入原料価格と過去1年間の平均価格の差額を補填しているところですが、このまま価格の高止まりが続くと、補填金算定の基礎となる平均価格が上昇するため、相対的に補填金が減少し、農家の実質的な負担が増加することになります。

このため、発動要件の見直しなど制度運用の在り方について国に要望を行ってきたところですが、養豚経営が安定的に継続されるためには、こうしたセーフティーネット機能が十分に発揮されることが重要でありますので、引き続き関係団体とも連携しながら、この制度が効果的に運用できるよう、しっかりと国に要望してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

ぜひ、全国知事会を通じて国に強く要望していただきたいと存じます。

また、5月のG7農相会合では、機会があれば、ぜひ、農相に対しても本県農業の課題をお伝えください。

続きまして、少子化対策であります。

政府は、少子化トレンドを反転させると表明しております。しかし、その具体策はいまだ示されておりません。高収入の家庭が多くない本県において、出産や育児にかかる経費負担は少なくありません。

妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減に向けた取組について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となり、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない中で、昨年来の物価高騰の影響もありまして、国により、令和4年4月以降に妊娠や出産された方を対象として、心理的・経済的負担を軽減する仕組みがつけられたところであります。

具体的には、全ての妊婦や子育て家庭に対する伴走型相談支援の充実と、出産や育児に関する10万円相当の経済的支援を一体として行うものであります。現在、準備が整った市町村から順次、この事業が開始されているところであります。

この取組は、妊娠期から出産・子育て期に至るまで孤立化を防ぎ、地域間格差をなくすためにも大変重要でありますので、県としましては、恒久的な制度となるよう、全国知事会等を通じて国に要望するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてまいります。

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。

知事、10万円相当の現金給付は大変ありがたいのですが、今の10代や20代の若い世代のアンケートによりますと、経済的な不安から結婚や子育てに対してもちゅうちょしているとの回答が多いようです。妊娠や出産の経費については、現状を把握して、例えば、さらなる出産一時金の増額についても国に要望していく時期に来ていると考えます。

県内には、約1万7,000世帯のひとり親世帯が存在しています。そのうち、約1万5,000世帯はシングルマザーであります。その中には、低収入などで困窮する世帯が多くいらっしゃいます。

そこで、困窮するひとり親世帯の現状とその支援に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県が平成29年度に実施しました実態調査の結果では、ひとり親世帯の9割を母子世帯が占めております。また、その中の約54%が平均月収15万円未満となっております。コロナ禍や物価高騰の影響によ

り、現在はさらに困難な状況にあるものと思われます。

そのような中、県では、児童扶養手当等の経済的支援に加え、令和3年度から、ひとり親世帯を対象に、こども宅食や学習支援等を行う民間団体の活動に対して補助を行ってきたところですが、来年度からは、その活動対象を、ひとり親世帯を含む生活困窮者全般の支援にまで拡大することとしており、今議会におきまして、必要な予算をお願いしております。

このような取組を通じまして、ひとり親世帯を支援してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 部長、平均月収が15万円未満とのことですが、妊娠や出産の不安のみならず、その後の子育てや教育費についても、経済的に大きな課題となっております。子供を県外の私立大学まで進学させるとなると、学部にもよりますが、1,700万円以上かかると言われています。児童扶養手当などではとても賄えません。

昨年11月に行われた、宮崎ひとり親家庭支援ネットワーク設立のお披露目会には、部長も出席していただいたと聞いております。民間も動き出しております。ひとり親世帯を支援して寄り添っている民間団体の活動を生かし、十分な助成を行うことが大変重要だと考えます。

現在、母子家庭などへ支給される児童扶養手当ですが、所得制限が課せられており、親の住む実家に身を寄せている場合などは、保護者のみならず、同居する保護者の親の所得にも制限が課せられるために、受けられなかったりする事例があります。また、所得制限の基準が厳しいために、それほど多い収入でなくても、基準を超えるために受けられない事例が多いと聞きます。所得基準を緩和するか、高額所得者を除

いて所得制限を撤廃する議論を早急に進めるよう、国に要望すべきです。

また、給食費の無償化や、教材費や部活動費などの支給など手厚い支援を行うとともに、大学や専門学校が無償化の議論を進める時期に来ていると思います。ぜひとも、ひとり親世帯の現状を深くえぐり出して、温かくて力強い支援を構築していただくよう切に要望いたします。知事には、全国知事会を通じて国に強く要望していただきたいと存じます。

続いて、本県における人工妊娠中絶率の改善に向けた取組について、引き続き福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国の衛生行政報告例によりますと、本県における人工妊娠中絶率は全国平均と比較して高い状況が続いております。

そのため県では、若い世代を対象にした大学生及び助産師による健康教育や、産科等の医療機関での家族計画指導等に取り組むとともに、女性専門相談センターや保健所における女性特有の悩み等への相談対応など、総合的な支援を行ってきたところです。

今後は、中学・高校の各世代に応じた、よりきめ細かな啓発や、妊娠や出産に関する相談機関の合同会議の開催など、さらなる連携強化に取り組むこととしております。

県としましては、今後とも、人工妊娠中絶率の改善に向けまして、各部局や市町村、関係機関と連携しながら、しっかりと取組を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

部長、全国平均と比較して高い状態と言われますが、全国ワースト1位が4年連続で続いております。もちろん、経済的な理由だけでな

く、様々な理由によって中絶をされる方がいるのではないかと考えます。ただ、せっかくの宿った命、産みたくても産めない女性も多いのではないのでしょうか。相談する相手もなく、一人で悩まれての決断もあるのではないのでしょうか。

そして、経口中絶薬に反対する請願が本議会に提出されています。この経口中絶薬とは、飲み薬の中絶薬です。中絶手術の際の子宮破損を防止する趣旨と聞いています。反対する理由として、この経口中絶薬は、頭痛など激痛の副作用の事例が顕著であることと、近年は吸引などにより、子宮破損のリスクは軽減されてきているとのことであります。そして何より、薬自体が闇ルートで出回ったり、さらには市中の薬局で販売されることになると、薬を悪用して飲ませたり、悪質で不本意な中絶につながるおそれがあります。

現在、国会の厚生労働委員会において審議中でもありますので、その状況も注視していきたいと存じます。

悩んでいる妊婦の相談に応じ、対応している民間団体への支援も、実態を把握し、中絶率を減少させるためには必要と考えます。いずれにしましても、人工妊娠中絶率の不名誉なワースト1位からの脱却のためにも、相談体制の充実と強化の取組を、引き続きお願いいたします。

続きまして、本県における子宮頸がんの罹患率と死亡者数の推移について伺います。また、子宮頸がんワクチン接種の現状と対策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国の統計によりますと、本県の上皮内がんを除く子宮頸がんの人口10万人当たりの年齢調整罹患率は、令和元年で20.1%であり、ここ数年、全国平均よ

り高い状況が続いております。

また、人口動態統計によりますと、本県の子宮頸がんによる死亡者数は、令和元年が22名、令和2年が36名、令和3年が33名となっております。

一方、子宮頸がんワクチンの本県での定期接種件数は、令和4年4月から積極的な接種勧奨が再開され、今年度11月末時点で前年同期と比べて約1.3倍となっております。

県としましては、市町村や関係機関と連携し、ワクチンの効果や安全性について広く周知を図るとともに、相談体制の整備を行っているところであり、引き続き、ワクチン接種の推進に努めてまいります。

○川添 博議員 本県は、子宮頸がんの罹患率が高い状況が続いてまいりました。この子宮頸がんの罹患率、これまた全国ワースト1位であります。ただし、令和4年4月よりワクチンの接種勧奨が再開され、接種件数が向上しています。そして、市町村においては、対象者に対して、接種啓発のために個別に案内の郵便を送っているとのことでもあります。女性の体を守る意味でも、広く周知を図り、罹患率の低下につなげていただきたいと思っております。

続きまして、新型コロナが今年5月にも5類に引き下げられ、ワクチンやPCR検査、また医療費などが有料化になることも先々予想されます。

新型コロナワクチン接種の今後の見通しについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン接種は、新型コロナの感染症法上における位置づけの変更にかかわらず、引き続き、予防接種法に基づいて実施することになります。

4月以降、接種の対象者や時期など、どのよ

うに接種を行っていくかにつきましては、国の専門家による会議で検討がなされており、来月上旬までに最終的な結論が出される予定であります。

県といたしましては、全国知事会を通じて、今後の接種の具体的なスケジュール等を示すとともに、必要な財政措置等を継続するよう、国に求めているところであります。引き続き、市町村と連携しながら、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方などを守るため、世代に応じた効果的な広報を行うなど、接種の促進に努めてまいります。

○川添 博議員 長引くコロナ禍において、子供たちの生活も大きく変化してきました。学校給食においては、いまだ黙食が励行されております。終日マスクをつけていると、先生や友達の感情や表情も全ては伝わりません。成長期のコミュニケーション能力の発達に多大な影響を及ぼしていると言われております。

現在は小康状態の感染状況ですが、今後の変異ウイルスの状況、また有料化に伴うワクチン接種率の低下が、感染率の増加につながりかねません。今後の感染状況や病床使用率などの状況も踏まえながら、引き続き、段階的な財政措置などを継続することが必要と考えます。よろしく願いいたします。

続きまして、高校中退者の現状と対策について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 中途退学の現状は、令和3年度が245人となっております。その理由は、学校生活・学業不適應や進路変更によるものがほとんどであります。

その対策としまして、県教育委員会では、悩みを抱えた生徒に対応するため、中途退学対策対応教員などを配置し、教育相談を充実させて

いるところであります。

また、学校では、よりよい人間関係づくりに向けたピアサポート活動や、自己を見つめ、将来に希望や目標を持つためのキャリア教育を実施するなど、より充実した学校生活を送れるよう取り組んでいるところであります。

加えて、中学校段階からの進路指導や進路選択が適切になされるよう、各高校の役割や方針などの、いわゆるスクールミッション、スクールポリシーの一層の発信に取り組んでまいります。

○川添 博議員 人生にはいろんな選択肢があり、生き方が選べるとは思います。ただ、高校中退の理由が、学校になじめないなどの理由のようです。その背景に経済的な問題やいじめなどがあるとすれば、とても残念なことです。

中退の申出があってから相談に乗るのではなく、日頃から進路相談や悩み事の相談などのコミュニケーションを密にしていく努力が必要ではないかと思えます。

以上、少子化対策や困窮するひとり親対策、中絶問題、子宮頸がんワクチン、高校中退などの問題を伺ってまいりました。

子供は誰もが勉強して立派に成長する権利があります。この宮崎県を担う貴重な人材であり、持続可能な地域社会の欠くべからざる担い手であります。全ての子供たちこそが私たちの未来そのものです。そのためにも、苦境に陥っている子供たちは何としてでも救出し、健全な教育環境や生活環境に戻してあげなければなりません。そういった思いで申し上げますと、県政の喫緊の重要課題である少子化対策や子育て支援は、福祉や教育などの多くの部局と各課にまたがっています。こども家庭庁の発足に当たり、ぜひ部局横断的で大胆かつ機動力のある取

組を切にお願いいたします。

続きまして、来月から始まる統一地方選挙を目前にして、選挙における若者の投票率の状況とその対策について、選挙管理委員長に伺います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 若者の投票率につきましては、昨年の県知事選挙における抽出調査では、18歳、19歳が約38%、20代前半が約32%と、選挙権年齢引下げ後では最も高くなりました。

一方、昨年夏の参議院選挙では、どちらの年代も約26%にとどまっており、近年の各選挙において、20代前半は各年代で最も投票率が低い傾向にあります。

この要因の一つとして、住民票を地元に残したまま県外へ進学等することで投票参加できないことが、国や県選管の調査からもうかがえます。

このため、毎年この時期に各学校を通じて高校3年生の家庭に住民票異動に関するチラシを配付するとともに、投票の啓発にも力を入れております。

また、若者だけでなく親世代の投票率も低迷していることから、親が投票する姿を子供に見せることで、幼少期から選挙を身近に感じることのできる親子連れ投票を呼びかけております。

○川添 博議員 ありがとうございます。

特に、本県の主権者教育の現状と今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 主権者教育につきましては、これまでも小学校から高校までの社会科など、関係する教科や総合的な学習の時間などで政治や選挙について学習するとともに、こども議会や生徒総会、実際の選挙公報を用い

た本番さながらの模擬投票など、主権者意識を高める学習活動に積極的に取り組んでおります。

さらに、校則などの身近な問題について児童生徒同士で議論することや、地域課題の解決に向けた取組を地域の方々とともに協議するなど、社会の構成員の一人として、当事者意識を高める学習も行っております。

今後とも、こうした学習の充実を図りながら、将来、主権者となる若い世代の意識啓発につながるよう、選挙管理委員会や関係機関と連携し、主権者教育の充実に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

私も中学校や高校の授業において、政策立案や模擬投票に取り組んでいるところを視察させていただきました。すばらしい取組です。

若者の低投票率については、そもそも親世代の投票率が、各選挙において50%前後です。約半分の親が投票にすら行っていません。親が選挙に行かなければ、子供も行かないと思います。

今後は、親子連れ投票を増やす意味でも、職場や自治会などで、さらに親の主権者教育を進めていただきたいと思います。

続きまして、公立小中学校等における異文化理解に関する教育の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等における異文化理解につきましては、各教科をはじめ、全教育活動の中で推進されております。例えば、小学校では、クイズやゲームなどを通して挨拶や食生活など文化の違いに気づいたり、中学校では、留学体験を基にした教材から習慣等の違いを尊重することについて学んだりして

おります。

また、香港、ハワイ、オーストラリアなどの学校と互いに訪問し、自国の文化等を紹介し合うなどの交流を行っている学校もありますが、現在は、オンラインでの交流となっております。

県教育委員会といたしましては、これらの異文化理解に関する教育を含めたグローバル化の中で、共に生きていく資質や能力を育成する国際理解教育を推進しておるところであります。

○川添 博議員 県内に外国籍の子供は100人ほどいらっしゃると思います。私の地元の学園木花台小学校には、約10人を超える外国籍の子供がいます。それ以外にも、日本人と外国人を両親とする子供たちもいます。宮崎大学に招聘された外国人の教授や留学生の子供たちが多いためです。

実は、私も外国人のクラスメートがいる体験をいたしました。私の中学生時代の思い出ですが、アメリカ人の女の子が初めて日本に来て、クラスメートになったことがありました、アメリカ人のお父さんと日本人のお母さんです。最初は全く日本語が話せなかったのですが、私たちクラスメートが、親切に日本語を教えてあげたり、さらに交流を深めようと、海や山を連れ回したりしました。その結果、彼女と私たちクラスメートはすっかり仲よしになり、日本語も覚えて、コミュニケーションも円滑になりました。

しかし、一つ問題がありました。彼女の吸収力が抜群だったために、彼女が覚えた日本語は、標準語というより、すっかりイントネーションや言葉遣いが宮崎弁といいますか、きつい木花卉になってしまっていたのです。おおよそ標準語とはかけ離れた言葉遣いやイントネー

ションに。例えば、いつの間にか「てげてげ」とか、「いっちゃが」とか、「何々やっちゃわ」とか、省略いたしますけれども、そんな感じで話し出していました。英語の「テイクイットイージー」は、「てげてげでいっちゃが」と訳すみたいな感じです。

この宮崎弁といますか、きつい木花卉では、その後、母国アメリカに連れて帰れないと心配したお母さんが、しばらく彼女を東京の高校に通わせて、宮崎弁を矯正した上で、御家族は無事に帰国されました。

その後、彼女は大学を卒業し、母国アメリカで小学校の教師となりました。宮崎で浴衣を着て盆踊りを踊ったことや、花火大会、神社の祭り、青島での海水浴の体験などは一生の思い出であり、その体験を教え子たちに話していると、美しい日本語で書いた手紙を送ってくれました。

他県では、学校に通っていない外国籍の子供たちがいると聞きます。せっかく小中学校で無償で教育を受けられて、日本語や日本文化を学ぶことができるのに、残念です。

総合的な学習の時間や学校行事などにおいて、ぜひお互いの文化を発表し合うなど、お互いの文化に触れて、理解を深めてほしいと思います。

外国の文化や習慣を知ること、そして相手に日本や宮崎を紹介したり、伝えたりすることは、実はそのことが私たちの日本の文化や歴史を知ることにつながると思います。そして、日本という祖国のアイデンティティーの醸成につながると考えます。

最近のウクライナでの戦争や、激変する世界情勢に鑑みますと、この日本という祖国のことを深く知り、思いを致すことに、とても大切な

意義があると私は考えます。そういった意味を含めて、異文化、多文化への理解を進めていただきたいと存じます。

現在、国際交流協会においても、一般の社会人の方々を含めて、国際交流の活動が日々行われております。そういった視点で引き続き取り組んでいただくよう、お願いいたします。

続きまして、水害対策についてであります。

宮崎空港の南側に位置する私の地元の加江田川や知福川、また清武川、蠣原川では、過去に道路冠水や家屋浸水被害が起きたことから、河川掘削工事をお願いしてきたところでありませ

す。その取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県民の安全・安心な暮らしを守るため、県では平成30年度から国土強靱化関連予算等を活用し、河川掘削工事等の治水対策に重点的に取り組んでいるところであります。

加江田川ほか3河川につきましては、これまでに約17万立方メートルの河川掘削工事を実施し、今年度、新たに約2万立方メートルの掘削工事に着手することとしております。

お尋ねの加江田川水系等の一部では、近年、家屋浸水被害が発生していることから、引き続き国土強靱化予算等の確保に努め、積極的に河川掘削工事を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。引き続き、よろしくお伺いいたします。

最後に、本県における再生可能エネルギーの導入状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県における令和3年度の再生可能エネルギー設備の導入容

量は2,697メガワットであり、平成24年に固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備を中心に増加傾向にあります。

内訳としましては、太陽光発電が1,514メガワットと、全体の約56%を占めて最も多く、次いで、水力発電が1,010メガワット、バイオマス発電が92メガワット、風力発電が81メガワットとなっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。

バイオマス発電が92メガワットと、あまり進んでいないように感じられます。

再生可能エネルギーの導入拡大に向けて今後どのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 再生可能エネルギーの導入拡大は、ゼロカーボン社会の実現に向けた重要な柱の一つであり、今議会に提案しております第四次宮崎県環境基本計画の変更において、2030年度の導入目標として3,600メガワットを掲げております。

その目標達成に向けては、本県の恵まれた自然環境を生かして太陽光発電を拡大させたいと考えており、特に、住宅や事業所において発電した電力の自家消費を目的とした太陽光発電設備の設置を推進することとし、今議会に関連する予算をお願いしております。

また、バイオマス発電についても、その燃料として林地残材や鶏ふんに加え、牛ふん等を発酵させたメタンガスなど、様々な地域資源の活用を図ることにより、さらなる再エネの導入拡大を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

今、メタンガスの説明がございました。バイオマス発電の中には、メタンガス発電があります。

現在、県内では霧島酒造をはじめ6か所、メタンガス発電がつくられておりますが、まだ発展途上段階であります。他県では、北海道や東京町田市など、幾つかの先進事例があります。畜産農家の家畜や人間のふん尿、私たちが出す生ごみ、またサツマイモなど、様々なものを混合したメタンガス発電は、まさに資源循環型農業であります。サツマイモは発酵しやすく、また先々の食料危機には、私たちの食料として、また畜産業の飼料としても大きな役割を果たしていく可能性を秘めていると思います。

メタンガス発電は、食料安全保障、エネルギー安全保障に対応できるポテンシャルが十分にあります。今後の積極的な取組をお願いいたします。私は引き続き循環型社会へ、しっかりと勉強して果敢に取り組んでまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。

最後に、長年にわたり県政に御尽力された御退職される職員の方々、引退される議員の方々の長年の御労苦、また御貢献に敬意と感謝を申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて、質問をさせていただきます。

今年1月1日の宮崎日日新聞に、俳優の吉永小百合さんの「力に頼らず、知恵を」というインタビューが掲載されておりました。その一部を紹介したいと思います。

「ずっと戦後であってほしい」「戦争だけは絶対に始めてはいけない」。作家、半藤一利さんの言葉です。半藤さんの言葉には、日本は二度と戦争をしないと世界に向かって宣言したのだから「ずっと戦後」のはずだ、戦

前や戦中という時代はもう絶対に迎えてはならないという強い思いがあると思います。私も同感です。

怖いのは、ワールドカップで日本中が沸き返っていた時期に、敵基地攻撃能力や防衛費増額という大変な問題をどんどん決めていこうとした動きです。

今、日本だけでなく世界各国で、異なる意見を力で抑え込もうとする傾向が目立ちますが、大事なのは、力に頼らず、みんなで意見を出し合っていくことだと思います。

少々長いものでしたけど、紹介をいたしました。吉永小百合さんと同じ思いを抱く方はたくさんいらっしゃると思います。「ブラタモリ」でなじみの森田一義さんも同じような発言をされておりました。

ずっとあり続けたい戦後が戦前に転化する事態が現実展開されております。射程距離3,000キロメートルの極超音速誘導弾などの長距離ミサイルの配備計画、新田原基地をはじめ、自衛隊基地における司令部の地下化や南西諸島などでの避難訓練は、戦争を想定しているものです。

日本が戦争に巻き込まれる可能性が最も高いのは、日本が直接攻撃を受けていないのに、アメリカと中国による軍事的衝突を機に、集団的自衛権を発動し、参戦することだと思います。中でも、アメリカの統合防空ミサイル防衛（IAMD）に参加し、自衛隊が敵基地攻撃能力を行使して一体に戦うということになります。これは憲法が禁止した戦争そのものであります。歴代政府が掲げてきた専守防衛を投げ捨てた岸田政権の一連のこうした動きについて、知事の所見を伺いたいと思います。

後は質問者席で質問いたします。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

先日1年を迎えたロシアのウクライナ侵攻をはじめ、北朝鮮のミサイル発射実験の頻発化や技術の高度化、中国の軍事力の拡大や海洋進出の動きなど、我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさを増してきております。このようなことを受け、国において国家安全保障戦略などの改定を行い、その中で敵基地攻撃能力、いわゆる反撃能力の保有等が規定されたことは、我が国の戦後の安全保障政策の大きな転換点となったものと認識をしております。

この反撃能力に関しては、現在、国会において様々な観点から議論が行われておりますが、専守防衛の原則との整合性や相手国による武力攻撃着手の判断など、非常に難しい問題であると考えております。

外交や防衛など国家の安全保障に関することは、国の専管事項であります。国の根幹や、将来、国民の生命や暮らしに関わる重要な問題でありますので、引き続き、国において慎重かつ十分に議論を行うとともに、国民に対する丁寧な説明が必要と考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 吉永小百合さんは俳優であります。あなたは政治家であります。多くの県民の中には、党派を超えて、せめて吉永小百合さんのような発言を多くの皆さんは期待しているのではないかと、このように私は思います。

安全保障をめぐる環境が変化したとして、世界第3位の軍事大国になる。射程距離3,000キロメートルのミサイルを保有して実戦配備する。現に、東アジアに世界に冠たるアメリカ軍が展開している。こうしたことは、中国などから見

るなら脅威になると思います。もちろん中国や北朝鮮の核やミサイルも、我々にとってみれば脅威であります。

安全保障をめぐる環境が変化したことを理由に、軍事対軍事の対応では、私は際限がないと思います。軍事対軍事ということに立脚していくなら、この論理を突き詰めていけば、結局、核兵器を保有することを許すことになると思います。軍事的対応で平和を構築できるのか、このことについて、知事の認識を改めて伺いたい、このように思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交や防衛など国家の安全保障に関することは、国の専管事項ではありますが、私としては、我が国が戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中で、万が一の事態にあっても、国民の生命や財産、そして国の平和を守り抜くため、必要最小限度の範囲において防衛力を確保・充実することについては、一定の理解をしているところであります。

しかしながら、何よりも優先されるべきは、国際社会の平和と協調のための積極的かつ継続的な外交努力であると考えております。

○来住一人議員 2月20日、衆議院予算委員会第二分科会において、我が党の赤嶺政賢議員の質問で明らかになったことは、今年度、令和5年度の予算で防衛相は、新田原基地、那覇基地、築城基地、健軍及び那覇駐屯地の司令部の地下化を行うというものであります。地下化の目的は何か。これは何と答えているかと言ったら、「司令部を防護し、粘り強く戦う体制を確保するため」と、こう言っております。

新田原の予算は38億円であります。防衛省から知事に連絡はあったのでしょうか、ちょっと確認しておきたいと思います。このことを知事

は確認されておりますか。今言いましたように、防衛省は令和5年度の予算で、38億円かけて新田原の司令部を地下化しようとしているんです。これは防衛省が発表しているんですけど、あなたのところには届いているかどうか確認したい。

○知事（河野俊嗣君） 直接そのような連絡があったわけではありませんが、今、御指摘ありましたような衆議院予算委員会における答弁があったことは承知しております。そして、その詳細につきまして、九州防衛局に確認をしたところ、「自衛隊の能力が明らかになることから、事柄の性質上、お答えできない」ということであります。

この外交・防衛は国の専管事項でありまして、安全保障政策の一環として、国の責任に応じてなされるものであります。私としましては、県民の安心・安全の確保のため、今後とも、地元自治体への丁寧な説明や速やかな情報提供を求めてまいります。

○来住一人議員 この前、私が言いました2月20日のこの分科会の議事録はお渡ししております。皆さん、多分見られたというふうに思います。資料もお渡ししました。各基地が幾らお金を使うか。一番トップは新田原です。38億円です。

新田原、いわゆる新富町の町が攻撃されて破壊されても、基地の機能は確保して粘り強く戦う。こういうものでありまして、これは戦争そのものであります。これについての知事の所見は今お話しされましたので、改めて求めることはいたしません。

新富町民をはじめ宮崎県民は、安全なところはあります。台風や津波だとか、そういうところから身を守るという点では、学校だとか、

そういうところがありますけど、戦争ではありません。逃げるところはないです。避難所はありません。今こそ軍拡によって戦争に備えるのではなく、吉永小百合さんが言うように、異なる意見を力で抑えるのではなくて、力に頼らず、みんなで意見を出し合っていくことだと、このように思います。

地震・津波などの発生を人間は止めることはできません。ただ、戦争は、人間が、政府が起こすものでありますから、これは絶対に起こしてはならない、止めなければならないと、このように思います。

世界を価値観で分けて、軍事ブロックを組んで、軍事的対応を進めるのではなくて、ASEANのように、もろもろの違いを認め合って、もめごとを絶対に戦争にしないということだと思います。戦争は不可避ではありません。憲法9条を生かした平和のアジア外交こそが私は唯一の道だと、このように思いますけど、先ほど知事が少し述べられましたが、外交についての知事の思いを出していただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 私としましては、平和外交の取組に当たりましては、日米同盟を基軸としつつ、諸外国との協力関係をしっかりと深めていくことが極めて重要であると認識しております。

直接対話の拡大に加えまして、国連をはじめとする国際機関や関係諸国と連携した国際協調の関係づくりなど、地域の緊張緩和に向けた重層的な対話が重要であると考えております。

また、憲法9条の根底にあります平和主義という理念を大切にしながら、国連安保理非常任理事国として、また今年はG7の議長国という立場として、我が国が世界及びアジア太平洋地域における安定した平和と協調の秩序づくりに

貢献するとともに、国際世論をリードする積極的な役割を果たしていくことを期待しているところであります。

○来住一人議員 日本共産党は、党をつくって今年で101年目であります。生まれた、その産声を上げたときから、日本共産党は、どんな弾圧や迫害にも屈せずに、戦争に一貫して反対し抜いてきた党であります。ですから、私どもは、大軍拡への道、戦争への道を党の歴史と存在にかけて反対し抜いて、頑張り抜いていくということを、決意を申し上げておきたいと、このように思います。

次に、屋外トレーニングセンター整備に関連して質問をいたします。

この事業については、これまで討論等などで何回も取り上げてまいりましたが、今日は県民の皆さんが抱く疑問を解明する議会の役割を果たす立場から質問したいと、このように思います。

この事業は、フェニックスリゾート社、以後、フェニックス社と発言いたしますけど、同社所有のオーシャンドーム跡地に県が19億5,383万4,000円を投じて、サッカー・ラグビー場と陸上競技の練習場等を整備するもので、この4月にオープンするものです。

同時に、同施設の管理運営をフェニックス社を中心としたシーホース宮崎というグループに、年間5,280万円の予算をつけて管理委託するものであります。

施設整備の最大の大義は、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力の向上、スポーツを柱とした本県観光の振興、経済の活性化と位置づけられております。

この大義を達成することが、なぜオーシャンドームの跡地なのか。本県にとって必要不可欠

の施設であるなら、適切な土地を買収して進めるべきではないのか。こうしたことから、もともとの事業は誰が発想したのか、この事業を通じて県とフェニックス社の関係はどのようなものなのか、こうしたことを明らかにしなければならぬと考えております。

まず、お聞きしますけど、屋外トレーニングセンターの整備計画を決定するに至るまでの経緯について、報告をお願いしたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、国において屋外系競技等の拠点施設の在り方について調査・研究がなされておりましたことから、宮崎市及びフェニックスリゾート社とともに、オーシャンドーム跡地への国が整備をする屋外型トレーニングセンターの誘致に取り組んできたところでございます。

そのような中、令和2年11月にフェニックスリゾート社から県に対しまして、国は当面、大型の屋外系拠点施設を整備する考えはないという情報が寄せられました。

県としましては、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力の向上や観光振興・地域経済の活性化、さらには、県内の競技力の向上を図るためには、やはり拠点施設の整備を行うことが必要と考え、12月以降、地元で整備することを含め、今後の対応について検討を進めました。

その後、令和3年6月に改めて国の意向を確認しましたところ、国が主体的に整備することは白紙の状態との回答を受けたため、県が主体となって整備を行うこととしたものでございます。

○来住一人議員 今、報告で明らかになったことは、1つは、オーシャンドーム跡地に屋外型トレーニングセンターを誘致したいという意向

をフェニックス社から受けて、国に対して誘致の要望を行ってきた。2つに、令和2年11月、フェニックス社から国は当面設置する考えがないという情報が寄せられる。翌12月以降、地元で整備することについて検討が開始される。3つに、令和3年6月、国は白紙状態であることをスポーツ庁に確認して、翌7月、整備計画を知事が公表したというものであります。

もともとフェニックス社が国の施設として誘致したいというのが目的でありました。国は当面設置する考えはないということが明らかになったのであれば、誘致活動を中止するか、または誘致活動を保留するか、これが至当であったと私は思いますが、なぜそうならなかったのか、改めてお聞きしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 先ほど答弁をいたしましたとおり、県といたしましては、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力の向上や、観光振興・地域経済の活性化、さらには、県内の競技力の向上を図るためには、拠点施設の整備を行うことが必要と考えまして、地元で整備することを含め、検討を進めたということでございます。

○来住一人議員 さっき言いましたように、もともと皆さんがこの問題を発案し、提案したんじゃないんですよ。フェニックス社があなた方に持ってきたんです。フェニックス社にとってみれば、国が整備しようが県が整備しようが、どちらでもいいわけです。所期の目的を達成するのでありますから。一転して県に整備させることになったのでありますが、フェニックス社のほうから大変な働きかけがあったと、このように思われます。

あなた方は、誘致を中止、保留の方針を取らずに、直ちに地元で整備する——つまり地元と

言えば県です——ことについて検討を開始いたしました。この検討した組織は何という組織で、そして、その組織の構成員は誰だったのか、これを報告してほしいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 整備の検討に当たりましては、特別な組織を立ち上げてはおりませんが、県庁内の各関係部局はもとより、国が整備をする屋外型トレーニングセンターの誘致に共に取り組んでまいりました宮崎市やフェニックスリゾート社とも相談・協議しながら検討を行ったものでございます。

○来住一人議員 改めて聞きますけど、あなた方がいわゆる整備計画をつくります。その整備計画をつくるときに、フェニックス社は何か条件をつけたのでしょうか。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 整備に当たりまして、フェニックスリゾート社からの条件というものは付されておられません。

○来住一人議員 整備計画の大義である経済効果について質問いたします。

経済効果は年間11億8,000万円と想定され、内訳は、トレセンをつくった効果によって3億3,000万円。そして、周辺の市町、宮崎県内の市や町へのキャンプ、それから合宿誘致による効果が8億5,000万円と、このようになっております。

そこでまず、お聞きします。周辺市町へのキャンプ・合宿誘致による経済効果8億5,000万円について、説明をお願いしたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターを整備することによる県内市町村へのキャンプ・合宿誘致の経済効果として試算しております約8億5,000万円につきましては、例年の春季キャンプ期間中の経済効果と同様の方法を用いて算出をしております。

具体的には、本施設以外でプロ10チーム、アマチュア180チームを新たに誘致することにより、参加者数を約1万5,000人、延べ宿泊者数を約6万5,000人と見込み、その場合の経済効果を産業連関表に基づき算出し、宿泊費や土産品代などの直接効果を約5億5,000万円、間接効果を約3億円、合わせて約8億5,000万円と試算しております。

○来住一人議員 経済効果との関係で言うなら、いわゆる宮崎市以外、県下の市町に対して、どれほどのチームを誘致するか、そして、それでどれだけ人が来るか、これは決定的だというふうに思います。

近年、サッカーチーム等が県内でキャンプを張っておりますが、これとは別に、トレセンが整備されることによってスポーツの聖地としての名声を上げることによって、190チーム、1万5,000人を誘致できるということですか、もう一遍、確認します。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県でのこれまでのスポーツキャンプ・合宿の受入れ実績としまして、例えば、令和元年度は、1,017団体を受け入れておまして、その内訳は、プロが122団体、アマチュアが895団体であり、プロとアマチュアの比率がおおむね1対9の割合となっております。

今後、プロチームにつきましては、屋外型トレーニングセンターで8チーム、その他県全体で10チーム、計18チームを新たに誘致することを想定しておまして、アマチュアにつきましては、これまでのプロとアマチュアの受入れ実績、先ほど申し上げました1対9の比率を踏まえまして、180チームの受入れを想定しているところでございます。屋外型トレーニングセンター以外でのプロ10チームの誘致と合わせて、

計190チーム、参加者約1万5,000人を新たに受け入れるということでの想定でございます。

○来住一人議員 新たに誘致する190チームの対象チーム、私は、その中の幾つかは、既に全国のどこかでキャンプを行っているというふうに思いますが、言葉はあれですけど、どのような手を打てば、他県で行っているキャンプをやめさせて宮崎県に誘致することができるのでしょうか。ある意味では、皆さんが誘致するために、職員を何人か改めてまた配置するのでしょうか。そういうことを含めて、ちょっと教えてください。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県といたしましては、屋外型トレーニングセンターへのプロチーム等の誘致によるブランド力の向上を図りながら、県外での誘致セミナーの開催やコーディネーターの派遣など、県全体への誘致活動を積極的に実施をしますとともに、市町村に対するスポーツ施設や資機材の整備の支援や受入れ施設の管理運営に関する研修会の開催など、全県的な受入れ環境の充実に向けた取組を強化しながら、新たなチームの誘致を進めていくというふうにしております。

○来住一人議員 屋外トレセンの整備は、議論してきたように、フェニックス社の発案であって、フェニックス社の利潤追求が動機であります。いろいろ理由は述べられますけど、県民の血税を使ってフェニックス社の要求に応じ、これからも応じ続けようというものであります。

私も日本共産党も、フェニックス社に特別な感情や意見を持っているものではありません。一般に、法人が事業を拡大し、業績を伸ばすために行政に協力を求めることは、当然あると思います。今回のフェニックス社の行動は、その域にあるのではないかと思います。

ただ、フェニックス社側から見ると、自らは何も痛めることなく、思いどおりのことが進んだのであります。内容は県から何か許認可をもらったというものではない。大変な施設を整備してもらって、管理運営費まで毎年いただくことになったのであります。

現在の県民の暮らしや零細業者の経営状況に比べると、雲泥の差だというふうに思います。これだけの公金を使っているわけですから、その思いが達成したので、一般的には「ありがとうございました」というようにお礼を言うのが普通だと思います。知事のほうにお礼のお話はなかったのでしょうか、確認しておきます。

○知事（河野俊嗣君） このような県の取組姿勢に対して評価をいただき、そして感謝の言葉というのも伺ったところであります。

○来住一人議員 お礼を言うときは何か手土産でも持ってくるものですけど、これからも我が日本共産党は、この問題については注視していきたいというふうに思います。

次に、技能検定実技試験について質問をいたします。自民党を代表しての代表質問の中でも取り上げられたことでございます。改めてお聞きしたいと思います。

技能検定試験の目的・意義について、改めて述べていただきたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 技能検定は、働く上で身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度であり、技能労働者の実践的なスキルの能力評価に広く活用されております。

また、試験に合格をしますと「技能士」と名乗ることができることから、就職や転職に有利となることに加え、資格の取得という目標を持

つことで、学業や仕事への意欲を高めるなどのメリットがあり、将来にわたり、ものづくり分野を担う若者の確保と技能の継承の観点からも大変重要であると考えております。

○来住一人議員 令和4年度より厚労省の助成制度がなくなったことによって、高校生をはじめ雇用保険に加入していない者は、3,100円から一気に1万2,100円に、約4倍引き上げられました。

次にお尋ねいたしますけど、実技試験の令和4年度の申込みのうち、高校生は何名であったのか。また、その数は令和元年度に対して何%であったのか、報告をお願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 令和4年度の技能検定実技試験の受検申請者数は前期と後期を合わせて1,192人であり、そのうち、高校生の受検申請者数は155人でした。

令和4年度の高校生の受検申請者数は、新型コロナウイルスの影響による試験中止などの影響を受けなかった令和元年度と比較しますと、約38.4%となっております。

○来住一人議員 令和元年に比べて、今、報告がありましたように、38.4%の受検ということになりますと、逆に言えば、61.6%減少したということになります。

この高校生の受検の落ち込みは尋常なものではないと思います。この落ち込みについて、部長はどのように評価されているのか、所見を求めたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 高校生の受検申請者数が大幅に減少しましたことについては、将来のものづくり分野を担う若者の確保への影響を危惧をしております。

受検申請者数の減少には、少子化や進学率の上昇など、様々な要因があるとは思いますが

ども、高校生が国の実技試験受検手数料減免措置の対象外となったことも影響したのではないかと考えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携をし、あらゆる機会を捉えて、国に対し、減免措置の対象を令和3年度までの水準に戻していただくよう強く要望してまいりますとともに、受検者数の大幅な減少について、その要因を分析し、対応を検討する必要があると考えております。

○来住一人議員 教育長も関心を持って聞いておいてほしいと思います。

高校生が60%も減少した最大の主要な原因は何か。それは、受検料が1万2,100円、4倍に引き上がったことだと私は断言いたします。隣の大分県は県が独自に手だてを行って、引上げをいたしませんでした。その結果、大分県は、令和元年が845人、高校生が受けました。令和4年度は822名です。ほぼ同数であります。ほとんど変わっていないということになります。

先日、私は都城工業高校でお話を伺いました。同校では、令和元年、101人受けたんです。ところが、令和4年は34人、66.3%も減少しました。先生の話によると、34人が受検したんですが、34人は「ほぼ全員家庭の所得があり、余裕のある家族の生徒です」と、こう言われました。「減少したのは引上げによるものです」と、このように断定されて、「経済的理由で受検できないことを放置してよいのでしょうか。このままでは技術者がいなくなります。何とか元に戻してください」と、このように懇願されました。私は、大分県の話と今この都城工業高校の話をしたんですが、これを取ってみても、明らかに4倍に引き上げたことによって、こうした尋常でない減少になったことは間違いのないで

す。それを皆さんにはつかんでいただきたい。多分教育委員会にもそういう声は上がってきていないのかなと思います。

県独自の助成制度を創設して、高校生とその家族に寄り添っていただきたいと、このように思いますけど、ぜひ県独自の助成制度が創設できないのか、知事の答弁を求めたい、このように思います。

○知事（河野俊嗣君） この技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進し、技能に対する社会の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図るものでありまして、将来にわたり、ものづくり分野を支える若者の確保の観点からも大変重要であると認識しております。

このような中、令和4年度技能検定実技試験において、高校生の受検者数が大きく減少したことについては、重く受け止めているところであります。

その要因としましては、国の減免措置の縮減の影響も大きいと考えておりまして、今回の高校生の受検者数減少の状況も踏まえて、国に対し、減免措置を令和3年度以前の水準に戻すよう強く要望してまいります。

また、今回の受検申請者数の減少の要因について分析し、対応を検討してまいりますとともに、関係団体とも連携をしながら、引き続き、ものづくりや技能の魅力を若者に伝える取組を進めてまいります。

○来住一人議員 検討している段階じゃないですよ。もう前期が始まりますよ。だから、今、言いましたように、どんなことが起こって、こういうことが起こったのかというのは、本気になって調べたらすぐ分かります。ですから、ぜひ僕は、大分県のように、今年度、令和5年度から元に戻していただきたい、独自でつくって

いただきたいということをお願いしておきたい。

この議場の中でも、知事は、県民の声を真摯に受け止めるとか、県民に寄り添うというのを連発されております。政府に元に戻すように要求するのは当然のことです。しかし、それでは高校生は浮かばれないんです。宮崎県全体で言うなら、たった500万円なんですから、ぜひひとつそこは考えていただきたいということを改めて強調しておきたいというふうに思います。

もう一つ、昨年9月の本県における大きな被害をもたらしました台風第14号に伴う都城市における浸水被害について質問をしたいと思ます。

台風第14号は、昨年9月18日午後7時頃、鹿児島県付近に上陸して薩摩半島を北上したもので、雨は15日から19日にかけて降り続いたものです。これによって、都城においては、床上浸水が183戸に及びました。中でも、都城市下川東地区では、105戸が床上浸水となりました。

私ども日本共産党は、被災状況と被災者の思いを把握するために、党衆議院議員に現地に入ってもらって、遅れましたけど、10月7日に住民の皆さん方の要望を聞く会を開催して、そして政府や市などにつないだところがございます。

私は今後の教訓にするためにお尋ねしたいと思ます。衆議院災害対策特別委員会において、我が党の田村貴昭議員は「台風第14号では、災害救助法第2条第2項から第4号適用に切替えがなされなかったのはなぜだろうか」と、こう聞いております。これに対して政府の参考人は、「9月19日以降、宮崎県に対して、災害により多数の方が生命・身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合には、ちゅ

うちよすることなく、災害救助法の適用を行うようメールや電話で助言を行ったところであり、最終的には、宮崎県の判断によって、4号適用を見送ったものと承知している」と、このように答弁されているところです。

4号適用に切り替えることができなかったのは、理由がいろいろあるんだろうというふうに思います。ただ、政府の参考人の答弁から読み取るところによれば、切り替えることが絶対できないというものではなかったんじゃないかと。つまり政府の参考人は、切り替えなさいと、切り替えたらどうかということを、19日以降、メールでも宮崎県に何回か送ってきているわけですから。そういう意味で、危機管理の行政として、これは教訓にしていかなければならないと、このように思いますけど、今後も起こることですから、4号に切り替えることができる、そういう点での行政としての教訓はなかったのか、答弁を求めておきたいと、このように思います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用は、「多数の者が生命・身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要とする場合」に可能ですが、国が運用上の取扱いとして示しております適用判断の要件といたしまして、「被災市町村に災害対策本部が設置されていること」や「避難者数が今後増加する見込みであること」などがございまして、今回この要件を満たさなかったことから、適用を見送ったものであります。

災害救助法の適用の在り方につきましては、昨年12月に市町村防災担当者会議を開催いたしまして、市町村の災害対策本部の廃止時期や住家被害状況の早期把握など、災害救助法の適用

要件の周知を図るとともに、災害救助法に係る実務の事例発表を行い、今後の適切な運用につなげていくこととしたところでございます。

○来住一人議員 とにかく今後も起こり得ることでありまして、多分市町村によっては、十分そこが理解されていなかったりすることもあったりするかと思えます。4号への切替えができるんだったら、それはできるんですよということなどもしっかり市町村の担当者に徹底していただきたい。確かに、対策本部を解散してしまうと4号適用ができないということになっているようですから、解散する前に改めて判断することが非常に大事だというふうに思います。一般の市民は全くそういうことは知りませんので、皆さんだけがそれは知っていることでありますから、ぜひそこはお願いしておきたいと思えます。

多くの方々が着のみ着のまま避難して、全てこの浸水で汚水につかって、肌着1枚なく、本当に深刻でありました。浸水が繰り返されるのではないかと、こうして引っ越しをされた方もいらっしゃると思います。ついの住みかとして購入したのに、行き場のない不安を多くの皆さんが持っていたらと思います。

私、回って見ますけど、今でも家に帰れていない人たちがいらっしゃいます。この被災者の住民の皆さんに行政がどう応えていくかということが今、問われていると思います。

内水による浸水であったのですが、水門の開閉を含めて検証が必要だと、このように思います。また、河床の掘削や排水ポンプの増設などの対策が必要かと思えます。国、県、都城市で組織する検討委員会がつくられております。この会の目的、そしてこれまでの検討の経緯、今後の方向性について、報告を求めたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

○県土整備部長（西田員敏君） 大淀川流域の都城市においては、昨年9月の台風第14号に伴う記録的な降雨により内水被害が発生したことから、家屋の浸水被害軽減に向けた今後の対応について技術的な検討を行うことを目的に、大淀川を管理する国、その支川の沖水川や年見川を管理する県、そして都城市、学識者で構成する「大淀川上流内水対策検討会」を昨年11月に設置したところであります。

これまでに2回の検討会を開催し、当時の気象や被害の状況などについて確認したほか、内水氾濫の要因について分析を行っており、来月には、対応方針を決定する予定としております。

対策の実施に当たりましては、国、県、都城市がそれぞれの役割に基づき、十分連携しながら、家屋の浸水対策に取り組んでまいります。

○来住一人議員 とにかく被害を受けた方々に本当に寄り添って、その方々が引き続きここに住めるんだなというような、抜本的な対策をぜひ打っていただきたいということを改めて強調しておきたいと、このように思います。

最後になりますけど、都城志布志の高規格道路の騒音の問題について、質問事項としては上げておきました。ただ、これは、現実に騒音被害やら光の被害が出ているのは国土交通省が行った地域でありまして、そういう意味では、県にこの問題について答弁を求めるというのは現実的ではないと。ただ、被害を受けているのは県民ですから、若干状況だけをお話ししておきたいと思います。

一つは光被害です。車がライトを照らして通行しますので、それで牛が驚いて、そして1年に1回しか死産がなかったのに、これが通った

ことによって4件死産が出たと、深刻な事態だと。それから、騒音についても、基準が70デシベルとなっているんですけど、ところが、実際68とか、ごくそこに近いものになっております。それで、光については、国土交通省が手を打つことになりましたけど、騒音については、残念ながら、まだそういう対策がなされていないところでありまして、ぜひ県のほうでも注目していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時36分散会

3 月 1 日 (水)

令和 5 年 3 月 1 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 2番 坂本 康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住 一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内 佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田 浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下 寿 (同)
- 7番 窪 菌辰也 (同)
- 8番 佐藤 雅洋 (同)
- 9番 安田 厚生 (同)
- 10番 日高 利夫 (同)
- 11番 川添 博 (同)
- 13番 中野 一則 (同)
- 14番 冨 師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡 浩一 (郷中の会)
- 16番 重松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 18番 岩切 達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本 英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重 忠夫 (同)
- 21番 外山 衛 (同)
- 22番 山下 博三 (同)
- 23番 濱 砂守 (同)
- 24番 西村 賢 (同)
- 25番 右松 隆央 (同)
- 26番 日高 博之 (同)
- 27番 井上 紀代子 (県民の声)
- 28番 河野 哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口 雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行 潤一 (同)
- 31番 太田 清海 (同)
- 32番 坂口 博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高 陽一 (同)
- 34番 横田 照夫 (同)
- 35番 野崎 幸士 (同)
- 36番 星原 透 (同)
- 37番 蓬原 正三 (同)
- 38番 丸山 裕次郎 (同)
- 39番 二見 康之 (同)

欠席議員 (1名)

- 17番 前屋敷 恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 矢 野 慶 子 | 矢 野 慶 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 警 察 本 部 長 | 山 本 将 之 | 山 本 将 之 |
| 監 査 事 務 局 長 | 高 山 智 弘 | 高 山 智 弘 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 日 高 幹 夫 | 日 高 幹 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 坂 元 修 一 | 坂 元 修 一 |
| 議 事 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査 | 川 野 有 里 | 川 野 有 里 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 3月1日、1番目の一般質問をさせていただきます。

本日も遠方より多数の傍聴、ありがとうございます。日向市からもありがとうございます。

私の母校でもあります高鍋高校は、全国高校ラグビー宮崎県予選におきまして大会12連覇を果たし、全国大会では、1回戦で鳥取県立倉吉東高校を66対0で破り、2回戦では大会準優勝となった報徳学園高校に敗れましたが、本県代表としてすばらしい活躍を見せてくれました。

その高鍋高校ラグビー部の花園出場が決まり、支援するための特別後援会発足式に昨年11月20日に参加してまいりました。その会場で保護者の方から耳を疑うような要望がありました。それは「ラグビー部員の下宿先で朝御飯が提供されていません。どうかしてください」というもので、私はあまりにも初歩的な要望に愕然としました。

高鍋高校ラグビー部員は58名おり、そのうち、児湯郡内の部員は26名、児湯郡外の部員が32名、そのうち、宮崎県外からの部員も8名います。半分以上が児湯郡外からの部員です。その部員が高鍋町内にある3か所の民間アパートに下宿しています。さらに、ラグビー部員以外に野球部も下宿生がいます。

そして、一時は高鍋町内の食堂と契約して朝

食を提供してもらっていましたが、食堂経営者が高齢を理由に撤退されると、その後はラグビー部OBのお母さんが代行されていまして。しかし、長続きはせず、その後はラグビー部監督のお母さんと奥さんが作られたり、ラグビー部の保護者が作られたりと、かなりの労力を強いられてきました。その後、町内食堂と再契約ができた部員もいるようですが、[※]いまだ朝食を自炊したりコンビニのおにぎりなどで済ませている部員がいます。

さらに、朝食のみならず、昼食の弁当の手配や夕食を食べるお店を確保することが1か所では受け入れてもらえず、複数店舗に頼まざるを得ない状況で、下宿先の家賃や食事代の金銭管理までラグビー部監督が請け負われており、教職員業務やラグビー部指導以外の役割と責任が膨大なものになっております。何より体力づくりをしながら競技力向上をする必要がある高校の運動部員の朝食提供が不安定なことに加え、夕食も外食で済ませている現状は、とても健全であるとは言いがたい状況です。

運動部員にかかわらず、高校生全体の朝食をはじめとする食事や栄養管理の重要性は、学力やメンタルヘルスにも直結することであり、食事関係を整えることは教育の一丁目一番地であるべきです。特に高鍋高校ラグビー部のような2027年開催の国民スポーツ大会の競技力強化指定校をはじめとする、いわゆるゴールデンエイジの食生活の指導・管理は、練習環境のハード面の整備と同じぐらい整えるべき課題です。

そこでまず、宮崎県競技力向上対策本部長であられる日隈副知事に、高校生の食事及び栄養管理の重要性を踏まえ、競技力向上にどう取り組むお考えがあるのか、その所見をお伺いいたします。

※ 252ページに訂正発言あり

あとの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。高校生の食事と栄養管理についてであります。

高等学校の学習指導要領の総則において、学校における食育の推進が位置づけられておりますが、その中で、高校生の発達段階においては、栄養のバランスや規則正しい食生活が大切であると示されております。加えまして、スポーツに取り組む高校生においては、どのような栄養素をどのくらいの量で、どのタイミングで摂取したらよいかといった栄養管理が一層重要になるものと考えております。

そのため、現在、競技力強化指定校等の指導者に対して、管理栄養士を講師に招き、「食事と栄養」というテーマでスポーツ栄養学の講義を開催するなど、食事の重要性を啓発する取組を行っているところであります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 副知事のほうから、発達段階における食事、そして栄養管理の重要性を強調していただきました。

それでは、高鍋高校のみならず、県内在学の高校生の下宿者の状況はどうなっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、自らの進路選択のために、また、特に専門学科では従来から学区がないことから、部活動に打ち込むために生徒が下宿をすることがこれまでもございました。

現在、県立高校の生徒のうち約200人の生徒が、親元を離れて公設の寮以外の下宿やアパートで生活しております。その理由といたしましては、部活動が約150人、学習や進路実現のため

が約30人、その他の事情が約20人であります。その下宿生の多くは下宿先で食事の提供を受けておりますが、約70人につきましては、契約した食堂等を利用したり、保護者が作り置きしたものを食べたりなどしております。地区別の下宿生の数は、県北地区で約40人、県央地区で約80人、県西地区で約70人、県南地区で約10人となっております。

○図師博規議員 今の御答弁、部活動生が下宿しているのは以前からありますということでもありましたし、私は、普通科の校区撤廃の後に、遠方から宮崎市内の学校に通学している、もしくは通学が困難で下宿をしている学生の数は増えてきていると思います。その下宿生のうち、朝食と昼食は提供されていても、夕食は買って食べている生徒や、契約している近隣の食堂で食べていても、土日や祝日など食堂が休みのときは自炊せざるを得ない生徒がいるのが現状です。下宿生の栄養管理が不十分な状況にある生徒が増えています。早急に下宿生の食生活の詳細な実態調査をして、食事提供及び栄養管理と、それに伴う費用及び人件費の予算化をすべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、下宿をしている県立高校生のための食事補助の予算化は計画しておりません。また、地域によっては、地元自治体に住居を整備していただいている例もあり、例えば、地域との連携の下、全国から出願を認めている飯野高校につきましては、県とえびの市で協議を重ねながら、生徒の住環境の整備を進めていただいております。

○図師博規議員 下宿生の食事の支援に関しては、全く計画がない、予算もないということでありました。

えびの市の例が先進地の例となって、今後、市町村との連携ができるところが増えてくるといいとは思いますが、下宿生の食事支援がないがゆえに、高鍋高校と同様、寮のない宮崎県立都城工業高校では、同窓会が高校に隣接した土地に同窓会館を建て、そこで従業員を4名雇い、毎日100食程度の昼食を提供している高校もあります。やはりこの都城工業高校も、夕食は近隣の食堂での外食となっています。そもそも下宿で生活をさせるのではなく、学校寮を整備・拡充することができれば、生徒の食生活の管理向上はもちろんのこと、学習指導にもつながられます。

そこで、学校寮の利用状況と再整備計画の有無について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県が管理する生徒寮につきましては2種類ございます。

1つは、学校の教育目的を実現するために、その学校の生徒のみが入寮できる学校寮であり、高鍋農業高校、五ヶ瀬中等教育学校、小林高校の3校に設置しております。入寮率につきましては、高鍋農業高校が定員360人に対し入寮生137人で38.1%、五ヶ瀬中等教育学校及び小林高校体育コースでは、それぞれ定員を240人、94人としており、入学者または入寮希望者は100%入寮しております。

もう1つは、僻地出身生徒の通学等の負担軽減のため設置された地区生徒寮でありまして、延岡市、西都市などに6寮を設置しております。入寮率につきましては、6寮全体の定員366人に対して入寮生が224人で、61.2%となっております。今後の設置につきましては、学校寮、地区生徒寮ともに予定はございません。

○図師博規議員 学校に関する寮が2種類あることは分かりました。しかし、その整備計画は

ないということでもあります。

高鍋農業高校の寮の定員が360人に対し、今、入寮率は38%余りということも分かりました。寮の再整備が必要じゃないですかね。

では、今ある高校の寮を有効活用すべきであります。ちなみに、高鍋高校下宿生の費用負担は、食事提供が不安定にもかかわらず5万6,000円程度で、今、答弁のあった高鍋農業高校の寮費は、月1万5,000円で3食しっかり提供されます。寮を共有できれば、保護者の方々の経済的負担も軽減することができます。

ちなみに、西都児湯圏域には、高鍋農業高校の明倫寮と西都市に西都地区生徒寮の2つの寮があります。それぞれの寮の運用実態はどうなっているのでしょうか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 高鍋農業高校の明倫寮は、昭和39年に当時の文部省から自営者養成農業高等学校の指定を受け、地域の農業を支える農業経営者を育成するための産業教育施設として設置された教育寮であります。以来、約60年にわたり、寮は学習活動を支える基盤となっておりまして、生徒は、深夜の牛の分娩への立会い、朝夕の搾乳、植物の栽培管理や観察等の実習を行うなど、3年間の共同生活を通じまして、必要な資質の向上を図ってまいりました。

寮の利用状況につきましては、先ほど入寮率を申しましたが、老朽化予防や感染症拡大防止のため、本来2人1部屋のところを現在では1人で利用しております。

なお、西都地区生徒寮につきましては、男女それぞれ20人ずつの収容可能人数に対しまして、現在、男子10人、女子13人が入寮しており、全体の入寮率は57.5%となっております。

○**図師博規議員** 西都地区の寮にも受入れができる空室があることが分かりました。

ちなみに、高鍋町には県立農業大学校があり、こちらにも寮と宿泊施設を有する研修センターがありますが、この利用状況はどうなっているのでしょうか。また、高校生の寮や研修センター、もしくは食堂の共同利用など可能かどうか、農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校の学生寮は、令和4年10月1日時点で87部屋に対し84人が入寮しております。

次に、農業総合研修センターの宿泊施設は、24部屋で定員146人となっており、令和4年4月から令和5年1月の稼働率が9.8%、最も稼働率の高かった5月が25.8%となっております。

なお、学生寮は農業大学校生が、研修センター宿泊施設は農業研修などの参加者が利用することとしており、高鍋高校生が寮として利用することは想定しておりません。

○**図師博規議員** ぜひ、これを機に想定してください。

研修センターの利用率は10%未満です。県営施設の有効活用ということで、部局を超えた連携なり施策なりが今必要だと私は考えます。

高鍋農業高校の寮の件に戻ります。

西都地区の寮も併せてですが、この寮の共有を進める上で、何をどう改善すれば、また何をどう調整すれば共有が可能になるのでしょうか。教育長、いかがでしょうか。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 先ほど申しましたとおり、高鍋農業高校の明倫寮は、農業経営者を育成することを目的とした施設であるため、他校の生徒の入寮については、教育寮としての教育計画や制度の見直しが必要となります。ま

た、舎監業務の分担や寮費の設定等について、関係する生徒、保護者、職員等への理解を得る必要もございます。今後も明倫寮の在り方につきましては、地域や国をはじめとする関係機関と連携しつつ研究してまいります。

なお、県教育委員会が設置する西都地区生徒寮につきましては、僻地出身生徒が入寮してもなお空きのある場合には入寮できる場合もございます。

○**図師博規議員** 今、答弁にありました、教育計画の見直しなり、その他関連する事項の調整をぜひ速やかに始めていただきたい。また、今、答弁にありましたが、西都地区の寮に関しては、現在も空きがあるし、来年度以降も空きがあれば共有化が可能だという、少し光が差した答弁をいただいたと思います。

では、ほかの競技の選手たちももちろんですが、高鍋高校のラグビー部のようなゴールデンエイジの高校生へ適切な食事及び栄養管理なしに、国民スポーツ大会でよい成績を残せというのはあまりにも酷です。国民スポーツ大会で総合優勝をするということを公言されています日隈競技力向上対策本部長に、改めて、高校の寮の共同利用を含む高校生の生活環境改善に今後どう取り組まれていくのか、また、どのような指示を出されるのか、副知事にお伺いします。

○**副知事（日隈俊郎君）** 国スポ開催を見据え、少年種別のターゲットエイジや、今後、成年種別に移行する現在の高校生にとりまして、発達段階に応じた食事や栄養管理は、競技力を向上させるためにも大切であると考えております。そのため、現在取り組んでいるワールドアスリート発掘・育成事業においては、生徒及び保護者に対して、食事や栄養の知識を高めるプログラムを展開しております。また、競技力強

化指定校等の高校生を対象として、国体に向けたメディカルチェック等において栄養指導も実施しているところであります。

今後とも、関係団体と連携を深めながら、下宿生を含めトップアスリートを目指す高校生には、自らも食事や栄養に関しての正しい知識を基に自己管理ができる力を身につけられるよう、その支援に取り組んでまいります。

○図師博規議員 寮の共有化に関しての言及はなく、今の答弁ですと、勉学と部活を頑張る下宿生に、食事まで自己管理で頑張れと何か言われているような内容で、私の捉え方がゆがんでいるのかもしれませんが、せめて学校寮の食堂だけでも共有化できるとするならば、栄養士と調理師が作っている食事を提供することができそうです。

今回の質問をつくるに当たりまして、現場の先生方と意見交換を重ねてきました。先生方は、特にラグビー部に関しましては、監督が自ら私財をなげうってでも寮を造りたいと。学校同士の連絡調整もさせてはいただいたんですが、舎監の問題も出ましたけれども、舎監も高鍋高校から協力する体制を整えてもいいと、先生方はそういう形で、どうにかして生徒たちにいい環境を提供できないかという協議はされているんですが、現場レベルではこの壁は越えられないんですね。

もちろん国との調整も必要かもしれませんが、ぜひ現場を知る教育長として、今の先生方の御苦労や、下宿生が置かれている、しっかりとした栄養管理、食事管理ができていない環境を改善するために、知恵を、また関係機関との連携をさらに強化していただきたい。教育長、何か所見があれば一言お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動生だけでは

なく、高校生、または、広くは児童も保護者も含めて、食育に関する知識を啓発していくことは大変大事なことだと思っております。これからも食育にもしっかりと取り組んでまいります。

○図師博規議員 この課題は継続して取り上げていきたいと思っております。

それでは、次に、コンパクトシティ形成について伺ってまいります。

国は、今後30年間で約2割の人口が減少し、特に15歳から65歳の生産人口は約3割激減してしまうという推計を前提に、持続可能な都市経営を進めるために、省庁横断的な取組として、「コンパクトシティ形成支援チーム」をつくり、自治体の変革を促しています。

コンパクトシティは、公共投資や行政サービスの集中配分を可能とすることから、人口が減少して税収が縮小していく中でも、生産性を向上させるために不可欠な政策とも言われています。これに滋賀県や佐賀県、大分県などは、県が旗振り役となり、コンパクトシティ形成を推進し、実質県内総生産、いわゆる県のGDPの伸び率がいずれも全国平均を上回り、着実な成果を上げています。

そこで、本県はどうコンパクトシティ形成に取り組むのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） コンパクトシティの形成は、人口減少や高齢化によって生じている、まちの空洞化や活力の低下など、都市が抱える様々な課題の解決につながる有効な手段の一つであると考えております。

まちをコンパクトにすることにより、商業や医療、学校など、住民の生活に必要な都市機能を集約した区域を中心に、一定の人口が集積した活力のあるまちが形成され、さらに、それら

を相互に連携・補完する交通ネットワークで結ぶことで、より利便性の高い都市の機能が期待されます。

県としましては、引き続き、まちづくりを主体に担う市町と連携し、人口減少下においても、快適に暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

○図師博規議員 このコンパクトシティ形成の推進力となるのが、市町村が策定する立地適正化計画というものであります。

国も、この立地適正化計画を策定する自治体に対して、補助事業や特例措置を講じています。県内市町村の立地適正化計画の策定状況とそれに係る県の役割はどうなっているのでしょうか、県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、市町村が住民等の意見を踏まえ、都市計画区域内に都市機能や居住を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策などを定める計画であります。

本県では、都市計画区域を有する19の市町のうち、宮崎市や三股町など6市町が策定済みであり、西都市や川南町など5市町において策定中であります。

県としましては、立地適正化計画に基づく施策の推進が、人口減少下においても持続可能なまちづくりに有効であり、また、計画に位置づけられた歩行空間や交流センターの整備等に対し、議員御指摘のとおり、国の補助制度もありますことから、引き続き、市町に対して計画の策定を支援してまいります。

○図師博規議員 県内19市町のうち11市町が、立地適正化計画に基づくコンパクト化を着実に進めていくことがよく分かりました。このコン

パクトシティ形成は、民間施設の集約化だけではなく、公共施設も対象となってきます。国は地方公共団体に対し、公共施設の統廃合や民間売却などの方針を盛り込んだ公共施設管理計画の策定を求めています。

また、財政面でも、公共施設等適正管理推進事業債という事業費の9割に充当でき、うち半分を交付税の措置をするという、かなり有利な起債制度を設け、公共施設を壊すということも公共事業化することを後押ししています。公共施設の維持管理費などを圧縮すれば、産業振興や移住促進など、ほかの施策に予算を振り分けることができ、効果的かつ分かりやすい財源の確保につながります。

そこで、県及び市町村における公共施設等適正管理推進事業債の活用状況がどうなっているのか、これは総務部長にお伺いします。

○総務部長（渡辺善敬君） 公共施設等適正管理推進事業債につきましては、県や市町村が計画に基づき、主に単独事業として、公共施設等の集約化・複合化や長寿命化などを行う際に発行できるものです。また、この地方債は、充当率が高く、地方交付税措置も講じられることから、県内でも多くの団体で活用されており、令和3年度決算における発行額は、県が24.7億円、市町村が16団体で33.4億円となっております。

このうち、集約化・複合化につきましては、県が延岡市に整備する新体育館に2.5億円、市町村が宮崎市の生目地域複合施設に3.9億円など、5団体で計7.2億円でございます。また、道路舗装等の長寿命化事業など、その他の用途として、県が22.2億円、市町村が16団体で26.2億円を活用しております。

○図師博規議員 今の御答弁ですと、県は延岡

市の体育館を複合化することで2.5億円、また、その他道路等の長寿命化事業として22億円ほどの執行があるようです。その執行額から見ても、県の今の流れは、集約化することより長寿命化、いわゆる維持管理することに重きが置かれているようにも見えます。

では、今後、県が保有する公共施設等の長寿命化に係る経費はどの程度と見込んでいらっしゃるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（渡辺善敬君） 県では、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図る目的で、平成28年度に策定した宮崎県公共施設等総合管理計画を昨年度改定し、総合的・計画的な施設管理に努めております。この計画において、長寿命化を図り、老朽化する公共施設等の維持管理や更新等を行うための費用として、今後50年間で、建物系施設で約6,970億円、道路などのインフラ施設で約7,700億円、合計で約1兆4,670億円が必要になると見込んでおります。

○図師博規議員 このまま長寿命化に重きを置いたままコンパクト化を進めない場合にということで、今後、約1兆5,000億円の見込額が出されております。ただ、この金額は、とても本県の財政状況で維持できる額でないことは一目瞭然でありますし、今後、公共施設も集約化、いわゆるコンパクト化を進めるべきことを明確に示している数字でもあります。

しかし、現在、積極的に集約化されているのは学校ぐらいで、逆に陸上競技場や体育館、プールなどの公共施設は分散化が進められています。滋賀県、佐賀県、大分県のように、実質県内総生産を向上させるためにも、コンパクトシティ形成と連動して、今後、公共施設の集約化というもののビジョンが必要ではないでしょうか。県としてどのようなビジョンを持た

れているのか、総務部長、お聞かせください。

○総務部長（渡辺善敬君） 公共施設等の集約化につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画の中で、施設ごとの行政ニーズや利用状況等を把握し、建物性能や維持管理コスト等を含めて検討することとしております。さらに、エリアマネジメントの観点から、国や市町村との相互連携による利用調整や施設の集約化も視野に入れながら、地域における施設の最適利用の調整に取り組むこととしております。

また、今後の社会経済情勢の変化や公共施設等に求められる機能の変化に対応するため、計画はおおむね5年ごとに見直しを行ってまいります。引き続き、この計画に基づき、集約化も一つの選択肢として、その他の手法も活用しながら、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図ってまいります。

○図師博規議員 今、答弁がありました公共施設等総合管理計画は、集約化も視野に入れつつ、県民の最適利用のため、5年ごとに見直しを行っていくとの内容でしたが、分散化される県陸上競技場、体育館、プールなどは、建設後に集約化されることは絶対に不可能で、今の答弁、集約化も一つの選択肢というものからは外れているということが分かります。

コンパクトシティは、持続可能な都市経営のためには有効手段であることは認めるところですが、県内全ての居住者や住宅を一定のエリアに集約させることだけを目指すものではありません。また、強制的に短期間に行うものでもなく、地域住民の声に耳を傾けながら、インセンティブを講じつつ丁寧に進めていくことが大切です。

本県において、都市機能を維持向上させることと、広大な山間地を有する、そういう地理的

な状況も勘案すれば、持続可能な中山間地の暮らしを守るという視点も必要です。また、それを支援するための具体的な施策が必要となります。

そこで、来年度以降も継続されることになった特定地域づくり事業協同組合制度について伺ってまいります。

この制度は、Uターン、Iターン、Jターンの方々の獲得と地域産業担い手確保を同時に実現でき、定住や事業承継にもつながる可能性があるため、持続可能な中山間地の暮らしを守る一翼を担う事業になると大いに期待しています。

そこでまず、この制度の目的と概要について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 特定地域づくり事業協同組合制度は、過疎地域などにおいて、農林水産業、商工業といった地域の産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業を行う組合に対しまして、制度的、財政的な支援を行う制度で、令和2年6月に国において創設されたものであります。

具体的には、地域の事業者により設立された事業協同組合が、移住者などを職員として雇用し、複数の事業者等へ派遣を行うものであります。移住者などの職員は、年間を通じて組み合わせた複数の仕事に従事する仕組みとなっております。このメリットとして、事業者においては、人材のシェアにより担い手の確保ができ、また、職員におきましても、安定した雇用環境が確保されるなどの点が挙げられます。

なお、財政的支援につきましては、市町村が組合の運営費を負担した場合に、国の交付金等の支援措置が用意されておまして、市町村の負担も軽減されることとなります。

○函師博規議員 実施主体は市町村ではありませんが、市町村の実質負担も事業費の8分の1程度で済むことになっておりますので、県としても、組合設立支援のみならず、運営や事業拡大にも積極的に支援していただきたいと思えます。

そこで、既に組合認定を受けている日南市と諸塚村の組合がどのような事業展開となっているのか、再度、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 日南市の「ACにちなん事業協同組合」につきましては、農業、製造業、観光業などの14の事業者が組合員となり、それぞれ事業者の繁忙期を中心に、例えば、夏は農業、秋は製造業、冬・春は観光業といった事業へ職員を派遣する計画となっております。現在、組合では、応募のあった20名から職員3名を雇用しておまして、全員県外からの移住者であります。

次に、諸塚村の「協同組合もろつかわーく」につきましては、農林業、小売・製造業、商工団体など8つの事業者が組合員となりまして、農林業や食品製造業のほか、事務補助なども組み合わせて職員を派遣する計画となっております。来月から職員2名を雇用する予定であります。

○函師博規議員 この事業で雇用される方々はパートではないんですね。正規社員としての採用になるという大きなメリットがあります。このことは、東京、大阪、福岡の、宮崎の県外事務所でも大いにPRしていただき、コロナ禍の地方回帰、または地方移住への波をしっかりと捉えていただきたいと思えます。今後、県として、この組合設立促進のため、市町村及び関係機関とどのように連携を行うのか、再度、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県内では、現在、都農町など複数の市町村において、制度導入に向けた検討が始まっております。特に椎葉村では、組合の設立に向け、各事業者の合意形成や年間の派遣スケジュールの調整などが具体的に始まっております。

県としましては、市町村や事業者を対象とした説明会を通じて、制度の周知や理解促進に努めますとともに、市町村が実施する先進地視察や労働需要調査等に対する補助を行っているところであります。こうした取組を引き続き行ってまいりまして、組合設立の動きを積極的に後押ししてまいります。

○図師博規議員 この組合事業が全市町村で設立に至るような積極的な支援をいただくとともに、中山間地では、組合の加入事業者の確保が困難な地域もあります。なので、広域地域や一部事務組合での組合運営を可能にするなどして、制度の柔軟的な活用で、支援の拡充も考慮していただければと思います。

では、次に、障がい者雇用に関して質問してまいります。

まず、県内企業の法定雇用率の達成状況と、その雇用率未達成の場合に発生する障害者雇用納付金の状況についてお伺いします。

ちなみに、障害者法定雇用率は最近も改定されており、民間企業が2.3%、国、地方公共団体が2.6%、都道府県等教育委員会が2.5%雇用すべきとなっております。民間企業は法定率を満たさない場合、法令遵守を問われるほか、官公庁の入札で不利になる場合もあります。

そこでまず、県内の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の法定雇用率の達成状況につきましては、宮崎労働局

の調査によりますと、令和4年6月1日現在、民間企業につきましては63.0%、教育委員会を含む地方公共団体につきましては75.8%となっております。

また、障害者雇用納付金制度につきましては、常時雇用している労働者数が100人を超える民間企業について、法定雇用率を達成していない場合に、不足する障がい者数に応じて、1人につき月額5万円の納付金を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ納付する制度であります。納付額につきましては、全国の状況となりますが、令和元年度が366億円余、令和2年度が345億円余、令和3年度が364億円余となっております。なお、地方公共団体につきましては、この納付金制度の対象とはなっておりません。

○図師博規議員 今、福祉保健部長に答弁いただいたとおり、宮崎県の企業と公共機関の障がい者の雇用率は全国平均を非常に上回っておって、優秀な状況は以前から続いてきております。ただ、今、最後のほうで答弁がありましたとおり、全国の数字を見ますと、法定雇用率の引上げに伴い、納付額が非常に上昇、高止まりをしているという状況があるのも事実であります。

障がい者雇用については、内容を大きく分けますと2種類あるんですね。1つは、健常者と同じく、最低賃金をクリアした条件で就労することができる一般就労と、もう1つは、最低賃金をクリアしないまま仕事に従事する福祉的就労、この2つがあります。

それでは、県内の障がい者がどの程度一般就労されているのか。また、一般就労につなげるための就労移行支援事業や就労継続支援A型でどのくらいの方が従事されているのか。また、

令和5年3月1日（水）

もう一方の福祉的就労に当たる就労継続支援B型にはどの程度従事されていて、また、それらの方々の平均賃金がどの程度となっているのか、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の障がい者の一般就労者数につきましては、宮崎労働局の調査によりますと、障害者雇用促進法で雇用を義務づけられている一定規模以上の民間企業及び地方公共団体におきまして、令和4年6月1日現在で3,221人が就労しております。

次に、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の実利用者数と平均利用日数につきましては、最新のデータであります昨年11月の実績では、就労移行支援事業所の実利用者数が410人、平均利用日数が17.6日、同じく、就労継続支援A型事業所の実利用者数が940人、平均利用日数が18.8日、同じく、就労継続支援B型事業所の実利用者数が3,013人、平均利用日数が17.5日となっております。また、令和3年度の平均工賃等につきましては、A型の賃金が月額6万7,570円、B型の工賃が月額2万225円となっております。

○凶師博規議員 今、答弁がありましたとおり、最低賃金をクリアする、いわゆる一般就労の方々の平均賃金ですら6万7,000円余り、福祉的就労に当たるB型の事業所につきましては、月額2万円程度の収入しかございません。ただ、この数字をもってしても、全国平均よりも高い水準を本県は維持できているという現状もございます。

それでは、次の質問ですが、先般、宮崎日日新聞の記事で、「障害者雇用「代行」急増」という大きな活字が躍りました。その内容は、全国約800社の企業が障がい者紹介事業所から障がい者の紹介、あっせんを受け、採用した方を、

その障がい者紹介事業所が管理運営する農園等で就労してもらうという形態で、企業側は紹介事業所に対して、紹介料として1人当たり40万円から70万円を支払い、雇用した障がい者に対しては、給料として月11万円から13万円を支払われているようです。

この事業に関する農園は県内には4か所ほどあり、そこで雇用されている障がい者の方々は企業の社員で、もちろん一般就労となります。また、農園から収穫された農作物は、福利厚生として企業の社員に無料配布されたり、社員が障がい者と一緒に作業をする研修もあり、心のバリアフリーにも役立っているということです。何より障がい者の保護者の方からは、「障害年金や福祉的就労だけでは自立生活ができないので、子供の将来を考えたときに、代行業業には大いに助けられている」との声もあります。

県として、この障がい者の雇用に関する代行業業、代行ビジネスとでも言いましょうか、この実態、形態について、どのような認識を持たれているでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御質問の事業、いわゆる障がい者雇用代行ビジネスにつきましては、企業に社員として雇用され、相応の給与が支払われる等の肯定的意見がある一方で、業務が少なく、1日の大半が休憩時間であるとの報道もあり、職業能力の向上並びに職業人としての自立という障がい者雇用の理念に反するという声や、他の従業員等との接点が少なく、共生社会実現の観点から疑問視されるなど、様々な御意見があると承知しております。

このため国会では、昨年12月、衆参両院におきまして附帯決議がなされておまして、単に

雇用率の達成のみを目的として、障がい者雇用代行ビジネスが利用されないよう検討することが求められており、県といたしましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 もちろんこの事業モデルに賛否あることは私も承知しています。今、部長の答弁にありましたとおり、この形態が単に雇用率の達成のみを目的とした生産性の低い内容であれば否定されるべきです。しかし、障がい者の自己実現、自立生活につながるような事業内容であるのであれば推進されるべきです。

健全者の人材派遣事業は既に広く周知されていますし、このような事業は、障がい者の雇用促進と所得増につながる、少し形態を変えた人材派遣とも受け取れる側面もあります。

以前、常任委員会で、宮崎市の青島にあるANA（全日空）が経営する障がい者の事業所を視察調査したことがあります。そこでも航空業とは全くかけ離れたカレンダー作成や和紙づくりなどが行われており、その和紙を利用してANAの社員の名刺がつくられたりして、福利厚生として生かされていました。

障がい者雇用の形態が、企業が直接雇用するならオーケーで、代行業務、代行ビジネスになるとだめであるとは、短絡的に私は判断できないのではないかと思います。要は、障がい者の自立生活に寄与するかどうか、いわゆる障がい者を生活者であるという観点で理解し、それを支える支援策、制度が必要であると考えます。

質問にはしませんが、今後も障がい者雇用の在り方について、私も調査研究を進めていきたいと思っております。そして、冒頭にも述べましたが、高校生の下宿の状況の改善、または学生寮の利活用を拡充していくことについても、今

後、取り上げていきたい。でも、そのためには、来るべき改選期を乗り越えて再びこの場に帰ってこなくてははいけません。しっかり頑張ります。

そして、最後になりますが、今年度定年となります執行部の方々、そして引退される先輩議員の方々に心からの敬意を表しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○二見康之副議長 次は、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手）立憲民主党、県民連合宮崎の山内佳菜子です。

通告に従い、今回は24問の質問をさせていただきます。政治家にとって言葉は命です。言葉を一つ間違えば命取りになる。そのような思いで今回は質問をさせていただきます。御答弁いただく知事、部局長にも、明快なるお言葉で御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最初に、宮崎日日新聞に対する「知事の動き」変更依頼問題について、知事に質問いたします。

知事は、「不適切な情報提供で県民に混乱を招き、県政の信頼を失墜させた」「全ての責任は私にある」と弁明し、今議会に自身の給料を2か月分全額カットするための条例案も提案されています。それでもなお、県民の中には、非常に厳しい声もいまだに聞こえてまいります。

ここでお尋ねします。県民から寄せられている意見の件数と主な内容を伺います。また、「辞職すべき」という厳しい声をどのように受け止めているのでしょうか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

令和5年3月1日（水）

県民の皆様のご意見、御提言をお聞きする県民の声に、電話、メール、郵送などで、昨日までに275件の意見が寄せられております。その主な内容は、私が喉の異変を感じている中、初詣に行ったことや、新聞社に私の行動履歴の変更を相談したことへの御批判、また「県政への信頼が失墜した。知事は辞職すべきだ」といった御意見となっております。

今回の件につきまして、全ての責任は私にあります。「辞職すべき」など厳しい御意見を真摯に受け止め、二度とこのようなことが起こらないように、私自身、適切かつ明確な意思決定と指示を行い、責任ある県政運営に誠心誠意取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 知事は常々、常在危機という言葉が口にされています。まさに今回は、知事の常在危機、そしてガバナンス能力が問われたことだったと思います。無給2か月で今回の問題が終わるわけではありません。今お言葉をいただいたように、二度とこのようなことが起きないように再発防止策をしっかりと取ること、真摯な姿勢を取り続けることが、県民の皆様が求められていることではないかと考えます。

そこで、改めて伺います。知事として、また組織として、再発防止に向けて今後どう取り組んでいくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の事案を踏まえまして、まずは、私自身が県政を担うトップとして、例えば今回のような体調不良のときであっても、責任ある判断や意思決定、明確な指示を行うとともに、職員とも適切な緊張感を持ちながら施策を進めることを徹底してまいります。

また、組織としましては、休日などにあつて

も、組織内での十分な情報共有や判断・相談ができる体制づくりに努める、二重三重のチェックができるような仕組みづくりを進めるとともに、県民の皆様や報道機関への迅速で正確、丁寧な情報提供に取り組むこととし、その徹底につきまして、庁議の場などを通じまして、職員に指示をしたところであります。今後とも、県政に対する信頼回復に向け、誠心誠意取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 再発防止策についても、しっかりと取り組んでいらっしゃるということが確認できました。今回のことで萎縮するのではなくて、県民の皆様、また県外の方に対しても、県の情報は信頼できる、確かな情報であると信じていただけるような情報発信の在り方、透明性の確保が今後求められてくると思います。

そこでお尋ねします。知事として、また組織として、今後のマスメディアとの向き合い方や情報提供の在り方をどのように考えているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様から県政に対する信頼を得て、県政を進めていくためには、県の計画や施策、災害等のリスク情報なども含め、県民の皆様が必要とする情報を積極的に公開することにより、県政の透明化を図っていくことが重要であると考えております。

そして、マスメディアの向こう側には、県民の皆様のご存在というものを常に意識する必要があると考えております。広報活動は、県民と県政をつなぐかけ橋として、県民の県政参加を促す上で、極めて重要な役割を果たしているものと認識しております。

このため、今回の件を教訓としまして、知事として、そして県として、これまで以上に迅速

かつ正確で分かりやすい情報の提供に積極的に取り組んでまいります。

また、その中で重要な役割を担う報道活動においては、マスメディアとの適切な緊張感と良好な信頼関係の下、丁寧できめ細やかな情報提供や取材対応などに努めてまいります。

○山内佳菜子議員 マスメディアにいた身としましては、やはり信頼関係も大事である、それと同時に、緊張関係もしっかりと維持していかなければいけないというふうに感じております。今後も引き続きお願いしたいと思っております。

また、知事は、SNSでも御自身の言葉でいろいろな活動や思いをこれまで発信されてきていたと思いますが、今回の問題以降、更新が途絶えています。そのことについても、今こそ知事自らの言葉で、今後どう取り組んでいくのかをしっかりと説明してほしい、そう待ち望んでいる県民の方もいらっしゃると思います。ぜひ今こそ、知事の方で、自らの思いを皆さんにまた発信していただきたいと思っております。

それでは次に、少子化対策、子育て支援について6問質問します。

本日の宮日新聞でも、「出生数、初の80万人割れ 少子化、10年超速く進行」の見出しで、出生数の減少の危機的な状況を伝えています。

知事が最重要課題と位置づける少子化対策、既にほかの自治体は動き始めています。独自の子育て支援で有名な兵庫県明石市は、5つの無料化として、高校生までの医療費無償化、見守りも兼ねたおむつの無料宅配などに取り組み、9年連続人口増、主要税収入が8年で32億円増加したとの報道もあります。県内でも先日、都城市が、新年度予算案として、保育料、中学生以下の医療費、妊産婦健診、3つの無料化を掲げました。

明石市も都城市も、子供予算は未来への投資、私の自治体は子育てを最重要課題に位置づけている、そしてしっかり取り組んでいる、そういう強いメッセージ性を発信している、打ち出していると感じています。

知事は6月の肉付け予算で、強いメッセージ性がある予算を出してこられるのではないかと思います。ぜひ出していただきたいと要望したいと思っております。

そこでお伺いします。本県の子供・子育て政策について、強いメッセージ性を発信するために、どのような事業化、予算化を見据えていますか。知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供・子育て政策は、未来をつくる子供たちへの投資でありまして、本県の最重要課題であるとの認識の下で、私も県民を挙げてこの子育てに取り組んでいきたいという思いで提唱し、これまで「未来みやぎ子育て県民運動」を展開してきたところでありますが、コロナ禍の影響等によります昨今の出生数や婚姻数の急激な落ち込みには、強い危機感を持っております。

こうした危機感を県民の皆様と共有し、官民一体となって、出会いや子育てを応援する機運をさらに高めていく必要があると考えております。このため、令和5年度の当初予算案におきまして、骨格予算ではありますが、出会いや子育ての支援メニューをより一層拡充させた「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業」や、地域の実情に応じた市町村のきめ細かな少子化対策の取組への支援事業を提案したところであります。

今後に向けましては、現在、国において「次元の異なる少子化対策」が議論されておりますので、その内容も十分踏まえた上で、幅広く子

育て世代の意見も伺いながら、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに向け、必要な施策を検討、実施してまいります。

○山内佳菜子議員 朝日新聞の報道によると、都城市の池田市長は「国も人口減少対策に力を入れているが、1歩2歩先に行けば国に背中を押してもらえらる」とコメントしたようです。

知事の答弁では、どうしても「国の動向を注視しながら」「踏まえて」というような言葉がたくさん聞かれますが、4期目を迎えた今、強い独自性、ユニークなアイデア、そして県民がわくわくするような夢や希望が持てるような、そういう言葉、メッセージもぜひ発していただきたいと思います。

次に、知事は知事選前に公表した政策提案で、合計特殊出生率が1.8を超えることを目指し、外部有識者を交えた研究会を設置し、少子化対策を再構築するとしています。

そこでお尋ねします。知事が政策提案に掲げた研究会は、いつ、どのようなメンバーで設置するのですか。調査研究の方法・内容、政策の実現など、どのようなロードマップを描いているのか、現段階の構想を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子化の要因は、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に加えまして、雇用環境や子育てに対する経済的負担、子育てと仕事の両立、さらには地域の特性など、様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えております。出生率の向上に向けましては、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て支援といった対策にとどまらず、産業の活性化や雇用の場の確保、移住施策など、幅広い分野での対策が必要だと考えております。

このため、私の政策提案におきましては、外部有識者を交えた研究会を設置し、少子化対策

の再構築を図るとしたところであります。現在、その調査研究の方法や内容、スケジュール等について検討を行っており、今後、国において示される「次元の異なる少子化対策」の内容も踏まえたものにしてまいりたいと考えております。

なお、個々の自治体の取組、もちろん県も市町村もそれぞれ取組を進めていくということは重要でありますし、全国知事会というくくりの中でも、国に対し様々な提言を行っている、そのこともぜひ御理解いただきたい。

○山内佳菜子議員 今、知事からもお話がありました。国会では「次元の異なる少子化対策」という言葉が飛び交っていますが、その議論の中では、私たち子育て世代の肌感覚とはかけ離れた議論、言葉が飛び交い、啞然とする場面も見られます。育休・産休中のリスクリング、いわゆる学び直しの議論、「新たな小さな命を前に手いっぱいの中で学び直すとはどういうことなんでしょうか。子育てを経験していない人の発想ではないか」という反発を招きました。私も同感でした。異次元でなくていいのです。宮崎で暮らす私たちの肌感覚に合う、ごく当たり前の子育て政策が求められているのではないかと考えています。

結婚をしない、子供を産まないという選択も尊重しつつ、「結婚したくてもできないのはなぜ」「子供を産みたいのに産めないのはなぜだろう」、そういう様々な「なぜ」を持ち寄り、宮崎で暮らす多様な性別や年代、学校や企業、医療、福祉、教育の関係機関、民間団体の生の声が反映される研究会に期待しています。そして、宮崎に住む皆さんのリアルな声を生かし、宮崎の実態に合う最高の少子化対策に期待しています。

令和5年3月1日（水）

次は、障がいの有無に関係なく、安心して産み育てられる宮崎を目指す上での質問です。

年末に報道されましたが、北海道のグループホームで知的障がい者が不妊手術や処置を受けていた問題、絶対に許されるものではありません。

本県の重度障がい者の生活を支援する当事者団体、障害者自立応援センターYAH!DOみやぎきは今年1月、河野知事宛てに、県内で同様なことが起きていないかを調査することなど、4項目を掲げる要請書を提出しました。本県は、国の調査に先駆けて、独自に2月から調査を始めたと聞いています。

そこでお伺いします。宮崎県内での障がい者に対する不妊処置の実態について、調査内容や今後の対応を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 北海道のグループホームの事案を受けまして、県では、所管するグループホームを対象に、同様の事例がないか、先月下旬から書面による調査を行っているところであります。調査内容としましては、利用者が結婚する場合などに不妊処置を条件とした事例や促した事例の有無、そして結婚等を禁止するルールの有無であります。

また、既に、グループホームを含む全ての障害福祉サービス事業者等に対して、障がい者の意思を尊重し、本人の立場に立ったサービスの提供に努めるよう、改めて通知をしております。今後は、調査結果を今月中に取りまとめる予定でありますので、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 県と宮崎市で協力して、県内の113事業所を調査して下さっていると聞いています。迅速な対応に感謝いたします。ただ、事業所自ら答えないケースもあると思いま

す。御家族や当事者に対しても調査を検討すること、また、相談をしたいというときに、相談に対応できる受皿づくりも進めるように求めたいと思います。

次に、現在増えている共働き世帯、ひとり親にとって、必要不可欠な子育て支援の充実に向けて質問します。

子供が病気になった際に、保育園や学校に預けられない。そういう場合に、代わりに病気の子供を預かってくれる病児保育は必要不可欠な存在です。県こども政策課によると、本県の延べ利用者は令和3年度で9,038人と、子供は減っているにもかかわらず、利用が伸びている状況です。

そこでお伺いします。病児保育事業の実態について伺います。さらに設置を進めていくべきだと思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 病児保育事業は、病気になった子供を自宅で保育するのが困難な場合に一時的に保育する事業であり、少子化対策を進める上で大変重要な取組であります。このため県では、実施主体である市町村に対しまして、施設整備や運営に係る経費を支援するなど、設置促進を図ってきたところであります。その結果、今年度も新たに3か所で事業が開始されるなど、県内16市町で32か所に広がっており、延べ利用者数も年々増加しております。

一方で、利用者見込みが立てにくい、あるいは保育士や看護師の確保が困難であることなどから、設置が難しい地域もあります。子育て世帯の負担軽減と安心につながる事業でありますので、引き続き市町村と連携しながら設置を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 設置を進めることと併せて、福岡県では、2月議会に120億円規模となる出産・子育て安心基金を創設する条例改正案を提案しています。病児保育の利用料を無償化するというような事業も盛り込まれています。県内では、病児保育の無償化に取り組んでいる市町村はまだありません。県から始めることで、市町村を後押しするような取組を求めたいと思います。

次に、小学校を終えた放課後に、子供たちを預かる放課後児童クラブについて伺います。

こちら、県こども政策課によると、利用は増加傾向で、令和4年度は1万3,122人が利用したそうです。

そこで、放課後児童クラブの現状と待機児童解消に向けた県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 放課後児童クラブは県内22市町村で実施しており、令和4年5月現在の設置箇所数は285か所で、年々増加しております。

一方、共働き家庭等の増加もあり、利用希望者は増加傾向にあり、今年度の待機児童数は199人で、都市部を中心に依然として多い状況となっております。

このため県では、事業の実施主体となる市町村に対して、施設整備や運営に係る経費を支援するとともに、必要となる人材を確保・育成するため、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施しているところであります。今後とも、増加する利用ニーズに対応できるよう、市町村と連携して設置を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 小学校を終えた子供が預けられないと保護者の方は働けない。そして最近

では、子供を巻き込むような痛ましい事件や事故も起きることもありますので、ぜひそういった観点からも、待機児童解消に向けて、今後もしっかりと取り組んでほしいと思います。

また、支援員に関してですが、短時間労働で給与が低いので、資格を取得しても辞めていく人も多いようです。処遇改善を進める事業はありますが、本県の放課後児童支援員等処遇改善事業実施自治体は、放課後児童クラブが設置されている22市町村のうち17市町、100%ではなくて77.3%。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業実施自治体数は8市町、こちらは半分も行かずに36.4%にとどまっています。事業を活用するなど、質・量ともにさらなる充実を求めます。

次に、県立高校のタブレット端末について伺います。

端末は1台数万円と高額で、家計を圧迫するため、昨年の11月議会でも、私は、全都道府県のほぼ半数は各自治体で負担しているの、本県も公費負担をしてくださいと求めています。それに対し、県は低所得世帯に対して貸出し用端末を用意しているというような説明をされていますが、ここでお尋ねします。

高等学校の低所得世帯向けの貸出し端末の利用状況と今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 高校では、今年度1年生から1人1台端末による学習を開始したところですが、低所得世帯等向けの端末は、全学年が端末を活用する2年後を見据え、3,400台整備しております。

今年度、各高校では、端末の貸出しについて1年生の全ての世帯に周知し、1学年相当分の約1,100台のうち106台を貸し出している状況で

あります。次年度の貸出し端末につきましては、来年度に入学する予定の中学生と保護者に対しまして、11月には中学校を通じて案内したところであり、今後も合格発表後の入学予定者説明会等において積極的に周知してまいります。

また、既に家庭で使用の端末の利用や副教材費の削減について、各高校に検討を指示したところであり、今後もトータルで保護者負担の軽減につながるよう取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 貸出し用の端末は、今の御説明ですと、用意した分に対して、実際に利用されている台数は1割にも満たない状態で、非常にもったいないと思います。高額な端末が眠らないように工夫をすべきです。そして、改めて端末の公費負担、せめて一部支援を強く求めます。

ここからは令和5年度予算案について6問伺います。

私が初めて登壇した令和3年11月議会で、県内のDV被害者支援を支える民間団体の声を届け、行政の支援からこぼれ落ちる被害者を支える民間団体へ財政支援すべきだと訴えました。

そこでお尋ねします。「DV被害者等セーフティネット強化支援事業」について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難で潜在化しやすい問題であるため、被害者が安心して相談でき、緊急の場合には同伴家族も一緒に安全が確保できる体制づくりを、支援を行っている民間団体を含む関係機関が連携して進めていく必要があります。

このため、お尋ねの「DV被害者等セーフティネット強化支援事業」におきましては、S

NS等を活用した相談窓口の拡充や、緊急時に保護できる受入れ体制の整備、また、支援員の資質向上等を行う民間団体を支援することとしております。これにより、新たな相談ニーズの掘り起こしや、女性相談所では対応が困難な中高生以上の男児同伴の被害者も保護できるようになるなど、セーフティーネット機能の強化が図られるものと考えております。

○山内佳菜子議員 宮崎県として、民間の保護施設やシェルターに直接支援する事業を行うことは、今回が初めてだと聞いています。御決断に感謝いたします。また、DV被害者は、女性だけではなく男性もいらっしゃいます。男性にも対応できる受皿づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

次に、DV被害者等セーフティネット機能を高めるため、民間団体等との連携をどのように図ろうと考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） DV被害者等の安全確保と自立支援を切れ目なく行うためには、女性相談所をはじめ、警察、市町村等の公的機関と民間団体が、それぞれの役割や強みを生かしながら緊密に連携していくことが大変重要であります。このため県では、関係機関で構成するDV被害者保護支援ネットワーク会議を設置し、全体会に加え、県内3か所での地区別会議も開催しながら、情報交換や課題解決のための具体的な援助方針の検討などを行っているところであります。

また、先ほどお答えした事業におきまして、民間団体の相談支援体制の強化を図ることとしており、関係機関によるネットワーク化をさらに進めることで、包括的な支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 連携をより深めて、県内のDV被害者が一人でも減るように、そしてDVが根絶される宮崎県を目指して取り組んでいただきたいと思います。

次に、コロナ禍で全国的に過去最多となった、いじめや不登校の対策について質問いたします。

新年度予算に盛り込まれた「いじめ・不登校等対策事業」に係るSNS相談はどのように周知を図っていくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今議会でお願ひしております「いじめ・不登校等対策事業」に係るSNS相談の周知につきましては、相談期間や内容などを掲載した名刺サイズのカードを、年度初めに県内全ての児童生徒に配付することとしております。カードには、児童生徒が相談しやすいよう、スマートフォン等で読み取れるQRコードを掲載するなどの工夫を図りたいと考えております。

また、各学校や関係機関には、啓発用のポスターを掲示したり、年間を通じて計画的にリーフレットを配付するほか、テレビの教育広報番組等においても紹介する予定であります。このようにSNS相談の周知を徹底することで、子供たちの悩みや不安にいち早く応え、そのかけがえのない命を守る一助につなげてまいります。

○山内佳菜子議員 令和3年度にも同様のSNS相談を実施されていると聞いています。そのときの状況では、8月中旬から3月末まで1,257件の相談が寄せられて、通常の電話相談に比べて断然多い数の相談が寄せられたということです。いじめの解決、解消に向けて、さらなる取組をお願いいたします。

次に、不登校対策として、フリースクールな

どの民間施設との協議会を設置するとありますが、協議会の目的、構成メンバー、協議会を受けての県の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、本年1月に、初めて県内15のフリースクールなどの民間施設の方々とは意見交換会を実施いたしました。これを受け、来年度はさらに規模を拡大し、協議会を開催したいと考えております。その目的であります、よりよい支援のために各団体がどのような取組ができるのか、また、どのような連携を図ることができるのか等を協議するものであります。

さらに、その構成メンバーですが、フリースクールをはじめ、学校関係者や心理士会など、不登校支援に関わる様々な方々を想定しております。

県教育委員会といたしましては、協議会で得られる意見を基に、不登校の子供たちの将来の社会的自立に向けた主体的な取組を支援してまいります。

○山内佳菜子議員 それぞれ個別に活動されていた皆さんが、一つの場に集まって意見交換ができる、情報共有ができる、そういう場所をつくってくださった。それは、やはり県にしかできない役割だと思います。感謝申し上げます。

私が生活する大宮地区では、増え続ける不登校の子供たちに何かできないかと元校長先生が呼びかけられて、里親、学生、様々な立場の皆さんが「こころの居場所」というグループをつくれ、私も参加させていただいています。このように、地域でもそのような動きが出てきているということです。

公立大、県立看護大の学生の参加を募り、生徒の学習支援や、大人、学生、生徒が一体となった社会参加型の触れ合いの場を設定してい

ます。また、不登校の子供や家族の支援に取り組む団体「エリアリアン」とも協力して、試行錯誤しながら活動を続けています。

その元校長先生は、「成果の大きさに、生徒、スタッフ、学校と喜び合っています」と、うれしそうにお話をされています。その上で、「子供の登校状況や現場の実情を知るのは、やはり各学校となりますと、各学校の協力は不可欠です。協議会や不登校対策を考える際には、各学校にも積極的な参加を促すようお願いしたい」とおっしゃっています。

どうしても学校の先生方は、情報を共有することにこれまで慣れていなかったり、個人情報もあるので非常に難しいということは理解はできますけれども、やはり学校だけでは解決できない問題というものも増えていますので、ぜひ学校以外の皆さんとの連携についてもしっかりと進めていただきたいと思います。

続いて、新年度予算案から、「津波防災地域づくり」推進事業について2問伺います。

南海トラフ地震への備えは急務です。国は避難体制を充実させるため、津波浸水想定地域を抱える本県を含む39都道府県全てで、津波災害警戒区域を指定することを目標としています。現在、20道府県が指定済み、本県はこれから準備に着手するところです。ただ、警戒区域の指定については、「危険な印象が強まり、地価が下がるのでは」「土地が売れなくなるのでは」という懸念もあり、他県では、市町村の意向を反映して、指定しない自治体もあるようです。

本県では、宮崎、延岡、日向市など、沿岸の10市町が津波浸水想定地域を抱えています。ここで質問いたします。

津波災害警戒区域の指定について、県としての考えを県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 津波災害警戒区域の指定につきましては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、最大クラスの津波による浸水が想定されている地域において、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、関係市町村長の意見を聴いた上で、知事が定めるものであります。

本県におきましては、南海トラフ地震などによって発生する津波により、甚大な被害が想定されていることから、津波災害に強い地域づくりが大変重要と考えております。

県としましては、効率的かつ効果的な避難対策を推進するため、関係市町と連携し、津波による浸水が想定されている全ての地域において、指定に向けた取組を進めてまいります。

○**山内佳菜子議員** 県としては、10市町全てで指定を目指したいというお答えをいただきました。他県では、指定する際の過程も大切にしています。静岡県では、津波の専門家や国、市の代表で検討委員会を設置し、警戒区域の基準となる水位の考え方などを示す手引を公表しています。そして、合意の取れた市町から順次指定をしたようです。市民や地元住民の理解を得るための説明会やワークショップを開く自治体もあるようです。

そこでお尋ねします。津波災害警戒区域の指定に向けて、今後、どのように進めていくのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 津波災害警戒区域を指定し、効率的かつ効果的な避難対策を推進するためには、関係市町の理解と協力が不可欠であります。また、地域の皆様にも区域指定に対する理解と関心を深めていただき、的確な避難行動につなげていくことが大変重要であります。このため、今議会にお願いしておりま

す「津波防災地域づくり」推進事業」において作成する資料を基に、指定の範囲などについて関係市町の意見を聴くとともに、住民に対する周知のための説明会を開催するなど、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を丁寧に進めていくこととしております。

○山内佳菜子議員 ぜひ丁寧な対応をお願いいたします。

次の質問です。パートナーシップ制度について、知事にお尋ねします。

これまでも様々な議員がこの件に関しては質問されていますが、最近の情勢の変化もありましたので、それを踏まえて、改めて知事のお考えを伺いたいと思います。

国会では2月、同性婚への差別的な発言で総理大臣秘書官が更迭されたことから批判が高まり、LGBTへの理解を増進するための議員立法について、与野党で議論が活発化しています。そして、20日には全国の23県の有志知事が共同声明を出されています。河野知事も声明に参加されているようです。

21日配信の茨城新聞によると、国の政策を後押しするなどといった内容の声明になっているようです。また、その場では、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携の拡大に向けて、知事側から意欲を示されたとも報道されています。

また、宮崎県人権同和対策課によると、2月1日時点で、全国では10都府県がパートナーシップ制度を導入しています。宮崎県内では9の市町が導入していますが、宮崎県は「県民の理解と市町村の協力が必要」という答弁を繰り返し、導入を検討するに至っていません。

一方、2月27日の日本経済新聞の記事では、日本経済新聞社の世論調査で、男性や女性同士

で結婚する同性婚を法的に認めることについて、賛成が65%、反対24%という結果が現れ、他社の世論調査でも軒並み賛成が反対を上回っています。社会では同性婚やLGBTの理解が広がりつつあります。理解と協力を進めないといけないのは、知事、宮崎県のほうではないでしょうか。

そのような認識の上で質問をいたします。パートナーシップ宣誓制度の導入について、県として検討する考えがあるか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） パートナーシップ宣誓制度につきましては、まずは県民の皆さんが性的マイノリティーの方が抱える悩みや困り事を知り、制度の内容、導入が求められる理由を理解していただくこと、そして地域の中で安心して暮らし、活躍できるよう、応援していただくことが重要であると考えております。また、県が導入する場合には、この制度によって受けられる実際の行政サービスや手続を担う市町村の理解と協力が不可欠であると考えております。

このため県では、性の多様性への理解促進に向け、当事者を講師とした講演会の開催や人権情報誌への掲載のほか、今年度、新たに啓発資料の作成に取り組んでいるところであります。

また、当事者の方々から改めて御意見を伺ったほか、既に導入した市町や、現在、導入していない市町村の状況や考え方などについて意見交換を行っているところでありまして、今後さらに議論を深めてまいります。

○山内佳菜子議員 私は、河野知事個人のお考えをお伺いしたかったのであります。今の答えだと、宮崎県の組織としての動きの回答だだと思います。知事御自身はパートナーシップ制度導入に関してどのようなお考えなのかをぜひ

聞かせていただきたいと思います。改めて、知事個人のパートナーシップ制度導入に関しての御意見を聞かせてください。

○知事（河野俊嗣君） 今、申し上げた基本的な考え方は私も同様であります。県民の皆さんの理解が必要だということと、実際のサービスを担う市町村の理解というものも得て、進めていく必要があるということでございます。また、当事者の方々の御意見も伺っておりますと、様々なお考えがあるということも丁寧に進めていく必要があると、そのような考えであります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。予定にはない質問でしたので、ありがとうございます。

ただ、100人が100人に理解を得るというのは非常に難しい、あり得ない話だと思います。パートナーシップ制度に関しては、制度を利用するかどうかの選択肢を増やす。そういう考え方で私は制度の導入の検討を進めていただきたいと思いますので、ぜひ知事には、またいつの日か御決断をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にいきます。公営住宅について、3問質問いたします。

公営住宅に申し込むが、なかなか入居できないという相談をいただいています。

そこで質問いたします。県営住宅の管理戸数と障がい者専用住宅の戸数について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅につきましては、令和4年3月31日現在、建て替えや改修工事のために募集を止めている住戸を除き、8,638戸を管理しております。このうち、これまでにトイレ及び浴室の手すりの設置や室内

の段差解消など、バリアフリー化を行った住戸は3,251戸でございます。

議員お尋ねの車椅子が通行可能な屋外スロープ等が整備された障がい者専用の住戸は9戸となっております。

○山内佳菜子議員 私がいただいた質問者の方が体に障がいがある方でしたので、部長にそのような質問をさせていただいたのですが、今後、高齢者や障がい者が増えていく、体が動かしづらい方が増えていくという中で、そういう戸数を増やすべきではないかという御意見もあります。

そこでお伺いします。今後、県で障がい者専用住宅の戸数を増やしていく考えはないか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 障がい者専用住宅につきましては、まずは、地域のニーズに精通した市町村が主体的に整備することが望ましいと考えております。このため県では、モデル的に3地域において、先ほど答弁しました9戸を整備した後、市町村に整備を促してきたところであります。その結果、現在、市町村が管理する障がい者専用住宅は、宮崎市の216戸をはじめとして、8市1町で295戸となっております。

一方で、地域的な偏りや障がい者専用住宅をまだ整備していない市町村もございますので、引き続き市町村に対し整備を促すとともに、公営住宅の広域的・補完的な役割を担う県営住宅につきましても、県民の多様なニーズを踏まえ、専用住宅の整備を検討してまいります。

○山内佳菜子議員 今後、単身世帯の方も増えていくと見られています。県営住宅における単身世帯の入居要件を緩和する考えはないか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 県営住宅の入居資格につきましては、同居親族等があることを要件の一つにしておりますが、60歳以上の方や身体障がい者、DV被害者の方などについては、例外的に単身での入居を認めております。

また、都城市や延岡市など、過疎法による過疎地域等となっている9の市町の県営住宅は、同居親族等の有無にかかわらず入居が可能となっております。

県としましては、社会情勢の変化に応じて入居要件を見直していくことは必要であると考えており、今後、県民ニーズの把握に努め、有識者や関係団体等の意見を伺い、本県に適した入居要件を検討してまいります。

○**山内佳菜子議員** 有識者や利用者、実際に運用する管理者も交えて、ぜひ協議を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続いて、今日の宮日新聞23面でも取り上げられている高次脳機能障がいに関連して、4問、福祉保健部長に伺います。

知事選で、高次脳機能障がいの家族会が候補者に公開質問を行いましたので、その結果を基に質問いたします。

医療や福祉において、障がいのある方の支援の最も基本となる大切なことは、障がいの当事者全員が正確な診断を受け、障害者手帳を取得することです。ごく当たり前のことのようにですが、高次脳機能障がい者にはそれすらできない方が大勢いることが現状です。県の資料によると、本県の高次脳機能障がいと見られる人のうち、医療機関から診断を受けている割合はわずか7.7%、障害者手帳取得者は何と0.2%にとどまります。

県は本年度から、高次脳機能障がいの方向け

に生活訓練と就労訓練等を行う通所事業「結」をモデル的に設置しました。県内でそのような事業所がない中、関係者からは評価する声や喜びの声が上がりました。一方で、定員はわずか5人と非常に狭き門です。一日も早く県内の必要な方に届けるべきだと思います。

そこでお尋ねします。高次脳機能障がい者のための通所教室「結」の取組を今後どう広げていくのか、福祉保健部長に伺います。

○**福祉保健部長（重黒木 清君）** 御質問の通所教室につきましては、宮崎大学医学部や民間医療機関の御協力の下、社会復帰を望む方が就労等の次のステップに円滑に移ることができるよう、自らの障がいを認識し、社会生活に適応していくための基礎的な訓練を行ってまいりました。受講生からは、「言葉がスムーズに出るようになった」「就労を目標に頑張りたい」等の前向きな言葉が聞かれ、この取組の意義を実感しているところであります。

来年度は、教室の開催時期等の運営方法を工夫し、より多くの当事者の方を受け入れることとしており、さらに民間事業所等においても同様の取組が広がるよう、支援手法やプログラムなどノウハウの共有に努めてまいります。

○**山内佳菜子議員** 受入れ人数が増えるということで、ありがとうございます。

一方で、民間の事業所でも実施してくれる事業所が増えるように、県としても働きかけをお願いいたします。

県の障がい福祉計画では、「高次脳機能障がい者が、身近な地域で診断を受け、十分なリハビリ等を受けることができるよう、対応可能な支援協力医療機関数を増やすとともに、就労支援機関や市町村等との連携を強化し、地域での支援ネットワークを充実させる取組を行いま

す」としています。

ただ、今日の宮日新聞でも、高次脳機能障がいに対応可能な医療機関44施設を、県のホームページで公開を始めたことが紹介されましたが、その中では、過去に情報が公開されていたものの一旦削除されたとの記載もあります。

そこで伺います。身体障害者相談センターのホームページに掲載されていた医療機関情報が削除された理由について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の高次脳機能障がいの受入れ医療機関の情報につきましては、平成28年度に県身体障害者相談センターのホームページに掲載しておりましたが、一部が古い情報となっております、更新の必要があることから、昨年度、削除したものです。そのため今年度、神経内科や脳神経外科等を診療科目とする県内の医療機関を対象に、確定診断やリハビリテーションの実施の有無など、高次脳機能障がい者の受入れ体制等に関する調査を実施し、改めて、受入れ医療機関の情報として県ホームページに掲載したところであります。

○山内佳菜子議員 全てを一旦削除してしまったようですが、一部の削除や変更で対応できたのではないのでしょうか。医療情報は障がいがある方が適切な医療や支援につながるための命綱です。宮日の記事に登場する男性も、障がいを自認するまでに3年もの時間を費やしたと苦勞を語っています。定期的な更新などで、県民が正確な情報につながる仕組みづくりを強く願います。

また、その福祉計画では、「高次脳機能障がい者の数や医療・障がい福祉サービスによる支援状況などの実態把握に努める」と示されていますが、令和4年度現在、実態調査はなされて

いません。

ここで伺います。実態把握調査の時期や方法、公表の予定について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高次脳機能障がいは「見えない障がい」とも言われ、周囲だけでなく御本人がその認識がないことが多く、実数で把握することは極めて困難であります。しかしながら、より効果的な支援を行うためには、可能な限り実態を把握することが重要でありますことから、第6期宮崎県障がい福祉計画において調査を実施することとしており、来年度の調査に向けて準備を進めているところであります。

調査方法等につきましては、参考となる他県の事例等、情報収集を行っておりますが、医療機関や家族会等の御意見もいただきながら検討してまいります。

なお、調査結果については公表し、高次脳機能障がいへの県民の理解促進にもつなげてまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ正確な実態をつかむ調査を行っていただきたいと思います。お願いいたします。

高次脳機能障がいに関しましては、支援拠点は、宮崎大学、身体障害者相談センターの2か所だけ、相談等を業務とする高次機能障がい支援コーディネーターはわずか2人です。相談体制の強化が求められますし、高次脳機能障がいに対応できる医師、医療機関など、限られた支援資源を増やす取組も大きな課題です。急ぎ必要なことは、「あそこに行けば大丈夫」というように、医療、相談、福祉、就労、家族支援など、当事者や家族が求める一連のものにしっかりとつなぐ仕組み、ネットワークをつくるこ

と、それこそが県にしかできない大切な役割ではないでしょうか。

そこで伺います。高次脳機能障がいについての相談、医療、就労に関する支援をどのように充実させていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高次脳機能障がいのある方々を適切な支援につなげる相談支援につきましては、県身体障害者相談センターが中心となり、医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら必要な支援を行っております。

また、医療や就労の面では、確定診断やリハビリテーション等を行う医療機関や受入れ可能な就労継続支援事業所等の拡充を図るため、支援者向けの研修を実施しております。

県としましては、高次脳機能障がいのある方が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関とより一層緊密に連携しながら、これらの取組を広げ、支援の充実を図ってまいります。

○山内佳菜子議員 今日は高次脳機能障がいの家族会の方も傍聴に来られています。ぜひ家族会の皆様と今後もしっかりと連携して、一人でも困っている方が救われるような実効性のある対策に取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本日3月1日は県立高校の卒業式です。本日卒業を迎えられた高校生の皆さん、保護者、関係者の皆様、心よりお祝い申し上げます。

そこで伺います。県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 卒業式のマスクの

取扱いにつきましては、政府対策本部の決定を受けた文部科学省通知を踏まえ、県立学校に通知し、市町村教育委員会にも周知しております。

本県では、国の方針に沿い、児童生徒や教職員は、式典を通じマスクを外すことを基本としながら、校歌斉唱などはマスク着用等の対策を講じることとし、保護者等には着用を求めています。また、独自の対応としまして、会場の広さ等によりオンラインの併用も可能としたほか、感染に不安を抱く子供がいること等を踏まえ、せきエチケットやマスクを外しての発声を慎むなど、感染対策を徹底するよう周知いたしました。

なお、マスクの着脱について学校が強いることのないよう、また、このことで差別、偏見がないよう指導することも併せて通知したところであります。

○山内佳菜子議員 今朝会った高校生は、「卒業式ですか」と聞くと、「そうです」と、うれしそうに答えていらっしゃいました。4月からまた、マスク着用に関してはいろいろな変更があるかと思いますが、教育長がおっしゃったように、感染が不安な子もいらっしゃいますので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

これで私が予定していた質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年3月1日（水）

次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫でございます。

今日は、久方ぶりに、地元から大恩ある元上司の先輩、そして元議長さん、地権者の皆さん、御足労いただきました。恐れ入ります。

今回も、まずは農業問題から質問に入らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、フードショック・穀物闘争についてお伺いいたします。

ウクライナ紛争勃発以来、1年が過ぎ去りました。コロナ禍の影響やウクライナ紛争など、全世界が100年に一度とも言われる難局に直面していると言えるのではないのでしょうか。世界の融和と繁栄、人々が世界を行き交う人類の明るい未来が期待された21世紀のグローバリゼーションは、今まさに大きな混迷の時代に突入したのではないかと。紛争とともに、生きることの源である世界の食の秩序が崩壊していくのではないかと心配でなりません。

世界の三大穀物は、小麦、トウモロコシ、そして米です。その食料としての小麦と飼料としてのトウモロコシが今、世界の平和を脅かす穀物として危惧されておりますが、米だけはまだ、この世界のフードショック・穀物闘争と言われる窮状にさらされておられません。

国の数値によりますと、令和元年度前後の世界の小麦の生産量は約8億トン、米は約5億トンですから、主食穀物の約40%は米でした。しかし、小麦はその生産量の約20%以上が輸出の対象になるのに比べ、米は約5%程度で自国消費が多い。つまり、国際情勢等により、世界の穀物メジャーなどから価格を操作されるリスク

が少ない米は、極めて優等生の穀物であると私は思っております。ですから、日本はもっと米を大事にしなければならぬと、私は言っているわけでありませぬ。

また、私は、本県が日本の食料供給基地を目指すのならば、日本の米の文化をいま一度真剣に考え直し、食料安全保障に役立てるべきだと叫び続けております。

このような中、1月に開会されました通常国会の施政方針演説で、岸田首相は、農業問題について「肥料、飼料、主要穀物の国産化推進」を掲げられ、食料安全保障の強化を進める方針を強調されました。

また、さらに、昨年夏以降、盛んにメディアで米粉のトップセールスをされているのが小池東京都知事であることをつい最近知りました。

「日本には米という瑞穂の国の大切な宝がある。小麦が逼迫する中、改めて米粉に注目してほしい。東京の力、消費者の力で全国の産地に力を」と、農村地域に向けたメッセージが話題になりました。

そこで、小池東京都知事の米粉普及の情報発信をどう受け止め、県として米粉の普及にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

小池東京都知事による情報発信は、大消費地ならでの、また小池知事らしい、インパクトが大きい取組であると受け止めております。

ウクライナ情勢を背景として、穀物需給が国際的に逼迫し、食の安全保障が叫ばれる中で、議員御指摘のとおり、100%自給が可能な米、改

めてその重要性を見詰め直すべきであり、活用していくべきだと、私もそのように考えております。

昨年、県産米粉の麺を試食し、もちもちした食感のおいしさに、改めて米粉の将来性を実感したところであります。

米粉につきましては、県内で生産・加工して付加価値をつける取組が重要であると考えておりまして、現在、県では、農家と加工業者のマッチングや学校給食会における米粉の利用支援などに取り組んでおります。

また、4月に開催されるG7農業大臣会合において、県内の高校生やJA女性グループなどが考案した米粉スイーツを提供したいと考えております。今後とも、様々な機会を捉えて、本県の米粉や米粉製品の魅力を県内外に発信するとともに、確実な需要の確保を進めながら、米粉の生産拡大を支援してまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。G7宮崎農業大臣会合で米粉のスイーツが提供できれば、これは本県にとって大きな前進だと思います。ぜひとも実現できるよう、知事、よろしくをお願いします。

欧米には、グルテンアレルギーによるセリアック病の患者が最大2,600万人いるとも言われています。グルテンを一切含まない米粉の有効性をしっかりPRしてきていただきたいものです。

せんだって、佐土原の食品開発センターを視察いたしました。非常に嚴重な二重三重の入室消毒にびっくりしましたが、ここに本年度新規事業として、米粉の製粉機が686万円で購入されましたが、それでは、食品開発センターに新たに導入された気流式製粉機について、2月に開

催した体験型講習会の様子と、今後どのように活用されていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 講習会におきましては、8事業者14名の参加を得まして、粒子が細かく、でん粉の損傷が少ない高品質な米粉が製造できます気流式製粉機の特徴を説明し、実際に装置を用いた米粉の加工を体験していただきました。その中で、参加者からは、製粉時の注意点や米粉の特徴に関する質問に加えて、きめ細かい米粉への驚きや、早くこの米粉を使用して菓子類を試作してみたいといった声もあったところでございます。

小麦の価格高騰などを受け、米粉を活用した食品開発のニーズが高まっていることから、食品開発センターが有しております加工技術と本装置を積極的に活用することにより、米粉を用いた様々な食品の開発に取り組む事業者への支援を充実させてまいります。

○日高利夫議員 当たり前のことですが、これがおいしいかどうかなんですよ。県内に固執せず、産学官民を問わず、全国に情報を求め、全力で食品開発に取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

さて、今年、WBC、AGTCに次ぐ、本県3つ目のビッグイベントであるG7宮崎農業大臣会合まであと52日となりました。

では、1月に実施された海外メディア向けのプレスツアーに関して、その概要や成果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 御質問のプレスツアーにつきましては、本県農業の優れた取組や食の魅力を海外に向けて発信する機会となるよう、1月24日から25日までの2日間、在京の海外メディアを対象として実施したものであ

ります。ツアーには、アメリカやドイツなど6か国から9名の記者が参加し、世界農業遺産である高千穂郷・椎葉山地域や、日本農業遺産である田野の大根やぐらのほか、スマート農業やバイオマス発電に取り組む酪農家など、県内8か所を訪問していただきました。

各現場では多くの質問が飛び交い、これまで4社5つの媒体で記事が配信されるなど、伝統農法から先端技術に至るまで、多彩な農業や食、伝統文化などをPRできたものと一定の手応えを感じております。今後、4月にも同様のツアーを実施いたしますので、引き続き本県の農業等の魅力を広く発信できるよう準備を進めてまいります。

○日高利夫議員 手応えありということですね。よろしく願います。頑張ってください。

私は、今回のサミットは、コロナ禍とウクライナ紛争という戦後最大級の地球規模の危機に瀕するかもしれない、極めて厳しい条件下で開催されると思っています。

この日本が、宮崎が、農業分野でどのように人類の平和に貢献できるのかが問われるのではないかと感じております。平時ではないでしょう。小麦が駄目なら米があるんです。御飯が駄目なら米粉のパンができるんです。米は世界に貢献できる穀物であると私は信じております。しかし、本県の農産物のPRも、これはもちろん最重要課題であります。

それでは、G7宮崎農業大臣会合において、本県の農産物をどのようにPRされるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） G7農業大臣会合におきましては、過去の開催地の状況を見ますと、歓迎レセプションや昼食会などにおいて地元産

の食材が多く使用されております。実際の会合で提供されるメニューや食材につきましては、主催者である農林水産省において決定されるものでありますが、農水省からは、地元食材の魅力が伝わるよう検討を行っていると同っております。

このため、本県としましては、おいしさ日本一の宮崎牛などのブランド認証品目をはじめ、有機農産物や水産物、加工品等も含めた、豊富で幅広い食材を使用していただけるよう働きかけているところであります。

各国の農業大臣や国際機関等が一堂に会する本会合には、生産者や関係の皆様からも熱い期待が寄せられていると感じております。レセプションをはじめ会合のあらゆる場面におきまして、私自身も直接各国の参加者に対してPRするなど、本県農産物の魅力について、積極的な情報発信に努めてまいります。

○日高利夫議員 知事は、2月17日の議会初日の所信表明の中で、歴代知事で4期以上を務めた黒木知事と松形知事に対して、本県が日本の食料供給基地としての地位を築くに至った黒木知事の防災営農や、松形知事の国土保全奨励制度に深く敬意を表すると述べられました。今度は知事、あなたの番ですね。何をどうされるのか期待しております。

宮崎県の飛躍への道しるべに大いに期待を寄せ、次の質問に移ります。

次は、みやざき被害者支援センターについてお伺いいたします。

不幸にして中学1年生の長男を交通事故で亡くし、以来、被害者の遺族として20年以上も交通安全の講演活動を続けている畜産農家の友人から、みやざき被害者支援センターを助けてほしいとの相談を受けました。この支援センター

については、宮日新聞で今年の1月に2度にわたり報道されましたので、御記憶の方もおられるかと思えます。

平成16年度に設立されたみやざき被害者支援センターは、犯罪の被害者、その家族や遺族の生活や心の傷等の支援をしていく公益社団法人であります。センター運営の非常に厳しい現状を、理事長である弁護士近藤日出夫先生に聞いてまいりました。

交通被害、暴行・傷害・殺人など、令和3年度実績として、電話やメールでの537件の相談支援を、裁判所や弁護士事務所へ付き添う81件の直接支援事業等を実施しております。相談支援業務は5年前の443件と比べ1.2倍に増加しており、長引くコロナ禍等で疲弊し切った中、さらに犯罪被害者となって苦しんでいる方々の心のよりどころである支援センターの役割は、ますます重要なものとなってくるものと考えております。

このような中、本県においては、宮崎県犯罪被害者等支援条例が令和3年7月に施行されました。犯罪被害者等の支援に理解を深めること、周囲の偏見、無理解による心ない言動、ネットによる誹謗中傷などの二次被害を生じさせないように努めることなど、県民の責務なども規定されておりますが、では、まず、この条例に関して、宮崎県犯罪被害者等支援条例において県の責務とされる支援に関する施策を総合的に策定し、計画的に進めることへの対応と、その重点施策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県におきましては、条例に基づき、犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎県犯罪被害者等支援基本計画を令和4年4月に策

定いたしました。この計画におきましては、4つの重点課題として、「犯罪被害者等支援のための体制整備」「精神的・身体的被害の回復・防止」「損害回復・経済的負担の軽減」「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を掲げております。

これら4つの重点課題に的確に対応するため、配偶者暴力や交通事故など様々な窓口における相談対応、カウンセリングの充実、犯罪被害給付制度の周知、県民や事業者に対する広報啓発など、89の具体的施策に取り組むこととしております。

○日高利夫議員 最近、凶悪な殺人事件、幼い子供や高齢者が被害となる交通事故など、日本各地で事件・事故が後を絶ちません。しかし、犯罪被害者等の支援の重要性や必要性などは、当事者でなければなかなか理解を得ることは難しいところがあります。

では、条例に規定する「県民及び事業者の理解の増進」に関して、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などについて、県民の理解を深めることが重要であると考えますが、県の広報啓発等の取組について、総合政策部長及び警察本部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況に理解を深めることは大変重要であります。そのため県では、犯罪被害者等を重要な人権課題の一つとして位置づけるとともに、県民や事業者の理解を深めるための広報啓発活動に取り組んでおります。具体的には、犯罪被害の当事者や学識経験者等を講師とした県民向けの講座や、企業、団体等の人権啓発担当者向けの研修を開催しております。

また、県内の企業や各種団体に配布しており

ます情報誌「じんけんの風」やホームページにおきまして、条例の内容及び県や民間支援団体の取組などについて情報発信を行っております。

○警察本部長（山本将之君） 心ならずも事件や事故の被害に遭われ、苦しんでおられる被害者やその御家族に寄り添い、各種支援をきめ細やかに行うとともに、被害者等を支えていく機運を社会全体に高めていくことは、議員御指摘のとおり、また、総合政策部長から答弁がありましたとおり、大変重要であります。

そのため県警察では、被害者等への支援活動について、宮崎駅前等の大型ビジョンでショートムービーを放映しているほか、各警察署において市町村の広報紙に被害者等支援に係る記事を掲載するなど、広報啓発活動に取り組んでおります。

また、犯罪被害者支援フォーラムを公益社団法人みやざき被害者支援センターと共催し、被害者支援に係る周知活動を行っているほか、同フォーラムでは、貴い命をテーマとした1行詩を募った上で優秀作品に表彰を行い、将来を担う若い世代に被害者支援に関する理解を深めていただく活動を行うなどしております。

○日高利夫議員 突然犯罪被害に遭い、幸せな生活を奪われた被害者に寄り添い、必要な支援を責任を持って行うために設立された支援センターであります。条例制定の趣旨も含め、支援センターの役割など、さらに一層の啓発をお願いしておきますが、では、改めて、公益社団法人みやざき被害者支援センターは、犯罪被害者等支援において重要な役割を担っていると考えますが、県の認識を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 被害者等が必要

とします支援は、事件・事故の発生直後から始まり、時間の経過とともに多様化しますことから、県警察をはじめとする公的機関がその全てに対応することは困難な状況にございます。

こうした中、委員御指摘の公益社団法人みやざき被害者支援センターでは、裁判所等への付添い支援、また、無料カウンセリングの実施や法律相談等を切れ目なくきめ細やかに行っていたり、被害者等支援において極めて重要な役割を担っていただいております。

県警察といたしましては、同支援センターの活動に対する県民の皆様からの御支援、そして御協力がさらに得られますよう、各種警察活動を通じまして、その重要性を周知するとともに、同支援センターと引き続き緊密に連携し、被害者等支援活動に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。県においても、支援センター活動の重要性への認識につきましては十分理解できました。しかし、今、その支援センターの運営状況が非常に厳しくなっており、今後、被害者等への十分な支援体制が整わないのではないかと心配しております。

支援センター活動の財政基盤は、個人会員の年会費3,000円、法人・団体の年会費1万円による会費収入のほか、県からの受託収入、市町村負担金、そして寄附金収入などで賄われております。令和4年度は、会費収入や寄附金収入の減少で、約300万円の財源不足が見込まれております。相談件数等も増加の傾向にありながら、センターの運営状況は積立資金も底をつく逼迫した状況であります。人員削減や職員給与の減額等もやむなく、このままではセンター運営に大きな支障が出るだろうと悲痛な声を聞いてまいりました。

令和5年3月1日（水）

そこで、財政面で運営が厳しい状況にあるみやざき被害者支援センターへの何らかのサポートが必要ではないかと考えますが、県の見解を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画におきましては、民間支援団体の活動に対する支援として、研修会等への講師の派遣や職員の技能向上のための助言・指導等、団体が開催するフォーラムや講演会等への協力、団体の取組に対する県民への周知などを行うこととしております。

先ほど警察本部長からもありましたように、みやざき被害者支援センターは、民間支援団体の中でも重要な役割を担う中核的な団体でありますことから、その活動に対する支援の輪が広がっていきますよう、関係部局と連携をしながら、どういった対応ができるのか検討してまいります。

○日高利夫議員 コロナ禍等で会費収入もここ5年で大きく減少しております。県職員をはじめ、もっと多くの方に会員になっていただきたい。寄附金付きの自動販売機もなかなか設置台数が伸びておりません。国スポで整備する主要施設に自動販売機を設置してもらえないものかどうか。年間170万円程度の施設賃借料も大きな負担となっております。どこか県の施設に空き部屋はないものか。自助努力では対応できない状況であります。

市町村負担金の増額も見込めず、県の支援に頼るしかない現状を御理解いただき、みやざき被害者支援センターのさらなるサポートの検討をよろしくお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次は、消防操法のあり方についてお伺いいたします。

先月、昨年9月の台風第14号で、災害救助などに功績があったとして、県内では、都城市、木城町、そして地元国富町と綾町が国から表彰を受けました。団員としては当たり前の救助活動ですが、国富町の受賞がニュースで放映され、県内の消防団員には大きな励みとなり、県民には消防団の存在を再評価する機会になったのではないのでしょうか。

さて、私も役場職員として、16年間の団員活動を経験してまいりました。消防団員にとって、夏の消防操法大会というのは、年に一度、本当に最高にヒートアップする大会であります。熱心なところでは、約2か月、仕事の終わった夕方に堤防に集合して、市町村大会、県大会、そして全国大会を目指して、必死の訓練を重ねるわけではありますが、この操法訓練こそが災害対応の基礎となります。今回、この操法大会の実技が大きく改正されました。

では、全国消防操法大会における操法実技の一部見直しの背景やその概要、また市町村消防団の反応について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 操法実技につきましては、令和2年に消防庁が設置した消防団員の処遇等に関する検討委員会におきまして、「消防操法が、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加を阻害している」と指摘されております。このため、消防庁とともに大会主催者となっている日本消防協会において、操法開始前の整理等を簡素化し、審査から除外するとともに、消防技術の向上に効果が乏しい動作を評価しないなどの見直しが行われたところです。

県消防協会によりますと、こうした見直しについて、市町村消防団からは、「消火活動に必

要のないパフォーマンス的な動作の訓練が減り、消防団員の負担軽減につながる」などの好意的な意見が寄せられているとのことであります。

○日高利夫議員 御答弁いただいたとおり、問題は、この操法大会へ向けた訓練が負担となって入団しない若者がいるという現実であります。今回の改正は、団員の減少と操法訓練の在り方という、長年の消防団の命題に大きく切り込んだ見直しだと私は評価しておりますが、それでは、操法実技の一部見直しは、消防団員減少対策に役立つと考えておられるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 今回の操法実技の見直しによりまして、パフォーマンス的な、あるいはセレモニー的な動作が審査の対象から外され、操法訓練が「適切な団体規律行動と消防技術の向上」を図るという、本来の趣旨に沿った実効性の高いものになると思われま。地域の高齢化が進み、また人々の価値観が多様化する中、自然災害は激甚化、頻発化しており、地域防災の要である消防団員の確保は喫緊の課題となっておりますことから、今回の見直しが消防団員の減少対策に役立つことを期待しているところであります。

○日高利夫議員 団員の負担軽減については、パフォーマンス的な動作、つまり規律動作が採点対象外になることによりまして、実践的訓練が重視されると、逆に体力的な負担が増して逆効果になることも考えられますので、今回の見直しの趣旨を十分周知され、団員減少に役立てていけるよう御指導をよろしくお願いたします。

防災・減災、ふるさとを守り育てるためには、消防団の存在は不可欠であることは言うま

でもありませんが、規律動作も軽視されることなく、時代とともに消防操法の在り方も最良の方法を考えていかなければなりません。

では、今回の見直しを受け、今後、消防操法大会をどのように開催していかれるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防現場での活動は危険を伴うものであり、指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠です。また、消防操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたものであり、火災現場での安全な活動のために重要なものであります。

県としましては、これらの意義を踏まえつつ、今回の見直しを県大会に反映させるとともに、大会後は、その効果や課題について消防団と意見交換を行う場を設け、検証を行うなど、消防団員にとって有益な消防操法大会を目指してまいります。

○日高利夫議員 コロナ禍により、地域によっては、本当に久方ぶりとなるハードな夏がまたやってきそうです。

答弁にもありました、大会後の事後検証をしっかりとやっていただくとともに、一層の消防団活動の啓発に力を入れていただきますようお願いし、次の質問に移ります。

次は、地元の重要な課題であります県道改良と河川掘削についてお伺いいたします。

主要地方道宮崎須木線と一般県道法ヶ岳本庄線の交差点から約300メートルの区間につきましては、沿線に保育所や寺院があり、高齢者や障がいを持たれた方々の参拝や保育園児の送迎車両が頻繁に出入りする上、周辺に若者定住の住宅団地ができることなどにより、30名程度の児童生徒が通学する通学路となっております。

道路の現状は、歩道がなく住宅が接近してお

り、路肩も十分確保されておらず、勾配も急で見通しも悪く、過去には4件の死亡事故も発生し、県道改良は町の道路行政の重要課題でもあったわけですが、令和元年に周辺地権者の同意書とともに道路改良の要望書が町に提出され、ようやく国の事業採択までこぎ着け、県において整備に着手していただき、町としましても、地域住民としても、ほっとしているところでもあります。

そこで、県道法ヶ岳本庄線の十日町地区で進められている道路改良事業の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道法ヶ岳本庄線は、国富町の法華嶽公園と県道宮崎須木線を結び、観光振興はもとより、沿線住民の生活を支える重要な路線であります。

議員お尋ねの十日町地区の県道宮崎須木線との交差点から北側の約300メートル区間につきましては、道幅が狭く、通学路合同点検の結果、要対策箇所ともなっておりますことから、今年度、新たに歩道整備を含む道路改良事業に着手したところでもあります。現在、地形測量や設計を実施しているところでありまして、今年の夏頃には地元説明会を開催する予定としております。引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。悲惨な交通事故が再び起こる前に、何とか早期の完成をどうぞよろしく願いいたします。

次に、県管理河川木脇川の河川掘削についてお伺いします。

昨年9月の台風第14号により、国富町においても、大淀川支流の本庄川や深年川の右岸側において、浸水被害により、一般住宅や農業用地に甚大な被害が発生いたしました。

一方、深年川と合流する左岸側の県管理河川木脇川流域においても、床上浸水が5戸、床下浸水が20戸の浸水被害が発生しております。この地域では、平成17年の台風第14号の折にも、床上浸水が90戸、床下浸水が28戸と、それまでに経験したことのない大規模な住宅浸水被害があり、その後、国土交通省が激甚災害対策特別緊急事業により、深年川と木脇川の合流地点に大型の水門を設置してくれたわけですが、今回もまた浸水被害に遭ったわけでもあります。

この木脇川は、住宅の合間を縫って流れる川幅が4～5メートルの小さな河川ですが、左岸側には60戸を越す住宅団地があり、右岸側には、ただいま50戸の新しい住宅団地も造成中であります。住宅街の真ん中を流れる河川であり、河川改修などの大がかりな工事は現実的には無理と住民も理解はしているようですが、現在、県が実施している河川掘削工事等には大きな期待を寄せているところでもあります。

そこで、この木脇川における河川掘削工事のこれまでの状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国富町の木脇川では、平成30年度から国土強靱化3か年緊急対策や緊急浚渫推進事業を活用し、土砂堆積が著しい桑鶴地区や平原地区において、河川掘削工事や樹木伐採工事を実施してきたところであります。

しかしながら、昨年の台風第14号に伴う異常出水により、桑鶴地区の一部で家屋の浸水被害が発生したことから、土砂堆積の確認された約300メートル区間で緊急的に掘削工事等を実施したところでもあります。引き続き、深年川との合流点から上流約1,700メートル区間において河

川掘削等を計画的に実施し、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 今後とも、計画的な河川掘削事業の継続をどうぞよろしく申し上げます。この木脇川の上流には7か所の農業用のため池がありますので、それらの活用など、流域治水についても農政サイドと連携して取り組んでいただくよう要望して、次の質問に移ります。

次は、本庄高校魅力化推進についてお伺いいたします。

来年度、創立110周年を迎える県立本庄高校は、現在の生徒数は276人です。平成13年度に総合学科に改編され、令和2年度からはフードビジネス系などの新系列の導入、制服も県内初を選べる制服にリニューアルし、昨年夏には全日本高等学校大会で馬術部が18年ぶりの全国制覇を達成。さらに、令和3年度の県内就職率は約87%と非常に高く、今後とも、さらなる魅力化の推進が期待される地元自慢の高校であります。

さて、この本庄高校の南の玄関口には、令和2年度に開通した新本庄橋があります。現在、旧本庄橋の撤去作業も終了間近となっており、橋の両側にある3か所の道路敷地の跡地利用がどうなるか期待をしているところであります。

そこで、本庄橋の前後に残る道路敷地は、今後どのような活用を考えておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） バイパス整備などの道路改良によって生じる旧道敷につきましても、形状や面積、周辺環境に応じて、地元自治体の意向も伺いながら、駐車スペースや植栽帯などに有効活用しているところであります。

本庄橋は、交通量が多く、綾宮崎自転車道と

しても利用されていることから、議員お尋ねの本庄橋の前後の旧道敷につきましては、ドライバーや自転車利用者の休憩スペースとして活用する方法などについて、国富町と協議を行っているところであります。この旧道敷と新たに造った道路との間には高低差があり、一体的な利用が難しいことや、活用時の維持管理などの課題もありますので、今後とも、関係機関と十分連携を図りながら検討を進めてまいります。

○日高利夫議員 2か所の跡地については、何らかの新たな活用ができるものと期待されますが、残念ながら、左岸側の橋のたもとの跡地活用は、特に新たな道路との間に高低差が大きく、難しいように思います。

御承知のとおり、この旧道敷地の隣には1,000平米程度の竹林等があります。本庄高校の南の玄関口、国富町市街地への南の玄関口として、景観上の観点からも長年の懸案の土地であります。県の旧道敷地の跡地活用と併せて、何とかしてきれいにすっきりした土地にして利活用はできないものかと考えていたところです。

例えば、本庄高校のモニュメント広場とか、花園とか、桜を植えてもいいですね。フードビジネス系の生徒たちの実習農地とか、何か本庄高校のさらなる魅力化アップに役立てられないかと、高校のOBの方々と思案しているところであります。

なお、この竹林等とその周辺は、旧建設省、そして宮崎県、国富町、そして2人の地権者の所有となっております。地籍調査は既に終了していますが、この竹林等とその周辺に限り、地権者との関係で地籍調査のできない地区外地となっております。跡地活用には、この竹林等とその周辺の境界設定、用地交渉等の複雑な事情が絡み合っておりますので、今後とも、県にお

令和5年3月1日（水）

かれましては、必要に応じてお力添えをいただきますようお願いいたします。

さらに、関連して伺いますが、この竹林を過ぎると、今度は約200メートルの町道の急な上り坂が高校の正門前まで続きます。この町道は、通学路、災害時の避難経路として重要な町道ですが、こちらも用地交渉の問題で長年未整備のままになっております。この坂道を生徒たちは自転車を押して通学しているわけですが、幅員も狭く、見通しも悪い状態です。

では、本庄高校正門から南に通じる町道の通学路としての安全性の確保について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘の町道につきましては、約80名の生徒が利用しております。その多くが自転車による通学であります。この町道での生徒と車の接触による事故は、過去5年間、軽微な事故1件にとどまっておりますが、道幅が狭く、車の離合も難しいことなどから、安全性の確保が課題とされております。

そのため学校では、教職員はこの区間で車を使用しないこととしております。また、正門前やこの町道におきまして、生徒会や教職員、保護者による見守り活動を行うとともに、警察等と連携した交通安全教室の中で、特にこの町道を安全に通行することについて触れるなど、注意を促しているところであります。今後とも、子供の通学の際の安全性を確保するために、交通安全指導の徹底に努めてまいります。

○日高利夫議員 さらなる交通安全指導の徹底をお願いいたします。

なお、この坂道の町道沿線につきましても、宮崎県、そして国富町、今日はわざわざおいで

いただきました地権者の方もおられます。この地域は地籍調査上の筆界未定地となっております。数十年来、道路改良が進まない複雑な事情もありますけれども、先ほども申し上げました跡地利用、そして、この町道敷につきましても、宮崎県、国富町の土地がありますので、ぜひこの辺は、今後とも、竹林と同様、こちらもまたよろしく御指導いただきますように、何とぞお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

最後は、デジタル化推進と身近な働き方改革についてお伺いいたします。

少々マニアックな質問になりますので、御容赦ください。

令和3年3月に、農林水産省は職員に対し、一太郎からワードに切り替えるよう通知いたしました。一太郎とは国産ワープロソフトですが、現在は一般ではほとんど使用されておられません。一方、ワードは外国産のワープロソフトであり、現在の日本を含めた世界の主流であります。先ほどの農水省の通知は、我が国ではほとんど使用しなくなった一太郎を農水省はいまだに使っていたのかということがテレビやネットで話題になりました。

そこでまず、農林水産省が職員に対して、一太郎ではなくワードの使用の徹底を通知したとの報道がありましたが、農政水産部の業務への影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農林水産省では、自治体や民間企業からの意見を受けて、文書作成に用いるソフトウェアをワードに統一するよう職員に対して通知が行われ、現在、一部の業務を除いて、ワードが使用されていると伺っております。

令和5年3月1日（水）

農政水産部におきましては、ワードや一太郎をはじめとする、業務に必要なソフトウェアを搭載した県の一括導入パソコンを使用しており、農林水産省の通知については、業務への影響はないものと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。農林水産省では、原則ワードを使用していますが、県の農政水産部では、普通に問題なく、今も一太郎を使っているということですね。

それでは、一太郎を業務で利用している割合について、県庁全体ではどのようになっているのでしょうか。また、九州各県、県内市町村の一太郎の利用状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ワープロソフトの一太郎を業務で利用している割合について、詳細には把握できておりませんが、各職員が業務で利用しておりますパソコンの操作履歴から、今年1月の1か月分について調査を行ったところ、知事部局では、約51%のパソコンが1日1回以上、一太郎を利用しておりました。また、九州各県におきましては、本県を含む5県がワードと併せて一太郎を利用しており、県内市町村においても、5つの自治体が利用している状況となっております。

○日高利夫議員 ということは、県内では、26市町村のうち、8割は一太郎を使っていないということになりますが、県庁はまだ約半数が利用しているとのことのようです。

県が一太郎を使い続けておられる理由は、使い勝手のよさと、一番は以前からの文書や資料が一太郎で作成されているためと私は聞いております。農林水産省も、自治体や民間企業からの要請でワードの使用を徹底しています。県内の市町村も、主流となっているワードとの互換

性が悪い、県からの文書がPDF処理されていないから文書が開けないなど、一太郎には迷惑しているように私の調査では感じたところがあります。

多くの県内市町村は、ワードが主流になった平成中期に、みんな努力して一太郎からワードへ一斉に切り替えてきたわけですね。県もそろそろワードへ切り替えるべきではないでしょうか。

さらに、費用対効果の面から考えていただきたいです。最近の新規採用職員で、採用前に一太郎を使っていた職員がいるのでしょうか。私の調べたところでは、いないと思っているんです。引き継いだ文書が一太郎だから使用しており、仕方なく操作を覚えるのに2週間から3週間は時間がかかるだろうということでした。

では、新規採用職員が2週間で10日間、80時間勤務し、さらに、その10分の1の時間を一太郎操作の習得に要したと仮定した場合、8時間が必要になります。

令和3年度新規採用職員は852人です。答弁では、約51%の職員が一太郎を使用していることですので、新規採用職員の約51%、435人が一太郎操作の習得として8時間操作したと仮定した場合、県職員の平均時給単価は約2,000円だそうですから、金額に換算すると年間700万円あります。こういったことから、私は、一太郎を廃止して、省力化、働き方改革に結びつけるべきと思いますが、今後の方向性について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 一太郎につきましては、各行政機関での利用は減少傾向にありまして、また、ワープロソフトの一本化は、一般的には業務の標準化や最適化、経費削減に有効な手段であるとされております。

一方で、一時的に職員の業務負担が増加することや既存文書のデータの変換に時間を要することなどの影響が考えられることから、利用を一斉に廃止するには幾つか課題もあると認識しております。今後、こうした課題や各職場での利用状況等を踏まえ、可能なところから順次切り替えていくなど、引き続き検討してまいります。

○日高利夫議員 順次切り替えですね。ありがとうございます。しかし、1年でも早く実現すべきであり、なおかつ、新規採用職員の一太郎使用は直ちに廃止すべきだと私は考えます。ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、最近、オフィスワーカーの働き方改革として、マウスを使わずにパソコンを操作する脱マウスへの関心が高まっております。マウスとキーボードの間を手が幾度となく行ったり来たりする時間の無駄を省き、費用対効果を上げる身近な働き方改革であります。さらに、ショートカットキーを駆使して一層の省力化を図るというものです。一般にはまだなじみの薄い話題ですが、パソコン操作が格段に効率化される働き方改革であると期待されております。

では、県庁においても、脱マウスやショートカットキーの利用により、操作時間の短縮や経費節減が図られると考えますが、県の考えを総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） パソコンの入力装置でありますマウスを使わずに操作する方法、いわゆる脱マウスにつきましては、例えば、単純な文書作成業務やパソコンを執務室外に持ち出して使用する現場業務におきまして効率的な場合があります。

一方で、図面を作成、編集するCADソフトやプレゼン資料作成ソフトを利用する業務など

では、可動域の広いマウスを利用するほうが、操作性において有効な場面もあると考えております。

また、パソコンのキーボード上で複数のキーを組み合わせることで押しやすくなるショートカットキーの利用につきましては、操作時間の短縮や業務効率化につながる有効な手段であると認識しております。

○日高利夫議員 総合政策部には、おおむね理解していただいているので、ありがとうございます。

なぜ脱マウスが省力化や経費節減につながるのか。これも費用対効果の問題です。マウスを1回触れば最低1秒、脱マウスなら0.5秒です。1日100回マウスに触れば100秒、脱マウスなら50秒で済みます。先ほどの平均時給単価2,000円と年間250日の勤務日数で試算すると、脱マウスにより、1人当たり年間約7,000円のコスト削減が可能という数字になります。

たったの年間7,000円の話かと言われるでしょうけれども、令和5年度の給与費明細書による県庁職員の総数は1万6,898人です。みんなとは言いません。仮に、その5分の1、約3,000人が脱マウスを実現すれば、費用対効果は年間約2,100万円と試算されます。これに係る経費はゼロです。パソコンからマウスを外すだけ、そして今すぐ実践できます。1円の経費もかけずに年間2,000万円以上の削減ができ、ショートカットキーを使えばさらに効果が上がります。

改めてお伺いします。経費節減、働き方改革の一環として、脱マウス、ショートカットキーを推進すべきと考えますが、県の見解を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 様々な日常業

令和5年3月1日（水）

務におきまして、パソコンの利用が必須となる中、その作業につきましては、効率化を図る必要があります。御提案の脱マウスにつきましては、有効な場面とそうでない場面があると思いますので、各場面における効果などにつきまして研究を行ってまいります。

また、ショートカットキーの利用につきましては、業務効率化や経費削減を図る観点から有効な手段であると考えておりますので、職員への研修等を通じ、普及啓発に努めてまいります。

○日高利夫議員 66歳の私が、国富町役場の電算係長であった平成8年度以降、マウスを使っておりません。必要性を感じたこともありません。ということは、脱マウスは、私ができたんだから誰でもできるということですね。ぜひやってみてください。デジタル化の推進に大きな期待を寄せて質問を終わります。

最後に、今期退職をされる皆様方の今後ますますの御健康と御活躍を心から御祈念申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会

3 月 2 日 (木)

令和5年3月2日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
2番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
3番	来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子 (県民連合宮崎)
5番	武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿 (同)
7番	窪菌辰也 (同)
8番	佐藤雅洋 (同)
9番	安田厚生 (同)
10番	日高利夫 (同)
11番	川添博 (同)
13番	中野一則 (同)
14番	凶師博規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一 (郷中の会)
16番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉 (県民連合宮崎)
19番	井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫 (同)
21番	外山衛 (同)
22番	山下博三 (同)
23番	濱砂守 (同)
24番	西村賢 (同)
25番	右松隆央 (同)
26番	日高博之 (同)
27番	井上紀代子 (県民の声)
28番	河野哲也 (公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二 (県民連合宮崎)
30番	満行潤一 (同)
31番	太田清海 (同)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一 (同)
34番	横田照夫 (同)
35番	野崎幸士 (同)
36番	星原透 (同)
37番	蓬原正三 (同)
38番	丸山裕次郎 (同)
39番	二見康之 (同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 議案第82号追加上程

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第82号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第82号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました議案第82号は、今年の台風第14号により被災した国道327号椎葉村野地工区の道路災害復旧工事に係る請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○中野一則議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） おはようご

ざいます。自由民主党、日向市選出、西村賢です。重複した質問を避け、一般質問を行います。

まず、河野知事の4期目の当選、おめでとうございます。

細川元総理が熊本県知事を2期8年で辞したときに言われた言葉が「権腐十年」でありました。漢字で表すと権力は十年で腐ると書き、一人の人間が10年トップの座にい続ければ、その人物あるいはトップに立つその組織が上層部から腐っていくという、政治・行政に携わる者にとっては忘れてはならない教えであると考えられています。

県幹部の人事権を長期にわたって有するということになる知事の責任は極めて重いということになりますが、油断すれば、知らぬ間に知事の周りには知事に付度する者だけ、またはイエスマンだけが集まるということになりがちで、正月早々、全国ニュースを騒がせた知事自身のコロナ罹患に関わるメディア対応に、私は危ういものを感じました。全員協議会の際の謝罪でも、知事にとっても、不本意な展開になったということもよく分かります。

4期目を担う知事にあえて伺いますが、知事は「権腐十年」という過去の教えをどう理解され、これからの県政運営にどう臨まれるのか、その基本的姿勢を述べていただきたいと思えます。

次に、河野知事は4期目スタート直後、台湾へのトップセールスを行いました。私も中野議長と同行させていただき、台湾の政界や経済関係者の要人と次々に面会するなど日程をこなしていく中で、長期政権を担うことは、外国の政府・自治体、また経済関係者などと厚い信頼につながるのだと感じました。

今後、台湾との直行便の再開や交流促進がなされていくように期待しています。もちろん台湾だけに限らず、韓国や香港への直行便の復活も必要でありますし、またその他の地域へも触手を伸ばしていく必要もあります。

長期のコロナ禍で一旦インバウンドブームが立ち切れになった地方都市は、本県に限りません。他県もしっかりと外交努力を重ねてくると思います。ある意味、インバウンド誘致合戦の第2ラウンドが始まったとも考えられますが、これまでの河野県政12年間の本県は、積極的であったとは言い難いと思っております。

海外との交流が再開する中で、県産品の輸出拡大、直行便の再開、インバウンド客誘致について、知事の意気込みを伺いたいと思います。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、今後の県政運営に臨む姿勢についてであります。

私はこれまでの3期12年の間、ひたすら県政の発展を願い、誠実に、また真摯に県政に取り組んできたところであります。その結果として、県民の皆様から再び知事として4期目の負託をいただきましたことは、誠に光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いがしております。

議員より御説明のありました「権腐十年」という言葉につきまして、私のコロナ感染に伴う一連の事案に対し、長期政権となるがゆえの気の緩み、または周りの付度ではないかなど、寄せられた多くの批判を真摯に受け止め、反省する今、この状況にありまして、改めて重くこの言葉の意味を受け止めているところであります。

今後、一般的に長期政権の弊害として言われております組織の硬直化や、職員の士気低下といった事態を招くことのないよう、県政を担うトップとして自らを厳しく律してまいります。

また、県庁内におきましても、職員との適切な緊張感の下、風通しのよい環境づくりに努め、しっかりとした議論に基づく適時適切な判断を行うこと、これを徹底してまいります。

次に、海外との交流再開についてであります。

コロナ禍で制限されておりました海外との往来が次第に再開される中、約3年ぶりとなります今回の台湾訪問を通じて、改めて海外市場の活力や将来性というものを肌で感じてまいりました。今後、海外との経済交流をさらに進め、その活力を取り込んでいかなければならないとの思いを強くしたところであります。

このため、これまで培ってまいりました経験や人脈等も生かしながら、まずは、全国でも再開の動きが急速に進む国際定期便の早期実現に向け、チャーター便の実績を着実に積み重ねてまいります。

また、ゴルフをはじめとするスポーツや神話、宮崎牛に代表される豊かな食など、本県ならではの強みを最大限に生かしたインバウンド客の誘致や、海外での物産展の開催、商談会への出展など、国や関係機関等と連携した県産品輸出の促進にも取り組むこととしております。

今後も一層厳しさを増す地域間競争を勝ち抜き、世界から選ばれる宮崎となるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○西村 賢議員 知事の4期目の御活躍を期待しております。

関連して、現在、県産品や県内企業の製品を

県外・海外に売り込む際に重要となってくる商標登録について伺います。

今朝の報道でも、愛媛ミカンの商標が勝手に中国で使われていたとのニュースが流れておりました。本当に油断も隙もない状況であります。

商標登録は基本的に早い者勝ちで、特許とは違い、新規性は必ずしも取得要件にはなりません。現代は、知的財産権などの無形財産がますます重要となるデジタル時代でもあります。

特に海外で物販を計画している場合は、その国での商標登録取得は必須条件になります。先般、香港でのアンテナショップが開設され、中国での物販促進も行われつつあります。

県においては、様々な開発商品の商標登録推進をどのように進めていくのか。さらには、「宮崎」という地名を冠した商品名を商標登録できる地域団体商標制度がありますが、地域特産ブランドを保護する上で非常に重要なわけです。商標など知的財産権の県内事業者への理解促進についてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 商標など知的財産権の重要性がますます高まる中、県では、セミナーや広報を通じた知的財産制度の周知に努めますとともに、関係機関による知財総合支援窓口での相談対応や、商標・特許等の出願経費の補助などの支援に取り組んでおります。

こうした取組により、本県の商標出願件数は近年増加傾向となっておりますが、一方で本県の地域団体商標の登録件数は8件にとどまるなど、制度が十分に浸透していない部分もございます。

このため、来年度事業におきまして、新たに

知財の活用に関するセミナーの実施や、商工団体等と連携した伴走支援に取り組むこととしており、知財のより一層の理解促進に努め、その活用を支援してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、フィルムコミッションについて質問しようと思っておりました。これも県外や海外からの観光誘客に大きな影響を及ぼしますが、これは当選したら改選後に質問したいと思っております。次に行きたいと思っております。

次に、福祉介護事業所のコロナ・物価高の影響について質問いたします。

長期のコロナ禍で、介護現場は、疲労感、疲弊感が高まっています。特にこの冬の第8波は、感染拡大とともに様々な物価高騰など影響を与えていることから、私は日向市内にある幾つかの介護施設で話を伺いました。

まず、介護の現場では介護報酬等の収入が限られる一方、コロナ禍では、各事業所に支給された防護服や検査キットが足りない場合の自腹購入や、物価高騰による食材や資材の高騰、電気・ガス等エネルギー高騰により、厳しい経営状況にあります。介護事業所への県の支援はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護事業所は、介護サービスの基盤として重要な役割を果たしており、健全で安定的な経営が求められていると考えております。

このため県では、新型コロナウイルスの感染防止対策に伴う事業所の負担軽減を図るため、サービス継続に必要な衛生用品の購入費や割増し賃金等の補助のほか、抗原検査キットの提供等に取り組んでまいりました。

また今年度は、電気代等の物価高騰の影響を

受ける介護事業所に対しまして、支援金を支給しているところであります。

県としましては、今後とも、介護を必要とする方々に安定的なサービスが提供されるよう、介護事業所への支援に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 介護報酬は3年に1度、見直しがなされておりますが、次の改定が1年先になります。1年数か月先になることを考えると、今回のように、新型コロナや急激な物価の高騰に対応できないのではないかと思います。このことについて県はどのように対応するのか伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 介護報酬は、介護保険法の規定によりまして国が定めることとされ、介護を取り巻く様々な課題に対応するため、原則として3年ごとに改定されているところであり、改定に当たりましては、介護職員の処遇改善や物価高騰などの社会情勢の変化が適切に反映されるべきものであると認識しております。

次の令和6年度報酬改定に向けましては、介護事業所の経営状況を把握するため、今年度及び来年度に実施される全国調査の結果を参考に、国の社会保障審議会におきまして議論が進められるものと承知しております。県としましては、そのような国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 介護の現場は今、慢性的な人材不足にあります。コロナ禍により、介護スタッフが濃厚接触者や感染者になった場合は、さらに少ないスタッフで対応せざるを得ない状況にあります。

場合によっては休日返上で補い合い、休みが減ることで離職も増え、さらには、経営者にとっては出勤手当の増にもつながるとい

で、負の連鎖も起こっております。

コロナ禍になって3年、休日であっても人混みへの外出を控えたり、友人との飲み会なども控えてきたという責任感の強い介護従事者の話も聞きました。本当にありがたいことだと思いますが、この状況が長く続いてはいけないと思います。

また、コロナ前まで来てくれた外国人の介護従事者もまだ戻ってきていないところもあり、さらなる人材不足に悩んでいます。介護現場の人材不足に向けた県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今後、介護サービス需要のさらなる増加が見込まれる中で、介護サービスの基盤となる介護人材を確保することは最重要課題であります。

このため、介護人材の確保に向けて、事業所に対する処遇改善加算等の取得促進のほか、ICTや介護ロボットの導入支援などに取り組んでおり、さらに、今議会におきまして、新規事業として離職中の介護福祉士の再就業支援を強化する事業などをお願いしているところであります。

また、外国人介護人材の確保に向けては、外国人材の新規雇用を検討している事業所向けセミナーの開催や、県内の介護事業所で就労する外国人材の職場定着を図るための、日本語能力の向上に資する研修などを実施しております。

○西村 賢議員 本当に現場は非常に厳しい状況が続いております。知事はじめ執行部の方も、ぜひそういうところにも足を運んでいただきまして、現場の声を吸い上げていただきたいと思っております。

この介護の問題でもう一つ質問いたしますが、老人ホームなどの介護事業所は、大人用紙

おむつの使用が多く、かなりの重量がごみとして出され、職員も重労働であります。さらには、これが事業用のごみとして、処分料も必要となっております。

介護事業所から出るごみは事業用のごみとなりますが、老人ホームによっては、住民票をそこに移して、いわゆるついの住みかとして住んでいる入居者も多いのが現状であります。この場合、処理費用の減免などはできないのか伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 介護事業所から廃棄される使用済み紙おむつは一般廃棄物として位置づけられており、その処理に当たっては、所在する市町村の取扱いに従い、事業者が責任を持って対応いただいているものと認識しております。

お尋ねのありました処理費用の減免につきましては、地域を取り巻く様々な状況を踏まえ、それぞれの市町村において判断されるものと考えております。

○西村 賢議員 なかなかこういう状況も、現場に行って話を伺わないと分からなかった状況がありました。本当に現場で働く人たちは物すごい重労働をされているんです。ぜひこういったことも理解を進めていただきたいと思います。と思っています。

次の質問に移ります。

次は台風第14号被害の質問に移りますが、昨年、大きな被害を起こした台風第14号が様々な影響を及ぼした事案として、道路の路側構造物の充填剤に使用した発泡スチロールの問題があります。

現在、全国の道路工事現場等で大型発泡スチロールを盛土や裏込め材として利用するEPS工法は、低コスト、施工性のよさで画期的な工

法であります。油性成分と熱に弱く、浮力が高いため、デメリットも存在いたします。

台風第14号の大雨の影響で道路が破損し、大量に流れ出した発泡スチロールは、河川の周辺のみならず海まで流れ出し、海岸等に漂着するほど広範囲にごみをまき散らしました。海洋プラスチックごみの問題にもつながっています。

台風ごみの片づけにも大きな障壁となったのですが、今回の国道327号の被災を踏まえて、今後、EPS工法を採用する場合の県の考え方について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 今回の被災箇所につきましては、道路を拡幅する際、急峻な斜面上に路側構造物を施工する必要があったことから、軽量で自立性に優れ、施工中の交通が確保できる発泡スチロールを用いたEPS工法を採用したところであります。

台風第14号では、山側からの水に加え、崩土による土砂で側溝などの排水施設が詰まり、路面から流れ込んだ大量の水により、EPS擁壁の基礎部などが浸食され、道路が崩壊し、盛土材である発泡スチロールが河川へ流出したものであります。

県では、流木等の漂着物と併せて、可能な範囲で発泡スチロールを除去しているところですが、広範囲に影響を与えたことを受け、今後の路側構造物の工法選定においては、近年の激甚化する自然災害も踏まえ、より一層、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 本当に未曾有の台風被害であり、不可抗力であったとはいえ、道路の破損から大きくあふれ出した発泡スチロールのごみで、河川の沿線の方々がとても苦労したことを、土木行政を預かる職員の方はぜひ覚えておいていただきたいと思います。

次に、台風被害で大きかった流木被害について質問いたします。

いまだに片づいていない海岸もたくさんありますが、今回、様々な海岸沿いの住民から、どうかしてくれとの声が聞かれ、そのたびに役所の担当部署との調整に奔走しました。

バイオマス発電企業によっては、この流木を燃料として欲しいという声もあります。今、県が管理する海岸等に漂着した流木を無償提供する取組を行っておりますが、その取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 昨年9月の台風第14号では、大量の流木が県が管理する海岸などに漂着し、廃棄処分に要する経費の増大などが懸念されたところでもあります。

このため県では、バイオマス発電や農畜産業等への有効活用により、処分経費の軽減や環境負荷の低減を目的に、集積を終えた約1万2,000立方メートルの流木について、公募により無償提供する取組を試行的に実施し、延岡の方財海岸や日南ダムなどで、木質バイオマス燃料等として活用可能な約2,400立方メートルの流木の無償提供が決定したところでもあります。

今後とも、関係機関と連携し、流木等漂着物の処理を含め、海岸などの適切な管理に努めてまいります。

○西村 賢議員 今のところ、全体の5分の1程度ということですが、無償だけではなく、一部助成してでも持って行ってもらったほうが、ごみとして回収したり、また浜で焼いたりするといった手間も省けます。今後は予算措置も含めた対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、台風第14号では、豪雨と強風がもたらす倒木による断線等で停電が起こり、また倒木による通行止めなどもあり、復旧や救助などに

大きく影響しました。

九州電力に伺ったところ、台風第14号で倒木等による電線の断線が県内で約1,000か所、全てが倒木要因ではありませんが、倒壊した電柱が242本、復旧のための伐採が1,202か所、停電の復旧に要した期間で最も長かった地域は7日間だったそうです。

このような倒木による断線や通行止めなどの事前対策として、道路や電線の支障となる樹木の伐採について、電線管理者とどのように連携しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県が管理する道路につきましては、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、日常の道路パトロールなどにより、状況の把握を行い、必要に応じて応急措置の作業を行っております。

また、電柱や電線など、道路占用物件の日常的な点検は、占用者となる電線管理者が行っているところです。

議員お尋ねの支障となる樹木については、電線管理者とともに、日常及び災害時の連携内容を定めた道路管理者・電線管理者災害時連携マニュアルを作成しており、電線に支障となる樹木を確認した場合は、相互に情報を共有し、被害が及ぶ前に協力して伐採を行っております。

引き続き電線管理者と連携しながら、適切な道路管理を行ってまいります。

○西村 賢議員 県と電線管理者と協力してやっけていただいているということで、御苦勞があると思ひますが、それにしても、昨年の停電被害はひど過ぎたと思ひます。地権者の協力など、県民の理解も協力も必要だと思ひますが、停電が長く続けば生活や仕事に影響します。中山間地のさらなる人口流出にも拍車をかけるので、日頃より小まめな点検をお願ひいたしま

す。

実際、私たちも中山間地に行くと、いかにも倒れかかっている、上から覆いかぶさっているものをよく見かけます。実際それを見かけたときは細い木であっても、それにさらに寄りかかってくることで断線につながるのではないかと、いつもはらはらして見ております。私たちも見つけた際はいろんな機関になるべく情報提供していきたいと思っておりますので、今後とも県の取組に期待してまいりたいと思っております。

次に、家畜伝染病の埋却地について質問いたします。

この冬は全国で鳥インフルエンザが猛威を振るい、全国で過去最高の約1,500万羽が処分されました。ブロイラーや採卵養鶏農家が多い本県としても、非常に憂慮される問題であります。

先月2月14日、日向市の鳥インフル埋却地付近から濁った水が発生し、地域住民に対し、急遽住民説明会や飲料水の提供を行いました。幸いにも異常値が認められず、ほっとしていますが、住民の不安や不満が解消したわけではありません。

この埋却地は、12月に発生した日向市内の鳥インフルエンザ発生農場5万羽と関連農場10万羽の計15万羽を埋却したものであります。

鳥インフル発生のたびに対応いただく県や市町村の担当各位や、建設業協会等の埋却への御協力には、感謝しかありません。

今回、埋却地選定に大変苦勞したと聞いております。結果的に発生農場よりかなり遠くまで運ぶこととなりました。

この埋却地の近くの住民より相談を受けておりましたので、質問させていただきますが、まず問題なのは、この埋却地の周辺集落には水道網が通っておらず、生活水として使用する水は

沢の水や井戸などが水源となっており、埋却されたことを知った地域住民は、石灰や汚濁水などの流入をとっても心配しておりました。

まずは、埋却地をこの場所に決めた経緯と、この周辺住民の生活用水等を考慮しなかったのかを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 家畜伝染病予防法において、家畜の死体等の埋却地は、家畜の所有者が事前に確保することとされておりますが、今回の農場があらかじめ準備していた埋却地は、大きな河川が近接しているなどの理由により、埋却に適さないと判断いたしました。

迅速な防疫措置のため、早急に代替地を選定する必要があったことから、日向市と協議し、農場から遠隔地ではありましたが、最終的に市が所有する山地の一部を埋却地に選定したところ です。

選定時には、埋却地周辺に人家がなかったことや、埋却地の下流域の小川を生活用水に利用しているというような情報がなかったことから、問題はないものと判断したところです。

○西村 賢議員 今の答弁のとおり、その生活水に対する情報はなかったということですが、この地区の住民たちが自分たちの水源の近くに埋却されたことを知ったのは、埋却されてから10日以上たってからだと聞いております。

埋却地の選定に当たっては、事前に説明する義務はなかった、あるいは説明をすることが難しかったとしても、事後直ちに説明を行うべきであり、丁寧に説明することで住民の不安は軽減できたものだと思います。

迅速な防疫措置のために行う埋却地の確保に当たっては、何より周辺住民の理解は欠かせません。今回の件を真摯に受け止め、今後はしつ

かりと取り組んでいただきたいと思います、今回は特に生活用水ですから、非常にこの地域の方にとっては必死の訴えがあったわけであります。

次に移りますが、現在の家畜伝染病予防法では、養鶏業開業時には、万一の鳥フル等発生時に飼育羽数を埋却可能な用地取得が条件になっています。実際には、法的な調査も地質などの検査もなく、許可制でもありません。いざ埋めようと思ってみたら、予定地が適地でなかったこともあります。今回もそのようであります。また、遠隔地に埋却用地を確保する場合は、埋却用地周辺住民とのトラブルも発生する可能性が高い。まさに今回の件と同じであります。

今現在、養鶏場施設地以外に埋却地を選択せざるを得ない農家数が県内にいかほどあるのか、県は把握しているのか伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内約900の養鶏農場のうち、約2割の農場が、農場敷地内や近隣に確保できず、遠隔地を埋却地として選定しております。

○西村 賢議員 900のうちの約2割ということは、私は非常に多過ぎると思います。本県は、13年前の口蹄疫でも埋却地選定にとっても苦労した記憶があります。多くの方々の協力で何とかそのときも処分ができたわけですが、あのときも家伝法というものがあり、自らの畜舎内に埋める必要があったということをおのときに知った人も多かったのではないかと思います。

あのときの教訓が全く生かされていないのではないかと思います。今、養鶏をはじめ畜産業は、全国的に国のクラスター事業などの後押しもあって、各農家の飼育頭数の拡大や施設の大規模化が進んでいます。

養鶏もどんどん飼育羽数を増やしている農家もいる中で、今後、埋却地の問題は、しっかりと全国に先駆けてのガイドラインをつくって、各農家農場に法的に義務づけしていかないと、鳥インフルエンザが発生するたびに右往左往しなくてはならなくなると思います。これは畜産王国宮崎県としての務めでもあります。今後、本県として埋却地の確保についてどう考えるのかを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 埋却地の確保は、迅速な防疫措置のため極めて重要であり、あらかじめ家畜の所有者が確保することとされております。

県といたしましては、生産者に対し、これまで以上に事前確保の責務と重要性を認識させるとともに、埋却に適する土地を選定するよう、しっかり指導してまいります。

さらに、埋却地が遠隔にある生産者に対しては、埋却地周辺住民の理解醸成に努めるとともに、できるだけ農場近隣を選定できるよう促すこととしております。

今後とも、より適した埋却地の確保に向け、市町村など関係者と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 冬が来るたびに養鶏業者の人たちは、非常にびくびくしながら防疫対策に尽力していただいているのは本当に分かります。

ただ、発生した農場でも、まさかここでというようなところから発生している事実もありますし、その養鶏業者だけが責められることではありません。県、市町村、業者としっかりと連携していくことで、こういった地域住民とのトラブルを避けていけるといいますので、ぜひこれまで以上に力を入れて対応していただきたいと思います。

今回の日向市東郷町の件は非常に大きな教訓となったと思いますので、ぜひとも心に刻んで対応していただくよう、改めてお願いいたします。

次に、政府の環境政策に対する質問に移ります。

現在、世界的な環境対策の取決めをめぐって、政府は次から次に新しい施策を打ち出しているように感じます。

脱炭素、再生可能、脱温暖化、排ガス規制などのワードを聞かない日はありません。これら政府が様々な施策を発表していく中で、本県がどのように対応しているのか、2点伺います。

まず、今年度から環境省が、意欲的な脱炭素の取組を行う自治体に対して、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により支援すると発表いたしました。これにより、脱炭素の基盤となる重点対策などを実施することとしており、本県にとっても、脱炭素を推進していく上で、非常に有効な制度であると考えます。

この地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、本県がどのような取組を行っているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野謙二君） 本県では、令和4年度から8年度までの5年間の事業計画を策定し、御質問の交付金20億円を活用した取組を進めております。

具体的には、住宅や事業所、県有施設への太陽光発電設備とともに、住宅への蓄電池等の導入を図り、5年間で10メガワットの再エネ導入を目指すこととしております。

また、住宅の窓の断熱改修や、住宅・事業所の給湯器、県有施設の空調設備等について高効率設備への更新を図り、省エネを推進しております。

これらの取組の効果として、5年後には年間約1万トンのCO₂排出削減を見込んでおり、この交付金の活用により、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を加速させてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 さらに国交省は、港湾の脱炭素を目指し、港湾管理を行う全国自治体や事業者に対して、CO₂排出量削減に加え、水素燃料や再生可能エネルギー供給網整備などを求め、その計画策定には、全国重要港湾50拠点が計画づくりに着手したと報道がなされております。

港湾は、国際物流の拠点であり、日本の貿易量の99%以上を占める極めて重要な社会インフラではありますが、本県には重要港湾細島港があります。細島港の港湾脱炭素化推進計画作成に向けた取組を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 港湾の脱炭素化推進計画につきましては、CO₂排出量の削減目標や、環境負荷の少ない水素等の供給に必要な施設の規模・配置などを定めた港湾における脱炭素化の取組を推進するための計画でありまして、昨年11月の港湾法の一部改正により、港湾管理者が作成することができることとされました。

港湾における脱炭素化は、本県の産業や港湾の競争力強化が図られることから、官民が連携して取り組むことが重要であります。

このため、計画作成に当たり、まずは、多様な産業が集積し、脱炭素化の効果が期待される細島港において、来年度、港湾の脱炭素化に関する協議会の設置に向け、国や県、市、立地企業などの関係者と十分協議を行ってまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、トランスジェンダーの県民への理解促進について質問したいと思います。

LGBTQ当事者への理解促進について、先月、私は、日向市立塩見小学校で開催された同校卒業生である黒木瑞季さんの講演会に出席してまいりました。瑞季さんは、LGBTの中でT、トランスジェンダーに当たり、自分自身の心の中では女の子でありながら、実際は男の子として生まれ育ち、違和感を感じながら幼少期を送りました。

自分自身の違和感を相談できない、誰にも頼れない苦しみ、理解できない人たちからのいじめや差別など、思春期をずっと苦しみながら生き抜いて、今では戸籍も含め女性となり、同じように苦しむ人たちが減るようにと、御自身の経験やトランスジェンダーの理解促進のために講演活動などを行っております。

そのこともあり、彼女のところには多くの相談が寄せられているとのことでした。私も瑞季さんと話し、今抱えるトランスジェンダーの問題点を質問したいと思います。

私は話を聞き、まずLGBTの中で、LGBとTは同じく一くりにしていいのかと疑問に思いました。LGBの主張を否定するわけではないですが、心の性と体の性が同じでないトランスジェンダーは、今でこそ少しずつ理解が進みつつありますが、いまだに理解されていない方も多いのではないかと私自身も反省いたしました。

先月、岸田総理の秘書官が更迭された報道等、LGBT問題への偏見がいまだに解消されていない事象はたくさんありますが、県民の理解を広げていかなければならないと思います。

現在、本県は、とりわけトランスジェンダーについて、県民の理解促進にどのように取り組

んでいるのか伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、宮崎県人権教育・啓発推進方針におきまして、性的マイノリティーの人権を重要な人権課題の一つとして位置づけ、県民に対する啓発活動を行っております。

この中で、トランスジェンダーにつきましては、県民を対象とした講演会や、企業、学校等に配布する情報誌「じんけんの風」におきまして、当事者御自身のお気持ちや体験を紹介するなど、より身近な問題として理解していただくための取組を行っております。

今後とも、トランスジェンダーを含む性的マイノリティーの理解促進に向けて取り組んでまいります。

○西村 賢議員 子供自身が自分はトランスジェンダーではないかと思ったときに、すぐに理解できる親も少ないのではないかと思います。児童生徒も親も学校に相談することもあるかもしれません。

まずは県教委として、いわゆるLGBTQなど社会的理解が進んでいない性の当事者などの性的マイノリティーの児童生徒から、学校の養護教諭や先生などに相談があった場合、相談の指針となるマニュアルのようなものは存在するのか、また学校の対応はどのようになるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教職員が相談を受けた場合の対応につきましては、文部科学省の資料の中で、悩みを抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることや、先入観を持たず話を聞くことなどが示されております。

それを受けて、本県でも、リーフレットを作成し、「相談してくれてありがとう」と伝えることや、児童生徒を支える姿勢を示すことなど

を周知しております。

さらに、特別な配慮等の相談には、当事者や保護者の意向を踏まえた上で、専門機関等と連携を図ることも含め、スクールカウンセラーなどを交えたチームでの対応を指導しております。

今後、より十分な対応に向けまして、性に悩みや不安を抱える児童生徒に対して適切に寄り添えるよう、対応マニュアル等の作成を検討してまいります。

○西村 賢議員 対応マニュアルの作成を本当に期待しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

相談された先生の中にも、LGBTQの相談に対して不慣れな方もいると思ひます。相談の対応には専門的な知識を要することもあるかと思ひますが、本県のLGBTQ当事者やその家族の悩みや相談に県はどのように対応しているのかを伺ひます。

○総合政策部長（松浦直康君） 性的マイノリティーの方やその家族が抱える悩み・困り事は、心や体のこと、家族、職場の人間関係、差別的な言動を受けたなど、多様であります。

このような悩みや困り事に関する相談につきましては、それぞれ専門性を有する機関が対応しております。具体的には、性別による生きづらさなどは宮崎県男女共同参画センター、心の悩みは宮崎県精神保健福祉センター、労働に関する問題は宮崎県中小企業労働相談所、いじめなどの人権問題は宮崎県人権啓発センターなどあります。

これらの相談機関におきましては、それぞれ専門性に応じた助言を行いますとともに、内容によっては、より適切な相談機関を案内するなどの対応を取っております。

○西村 賢議員 しっかりと相談者の気持ちに寄り添える専門家の育成・確保、また何よりも相談者の悩み解決に御尽力いただきますようお願いしたいと思ひます。

次に、この黒木瑞季さんは、これまで100校近くの学校を訪問し、講演活動を行い、その学校の生徒の中に当事者のいない学校のほうがまれなほど、どの学校にも当事者は存在していると話をされました。

講演の後に、生徒らがSNS等を通じ、直接カミングアウトしてくることもあるそうです。また、講演を聴いた後に、相談したいと願ひ出る生徒から「病院に行きたいが、親が行かせてくれない」との相談もあったそうです。自分自身がトランスジェンダーかどうか専門的な医療機関で診察してほしい、また、場合によってはジェンダークリニックで治療がしたいとの声も上がっていますが、トランスジェンダー当事者への医療機関等のサポートを宮崎県内ではほとんど聞いたことがありません。

実際、診察や治療などに他県まで行くことが多いようですが、性同一性障害に対する本県の医療サポート体制はどうなっているのか、福祉保健部長に伺ひます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 性同一性障害につきましては、日本精神神経学会が定めた診断と治療のガイドラインによりますと、精神科医、形成外科医などによる医療チームによって診断し、精神的サポートと身体的治療を行うとしております。

本県では、性同一性障害に係るケアを行う精神科病院等につきまして、精神保健福祉センターでその情報を公表しております。

また、宮崎大学附属病院におきましては、同ガイドラインに基づく診断が行われております

が、身体的治療につきましては、性同一性障害学会が認定する施設は本県にはございません。

現状では、専門的な治療を行う医療機関が全国的に不足しており、県といたしましても、国や学会等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今すぐつくれとか今すぐやれと言ってもなかなか難しいことだと思いますので、常に問題意識を持ち続けて、対策・対応に取り組んでいただきたいと思います。

このトランスジェンダーの問題で最後の質問になりますが、現在、LGBTQなど性的マイノリティーの人たちへの理解を増進するため、LGBT理解増進法案の法整備が議論されており、また河野知事も加わっておりますが、全国23の知事が多様性の理解促進に共同声明を発信しております。

LGBTQに該当する方は11人に1人と言われておりますが、実際にカミングアウトしている人は少なく、現実味がないのが実情だと思います。私自身もそう感じてしまっていますが、実際は、性的マイノリティーの当事者は、理解してもらえない閉鎖的な田舎の住みづらさ、生きづらさから、より都市部へ居住地を求めて出ていく傾向が強くあります。そのことで、田舎では当事者が減り、田舎には当事者がいないことにされ、さらに理解が進まないという現状もあります。

LGBTQの理解度は世代によっても大きく変わります。また、居住地域によっても大きく変わっているのではないのでしょうか。誰もが住みやすい地域をつくっていかねば、人口流出にも歯止めがかけられません。

多様性の理解促進を訴える河野知事に、LGBTQの方が暮らしやすい宮崎づくりについて、知

事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 性的マイノリティーの方々が地域の中で安心して暮らしていただくためには、県民一人一人が、当事者の悩みや困り事を理解すること、そして、当事者が悩みを抱えた際に、県はもとより市町村や学校、企業などが適切にサポートしていくことが重要であると考えております。

このため、県や教育委員会では、職員を対象とした研修を行っておりますほか、県民向け講演会の開催、企業等への研修講師の派遣、県内の大学と連携した啓発事業などを実施するとともに、関係機関において相談対応を行っているところであります。

また今年度は、県民の理解をさらに促進するとともに、当事者の方が困り事に応じて適切な機関で迅速に相談できるよう、多様な性を理解するための基礎知識や、様々な相談機関などについて掲載したハンドブックの作成に取り組んでいるところであります。

引き続き、性的マイノリティーの方を含め、県民一人一人がお互いを尊重し合い、活躍できる宮崎づくりに向けて取組を進めてまいります。

○西村 賢議員 このハンドブックの作成等、県民の理解が広がるように、知事を先頭をお願いしたいと思います。

次に、質問を変えまして、男性の更年期障害の理解促進について伺います。

女性の更年期障害は、テレビや新聞等メディア報道でも、医療機関に行っても受診を呼びかける啓発が多くなされていますが、男性の更年期障害の啓発は、ほとんど見かけることはありません。

男性ホルモンは、60代以降になれば20代の頃

の分泌量の3分の1から4分の1まで低下して、様々な障害を引き起こす要因とされています。その代表例が、老年期うつと攻撃性傾向の強まりです。

専門医に聞けば、治療は、安価で、簡単で、短期間で効果が出るとのことですが、多くの方は、このような知識も持たず、家族にも言えず、自分一人で悩んでいるのではないかと心配しております。男性更年期障害についての啓発について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 男性の更年期障害につきましては、おおむね40歳以降に男性ホルモンの減少により、女性の更年期障害と類似した症状が現れますが、病態が複雑で、発症の仕組みはいまだ十分に解明されておられません。

そのような中、昨年3月、国におきまして、更年期における健康課題や疾患の予防・健康づくりへの支援の在り方を検討することを目的として、全国の20歳から64歳までの男女5,000人を対象に意識調査が行われたところであり、今後、この結果等を踏まえ、より詳細な調査が実施されることとなっております。

男性にも更年期障害があることを自覚することで、医療機関を受診し、治療につながるようになりますので、県としましては、国の調査の動向を注視するとともに、啓発の方法につきまして県医師会など関係機関と研究してまいります。

○西村 賢議員 次に、任意の自動車保険加入の促進について質問いたします。

自動車を持っている人の多くは、強制加入の自賠責保険に加えて、それだけではカバーできない事故対応に備え、任意の自動車保険に加入していますが、調べてみますと、自動車保険の

普及率（加入率）は都道府県によって大きな差があります。自動車保険に加入していない無保険自動車が発生した場合、被害者は賠償金を受け取れないリスクもあります。

例えば、自動車保険のうち対人賠償責任保険を例に取っても、1位の大阪府は82.8%に対し、宮崎県は44位の61.4%、そのほか、人身傷害保険の1位、愛知県78.1%に対して、宮崎県は44位の57.7%というように、これらは2021年3月末のデータではありますが、保険項目全般的に全国的に下位のほうであり、トップとは20ポイント以上もの差があります。

本県が他県に比べ、自動車保有台数や交通事故数が極端に少ないのであれば別ですが、実際には大きな違いがありません。公共交通機関の少ない地域であるほど、高齢者でも車を運転している現状があります。

交通事故は、幾ら安全運転に心がけていても可能性はゼロにはなりません。一旦加害者の立場になれば、補償すべき必要もあります。死亡事故を起こした際の自賠責の上限は3,000万円、それで補償できず、任意保険に頼ることもあると思います。被害者の立場になれば、加害者が保険加入していなければ、最終的に泣き寝入りということになりかねません。

昨日、日高利夫議員も犯罪被害者のサポートについて質問をいたしました。働き盛りの大黒柱を事故で亡くしたり、また将来のある若者が亡くなったりしたら、自賠責だけで十分な補償ができるでしょうか。

本県の任意保険加入率が、最も高い県に比べ20ポイント以上も低く、全国的に下位にある状況について、県はどのように認識しているのか見解を伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 任意自動車保

険の加入率につきましては、損害賠償保険料算出機構が発行しております「自動車保険の概況」によりますと、本県が全国的に見て低い状況にあることは承知しております。

また、県が運営しております交通事故相談所における今年度の相談では、加害者が任意保険に未加入であったために、被害者側が十分な救済を受けられないといった内容の相談が約3割を占めております。任意保険加入の必要性については認識しているところであります。

任意保険は個人の判断で任意に加入するものではありませんが、交通事故の被害者の保護や加害者の経済的負担の軽減に資するものでありますので、その啓発等の在り方につきまして、関係機関・団体とも相談してまいります。

○西村 賢議員 幾つか質問を残しましたけれども、しっかりと次の選挙を勝ち抜いて、また戻ってきて質問をしたいと思っております。ありがとうございます。(拍手)

○中野一則議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。皆さん、ゴジラ、シン・ゴジラを御存じでしょうか。やつは、海の底で放射能を長年浴びてパワーを蓄えて、地上に現れて大暴れ、火まで噴きよったんです。実は、私も一昨年、がんを患いまして、放射線治療と抗がん剤点滴でもって細胞が活性化しまして、すっかり元気になって、まさに「シン・マモル」でございます。頑張ります。(拍手)

今、2人に1人ががんにかかるんです。ということはつまり、恐れなくて受け入れて、強い気持ちと人間力でもってがんを闘う、これが非常に大事だと思います。

さて、ようやく新型コロナの感染症法の位置づけが5類感染症に移行することが決定し、対

応も大きな節目を迎えようとしております。プロ野球キャンプやWBCの合宿のにぎわいを見ておりますと、ようやく日常が戻ってきたと実感もできます。

3年にわたるコロナ対策で大きく疲弊した県内をこれからいかに再生させていくかという大きな課題に、県が実効性の高い施策で対応していくことが期待されます。私も県会議員として、地域経済の回復にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それでは質問に入ります。初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

私は昨年12月25日、知事に当選確実が出た後に、知事が支持者に御礼や当選に対する思いを話される姿を現場で見えておりました。

厳しい選挙戦を乗り越え、改めて県政のトップとして県民を希望ある未来へ強く導いていこうとする姿勢は高く評価いたします。

開会日の所信表明では「粉骨砕身の覚悟で県政運営に当たる」という言葉もございました。覚悟という言葉には相当強いものがあると考えます。

そこでまずは、4期目に当たり、知事の政治家としての覚悟についてお伺いします。

以上で壇上からは終わりました。以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

全国的にこの知事選挙に対する注目度が高まり、厳しい選挙戦となりましたことで、私自身、リーダーとしての覚悟、宮崎に対する愛情というものを再認識するきっかけとなりました。そして、政治家としてさらにレベルアップし、力を発揮していかなければならないと、その決意を新たにしたところであります。

これまで県内各地をくまなく回り、県民の皆様との対話に努めてまいりましたが、政策の原点は現場にある、県政の主役は県民であるとの思いを強く感じるとともに、私の目指す将来像や、そこに向けた私の考えをいかに伝え、共感いただけるか、その伝える力の重要性というものを改めて認識いたしました。

よくリポートトーク、それからラポートトークという言葉で言われますが、県民の皆様との共感、信頼を築き、しっかりと思いを届けていくこと、伝えていくことは、極めて重要だと考えております。そして、これまで以上に宮崎の大地に深く根差して、県民の皆様と膝を突き合わせて腹の底から議論を交わしたい。ぶつかり合うことで人間同士のつながりや信頼を深めるとともに、現場の皆様の思いや言葉が私自身の血となり肉となり、それを私の言葉として自然と紡ぎ出していくことができるよう、そういう政治家にならなければならないということを強く感じております。

本県は今、コロナ禍や激甚化する自然災害、少子高齢化の加速、国際情勢の不安定化など、困難な状況に直面し、宮崎の未来は、これからの5年、10年の取組にかかっている、極めて重要な局面を迎えているものと考えております。

この3期12年の経験、実績を生かして、より成果を上げていかななくてはならない、その思いを強めますとともに、議員がシン・マモルとされたその気迫にも学びながら、これまで以上にしっかりと県民の皆様寄り添い、思いやニーズをしっかりと酌み取りながら、それを政治家として施策に盛り込み、実施していくことで、県民の皆様が将来に向けて希望が持てるような県政運営を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 強い信念を持って、県民を希望ある未来へ導いていただきたく、お願いいたします。

次に、産業の活性化について伺います。

本県は人口減少対策として、社会減ゼロを目指し、若者の就職対策や移住などの促進をこれまで行ってきておりますが、2月1日に放送されましたNHKの番組「クローズアップ現代」では、海外で働いてお金を稼ぐ若者が増えているという内容が放送されておりました。円安の影響もあり、同じ職業で日本の何倍も稼げることや、恵まれた勤務形態などがあるようで、内容に驚かされました。

本県の1人当たり県民所得は全国46位です。熊本県では巨大な半導体工場の建設が始まっております。今後の稼働に向けて相当の雇用も想定され、本県からの人材流出も懸念されます。

本県の就業構造人口の統計を見ますと、おおむね1次産業が1割、2次産業が2割、3次産業が7割で、本県は農業が基幹産業だと言われますが、他の産業も含めて活性化していかないと、本県から人は流出していきます。

人口減少対策という意味でも、新たな産業を興す、誘致する、今ある企業の生産性を高めて賃上げできる環境をつくるといったことが待たなしと考えます。

そこで、今後、県内産業の活性化についてどのように取り組んでいかれるのかを知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) コロナや原油・物価高騰など、本県は大きな難局に直面しております。まずは一刻も早く、歩みを元の成長軌道に戻す「宮崎再生」に取り組むこと、そしてその上で、人口減少下にあっても将来にわたって持続的に発展できるような宮崎をつくっていく、

次のステージへと飛躍させていくこと、これが大変重要と考えております。

このため県におきましては、現在策定中の次期総合計画アクションプランにおいて「力強い産業の創出・地域経済の活性化」を大きな柱の一つとして掲げております。本県の強みである農林水産物を生かしたフードビジネスの高付加価値化・成長産業化や、デジタル技術の活用などによる生産性向上、産業を支える多様な人材の育成・確保、さらには、スタートアップの育成や新事業創出支援による新たな付加価値の創造などに重点的に取り組んでまいります。

今後とも、経済団体や金融機関、支援機関等と連携しながら、本県の未来につながる県内産業の活性化に努めてまいります。

○外山 衛議員 次に、中小企業への県の取組について伺います。

コロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつある中、ロシアによるウクライナ侵攻を契機とした世界的なエネルギー・食料価格の高騰などにより、我が国でも商品やサービスの値上げが相次ぎ、賃金上昇を上回る物価上昇による実質賃金の低下が続いております。

こうした中、国において経団連等に賃上げの要請が行われ、大手企業については賃上げを表明する企業が相次いでおりますが、経営規模が小さく、光熱費や原材料価格の高騰により収益が悪化している多くの中小企業においては、賃上げを行いたくてもできない状況にあります。

こうした中小企業において賃上げを実現するためには、企業の生産性を高めることが重要であると考えます。

そこで、賃上げにつながるような企業の生産性を高める県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 議員御指摘のとおり、企業の賃上げの実現には、企業の生産性を高めていくことが極めて重要であると認識しております。

このため県といたしましては、生産性を高める取組として、フードビジネス等の本県の強みや特性を生かした成長産業の振興に加え、新事業展開・新商品開発等による付加価値を向上させる取組や、デジタル技術の導入による省力化の取組への支援を行っております。

また、国におきましても、生産性の向上に対する補助金の拡充や賃上げに取り組む企業への優遇措置を講じるなど、企業の賃上げを後押しする取組が進められており、こうした国の取組も活用しながら、県内中小企業の生産性向上を支援してまいります。

○外山 衛議員 新たな産業を振興していくためには、県の行政上で不要な手続や規制はないのか、県レベルでの規制改革、このような視点も常に必要と考えておりますので、御検討をお願いします。

次に、企業誘致について伺います。

東九州自動車道清武南一日南北郷間が25日に開通いたします。

平成10年度の事業化から20有余年、先人たちの思いも踏まえ、今回の高速道路の開通に喜びもひとしおであります。ここに至るまでの関係者のたゆまぬ御努力に感謝いたします。

残る串間市や志布志市までの開通に向けて、引き続き知事をはじめ御尽力くださいますようお願い申し上げます。

この開通により、日南市から北九州市までが1本の高速道路で結ばれ、産業振興、観光振興等にも大きく寄与するものと期待しております。

特に産業振興面では、高速道路の整備効果により企業誘致が図られ、雇用の創出や地域経済の活性化につながることを期待されます。

人口減少社会により、労働力不足が懸念される中で、地域経済を活性化するためには、若者にとって魅力ある雇用の場を確保することが重要であり、そのためには、成長力、競争力の高い企業に力点を置いた企業誘致を推進する必要があります。

そこで、成長が見込める産業分野の企業誘致に今後どのように取り組んでいかれるのかを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 成長が見込める産業分野の企業立地は、投資や雇用の継続的な拡大が期待でき、地場企業にとっても新たな事業展開や取引拡大が見込まれるなど、地域経済の活性化に、より大きな効果をもたらすものと考えております。

このため、県ではこれまで、本県の強みである農林水産資源を生かしたフードビジネス関連産業や、裾野の広い自動車関連産業などを重点産業分野として、企業立地を推進してきたところでございます。

今後は、この重点産業分野に、成長が期待できる半導体関連産業や航空機関連産業を加えるとともに、東九州自動車道などのインフラ整備による本県の立地環境の向上を積極的にアピールし、戦略的な企業立地を推進してまいります。

○外山 衛議員 成長力、競争力の高い企業を誘致するためには、企業ニーズを的確に捉え、オフィスや事業用地を確保しておくことも重要と考えます。

特に製造業や流通業といった効率的な物流を重視する企業の誘致に当たっては、高速道路の

インターチェンジ周辺などの交通アクセスのよい場所に、事業規模に応じた広さの用地を確保しておくことが効果的であると考えます。

そこで、アクセス性のよい場所に工業団地の整備を促進するための県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 工業団地につきましては、地域の特性や実情に応じて整備することが重要であると考えております。

このため県では、市町村が実施する工業団地造成に係る調査事業や基盤整備事業に対する補助のほか、市町村担当者を対象とした工業団地整備に関する研修会などにより、支援を行っております。

議員御指摘のとおり、東九州自動車道等のインフラ整備が進む中で、アクセス性などの立地条件のよい地域に工業用地を確保しておくことは、企業立地を推進する上で大変効果的でございます。

県といたしましては、引き続き市町村と十分連携を図りながら、企業ニーズに対応した工業団地の整備促進に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 企業誘致は直接的な投資効果に加えて、雇用の場の創出や税収の確保など、地域経済の活性化にとって非常に有効な施策であります。

ただいまの部長答弁にありましたとおり、引き続き市町村と十分連携いただき、戦略的かつ積極的な取組をお願いいたします。

次に、県のアンテナショップについて伺います。

現在、本県のアンテナショップは、国内に宮崎、東京、大阪、福岡と4店舗ございます。アンテナショップは、県産品の販路開拓、食や観光など、本県の魅力発信の拠点として大事な役

割を担っております。

大消費地から距離がある本県にとりまして、都市部に居住されている方が本県の魅力に触れ、県産品を直接手にしていただくための店舗は、今後も必要であると考えております。

一方で、長引くコロナ禍で、特に首都圏に立地しております新宿KONNEにおいては、この3年間は非常に厳しい状況であったと思いません。

そこで、新宿KONNEのコロナ禍での影響と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新宿KONNEにつきましては、今年度は、売上げ、客数ともにコロナ前の水準にまで回復しておりますが、昨年度、一昨年度は、感染拡大に伴う時短営業や外出自粛等の影響により、大変厳しい状況でございました。

このため、果物や花など旬の特産品をPRするイベントや、市町村が持ち回りで魅力を発信する地域リレーフェアなど、集客の取組を積極的に行ってきたところでございます。

議員御指摘のとおり、首都圏から遠隔地にある本県にとりまして、新宿KONNEは、県産品の販売やテストマーケティングによる販路開拓はもとより、観光PRや魅力発信の重要な拠点でありますので、市町村や関係団体、県内事業者と一体となって、より一層の充実、強化を図ってまいります。

○外山 衛議員 次に、香港KONNEについて伺います。

先日、KONNEとしては海外で初めてとなるアンテナショップ「香港みやぎ館KONNE」がオープンいたしました。

2月9日のオープン日に永山副知事も出席さ

れ、記念式典の様子が香港現地でも報道され、海外初のKONNEに対する期待や注目が高まっているものと感じています。

そこで、香港KONNEの内容と期待する役割について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 香港KONNEは、現地で飲食・小売事業を営む本県出身の方から、自社の小売店舗を県のアンテナショップとして展開したいとの申出があり、県が求める条件とも合致しましたことから、民設民営のKONNEとしてオープンしたものであり、常時70品目以上の加工食品や飲料などの県産品を取り扱っております。

この店舗は、県産品の主要輸出先である香港の中でも、商業の中心部に立地しておりますことから、県産品PRや魅力発信の拠点としてはもちろんのこと、市町村等と連携したフェア開催や、輸出に取り組む事業者のテストマーケティングの場などとしても幅広く活用したいと考えております。

○外山 衛議員 外貨を獲得し、本県の産業を活性化するために、アンテナショップは重要な役割を果たしております。

国内外ともに、テストマーケティングや観光PRなど、国内事業者や市町村から期待されている機能を担えるよう、関係団体等も含め一体となって、より一層、本県の魅力を十分に伝えることができる施設にしていきたいと思えます。

続いて観光行政について伺います。

先ほど企業誘致の質問でも触れたように、いよいよ今月25日に東九州自動車道清武南一日南北郷間が開通いたします。この開通によって、県南地域の観光振興に大きく寄与するものと考え

えております。

そこで、日南市までの東九州道開通を受けて、観光面で県南地域に期待される効果と知事の思いについてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） この清武南一日南北郷間の開通により、北九州市から日南市までがついに1本の高速道路で結ばれるわけでありませう。これは、長年にわたる多くの方々のたゆまぬ努力により、この開通に結びついたものでありまして、改めて感謝の思いを強くしております。

特に、今回の開通によりまして、県南地区の皆さんにとりましては、地域振興に極めて大きな効果がもたらされるものと期待しております。

その中でも、とりわけ観光面におきましては、移動時間の短縮とか、信頼性、周遊性の向上ということで、これも効果が大きいものと期待しております。

県南地域は、神話にまつわるスポットや雄大な自然、豊かな食、スポーツに適した環境など、県内でも有数の観光資源を有するエリアであります。観光客の入り込み増や、滞在時間の延長、観光消費額の増加などに大いに寄与するものと期待しております。

この好機を逃すことなく、開通の効果が観光面においても最大限に発揮されるよう、私が先頭に立ちまして、沿線自治体や関係団体、地域の皆様と一体となって、本県の魅力を国内外へと広く発信していき、県南地域をはじめ県内全域への誘客に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 よろしくお願ひいたします。

今後、今回の開通効果を生かして、県南地域への観光誘客を図っていくためには、観光のPRなどに力を入れて取り組むことも必要である

と考えます。

そこで、東九州自動車道清武南一日南北郷間の開通を見据えた観光誘客対策について、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、東九州自動車道の開通を見据え、平成25年度に大分県と共同で「東九州広域観光推進協議会」を設立し、両県の観光資源を生かした広域周遊ルートの確立や誘客に取り組んでおります。

今回の開通を踏まえ、高速道路を利用して観光スポットや食、アウトドア・アクティビティー等を楽しめるドライブモデルコースを新たに設定しますとともに、開通によってアクセスが向上する北部九州や中国地方を中心に、メディアを活用し、県南地域をはじめ両県の有する観光情報の発信を行うこととしております。

また、カーフェリー等、他の交通機関と連携するなど、様々な機会を活用しながら、関係市町村の協力の下、県南地域をはじめ県内への観光誘客に積極的に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、クルーズ船について伺います。

先月26日に、国内船ではありますが、にっぽん丸が油津港に寄港いたしました。また、日本の船会社がクルーズ船を新造するとの話も聞こえており、クルーズ業界もようやく動きが出てきたなど実感しているところであります。

また、世界に目を向けますと、アジア市場からの撤退を表明しておりましたイタリアの大手クルーズ会社が、今年のアジアクルーズを再開すると発表いたしました。今後クルーズ市場がどうなるか、気になるところであります。

そこで、海外クルーズ船の今後の見通しについて、商工観光労働部長にお伺ひします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 令和2年

以降、コロナ禍により休止しておりました国際クルーズは、日本を含む世界各地で徐々に再開しております。

このような中、国では、今年から海外クルーズ船の本格的な受入れを再開し、令和7年には、訪日クルーズ旅客数をコロナ前の250万人まで回復させることとしており、我が国への海外クルーズ船の寄港が大幅に増加していくものと考えております。

本県におきましても、海外クルーズ船の油津港や細島港への寄港の動きがあり、地元自治体や関係機関と連携して、受入れに向けた調整を進めているところであり、今後本格的に再開していく海外クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 本県におきましても、海外クルーズ船の寄港の動きがあるとのことですので、日南市をはじめとする地元自治体ともしっかりと連携して、受入れ体制を整えていただくようお願いいたします。

国は、海外クルーズ船の寄港地数について、コロナ前は67港であったものを令和7年までに100港を目指すと聞いております。これは裏返せば、寄港地間の競争がこれまで以上に激しくなるということでもあります。

そこで、県として、海外クルーズ船の誘致のため、どのような取組を行われるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 海外クルーズ船の誘致につきましては、市町村と連携し、東九州自動車道の清武南―日南北郷間の開通も踏まえたクルーズ客向けの新たな観光周遊ルートづくりを進めるとともに、クルーズ旅行を企画する旅行会社等の商品造成担当者を本県に招きまして、実際に体験していただくことと

しております。

さらに、クルーズの船会社等に対し誘致セールスを行い、本県の寄港地としての魅力をアピールするほか、海外のクルーズ愛好者に向けてクルーズ旅行の専門メディア等を活用した情報発信を行うなど、海外クルーズ船によるインバウンド誘客に積極的に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 続いて農林水産行政について伺います。

本県の近海カツオ一本釣り漁業は、300年の歴史を有する伝統漁業で、広大な餌肥杉の恵みを伝統漁や地域で活用しながら継承しているとして、令和3年2月に日本農業遺産に認定されたところでもあります。

日南市では、農業遺産認定を契機に、関係機関で構成する協議会を設立し、官民連携で県内におけるカツオの消費拡大などに取り組み、昨年3月には、宮崎市のカツオの支出金額が高知市を抜いて日本一となりました。この機運を逃さず、地域活性化を図る上からも、県内消費拡大に向け、さらなる取組が必要と考えます。

そこで、カツオの県内消費拡大に向けた県の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の近海カツオ一本釣り漁業の漁獲量は28年連続で日本一を誇っておりますが、漁獲量の減少が続く中、漁業者の所得向上と、カツオを核とした地域活性化の観点からも、県内での消費拡大は重要な課題であると認識しております。

このため県では、関係団体と連携し、「宮崎初かつおフェア」を実施し、飲食店での「かつお炙り重」の提供や、メディアを活用したPRなどに取り組んでおります。

また、昨年度、新たな取組として、日南市などと共同で、大学生考案のレシピを活用し、量販店でのカツオ総菜の販売を企画したところ、大変好評を得たところです。

県といたしましては、引き続きカツオのさらなる消費拡大に努めてまいります。

○外山 衛議員 これからカツオの本格的なシーズンを迎えます。本年も昨日3月1日から「宮崎初かつおフェア」が開催されております。知事、副知事を筆頭にPRを行っていただき、ぜひ多くの県民の皆様には新鮮な初カツオを味わっていただきたいと考えております。

日南市内の3漁協の昨年のカツオ船の漁獲量が平成以降で最低となっており、漁獲は長年にわたって減少傾向が続いていることから、漁業者は将来にわたる経営継続に不安を感じております。

そこで、カツオ一本釣り漁業の存続に向けた取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） カツオ一本釣り漁業の存続には、収益の向上はもとより、資源の持続的な利用が極めて重要と考えております。

このため国では、不漁の原因と考えられる海外漁船の大量漁獲に歯止めをかけるため、昨年12月の国際会議で、資源量が一定水準を下回った場合の漁獲制限を提案し、合意されたところでもあります。

また、県といたしましても、生産性向上を図るため、国の事業を活用した高性能漁船の導入支援や、新船「みやざき丸」による漁場探索技術の開発や資源調査などに取り組んでいるところです。

引き続き、漁業者が安定した経営を継続できるよう、国や水産団体と連携しながら、しっか

りと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、林業の労働力確保について伺います。

南那珂地域の民有林人工林率は、県平均を上回る64%となっております。また、このうち78%は主伐期を迎えてきております。

現在、木材価格が好調であります。このような森林は、木材生産だけではなく、きれいな水を蓄え、土砂災害や洪水を防ぐ多面的機能を有しておりますので、その機能を維持していくために、伐採後の再生林を進めていくことが重要であります。

しかしながら、人口減少や高齢化で労働力が不足しており、地元事業者では、植栽や下刈り作業の一部を、建設業者やサーファー、他県の森林組合と協力する体制をつくってはいるものの、常に労働力不足で苦勞していると聞いております。

そこで、再生林の労働力確保に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 再生林を推進していくためには、造林作業を担う人材の確保が重要であると考えております。

このため県では、造林作業に従事する新規就業者の継続雇用などを支援するとともに、作業の省力化につながる苗木運搬ドローンや、熱中症対策に有効な空調服など、軽労化につながる資機材の導入を支援しております。

こうした取組に加え、今議会に新年度予算としてお願いしております「造林担い手インターンシップモデル事業」により、造林作業の主要な担い手である森林組合に対し、労働環境等の調査や受入れ体制確立に向けた指導・支援を行うとともに、植栽など安全に実施可能な造林作

業についてインターンシップを実施することにより、再造林の労働力確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 植栽や下刈りの労働力が不足する中で、再造林を進めていくためには、植栽作業の効率化や省力化が必要であります。コンテナ苗の生産拡大をさらに進めていく必要があると思います。

現在、南那珂地域においても、南那珂森林組合を含めた4つの事業者がコンテナ苗の生産に取り組んでおりますが、コンテナ苗を生産する上では、生産技術の習得や採穂園の確保など、課題もあると聞いております。

そこで、コンテナ苗の生産拡大に向けた県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） コンテナ苗は、従来の苗木よりも植付けが容易で活着がよく、通年での植栽が可能であることから、伐採と造林の一貫作業など再造林の効率化・省力化を図る上で、その活用は大変有効であると考えております。

このため県では、コンテナ苗生産施設の整備や自家採穂園の造成、福祉施設との連携による苗木生産の取組などを支援するとともに、新規参入を促進するため、挿し付け用の穂木の確保や試験的な生産を支援しているところであります。また、穂木の挿し付け方法や育苗管理など、生産技術の向上を図る研修会等を開催しております。

県としましては、これらの取組により生産体制の整備をさらに進め、コンテナ苗の生産拡大を図ってまいります。

○外山 衛議員 次に、鳥獣被害対策について伺います。

本県の令和3年度の野生鳥獣による農林作物

等の被害額は、前年度より1割程度減少したとは聞いておりますが、依然として被害は大きく、営農や森林所有者の再造林の意欲を減退させてしまう、深刻な状況が続いております。特に鹿による被害につきましても、被害額の4割を占めておるようであります。

以前は生息が確認されていなかった南那珂地域においても目撃情報があり、被害の未然防止のために鹿の侵入を防いでいく必要があると考えております。

そこで、南那珂地域への鹿の侵入状況と侵入防止の取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 南那珂地域では、平成20年度に初めて鹿が確認され、昨年度は37頭の見撃情報があるなど、生息域の拡大が懸念されております。

このため県では、平成28年度に国や関係市町等で構成する協議会を設置し、監視カメラ等による監視体制を強化するとともに、令和元年度から、県の委託による捕獲事業を実施しております。

また、令和2年度には、南那珂地域の関係市で構成するシカ侵入対策連絡会議を設置し、情報共有とそれに基づくわな設置等の捕獲対策を実施するとともに、関係市において、昨年度からは捕獲を通年で許可するなど、対策の強化を図っております。

今後とも、関係市町や団体等と連携を図りながら、鹿の侵入防止に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、食料・農業・農村基本法の改正について伺います。

平成11年に制定されました食料・農業・農村基本法は、農政の憲法とも呼ばれ、我が国の農政の基本理念や政策の方向性を示す、極めて重

要な法律であります。

ロシアのウクライナ侵攻を契機とした食料安全保障への危機感などから、政府では、23年ぶりに同法の改正に向けて議論が行われていると報道されております。

同法が改正されるとなれば、農業を基幹産業とする本県におきましても影響が大きいと考えますが、同法の改正に向けた国の動きと県の対応について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 食料・農業・農村基本法については、昨年10月から、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会において、その検証と見直しに向けた議論が行われていると承知しております。

今後は、基本法の改正案を来年度中の国会に提出することを視野に、この検証部会において、食料・農業・農村政策の新たな展開方向について議論が行われ、本年6月に中間取りまとめが行われる予定と伺っております。

農業産出額が全国第4位と、農業を基幹産業とする本県にとって、基本法の改正は極めて影響の大きいものでありますことから、県としましては、引き続き検討状況を注視してまいります。

○外山 衛議員 本県にとりまして重要な動きとなりますので、必要に応じて本県の意見を伝えることができるよう、しっかりと注視していただくようお願い申し上げます。

次に、県土整備について伺います。

まず、国土強靱化対策についてであります。

昨年9月の台風第14号では、県北を中心に記録的な大雨となり、多くの家屋浸水被害が発生しました。

全国的に見ましても、近年、気候変動の影響か、毎年のように激甚災害となるような水害が

全国どこかで発生しております。

昨年の台風では、国土強靱化のために実施した河川掘削などの取組により、平成17年の台風と比較して家屋の浸水被害が大きく減少し、その効果が確実に現れたと聞いております。

今回、日南市では、台風での豪雨の影響は少なかったことから、幸いにも大きな被害は発生しておりませんが、まだまだ日南市内には整備が必要な河川が多く残っており、河川の氾濫による浸水被害の発生を大変心配しております。

そこで、日南市の河川における国土強靱化対策の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、近年の水害リスクの増大に対応するため、平成30年度から、河川掘削などの国土強靱化対策を重点的に進めており、日南市においては、広渡川や細田川など20河川で、これまでに約23万立方メートルの掘削工事を実施したところです。

また、現在、広渡川や酒谷川において河川改修を進めている区間では、整備を加速させるため、国土強靱化予算も活用し、新たに堤防などを設置する工事を実施しているところであります。

議員御指摘のとおり、日南市をはじめ、県内には整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、今後とも必要な予算の確保に努め、国土強靱化対策に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、道路整備について伺います。

高速道路清武南―日南北郷間の開通、そして今後の延伸、この高速道路の整備効果を最大限に生かして、コロナ禍で疲弊した地域経済を回復させていくためには、高速道路と一体となって機能する幹線道路ネットワークの強化も不可

欠であります。

整備中の県道酒谷榎原線は、日南と都城を結ぶ国道222号の酒谷地区から、県道日南志布志線、さらには県南地区の大動脈である国道220号の榎原地区までを南北に連結し、南那珂地域の地域住民の日常生活はもとより、観光や産業など地域振興を支える重要な幹線道路であり、地域住民も全線の整備完了を大変心待ちにしております。

そこで、県道酒谷榎原線における未改良区間の解消に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道酒谷榎原線は、沿線住民の生活や観光振興など、大変重要な役割を果たす路線でありまして、残る未改良区間の解消に向け、2つの工区で整備に取り組んでいるところであります。

まず、平成28年度から整備を進めております延長約700メートルの種子田工区につきましては、補正予算も活用しながら、来年度中の完成を目指し、改良工事などを推進しているところであります。

また、今年度新たに事業着手した延長約900メートルの下塚田工区につきましては、測量や調査・設計を進めているところであり、今年の秋頃には地元説明会を開催する予定としております。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期完成に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 最後になりますが、教育行政について伺います。

近年、様々な問題が起こるたびに学校の責任を問われ、教師の立場が弱くなり、教師が尊敬されていない雰囲気があるように感じております。

勤務形態など働きやすい環境づくりも当然必要な取組ではありますが、今の学校現場における教師は誇りを持って働ける環境にあるのか、心配をしております。

これでは教師を目指す若者も減るでしょうし、国の礎であるべき教育の現場を質の高い環境で今後保てるのか、将来を危惧しております。

田口議員の代表質問におきまして、教育長から「教師を目指したきっかけは先生との出会いである」と答弁がございました。

教師を取り巻く環境も変化しておりますが、今も昔も変わらないのは、授業を中心に質の高い教育活動を実践されている教師は、子供たちから尊敬されていると思います。

そして、そのような教師は、教師としての自信もついて、保護者や地域からも信頼される存在となります。

そうした魅力ある憧れの教師が増えれば、教師を目指す人材も増えていくのではないかと思います。

このように、これからの時代の教師が尊敬され、誇りを持って働くためには、教師の資質を高めていく必要があると思いますが、どのような取組を行っているのかを教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、私も高い指導力を持ち、人間的魅力にあふれた教師は、児童生徒に慕われる、目標、憧れの存在になると思っております。

このような教師を育てるためには、児童生徒に対する理解力や授業力を高める必要があります。具体的には、教育研修センターでのキャリアに応じた研修や、校内における同僚性を生かしたOJTによる研修等を実施してござい

す。

また、教員免許更新制度に代わる新たな研修制度の構築に向けましては、教師が自ら主体的に学びを進めていく仕組みづくりが何より大切であると考えておりまして、その仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、これらの取組を一層充実させ、児童生徒のみならず、保護者や地域からも大切にされる人材を育成してまいります。

○外山 衛議員 卒業式のシーズンでございます。卒業式で「仰げば尊し」を歌い、先生との別れに涙するなどということは、過ぎ去った昔話になったのでしょうか。

教師が尊敬され、質の高い教育が行われる、そしてまた教師を目指す子が育つ、そのような環境が学校現場で醸成されるように、引き続き取組をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) トリを務めます。今回が最後の質問となります。

くしくも今日は私の義父の命日でもございます。また後ろには、思いもかけず友達が、いつもお世話になっている皆さんがいっぱい駆けつけていただきました。何だかじーんとくるもの

があって、これは涙が出ないようにしないとけないなど、正直じーんとくるものを感じております。涙を流さないように一生懸命頑張っております。

さて、この28年間に知事が4人交替されました。松形、安藤、東国原、そして河野知事であります。いろんなことがありました。2000年サミット外相会合誘致や官官接待費問題、官製談合事件、シーガイアの存続問題、議会定数削減など、様々なことが思い出されます。28年の間に本県もかなりさま変わりをいたしました。官民の努力が実って発展しつつあるのを感じております。本県のさらなる発展を願い、質問に入ります。

まず、県力、県の力について伺います。

先般、国会中継で国力について議論がなされておりました。一般的に国力とは、領域、国民、軍事力、経済力、そして技術力をいうのであります。

では、県力とは何なのか。よく人間力とか地域力とか申します。知事の御見解をお聞かせください。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

「国力」とは、軍事力や経済力、技術力など、国家間における影響力やそれを生み出す基盤のことを指すものとされておりますが、御質問の「県力」、県の力につきましては、同じ国内での比較でありますことから、他県に及ぼす影響力というよりも、「県や県民の豊かさ」やそれを生み出す力として捉えるべきではないかと考えております。

本県では、この「豊かさ」について、社会や

経済が成熟し、価値観も多様化していく中で、経済的な豊かさだけでなく、お金の代えられない価値も調和した「新しいゆたかさ」の実現を目指しているところでもあります。

平成28年度からは、本県の豊かさの現状を客観的に捉えるため、独自の「ゆたかさ指標」を作成し公表しております。

この指標のうち、「目に見えるゆたかさ指標」は、様々な統計データを基にしまして、「経済」「人を育む力」「時間」「健康」「自然」「くらしの便」「安全なくらし」の7つの分野を設定しております。

国力につきましても、伝統的な軍事力、経済力である、いわゆるハードパワーに加えて、文化や価値観などのソフトパワーを重視すべきではないかと、そのような議論がなされておきまして、より広い観点からこの魅力を捉えていこうと、同じ相通ずるものがあるかと考えておきまして、こうした先ほど申し上げましたような7つの分野がまさに「県力」の構成要素となるものと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○蓬原正三議員 ソフトパワー、そのとおりでと思います。

「県力」という視点から以下数点をお尋ねします。

県力の視点から見て、本県の強みと弱みは何か、知事の御見解をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「目に見えるゆたかさ指標」では、先ほど申し上げました7つの分野ごとに、それぞれ統計データを基にした全国順位を出しております。

この結果を見ますと、出生率や育児をしている女性の有業率などで構成する「人を育む力」や、健康寿命、介護サービス施設・事業所数な

どで構成します「健康」という面、さらには、太陽光発電設備の割合や食料自給率などで構成します「自然」といった分野では、全国でもトップクラスにあり、まさに本県の強みであると考えております。

一方で、1人当たり県内総生産や1事業所当たりの従業者数などで構成されます「経済」という面でありますとか、交通事故発生件数や消費生活相談のあっせん件数などで構成します「安心なくらし」については、全国でも低い状況にあらうかと考えております。

こうした強みをしっかりと生かして魅力を発信することが、宮崎のファンを増やしていくこと、さらには、関係人口の増、移住・定住人口の増にもつながると考えております。

一方では、経済については、付加価値の高い企業の立地や県内企業の生産性の向上、さらには、起業・創業の支援等に取り組むことによりまして、県内産業の成長力を高め、豊かさを生み出す力につなげていく必要があるものと考えております。

○蓬原正三議員 次に、本県の県民性について、どう感じておられるのかお伺いします。

一面においては、本県は進取の気性に乏しいとの評価もございます。進取の気性とは、従来の習わしにとられることなく、積極的に新しい物事へ取り組んでいこうという気質や性格を指す言い回しであります。お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の温かい県民性につきましても、私自身、平成17年に総務部長として赴任しました際に、家族共々温かく受け入れていただいた、そういう感激、また感動の思いとともに、今も鮮明に記憶に残っているところでもあります。

また、県外から転居された方々からも、「地

域で優しく受け入れてくださった」というお話を伺うことも多く、思いやりがあり、心優しく、まさに温かい太陽のような県民性は、本県のすばらしい財産であると感じております。

民間の調査における宮崎らしい豊かさを集めた「心で感じるゆたかさ指標」においても、例えば「自分は素直と思う」割合が全国1位、「自分は優しいと思う」割合が全国2位、「地元のホスピタリティを感じた」という評価が全国2位など、県民の人柄のよさが表れているのであります。

その一方で、御指摘のように、競争や積極的な挑戦を避ける傾向もあると感じておりまして、変化の激しい時代の中で、本県の力を伸ばしていくためには、優しい県民性をしっかり守っていきながらも、一方で、先を見据え課題に向き合う姿勢や意識を培っていく必要もあるものと考えております。

○蓬原正三議員 次に、県民所得と産業振興について伺います。

令和元年度の県民所得水準は、全国平均に対して72.5%、約4分の3であります。では、稼ぐ力はどうなっているのか調べました。就業者1人当たり県内総生産額は、徳重、井本、星原、前屋敷議員と私が初当選の年、平成7年をベースにしてみますと、2019年、令和元年までの24年間に、第1次産業は約52万円伸びて320万円に、第2次産業は220万円伸びて780万円に、第3次産業は3万円伸びて720万円となっております。それぞれ第1次産業は119%、第2次産業は140%の伸び、第3次産業は横ばい。特筆すべきは、第2次産業が140%と大きく伸びており、特に平成17年、2005年からの伸びが特に大きいようであります。これは全国的な傾向でもあります。

さて、県民所得を上げるにはどうすればいいのか。このデータからは、第1次産業の1人当たり県内総生産額をさらに上げること。今でも全国より70万円高いという状況がうかがえますが、第2、3次産業との差が大きいわけでありまして。次に、1人当たり生産額が高く、伸びの大きい第2次産業の比率を高めること。そして3番目に、第2、3次産業の全国平均との差を縮めることではないかと考えます。

昨年も似たような質問をしました。若者が地元に着し、U I Jターンで人を呼び込むためには、宮崎に仕事があり、相応の所得があり、専門のスキルを生かすところが必要です。工業系の高卒新人の県外就職率が高いことも御承知のとおりであります。

県民所得をどのように向上させていくのか、知事の御見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 県民所得の向上は本県の重要課題の一つであります。私も就任以来、フードビジネスの振興や成長期待企業の育成などに取り組んでまいりました。その結果、1人当たりの県民所得は、例えば10年前より約13%増加しておりますが、全国の順位で見ますとまだまだ下位にあり、さらなる産業振興に取り組む必要があると受け止めております。

特に、県内産業を取り巻く環境が大きく変化し、先行きが不透明な昨今にあっては、とりわけ生産性の向上に大きく寄与します産業のデジタル化や、新たな付加価値を生み出すイノベーションの創出、これが大変重要であると考えております。

あわせて、変化や革新に意欲的に取り組み、チャレンジする人材を育成することで、変化に柔軟に対応し、かつ力強い産業が築かれるものと考えております。

本県はポテンシャルが高く、必ずやもっと伸びていけると確信しておりますので、関係機関と連携しながら、県内経済の活性化、ひいては県民所得の向上につなげてまいります。

○蓬原正三議員 次に、未来への投資、研究開発予算について知事に伺います。

毎年このことはお尋ねしております。対前年比でお聞かせください。昨年は35億5,000万円でした。お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 今議会に提案しております、令和5年度当初予算における総合農業試験場ほか6つの試験研究機関の運営費は、合計で37億3,900万円余であります。これは前年度から比べますと、約1億8,900万円の増加となっております。

原油価格の高騰に伴う電力使用料の増加等もあるわけではありますが、しっかりと研究費を増額しているところであります。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。

次に、水産研究について伺います。

県の水産試験場においては、初めて人工シラスウナギ稚魚の生産に成功されました。画期的なことであります。たゆまぬ研究の成果に感動し、期待が膨らみます。これらの研究を発展させていくためには、よりよい研究環境が必要と考えます。

そのような中、水産試験研究の機能強化のための予算が計上されておりますが、どのような考え方で進められるのか、農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県水産業の成長産業化を図るためには、スマート水産業に関する技術の開発や、養殖における優良種苗の生産技術の開発などに関して、高度化を図る必要があります。

また、本県の水産業は県北での養殖業や県南でのカツオ一本釣り漁業など地域特性がありますので、これらのニーズを踏まえ、漁業の現場に密着した体制や、種苗生産機関などとの連携強化による技術開発の効率化が必要不可欠と考えております。

このような考え方の下、本議会をお願いしている水産試験研究体制強化事業では、水産試験場のほか、養殖用種苗の生産・供給を担う水産振興協会や、漁業人材の確保・育成を担う高等水産研修所などを含め、水産試験研究体制の総合的な機能強化に向けた調査・研究を進めてまいります。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。また委員会のほうでいろいろ議論してまいりたいと思います。

コロナについて伺います。

昨年、本県の抱える課題を5番目まで知事に尋ねましたところ、知事は1番目にコロナ対策を挙げられ、社会経済の回復を図り、ポストコロナ社会への道筋をつけること、そして次なる感染症にも強い社会を築いていくことと述べられました。

現在、県独自の医療警報が発令されておりますが、第8波の感染状況も落ち着く中で、いよいよコロナも第5類への移行が決まり、次なる感染症への備えを行うべきではないかと考えます。知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 現在、県内の感染状況は落ち着いており、病床使用率も昨日は5%を切るなど1桁台で推移しておりまして、医療提供体制への負荷も軽減されております。

このため、県独自の医療警報は本日をもって終了し、明日からは、昨年7月以来となりますが、警報等の発令がない状況に移行することと

しております。7月6日以来、240日ぶりとなる
ところであります。

県ではこれまで、感染の波ごとに、その対応
等につきまして分析・検証を行っておりまし
て、今回の第8波についても、今後この作業を
進めるとともに、当面は年度替わりの感染拡大
に警戒しつつ、5類感染症への移行に向けた必
要な対応に取り組んでまいります。

国においては、これまでのコロナ対応を踏ま
え、新たな感染症の危機に備えるため、感染症
法等を改正し、司令塔機能や保健・医療体制の
さらなる強化等を図っていくこととしておりま
す。県におきましても、国が今後定める基本方
針を踏まえ、予防計画の見直しを行い、医療機
関と病床や発熱外来等に関する協定締結などを
進めていくこととしております。

この3年以上に及ぶコロナ対応の知見を生か
して、平時から市町村や関係機関との連携を強
化しながら、これらの取組を着実に進め、感染
症に強い社会を築いてまいります。

○蓬原正三議員 医療警報が本日をもって終了
ということです。これは、本当にごく当たり前
の日常を取り戻すということで、本当にいいお
知らせだったと思っております。ありがとうござ
いました。

次に、高齢者が生き生きと活躍できる社会づ
くりについて伺います。

昨年12月に、国が令和2年都道府県別生命表
を公表しました。これは、都道府県別の平均寿
命や、各年齢に応じた平均余命が男女別に算出
されたもので、平均寿命は、本県の男性は81.15
歳、女性が87.60歳となっております。前回調査
のあった5年前、平成27年と比較しますと、平
均寿命は、男性は0.81歳、女性は0.48歳伸びて
おります。

また、平均余命、いわゆるあと何年生きられ
るかという期待値だそうではありますが、これに
ついては1歳刻みで算出されており、例えば本
県の男性の場合、平均余命は65歳で19.97年、70
歳で16.16年、75歳で12.63年、80歳で9.35
年、80歳まで生きると約90歳まで生きる可能
性が出てくると、そういうことであります。

このような本県の高齢者の状況を、県では
「指標でみる宮崎県」という冊子において、県
民の男女別の平均寿命と65歳時の平均余命を掲
載されておりますが、各年代の平均余命につい
て、より周知が図られると、高齢者がもっと
もっと元気に長生きしようという気持ちを後押
しできるのではないかと考えます。

知事はさきの知事選において、安心と希望あ
ふれる宮崎を築いていくと県民に訴えていらっ
しゃいますが、今後ますます増加する高齢者が
生き生きと活躍できる社会をどのように構築し
ていくのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少・少子高齢化
が今後ますます進展する中で、地域の活力を維
持・増進していくためには、高齢者一人一人が
社会を支える一員として生き生きと活躍してい
ただくことが重要であると認識しております。

このため県では、高齢者の社会参加を促進す
るため、宮崎ねりんピックの開催や老人クラ
ブの活動への支援のほか、就労を希望する高
齢者へのマッチング支援などに取り組んでいる
ところでもあります。

また、健康長寿日本一を目指して、市町村や
団体、企業などと連携しながら、若い世代、働
く世代、高齢者世代までの各ライフステージに
応じた対策にも取り組んできたところでありま
す。

今後とも、議員御指摘の平均余命や、地域で

活躍する高齢者の活動の紹介など、周知・啓発を図りながら、引き続き高齢者が活躍し続けられる社会、安心と希望を持って暮らすことができる社会を築いてまいります。

○蓬原正三議員 次に、地産地消について伺います。

2月8日に2021年の家計調査結果が総務省より公表され、ギョーザ購入頻度、支出金額ともに宮崎市が日本一になったことが判明しました。大変うれしいことで、観光業を含め、宮崎をもっと全国にPRする格好の契機となったと思っております。

その家計調査を見ていきますと、52ある県庁所在地と政令指定都市の中で、ほかには焼酎が購入数量で10年連続全国1位、支出金額は5年連続で全国1位、エノキダケの購入数量が1位、鶏肉の購入数量、支出金額が全国2位、乳酸菌飲料の支出金額が全国2位と、上位のものが結構あります。

また、農畜水産物を見てみますと、カツオについては、先ほど外山議員が「昨年3月に宮崎市のカツオの支出金額が高知市を抜いて初の日本一になった」と発言されたところですが、一方で、我が県の売り、牛肉を見てみますと、2020年から2022年の平均値ですが、金額で25位、数量で26位と、残念ながら中位に位置しております。おいしさ日本一の宮崎牛であり、肉用牛の飼養頭数で全国3位を誇る本県ですが、意外な結果でありました。

また、飼養頭数全国2位の豚を見てみますと、豚肉において、金額で24位、数量で25位と、牛肉と同様に中位にあります。

さらに野菜を見てみますと、代表格である生産量全国2位のピーマンの場合、数量は39位、金額に至っては46位と、かなり下位に位置しま

す。他の野菜も全国平均を上回る品目はあるものの、総じて下位に甘んじております。

本県の基幹産業である第1次産業、その中心は農業であり、その農業産出額の1位が畜産、2位が野菜であります。おいしさ日本一を誇る宮崎牛であるならば、まずは宮崎県民においしく多く食べていただいて、そして県外にアピールするべきと思う次第です。野菜についても同じであります。県民の健康の維持向上を図る上でも、野菜の消費量向上は重要であると思えます。

そこで、宮崎牛、野菜などの地産地消の推進について、どのように取り組んでいるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の大変魅力ある農畜水産物を県外にしっかりと発信していくためにも、まずは県民の皆様が宮崎の農畜水産物のよさを理解し、食べていただく地産地消の取組が大変重要であると考えております。

このため県では、「みやぎきの食と農を考える県民会議」を推進主体として、県民への理解醸成を図っております。特に、地産地消の推進月間としております11月に開催された「カラダ・グッド・みやぎきフェスタ」では、私も参加して、県産食材のよさをPRしたところであります。

また、関係団体等と連携したテレビCM、SNS等を活用した広報活動に加え、地域の販売拠点である直売所等の取組を支援することで、宮崎牛や県産野菜などの消費拡大を推進しております。

私も今のピーマンの順位には非常に驚いたところでもあります。生産県として自家消費の部分が多いのかなとも思いますが、いずれにいたしましても、今後とも、県内で生産されます農畜

水産物を県民自ら積極的に消費する、いわゆる「県産県消」を合い言葉として、しっかりと地産地消を進めてまいります。

○蓬原正三議員 話が替わって、第81回国民スポーツ大会並びに第26回全国障害者スポーツ大会について伺います。

知事は所信表明の中で「国際水準のスポーツの聖地みやざき」という言葉を使われました。いい響きの言葉です。

以前、国スポの特別委員会調査で鹿児島県を訪問したときに、「宮崎はスポーツキャンプの先進地ではないですか。鹿児島県に来る必要はないでしょう」と言われたことがあります。確かに、本県のスポーツランドとしての評価は定着しつつあるようです。

そこで、知事にお尋ねいたしますが、現在整備を進めておられる各競技施設は、国際水準のスポーツ聖地を視野に入れておられるのか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 現在、4年後に開催されます国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けまして、陸上競技場、体育館、プールの主要3施設をはじめ、自転車競技場やライフル射撃競技場など、複数の県有施設の整備を進めております。

このうち、主要3施設につきましては、スポーツランドみやざきを全県展開していく上で新たな拠点として、全国大会などの大規模な大会の開催をはじめ、国内外のトップアスリートが合宿やキャンプで利用できる高水準の仕様を備えた施設となるよう計画しているところであります。

特に陸上競技場につきましては、日本陸連による第1種公認を取得することとしており、その公認後は、世界陸連のクラス2の公認も取得

可能となるところであります。

こうした競技施設における整備水準に加えまして、さらに4月の供用開始に向けて整備を進めております屋外型トレーニングセンターや既存のスポーツ施設等も活用して、国内外のスポーツ合宿や大会の誘致に積極的に取り組み、国際水準のスポーツの聖地を目指してまいります。

○蓬原正三議員 次は、天皇杯の獲得についての確認をしておきたいと思っております。

ずっと前に坂口議員が質問されたのを記憶しております。改めて確認します。天皇杯の獲得、その決心に変わりはないのか、知事の決意をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 第81回国民スポーツ大会につきましては、昨年7月に日本スポーツ協会で直接私が開催内定書を頂きまして、身の引き締まる思いとともに、開催準備に万全を期したいと改めて強く思ったところであります。

昨年の栃木国体では、弓道成年男子の優勝や少年種別の活躍もあり、順位も32位と上がりまして、競技力向上対策本部が中心となって取り組んできた強化策も徐々に実を結びつつあるものと感じております。

いよいよ国民スポーツ大会も4年後に迫ってまいりました。この大会で躍動する本県アスリートの姿は、県民に夢や感動を与え、郷土愛を育むとともに、スポーツランドみやざきのさらなる発展に大きく貢献するものと、さらなるスポーツの振興や健康づくり、そういった機運の醸成にも大きく期待をしております。

そのため、関係機関や各種団体との連携を強化しまして、官民が一体となり、前回の宮崎国体以来、2回目の天皇杯獲得に向け、これまで

以上に競技力の向上や機運の醸成に全力で取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 新たな決意を聞きました。よろしく申し上げます。

本大会は1年延期、災い転じて福となすの例えどおり、十分な準備期間を得ることとなりました。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技会場は全て決定しているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 国スポ・障スポの競技会場地につきましては、これまで市町村や競技団体の意向を踏まえながら選定を進めてまいりました。現在までに、国スポの正式競技及び特別競技では、全38競技のうち36の会場地、障スポの正式競技では、全14競技のうち13の会場地を選定したところであります。

未選定となっております競技は、国スポではバスケットボールの少年種別とカヌー、障スポではグランドソフトボールとなっております。これらの競技につきましても、引き続き市町村や競技団体と調整を行い、可能な限り早急に選定してまいります。

○蓬原正三議員 1年は延びましたが、時間は迫ってまいります。よろしく申し上げます。

市町村施設の整備状況と、県が行う補助制度や負担の見込みについて、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 競技会場地に決定しております57の市町村施設につきましては、必要に応じて新設、既存施設の改修あるいは仮設によりまして整備を行っていくこととなりますが、これまでに実施した市町村へのヒアリングによりまして、用地確保や設計委託、工事着手など、それぞれおおむね順調に整備が進

んでおります。

県では、市町村におきまして施設基準等を満たすために必要な場合の改修については2分の1、仮設については10分の10の補助を行うこととしております。

先催県の例によりまして、県内に基準を満たす競技施設がないため仮設で整備いたしますホッケーや馬術などの特殊競技施設につきましては、補助額が大きくなることを見込まれます。

○蓬原正三議員 ちょっと細かいことに入ります。自転車競技について2件伺います。

1点目は、串間市で開催されるロードレースのコース整備についてであります。

県道・国道を利用した1周45キロとなりますが、一部路面改修や木々の伐採、落ち葉やコケの除去が必要であります。その対応策について、総合政策部長の御見解をお聞かせください。

○総合政策部長（松浦直康君） 競技会場の整備に当たりまして、競技参加者の危険防止の観点は大変重要であります。

そのために必要な施設整備につきましては、市町村に対する補助金の対象経費として位置づけており、安全性を十分に確保することとしております。

お話のありました自転車競技のロードレースコースにつきましては、会場地となる串間市が維持管理を行う道路管理者とも連携しながら安全対策を検討することとなります。

県といたしましても、全国から来県する参加者の皆さんが日頃の練習の成果を十分に発揮できるように必要な支援を行い、競技会場の整備に努めてまいります。

○蓬原正三議員 よろしく申し上げます。

2点目は、バンクの1,000分の1秒計時装置システムの整備についてであります。

この装置は、手動計測に伴う誤差やばらつきを排除できること、フィニッシュと同時に競技者の計時タイムを表示し、競技場の各場所からタイムが見えること、常時暫定1位が見えることや、パソコンへのデータ自動転送ソフトによる成績処理の簡素化が図れることなど、メリットの大きい設備であります。

設置費用は約800万円、栃木国体ではリース代190万円と聞いております。リハーサル大会や本大会及びその後のインターハイ開催の可能性を考慮すると、この3大会のリース代でほぼ設置費に見合う金額となります。

時あたかもデジタル化の時代です。電子計時装置システムの整備について、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 自転車競技場につきましては、老朽化が著しいことから、安全な練習環境の確保のため大規模な改修を行うこととしておりまして、国民スポーツ大会の大会会場の基準や合宿誘致も想定し、現在、計画的に整備を進めております。

議員の御質問にありました電子計時装置システムは、国スポなど大規模大会を運営するためには不可欠な設備となっております。

これまで先催県では、高額であるためリース対応が多いと聞いておりますが、スポーツランドみやぎのさらなる充実を目指す本県では、今後の大規模大会の誘致計画など、自転車競技の利活用について、競技団体の意見も伺いながら、その必要性を検討してまいります。

○蓬原正三議員 自転車競技だけではなくて、ほかの競技場でも同じようなことが言えるのではないかと考えております。よろしくお願ひし

ます。

次に、新規事業「全国障害者スポーツ大会団体競技チーム力強化事業」の概要について、福祉保健部長、よろしくお願ひします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在、本県では、全国障害者スポーツ大会の団体競技全12種目中、9種目はチームが結成されており、残り3種目についてチーム結成を早急に進めることとしております。

また、大会に向けまして、現在、競技力向上のための取組を進めており、さらにその取組を強化するため、今議会におきまして、新規事業「全国障害者スポーツ大会団体競技チーム力強化事業」をお願いしております。

この事業では、専門性の高い指導員の配置や、チームの結成及び選手確保に向けた体験会の実施、加えて、県内では実戦の機会が少ないことから、合同練習会や県外チームとの交流試合等を行うこととしております。これらの取組を通じ、選手の確保やチーム力の強化を図ってまいります。

○蓬原正三議員 全国障害者スポーツ大会の意義、そして大会に向けた選手の育成強化について、福祉保健部長に重ねて伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 全国障害者スポーツ大会は、障がいのある方が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的としております。

開催県は、団体競技も含めた全ての競技に約300名の選手が参加できることとなります。また、国スポのように都道府県の順位は競いませんが、自己記録の更新など参加選手の自己実現を図るため、選手の確保とともに競技力向上に

も取り組むことが重要でございます。

そのため県では、障がい者スポーツ協会や教育委員会、競技団体等と連携を図りながら、引き続き、県大会の開催や指導者の養成、練習環境の整備等に取り組むとともに、先ほど答弁しました新規事業の実施等により、選手の育成強化を図ってまいります。

○蓬原正三議員 障がい者スポーツに関して、一人のアスリートを紹介します。

私の自宅の近所に、昨年8月のボッチャ世界大会で優勝した竹之内和美さんという人がおります。彼女は16歳で関節リウマチを患い、40歳過ぎから車椅子での生活となりました。45歳の頃、ボッチャの体験会を機に競技を始めたということでもあります。

先日は宮崎日日新聞スポーツ賞も受賞いたしました。障がいを持ちながらも頑張る人の姿からは、我々も大きな感動と勇気をもらえますし、近くに住む者の誇りにもなります。また、障がい者の方々の目標や心の支えにもなるものと信じます。竹之内さんは来年のパリパラリンピック出場も目指しておりまして、ぜひとも頑張ってください、4年後の全国障害者スポーツ大会でも活躍されるように期待しているところです。全国障害者スポーツ大会の大成功を願って、次の質問に入ります。

新しい資本主義関連です。

政府においては、他国が成長する中、我が国の労働生産性は横ばいであること、1人当たりGDP27位、平均賃金では韓国に抜かれたこと、近視眼的な経済活動により、中長期的な投資が回避されていたこと、グローバル化し経済が拡大したことに加え、新たな課題として、新型コロナウイルスの感染拡大によるサプライチェーンの変化、ロシアのウクライナ侵攻など

国際経済における地政学リスクの上昇、デジタル化、最先端技術の開発による社会経済の急速な変化、ゼロカーボン社会へのシフトを挙げ、内閣に新しい資本主義実現本部を設置されました。

その実行計画の一つに、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、中長期的観点から重点投資する対象として、人、科学技術、スタートアップ、そしてGX・DXを挙げてあります。本県でも国の方針を受けて、来年度当初予算案に3つの事業が計上されております。以下、その3事業についてお尋ねいたします。

1番目、まず、「みやざきスタートアップ創出・成長促進事業」について伺います。

政府の実行計画の中で、スタートアップとは、先進的な技術やアイデアを強みに、まだ誰も取り組んでいない新しいビジネスを一から開始し、急成長を目指す事業や企業と定義され、昨年をスタートアップ元年とし、5年で10倍増を図るとされております。

イノベーションの源泉は新規参入するスタートアップにあるとし、企業の参入率と退出率の合計、創造的破壊の指標というそうですが、この指標が高い国ほど1人当たり経済成長率が高いようであります。日本は低い水準で推移しているそうです。

そこで、スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であるとして、スタートアップへの支援を抜本的に拡充する姿勢を打ち出しておられます。難解な経済理論が基礎にあるようですが、早い話、スタートアップとは、失敗を恐れず、新しい事業や起業に積極果敢に取り組むことだと理解します。知事も所信表明で困難な課題に果敢に挑戦すると述べておられます。その

言葉どおり、国の方針を受けて早速本事業に取り組みその姿勢は評価いたしたいと思えます。進取の気性を感じます。

そこで、本事業の具体的な内容、期待される効果についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県におきましても、新富町の企業によるAIを活用した農業用収穫ロボットの開発など、スタートアップの取組が注目されており、こうした新たなビジネスへの挑戦を促進し、その急成長を後押ししていくことが重要であると考えております。

このため、御質問の事業では、セミナーや産学官の交流を通じた創業の機運醸成により、本県におけるスタートアップ創出を促すとともに、投資家等とのマッチングの機会を設けるなど、資金調達面での成長支援も行うこととしております。

これらの取組を進めることにより、新たなビジネスに挑戦する先進的な企業が生まれ、本県経済の活性化につながるものと期待しております。

○蓬原正三議員 次に、「脱炭素化技術研究開発支援事業」について伺います。

以前、アメリカのビジネス雑誌「フォーチュン」が、地球の地軸が数メートルずれたと発表したことを宮日新聞「くろしお」欄で知りました。原因は、温暖化で北極の氷が解け、地球の遠心力に変化が生じたためだそうであります。地軸のずれが地球の環境にどのような影響を及ぼすのかは知る由もありませんが、無視はできない重要な異変のサインと認識すべきであります。

地球温暖化の進行は人類の存亡にとって重大

な危機となりつつあります。ゆでガエルとならないよう、カーボンゼロ社会の実現に向けて我々は知恵を絞らなければなりません。

本事業の具体的な内容と期待される事業効果等についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 国は2050年カーボンニュートラルを見据え、官民協調による大規模な投資目標を掲げており、本県においても脱炭素化の取組を進めるとともに、これを新たなビジネスとして捉え、関連産業の育成を図ることが重要であると考えております。

このため、御質問の事業では、脱炭素につながる太陽光や風力、バイオマスなど、新エネルギーの有効活用に向けた産学共同研究を支援することにより、県内における新事業・新技術開発の促進を図ることとしております。

この事業を実施することにより、本県における新たな成長分野として期待される脱炭素関連産業の創出につながるものと考えております。

○蓬原正三議員 次に3つ目です。「半導体等先端技術振興プロジェクト事業」について伺います。

昭和44年頃のちょっと昔話になります。サイリスターという半導体がデビューしました。大電流を流せるため、電源をオン・オフすることで電源周波数を自在に変換できるようになり、交流モーターの可変速が可能になりました。この装置をインバーターと呼びます。これが50年のときを経て、今、電気自動車に使われることになります。エンジンからモーターへと動力源の大変換です。インバーターの誕生の頃を少し知る者として、改めて技術の進化に驚きと畏敬の念を覚えずにはおられません。

本事業の研究調査対象に、半導体や電気自動

車がありましたので、思い出話とさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

さて、航空宇宙産業も対象項目にあります。お隣の大分県においては、既に有人宇宙旅行や宇宙ビジネス、宇宙人材の育成を視野に、大分空港・宇宙港将来ビジョンを策定したと聞いております。何とも夢のある壮大な話であります。恐らく近い将来、宇宙港は現実のものとなるのだと思います。

また、お隣の鹿児島県は、種子島に宇宙センターがあり、内之浦に宇宙空間観測所があり、一歩先を進んでおります。はざまの宮崎県として、航空宇宙産業に目を向けることは大変意義深いことだと思います。

本事業の目的とその概要についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 議員御指摘の航空宇宙産業につきましては、新規参入のハードルが高い一方、他産業への波及効果等も見込まれ、今後、成長が期待される分野であると認識しておりますが、これまでに県内での集積が少なく、知見が十分ではない分野でございます。

このため、御質問の事業では、航空宇宙産業をはじめ、半導体や電気自動車など今後成長が期待される先端技術産業の現状等について情報収集、分析を行い、産学官で構成します研究会で検討、情報交換等を行うことにより、県が取組を強化していくべき分野や取組の方向性について整理し、県内企業の新たなチャレンジにつなげたいと考えております。

○蓬原正三議員 期待しております。

次に、スマート保安について、経済産業省では、IoTやAIなどのデジタル技術を活用し、産業保安の安全性と効率性を高めるスマー

ト保安を推進してまいります。

産業保安現場においては、設備の高経年化、人材の高齢化と人材不足、技術、そして技能伝承力の低下、災害の激甚化やテロリスク、新型コロナウイルスの感染症リスクなどがあることから、これらの課題解決のためにスマート保安が必要であるとされております。

実例として、設備の高経年化には、設備の状態をカメラやセンサーなどのIoTを活用して記録し、蓄積したデータをAIによって分析することで、設備が故障する可能性をいち早く察知し、最適なタイミングでメンテナンスを行えるようになること、次に、データの蓄積により、これまで熟練した技術者の感覚に頼っていた検査やメンテナンスのデータをIT技術によって可視化し蓄積することで、過去の対応歴をいつでも参照できるようになり、新人や若手の教育に役立つこと、3つ目が、作業履歴の電子化等によってデータが共有され、業務効率化が図られることなどが挙げられております。

このような中、企業局においては、経済産業省の産業保安高度化推進事業費補助金を活用して、スマート保安の実証事業を実施しておりますが、その内容について企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 御質問にありましたとおり、企業局では、国の補助事業を活用し、水力発電所等の現場点検につきまして、企業局庁舎と現場がその状況を共有できるスマートグラス等を用い、遠隔で協議、指導を行うスマート保安の実証事業に取り組んでおります。

また、人の五感や経験則に頼り実施している現場巡視についても、自走式ロボットやネットワークカメラのサーモグラフィーや360度画像、音声、動画の自動記録等で代替できないかの実

証も行っております。

スマート保安は、保安業務の効率化や高度化が図られ、安全性の向上にも資する大変意義ある取組であります。

通信環境の信頼性や電源の制約による稼働時間の限界など解決すべき課題はありますが、企業局としては、引き続き実用化に向けた試行運用を実施してまいります。

○蓬原正三議員 今後とも、企業局の保安業務の効率化、高度化を進めていくために、実用化に向けた取組を大いに期待しております。DXの先駆けとなってください。

次に、商工会・商工業関連事業について伺います。

「商工会事務局体制強化事業」についてですが、本事業については、重松議員の質問もありましたので、質問は省略いたしますが、自民党商工会活性化懇談会では、年2回、商工会長さんとの意見交換会を実施しております。

コーディネーターの設置については、各商工会の長年の要望でありました。過去には、横田、武田、安田議員に加え、満行議員からも質問がございました。今回、過去2年の事業をさらに充実し、延長されることは、各商工会にとって大きな励みになることであります。当該市町村の負担もある中での調整には御苦労もあつたことと思います。御苦労さまと申し上げ、次に移ります。

後継者不足は、人手不足と並び、深刻な事態となりつつあります。商工業の廃業等はシャッター通りとなり、地域の活力を失うこととなります。商工業の活性化を図ることは大変重要なことであります。本県の後継者不在率と、それから今回バージョンアップされた事業承継・引継ぎ応援補助金についてお聞かせください。商

工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県の後継者不在率は、民間調査会社によりますと、令和3年は51%、令和4年は49.3%と改善傾向にあり、令和4年の全国平均57.2%を下回っておりますが、さらに事業承継を促進していくための支援の充実が重要であると考えております。

このため、御質問の事業におきまして、これまでの第三者承継における売手側の費用負担軽減に加え、買手側や親族内承継に関する費用を補助対象としますとともに、新たに後継者育成や、後継者が行う新事業展開への支援を行うなど、様々な課題に対応した支援の充実を図り、事業承継を促進してまいります。

○蓬原正三議員 話が替わります。地元関連事業に移ります。

都城北郷線について伺います。

本路線は、20年以上前、松形知事が提唱された1時間構想で、約60億円をかけて整備されました。1時間構想というのは、近接する主要都市を1時間で結ぼうとするものです。おかげで、都城市と日南市は約1時間、三股町からは50分で連絡できるようになりました。

それ以前には、三股町と北郷町両議会で構成する整備促進期成同盟会があり、私も若い頃でしたが、町議として末席に列座したことが懐かしく思い出されます。

1時間構想でトンネルを新しく造り、道路を拡幅し、歩道も整備されましたが、路線が沖水川に沿い狭隘なところを走るため、拡幅が困難で未整備のままの区間がまだかなり残っております。

近年、油津港へ材木等を運ぶトラックや乗用車が増加しており、大型貨物車の離合には肝を冷やすとの地域住民の声が多数であり、歩行者

等にとっても安全・安心な道路整備が望まれております。

本路線の長田地区については、都城市・三股町行政懇話会において毎年、歩道設置等について要望活動を実施しているところでございます。

現在、西方から整備改良を進めていただいておりますが、県道都城北郷線長田地区の歩道整備の取組状況と今後の整備の見通しについて、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長（西田員敏君） 歩道整備につきましては、市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」の要対策箇所のうち、交通量や事故発生状況等を踏まえ、緊急度の高い箇所から順次整備を進めているところであります。

議員お尋ねの長田地区の歩道整備につきましては、これまでに長田小学校周辺の整備を完了させ、現在、同プログラムの要対策箇所となっております長田峡西側の約1キロメートル区間の整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、事業中区間の進捗を図りますとともに、未整備区間につきましては、学校関係者や三股町などと連携し、歩行者の利用状況を踏まえ、必要となる対策を検討してまいります。

○蓬原正三議員 最後の質問になります。

ポイント付与事業についてであります。

マイナンバーカードの交付率が全人口の6割に達したとの報道であります。本県は7割強に達しております。ただ、伸びたのは買い物などに使えるポイントを付与する事業が始まった2020年以降であります。私も昨年、取得いたしました。結果、健康保険証としての申込みで7,500円分、公金受取口座の登録完了で7,500円分のポイントが付与されました。合計1万5,000円分です。

これにさらに加えて、選択した決済サービスの利用チャージ金額に応じて最大5,000円分のポイントが付与される仕組みとなっており、総合計2万円分のポイントとなります。マイナンバーカードを取得したら2万円分の買い物ができる、何とも言えないおいしい話です。

しかし、立ち止まって考えてみますと、少し疑問が湧いてまいります。総額にすれば全国民で2兆円を越す費用であります。ポイントといえば、通常は、書店や釣り具店、ゴルフショップ、コンビニ、ファミレスなど、民間が行う顧客獲得策の目玉です。国のポイントは何のためなのか、原資は税金です。経済効果を期待するのであれば、地域の全ての商店街でキャッシュレス決済が可能でなければなりません。

実際のところ、このポイントを使えるところは限られております。私自身、使用した先は全国チェーン店がほとんどです。ポイントの恩恵に浴した私が言うのも甚だ心苦しいことではありますが、当たり前のように政策にポイントがつき、当たり前のようにポイントを受け取る風潮が社会に醸成されていく。果たしてこのことが将来世代にとっていいことなのか、不安を覚えます。

経済の基本は汗して働くことのはずです。そのうち、選挙に行ってもポイントがもらえるかもしれないなどと考えてしまいます。本当にマイナンバーカードの普及が必要なことならば、まずその必要性を徹底して広報周知を図るべきです。それでも苦肉の策としてポイントを付与するのであれば、キャッシュレス決済が地方でもできる環境整備をカードの普及に併せて図らないと、地方の経済効果は期待できません。

DXには大賛成の立場です。科学技術の進歩とともに社会は変わるし、変わるのは必然で

す。しかし、カードは普及したが使い道がまだはっきりしない、それがためにメリットを感じない、ポイントの利用は店舗に限られるなどのことを見ておきますと、全体設計が完成しないまま、手段だけが先行してしまった感を否めません。2兆円を超える財源を要するポイント付与事業であります。打ち出の小づちはありません。

本県における事業効果と、このような事業についての知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 国では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けまして、デジタル社会の基盤となりますマイナンバーカードの早期普及を図るため、御指摘にありましたような総事業費2兆円を超えるマイナポイント事業を実施してきたところであります。

国・地方ともに財政状況が厳しい中、効果的に施策を展開していくためには、その目的と手段を明確に示すことが重要であります。議員御指摘のとおり、この事業の実施に当たりましては、より一層、カードの安全性や利便性を高め、有効活用し、デジタル化の必要性を国民に理解していただく必要があると考えております。

本県では、この事業の実施前後におきまして、カードの交付率が約3倍に増加するなど、一定の効果があつたものと考えております。人口比では、交付率全国1位を保っているところであります。

本県は、中山間地域が多く、デジタル化の効果が大きいことから、市町村とも連携しつつ、普及したマイナンバーカードを基盤としまして、各種証明書のコンビニ等での交付や行政手続のオンライン化など、県民が利便性を実感できる取組を進めてまいります。

○蓬原正三議員 質問は一通り終わりました。今のポイント付与事業についてですが、国・地方を問わず、行政における施策の構築に当たっては、限りある財源を有効活用することが大変重要で、これは言うまでもありません。

また、施策を行う以上は、その波及効果が地方にも浸透していくように、しっかりと国に訴えていく必要があると考えます。

全国的に見ても高い交付率を誇る本県のマイナンバーカードを様々な場面で生かせるように、行政を中心に利用機会を広げていただくとともに、DX時代を見据え、キャッシュレス決済などに必要な環境整備も進めていただくことを期待いたしております。

終わりになりますが、これまで長い間、ありがとうございました。皆様方にはいろいろ大変お世話になりました。

今年退職される職員の皆様方の次のステージでのさらなる御活躍と御健勝をお祈りし、またあわせて、議員諸兄の御指導に感謝申し上げ、全ての私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第82号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第41号及び第42号採決

○中野一則議長 まず、監査委員の選任の同意についての議案第41号及び第42号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規

定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第41号及び第42号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第40号まで、及び第43号から第82号まで並びに請願委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第40号まで、及び第43号から第82号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から13日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、14日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

3月14日（火）

令和5年3月14日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 4番 山内佳菜子（県民連合宮崎）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 11番 川添博（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 凶師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 徳重忠夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 濱砂守（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 右松隆央（同）
- 26番 日高博之（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 日高陽一（同）
- 34番 横田照夫（同）
- 35番 野崎幸士（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 二見康之（同）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 達也 |
| 総合政策部長 | 松浦達也 | 善敬 |
| 政策調整監 | 吉村渡辺 | 直樹 |
| 総務部長 | 渡辺善直 | 清二 |
| 危機管理統括監 | 横山重黒 | 文浩 |
| 福祉保健部長 | 河野重黒 | 昌敏 |
| 環境森林部長 | 河野重黒 | 子哉 |
| 商工観光労働部長 | 横山久保 | 人明 |
| 農政水産部長 | 久保昌敏 | 淳一郎 |
| 県土整備部長 | 西田員慶 | 友彦 |
| 会計管理者 | 矢野慶子 | 将之 |
| 企業局長 | 井手手村 | 文彦 |
| 病院局長 | 吉村久人 | 健司 |
| 財政課長 | 高妻克明 | |
| 教育長 | 黒木淳一 | |
| 公安委員長 | 島津久友 | |
| 警察本部長 | 山本将之 | |
| 代表監査委員 | 山本将之 | |
| 人事委員長 | 佐藤健司 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|-------|----|
| 事務局 局長 | 渡久山武志 | 志一 |
| 事務局 次長 | 坂元川真治 | 治広 |
| 議事課 長 | 鬼川豆雅 | 幸二 |
| 政策調査課 長 | 伊豆谷幸亮 | 祥太 |
| 議事課 長補佐 | 関谷藤亮 | 聡 |
| 議事担当主幹 | 佐藤内山 | |
| 議事課 主査 | 内山本 | |
| 議事課 主任主事 | 山本 | |

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

ここで、函師議員より発言の申出がありますので、これを許可します。函師博規議員。

○函師博規議員 議長のお許しをいただき、発言させていただきます。また、議会運営委員会の方々に日程調整をしていただいたことにも併せて感謝を申し上げます。

去る3月1日の一般質問におきまして、私の発言が誤解を与える内容があったというところを訂正させていただくものです。

高鍋高校ラグビー部員は58名で、そのうち児湯郡内の部員は26名、児湯郡外の部員が32名で、そのうち宮崎県外からの部員も8名います。昨年11月20日に開催された全国高校ラグビー大会出場の特別後援会発足式において、下宿先での朝食提供がされていないため改善してほしいとの要望があり、確認をしたところ、その時点では、2か所の下宿先で安定的な朝食提供が行われていませんでしたが、今年1月からは、OBの保護者の協力により、平日は朝食の提供がされるようになっております。

一般質問の発言で、私は「いまだ朝食を自炊したり、コンビニのおにぎりなどで済ませている部員がいます」と述べましたが、ここが土日でも平日も朝食が提供されていないという誤解を与えてしまう表現であったため、先ほど述べました「いまだ」という部分を「土日は」に訂正し、改めて申しますと、「土日は朝食を自炊したりコンビニのおにぎりなどで済ませている」と訂正させていただくものであります。

同じ高鍋町内にある生徒寮などの共同利用がかなえば、食事及び栄養管理体制が改善されることを提案するため、現状を知っていただく意図ではありましたが、私の言葉足らずのところがありました。

陳謝するとともに、説明の機会を与えていただいたことに感謝をいたします。申し訳ございませんでした。そしてありがとうございました。以上です。

○中野一則議長 函師議員の発言は終わりました。

ただいまの発言のとおり、議長において訂正を許可いたしますので、御了承願います。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第1号から第40号まで及び第43号から第82号までの各号議案、請願第14号及び第15号、並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外17件及び新規請願1件の計19件であります。

慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、請願第14号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和5年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和5年度一般会計の当初予算の規模は6,556億8,300万円であります。前年度当初予算と比較して142億円余、2.2%の増となっております。

また、特別会計については5.0%の減、公営企業会計については16.9%の増となっております。

当初予算の特徴といたしましては、知事選挙の時期の関係により骨格予算であるものの、宮崎再生を確実なものとするため、年間を通じて必要となる経費を計上した骨太な骨格予算となっております。

また、宮崎県総合計画を踏まえながら、コロナ禍、物価高騰等からの再生・復興など、優先度の高い施策を積極的に推進するとともに、多額の財政負担が見込まれる公共施設等の老朽化対策に伴う経費などは、負担の平準化を図るため、計画的に措置されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が地方消費税や個人県民税の増等により、前年度と比較して1.8%の増、地方消費税清算金は、地方消費税の増により11.4%の増、諸収入は中小企業融資制度貸付金元利収入の増等により21.4%の増となっており、自主財源比率は前年度と比べ1.8ポイント増の42.0%となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰入れは243億円余となり、令和5年度当初予算編成後の基金残高は323億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方交付税が2.2%の増、臨時財政対策債が66.3%の減となったことなどにより、1.8ポイントの減となっております。

なお、県債残高については、令和5年度末で8,280億円程度となり、今年度末と比較し

て230億円程度の減、臨時財政対策債を除いた県債残高については5,252億円程度となり、3億円程度の増となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は人件費及び公債費の減等により3.4%の減、投資的経費は県単独の普通建設事業費の減等により0.5%の減、そのほか一般行政経費は、積立金、貸付金、物件費等の増等により8.2%の増となっております。

次に、総合政策部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて261億8,400万円余で、骨格予算であります。前年度と比較して15.6%の増となっております。

このうち、新規事業「地域交通DX推進事業」についてであります。

これは、定時定路線で運行する路線バスについて、予約に応じた時間及び経路を運行するAIデマンド化の実証を支援するなど、デジタル技術を活用した利便性向上の取組を支援するものであります。

このことについて委員より、「昼間の路線バスの利用は高齢者が多いと思われるが、高齢者が自らスマートフォンを使って事前予約を行うことができるのか」との質疑があり、当局より、「スマートフォンのアプリ以外に電話でも受け付けることとしているが、高齢者に安心して利用いただけるよう事業者や市町村と相談しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに関して委員より、「地域によって路線バスの利用状況が異なるため、それぞれの地域の実情を踏まえて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県政の情報発信についてであります。

このことについて委員より、「広報紙の各家庭への配付については、自治会加入者の減少により配付が困難になっている地域があるなど、県民への情報提供が十分に行われていない実態がある」との意見があり、当局より、「広報紙は連携協定を結んでいるコンビニなどに置いているほか、県のホームページや電子書籍に掲載しているが、より御覧いただける方法について検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、国内外に向けた情報発信の在り方について、複数の委員より、「SNSの登録者数をさらに増加し、県政の情報が身近に感じられるようにするとともに、選ばれる宮崎県となるよう積極的な広報を行っていただきたい」との意見がありました。

次に、総務部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて2,283億9,300万円余で、骨格予算として編成されたため、前年度と比較して1.8%の減となっております。

次に、指定管理者制度についてであります。

これは、同制度の導入から一定期間が経過する中で、公募に1者しか応募がないなどの課題が見受けられるため、一部取扱いの見直しを行うものであります。

このことについて委員より、今後の新たな施設への制度導入の考え方について質疑があり、当局より、「制度導入により事業効果が上がる施設を選定した結果が現在の対象施設となっている。今後、対象施設を積極的に増やすということではなく、今回の見直しにより、現在導入している施設の運営がよりよいものとなるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「指定管理者による不

祥事を報道で目にするところがあるが、何か対策を講じているのか」との質疑があり、当局より、「所管課が毎年度、定期的にモニタリングを実施して、指定管理者の相談に乗ったり事務処理の確認を行っている」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「1者からしか応募がなく、長期間、同一の指定管理者となることで競争性が働かなくなるため、価格競争やサービスの質の向上を図る観点から、複数の応募者を確保できるよう引き続き工夫していただきたい」との意見がありました。

次に、令和4年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナ対策に係るもの、国の第2次補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので190億8,800万円余の減額となっており、歳入財源の主なものでは地方交付税が116億3,000万円余、県税が45億2,000万円の増額となる一方で、国庫支出金が173億8,900万円余、繰入金が143億9,200万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,384億5,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で19億5,100万円余の減額、特別会計で1,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は253億9,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は一般会計で187億9,600万円余の増額、特別会計で11億6,000万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,532億5,900万円余となります。

次に、1月に現地調査を行った消防学校につ

いてであります。

消防学校では、消防職員及び消防団員の教育訓練を行っており、初任科生や教育訓練受講生等が学生寮を利用しております。しかしながら、建築から35年が経過している学生寮は、女性の消防職員や消防団員が増えている中、トイレや浴室が女性利用者にとって配慮が十分でないように見受けられました。

当委員会といたしましては、災害から地域住民の安心と安全を守る消防職員及び消防団員が、士気を高めて訓練に専念できるようにするため、学生寮の改修等を検討していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって当委員会の報告を終了いたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外16件及び新規請願1件の計18件であります。

慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第15号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,644億9,000万円余で、骨格予算であります。前年度と比較して2.2%の増となっております。

このうち、改善事業「国民健康保険医療費適正化支援事業」であります。

この事業は、医療費の適正化を推進するため、特定健診の実施率向上を図り、生活習慣病の発症・重症化予防の取組を推進し、市町村が課題に応じた保健事業を効果的・効率的に実施できるよう、支援や助言を行うものであります。

このことについて委員より、「特定健診の平均受診率は35.9%であるが、各市町村間の受診率にはどの程度の差があるのか」との質疑があり、当局より、「受診率が高い自治体では7割を超えているが、低い自治体では3割にも満たない状況となっている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「特定健診の重要性を周知する方法について、さらに工夫する必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「ドラマ仕立てのラジオ広告に加え、今年度から新たに若い世代向けにユーチューブで啓発するといった取組を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後とも市町村と緊密に連携し、さらなる実施率向上に向けた取組を継続していただくよう要望します。

次に、「全国障害者スポーツ大会練習環境整備事業」についてであります。

この事業は、本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けた練習環境の整備を図るもの

であり、当局より、「支援学校の生徒や卒業生が選手となることを踏まえ、令和5年度は支援学校の体育館の改修を行う」との説明がありました。

当委員会といたしましては、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験できるよう、必要な練習環境の整備について計画的に実施していただくよう要望します。

次に、新型コロナ対策についてであります。

このことについて委員より、「新型コロナについては発生から3年を迎えて、ようやく収束する方向に向かってきているが、これまで保健所の体制の在り方やPCR検査の対応等、非常に混乱した事案もあった。今後、次の感染症への対応について検討は行っているのか」との質疑があり、当局より、「3年に及ぶ対応の中でウイルス変異もありながら、保健所の体制や検査体制等について試行錯誤し、現在はウイズコロナに向けた体制が整ってきた。現在、国で新たな感染症への対応について準備・検討がなされており、これまでの知見を生かしながら、新たな感染症の中でも県民の命と経済との両立が図られるような計画を立ててまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち収益的収支については、病院事業収益が424億9,200万円余、病院事業費用が449億5,700万円余であり、収益から費用を差し引いた収支の差は、マイナス24億6,400万円余となっております。

次に、令和4年度補正予算についてであります。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてで

ありますが、一般会計で89億5,900万円余の減額、特別会計で42億9,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,807億2,700万円余となります。

このうち、生活福祉資金特例貸付債権管理事務費等についてであります。

これは、生活福祉資金特例貸付の償還開始に伴う、県社会福祉協議会における債権管理事務に要する経費を補助するもので、債権管理を適切に行うとともに、償還が困難で支援が必要な借受人に対するフォローアップの充実を図るものであります。

このことについて委員より、「償還免除に該当する方が多くいるようであるが、どのような場合に償還免除となるのか」との質疑があり、当局より、「住民税非課税のほか、亡くなったり自己破産した場合などは償還免除に該当する」との答弁がありました。

また、別の委員より、「貸付件数が2万5,000件を超えているが、県社会福祉協議会の職員を増やすなどの対応を行っているのか」との質疑があり、当局より、「県社会福祉協議会では職員を10名程度増やして債権管理に対応している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、物価高騰の影響等により返済計画の変更や償還免除を申請するケースも考えられることから、引き続き当事者に寄り添った対応に尽力していただくよう要望します。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、抗がん剤等の高額医薬品の使用量の増加及びエネルギー価格の高騰などに伴うものであり、病院事業費用について5億1,900万円余を増額するものであります。この結果、

補正後の病院事業費用は404億4,000万円余となります。

次に、新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについてであります。

このことについて当局より、これまでグランドオープンを令和5年秋頃の予定としていたが、新病院への機能移転調整及び解体工事準備、アスベストの除去箇所の増加、病院利用者の安全な動線確保のための施工方法の変更により、約1年8か月の工期の延長が必要となり、令和7年夏頃のグランドオープンとなる見込みであるとの報告がありました。

このことについて委員より、「旧病院の解体工事が長期間にわたって行われるが、入院患者のストレスにならないような防音対策が行われるのか」との質疑があり、当局より、「騒音に配慮した工法を採用するなど、患者や近隣住民の負担とならないよう騒音対策を講じて工事を進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外20件であります。

慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定い

たしました。

なお、議案第1号及び議案第75号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、商工観光労働部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて632億9,700万円余であり、骨格予算ではありますが、前年度の当初予算と比較して11.6%の増となっております。

このうち、新規事業「宮崎県地域経済振興100年企業顕彰事業」についてであります。

これは、創業100年を超える長年の企業活動を通して、本県経済の振興や発展に貢献した県内企業を県が顕彰することで、その周知を図ることにより、県民の県内企業への理解を促進し、本県経済の活性化を図るものであります。

このことについて委員より、「この事業においては、長く続く企業から得られる学びとして何を見だし、それらをどのように県民や他の事業者へ波及させていくかが重要と考える。こうしたことも踏まえ、この事業にかける思いが県民にしっかりと届くよう、十分に検討いただきたい」との要望がありました。

次に、技能検定実技試験受検手数料についてであります。

当局より説明のあった、みやざき産業振興戦略の改定に関連して委員より、「取組項目として「技能者の育成・確保」が示されているが、技能検定実技試験については、国の受検手数料減免措置の見直しにより、高校生の受検申請者が大幅に減少しており、将来の人材確保が危惧される。県独自の助成制度を早急に創設する必

要がある」との意見があり、当局より、「若年減免制度は基本的には国の制度であるが、今回、高校生の受検申請者数が大幅に減少したことから、まずは要因の分析や他県の状況を調査した上で、対応を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県による支援を前向きに検討し、可能な限り速やかに対応していただくよう要望します。

次に、県土整備部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて710億1,000万円余で、骨格予算として編成されたため、前年度と比較して5.2%の減となっております。

このうち、新規事業「インフラDX推進事業」についてであります。

これは、建設事業において調査や設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工や維持管理の効率化及び高度化をはじめとしたインフラDXを推進し、建設産業における担い手の育成確保や生産性向上を図るものであります。

このことについて委員より、「この事業には、産業開発青年隊をICT活用工事のエキスパートとして養成する事業も含まれているが、卒業生の就職先となる県内建設事業者のICT活用工事への取組について、環境整備に必要な新たなICT建設機械等の導入などの支援を行う予定はあるか」との質疑があり、当局より、「ICT活用工事を行うために必要な環境整備に対する支援は行っていないが、県内でICT建設機械を所有して工事を行っている事業者は少なく、多くはレンタルによって対応している状況であるため、機械のレンタル等に要した費

用については、工事請負契約の変更等で別途対応している」との答弁がありました。

次に、本県に甚大な被害をもたらした台風第14号からの復旧についてであります。

このことについて当局より、「災害査定が2月に完了したことから、災害復旧工事の入札における不調・不落対策として、復興JV制度も活用しながら復旧工事を進めたい」との説明がありました。

これを受けて委員より、「今回の被災箇所は中山間地域が多いため、復旧に時間を要することによる集落の人口減少を懸念している。できるだけ前倒しで施行していただきたい」との要望がありました。

また、同じ委員より、「復興JVについてはマンパワーを補う上でも非常に期待しているが、実際に事業者は集まっているのか」との質疑があり、当局より、「2月から復興JVの認定登録を開始し、現在11のJVが登録済み、または手続中となっている。災害復旧工事の発注見通しが公表される来月以降に、さらに登録が増えるよう、引き続き制度の周知に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、令和4年度補正予算についてであります。

まず、商工観光労働部の補正予算についてありますが、一般会計で28億1,600万円余の減額、特別会計で5,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は782億8,800万円余となります。

このうち、観光みやざき回復支援事業についてであります。

これは、国の地域観光事業支援を活用し、現在実施している県内宿泊等の割引支援や、県内限定で使用できるクーポンの付与を継続するこ

とで、観光関連産業の事業回復を図るものであります。

このことについて委員より、「割引支援を利用した方の交通手段や宿泊先、また、どこでクーポンを使用したかなどのデータの収集や分析を行っているか」との質疑があり、当局より、「データの収集は行っており、現在分析中である。また、観光戦略を立てる上で、人の動きを分析することは重要であると考えているため、今後デジタルデータも活用しながら、しっかりと分析を進めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「この事業で得たデータや分析結果をぜひコロナ収束後の観光回復につなげていただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてですが、一般会計で114億9,400万円余の減額、特別会計で7,000万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,053億4,300万円余となります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外15件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員

会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて217億9,000万円余で、骨格予算ではありますが、前年度と比較して2.8%の増となっております。

このうち、改善事業「2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業」についてであります。

この事業は、ゼロカーボン社会の実現に向けた県民、事業者の機運醸成や行動変容の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「温室効果ガス排出削減を図るため、省エネ・再エネ設備の導入支援などが予算化されているが、脱炭素化は地球規模の課題であり、一番大事で本質的な取組は子供たちへの教育だと考えている。ゼロカーボン社会に向けて学校での取組は行われているのか」との質疑があり、当局より、「子供たちにゼロカーボン社会について学んでもらうことは重要であるため、平成29年度から県内の小学5年生全員にみやざき環境読本を配付している。併せて先生向けの説明マニュアルを配付するなど、学校での学びを支援している」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「かつてリサイクルの重要性について学んだ子供たちがそうであったように、学校でゼロカーボンについて学んだ子供たちも、行く行くは社会人となり、地域社会を担うこととなる。時間はかかるが、県民の行動変容を図る上で、子供たち一人一人になぜゼ

ロカーボンへの取組が必要なのかをしっかりと教えていくことが重要であるため、知事部局だけではなく、教育委員会や市町村も巻き込んだ今後の事業展開に期待したい」との意見がありました。

次に、農政水産部の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて410億2,200万円余であり、骨格予算として編成されたため、前年度と比較して6.2%の減となっております。

このうち、改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築事業」についてであります。

この事業は、外国人材の受入れやフォローアップ体制を構築するため、外国人技能実習生を受け入れ、その活動や受入れ企業へのサポート等を行う監理団体の誘致や、新たな受入れ方式実証等を行い、本県農業分野における外国人材の確保・定着を図るものであります。

このことについて委員より、「これまでは医療や介護の分野での人手不足を補うために外国人材の受入れを行ってきたが、県内でも様々な分野で人手不足が深刻な問題となっており、農業分野においても、規模を拡大したくても人手が足りず、足踏みをしている状況である。国内外の人材獲得が激化している中、どのように外国人材を確保していくのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「県内には農業に関する監理団体が4つしかなく、県外の監理団体に頼っている状況であるため、まずは監理団体に対して県内への事業所移転や支店を設けるなどの誘致活動を実施し、県内の外国人材の支援を行うための体制づくりを行っていききたい」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「今回、新たにインターンシップ制度を活用して外国の大学生の受入れを考えているようだが、人材確保や本県への定着にどのようにつながっていくのか」との質疑があり、当局より、「今回、人材の確保・育成に係る連携協定を本県と締結したベトナム国立農業大学においては、獣医師のニーズが大変高いことから、本県の畜産現場でインターンシップを通じて経験を積んでいただき、帰国後、大学を卒業した後に本県に来ていただくといった流れを考えている」との答弁がありました。

次に、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で12億100万円余、特別会計で1億400万円余を減額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は254億6,100万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で75億600万円余、特別会計で3,000万円余を減額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は445億9,000万円余となります。

このうち、新規事業「「おいしさ日本一」宮崎牛緊急PR事業」についてであります。

この事業は、4連覇を達成した全国和牛能力共進会で新たに獲得した「おいしさ日本一」の称号を、G7宮崎農業大臣会合を契機として、大都市圏に向け早期かつ大々的にPRすることで、宮崎牛のブランド価値を高め、さらなる消費拡大を図るものであります。

このことについて委員より、「宮崎牛のPR

は重要なことであるが、全国でブランド認知度を高めていく一方で、県内に目を向けてみると、宮崎牛を食べる文化が定着していないように思われる。また、松阪牛といえはすき焼きといったような食べ方のイメージが宮崎牛については確立されていないが、どのように考えているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「宮崎市の牛肉消費量が全国で26位と中位に位置し、生産県として高くないことから、県内の消費拡大と宮崎牛の食べ方の提案については大きな課題であると認識している。関係団体と連携し、これらの課題解決にしっかりと取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、これに関連して別の委員より、「宮崎牛のおいしさを国内外にアピールしていくためには、地元でも多く消費されることが何よりも説得力を持つので、地産地消の観点も併せて宮崎牛の県内消費拡大に積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「宮崎県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」についてであります。

この計画書は、国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に即して、県民の獣医療に対する安心と信頼を確保するために定めるものであります。

このことに関して委員より、「獣医師の確保は、畜産県である本県の重要な課題である。獣医師に限定された業務も多く、毎年一定数の採用が必要であるが、獣医師の確保策についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「全国の大学の獣医学科卒業生は、毎年約1,000名で、そのうち都道府県職員を志望する80名程度を47都道府県で取り合う形とな

り、採用は大変厳しい状況にある。採用年齢の引上げや処遇改善などを行ってきたところであり、今後とも総務部や福祉保健部とも連携してしっかりと対応していきたい」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「臨床の経験を多く積むことができるなど、本県ならではの魅力をアピールするなど、採用に向けて全庁挙げて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外16件でございます。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和5年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてありますが、収益的収支における事業収益は50億4,600万円余、事業費は72億円余で、事業収支から事業費を差し引いた収支残はマイナス21億5,400万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益は3億7,900万円余、事業費は4億1,800万円余で、収支残はマイナス3,900万円余であります。

さらに、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益は2,400万円余、事業費も2,400万円余で、収支残は50万円余であります。

このうち、「綾第二発電所大規模改良事業」についてであります。

この事業は、運用開始から60年以上が経過した綾第二発電所の発電設備の老朽化に伴い、主要機器の更新等を行うものであります。

このことに関して委員より、「企業局が運営する14の発電所のうち、今後、大規模な改良が必要な発電所は何か所あるのか」との質疑があり、当局より、「現在工事を進めている渡川発電所や、これから本格着工する綾第二発電所のような大規模な改良が必要な発電所は、当面はないと考えている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,103億7,000万円余で、骨格予算として編成されたため、前年度と比較して2%の減となっております。

このうち、改善事業「未来へつなげ、学びのバトン！みやぎの授業改善推進事業」についてであります。

この事業は、児童生徒の学力を向上させるため、つまずきが多く見られ始める小学4年生と中学1年生を対象とした県独自の学習状況調査を実施し、大学等と連携して分析した結果を基に、教職員の授業力を高める研修等を行うものであります。

このことについて委員より、「この調査で

は、学力だけではなく、生活状況についても調べているのか」との質疑があり、当局より、「この調査では調べていないが、小学6年生と中学3年生を対象とした全国調査において、日頃の生活状況や学習意欲などについて調べている」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「昨年公表された国の調査結果によると、発達障がいの可能性のある児童生徒は、小中学校の通常学級に約1割在籍しているとのことであった。そういった児童生徒を早期に発見し、その子に適した教育を行うためにも、県独自の調査において生活状況を調べていただきたい」との要望がありました。

次に、県立高鍋高等学校ラグビー部の下宿先における朝食の提供状況についてであります。

このことについては、先ほど凶師議員から発言訂正があったところでございますが、当議員の一般質問での発言を受け、当委員会で当局へ事実確認を行ったところであります。

当局からは、「現在、ラグビー部員18名が高鍋町内3か所で下宿しており、そのうち2か所の下宿先では、朝食の準備ができないということで、生徒、保護者が了承の上、朝食なしの契約であったが、今年の1月からは、土曜日、日曜日以外は保護者が準備し、学校内で全ての下宿生に提供されるようになっている」との答弁があり、現在は平日については朝食が提供されていることを確認いたしました。

次に、公安委員会の令和5年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は277億7,100万円余で、骨格予算ではありましたが、人件費等の義務的経費の割合が高く、燃油高騰等の影響などもあるため、前年度と比較して2.5%の増

となっております。

このうち、新規事業「G7農業大臣会合に伴う警戒警備事業」についてであります。

このことに関して委員より、「安倍元首相への襲撃事件を受け、警察における要人警護はどのように変わったのか」との質疑があり、当局より、「当該事件を受け、警察庁において28年ぶりに警護の基本的な事項を定める警護要則が全面改正され、警察庁による都道府県警察への関与が強化された。具体的には、都道府県警察が作成する警護計画の警察庁への報告対象は、これまでサミットなど大規模な行事等における計画に限られていたが、改正後は全ての計画が対象となった。また、都道府県警察が実施する警護訓練については、警察庁が新たに策定した体系的な教育計画に基づき行われることとなった」との答弁がありました。

次に、令和4年度補正予算についてであります。

初めに、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

まず、電気事業会計においては、綾第二発電所大規模改良事業における水圧鉄管の工法変更等に伴い、継続費の設定期間を「令和元年度から令和7年度まで」から、「令和元年度から令和9年度まで」に変更するとともに、営業費用及び建設改良費で33億円の増額を行うものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の継続費の総額は167億3,500万円余となります。

また、地域振興事業会計においては、令和4年台風第14号によるゴルフコースの冠水被害に伴い、ゴルフ場利用者数が当初の目標を下回ることが想定され、指定管理者からの納付金の減額が見込まれることから、事業収益で600万円余

の減額を行うとともに、ゴルフコースの冠水による修繕費用など、事業費で800万円余の増額を行うものであります。

この結果、地域振興事業会計の補正後の事業収益は1,400万円余、事業費は2,700万円余で、事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス1,200万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で33億8,200万円余の減額、特別会計で2億4,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,105億4,000万円余となります。

次に、教育委員会における工事請負契約の変更についてであります。

これは、資材高騰の影響などにより、宮崎海洋高等学校実習船の代船建造に係る請負金額が変更となるものであります。

このことについて委員より、「船の設計等に精通する職員がいなければ、業者に有利な契約になる可能性がある。適正な金額で契約するために、どのような対策を行ったのか」との質疑があり、当局より、「設計・金額等については、文部科学省に精査していただいたほか、県においても外部専門家を交えた検討委員会を複数回開催し、慎重に精査した」との答弁がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億1,200万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は268億700万円余となります。

次に、令和4年中の交通事故情勢と取組についてであります。

このことについて当局より、「歩行者事故が発生した横断歩道や、通学路で信号機がない横断歩道など27か所を令和3年度にモデル横断歩道に指定し、昨年の7月から8月にかけて、赤と白が交互に並ぶカラー塗装の横断歩道にした。この結果、モデル横断歩道における車両停止率の平均値が、変更前の56.9%から12.7ポイント向上し、69.6%に改善された」との報告がありました。

当委員会といたしましては、歩行者事故を防ぐ観点から、カラー塗装の横断歩道について、関係機関とその効果等の情報を共有し、導入の促進に努めていただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

ます。

私は日本共産党を代表して、議案第1号及び第75号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」についてです。

3年に及ぶコロナ禍、そして異常な物価高騰が暮らしを直撃し、家計消費を冷え込ませています。改めて消費税10%の重税感を実感する毎日です。地域経済はもとより、農業をはじめ、あらゆる分野での物価高騰の影響は深刻です。

国の十分な対策も講じられない中で、食料品の値上げは今年2月だけでも5,500品目に及び、4月までには1万品目を超える値上げが予定されています。今、働く人の約4割が非正規雇用、実質賃金は上がらず、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税の負担が追い打ちをかける。こうした先の見えない県民の暮らしや、10月から実施しようとしている「インボイス制度」で、影響が想定される中小業者やフリーランスで働くの人々のなりわいをどう支えるのか、県政に課せられた課題は重大です。

県の当初予算は「コロナ禍、物価高騰などからの再生・復興予算」とする骨格予算で、一般会計で6,557億円、前年度比142億円、2.2%増の増額予算です。

自主財源である県税は、地方消費税や個人県民税の増により、1,067.5億円で、19.1億円、1.8%の増収。地方消費税清算金は569.5億円で、58.1億円、11.4%の増収です。消費税収は前年度よりさらに増えています。

依存財源では、地方譲与税が3.8億円、1.9%の増収、地方交付税は40.7億円、2.2%の増、しかし、地方交付税の代替財源である臨時財政対

策債は、昨年を下回る58.5億円、66.3%の減です。県債発行額は454億円で、84.9億円、15.8%の減、県債残高は8,280億円余が見込まれ、依然として多額に及んでいます。

予算の全体では、コロナ対策、福祉や医療、教育、文化、農業、地場産業の振興など必要な予算も組まれています。しかし、不十分さや、また問題点も含んでいます。

第1に、医療・福祉・社会保障についてです。

コロナ禍の下で、保健所体制の強化、保健師の増員が必要であることが浮き彫りになりました。現在、感染状況は低下傾向にありますが、まだまだ安心はできません。現場の疲弊を解消するためにも、通常の体制確保が重要です。政府に対して、保健師の交付税措置を増やすよう求めるものです。

新年度も地域医療介護総合確保基金で様々な事業計画が組まれています。その中で、地域医療構想の下、「病床機能再編事業」で病床の削減を図ろうとするこの事業は、前年度より予算は減らされてはおりますが、5億7,900万円余が計上されています。そもそも政府の目的が医療費削減にあり、入院病床を減らして、在宅療養確保のめどがつかないまま、患者を入院から在宅、施設へ追い出すものです。また、コロナ禍に対応する病床確保の視点が全く欠落している点でも、同構想推進による病床削減は中止をすべきです。

子育て支援策については、国の制度事業など恒常的なものはありますが、県単事業の「乳幼児医療費助成事業」は、就学前までで止まったままです。子供の健康を守り、子育て世帯の負担軽減の観点からも、子育て支援の要として、同事業は「子ども医療費助成事業」に発展さ

せ、対象年齢を拡大する予算化が位置づけられるべきだと思います。

新規事業の「療育手帳発行システム構築事業」について述べます。

マイナンバー法の改正により、療育手帳情報がマイナンバー情報関連の対象になったことをもって、情報関連処理が円滑に対応できるとして、マイナンバーにひもづけするシステムを導入するというものです。手帳所持者の利便性向上を図るとしてはありますが、個人情報に関してのデメリットも多く、行政の一方的な処理対応については問題だというふうに思います。

第2に、農業予算で特に必要なものは、コロナ禍でより問題が鮮明になった、自国で賄う食料自給率の向上です。

農家や産地が輸出に活路を見いだすためのスマート農業やデジタル化への予算が見られます。それ自体に問題があるわけではありませんが、これらの推進施策が本当に小規模農家や家族農業にとって利益につながるのかです。

家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格補償や所得補償の予算、柔軟に対応できる後継者対策の予算など、農家を直接支援する手だてを講じることが大事です。今、特に重要なのが、物価高騰の影響が深刻な酪農家への支援ですが、見えてきません。安全・安心な食料の自給、地産地消の推進が、宮崎県の農業と農家を守り育てることになると思います。中山間地対策においても同様です。

第3に、雇用対策や地域経済の要である中小企業への支援対策をもっと拡充することです。とりわけコロナ禍で痛手を受けた事業者や離職を余儀なくされた人への引き続く支援が重要です。暮らしやなりわいが保障されてこそ、地域経済にも生かされるものです。

また、企業誘致に関して、「立地企業フォローアップ対策費」の企業立地促進補助金9億4,200万円余についてです。

企業誘致は、県内雇用や地域経済を支えるという点でも重要です。県外からの誘致を中心に進めてきていますが、もっと地元企業への支援も強めて雇用をつくり出すことも重要ではないでしょうか。

また、全国で最低クラスにある本県の最低賃金の引上げは重要課題です。そのことが高校生や若い世代の県内就職の促進にもつながるものです。国に対し、県の積極的な働きかけを求めたいと思います。

以上、当初予算案について、幾つかの問題点を指摘させていただきました。地方自治を守る立場で、自治体本来の役割である、住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民に寄り添った公平・公正な行財政運営を求めるものです。

次に、議案第75号「工事請負契約の変更について」です。

同議案は、屋外トレーニングセンター建設工事に係る請負契約を当初の18億2,600万円から18億5,250万7,110円に増額変更するものです。

我が党は、屋外トレーニングセンター建設そのものに反対の立場であり、その理由については、これまでも述べてまいりました。改めて述べることはいたしません。同議案についても反対することを述べて、以上をもって討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党を代表して、議題となっております請願4件について討論を行います。

まず、請願第6号「新型コロナウイルス感染

症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」については、継続ではなく、採択すべき立場から述べます。

本請願は、令和2年11月に提出されたものであります。請願は6項目にわたるものであります。中でも、小学3年生から6年生、中学2年生から3年生の学級を上限35人にするのを第一に掲げているものであります。

当時、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、子供同士の距離を2メートル確保することとされており、少人数学級の実現は切実なものでありました。

少人数学級の実現は、子供たちの教育を受ける権利を保障するとともに、子供たちの学びの多様性に応えられる教育を可能にするために、それぞれの子供を、子供の集合体として教育するのではなく、個人として成長を支える教育でなければなりません。それぞれの学びや生活に寄り添い応答する、これは教師と子供との人格的接触を通じて成立するものであり、これを保障するのが少人数学級であると考えます。

本請願は、本日継続となるなら、実に9回にわたって採択か不採択の結論を出さなかったということになります。請願権の尊重と県議会の役割任務から見て、深く考える必要があると強調しておきたいと思います。

次に、請願第9号「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願」について述べます。

本請願は、不採択にすべきものと主張いたします。本請願の目的は、夫婦別姓を認めないことにあります。夫婦同姓を法律で義務づけているのは、世界広しといえど日本だけではありません。

国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対

し、繰り返し直ちに改正すべきと勧告しているもので、夫婦別姓を可能にする法改正は待ったなしであります。

結婚時に改姓するのは、現在も女性が96%であります。姓の変更は、社会生活を送る上で様々な不利益をもたらすにとどまらず、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かす人権に関わる大問題であります。夫婦同姓を強要する現行規定は、法の下の平等、婚姻の自由をうたう憲法に反するとして、多くの裁判が闘われてきました。

2021年6月、最高裁は、憲法に違反しないと判断したものの、立法による解決を促しております。夫婦同姓の強制は、戦前の家制度の名残であります。1996年、法務省の法制審議会は、選択的夫婦別姓制度の導入を含む改正を答申いたしました。古き価値観に固執する勢力による妨害によって、いまだ実現していません。本請願は、まさに古き価値観に固執する、時代に逆行するあがきと言ってもよいと思います。

請願第14号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を国に提出することを求める請願書」については、採択すべき立場から述べます。

インボイス制度についての我が党の立場は反対であり、中止を要求しています。その理由については、令和3年11月議会の私の討論において強調をいたしました。本請願は、制度の是非を問うものではなく、実施の延期を求めるものであります。請願書が述べているように、中小企業団体をはじめ、税理士団体、文化・芸術団体、シルバー人材センターなどの団体やフリーランスのグループが凍結、延期、見直しを表明しているように、実施の延期を支持するもので

あります。

最後に、請願第15号「経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願」については、継続ではなくて、不採択にすべき立場から述べます。

請願の狙いは、経口中絶薬の中止を求めているものと判断いたします。それは請願の理由の中に随所に表れております。

リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツという、子供を産むか産まないか、いつ何人産むかは、産む本人である女性の自己決定権であり、基本的人権そのものであります。それは、1994年、カイロで開催された国際人口開発会議で正式に提唱されたものであります。

日本をはじめ世界の女性たちが、この基本的人権を手に入れるまでには大変な犠牲がありました。もちろん今もってこの基本的人権が完全に確立しているものではありません。刑法に墮胎罪が残されていること、また母体保護法に配偶者の同意要件が残されているのも、その一つであります。

本請願がリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツを否定することに結びつくものであることを述べて討論を終わりたいと思います。

(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号及び第75号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号及び第75号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第40号まで、第43号から第74号まで及び第76号から第82号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第2号から第40号まで、第43号から第74号まで及び第76号から第82号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第14号採決

○中野一則議長 次に、請願第14号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第15号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号及び第9号について一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○中野一則議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 報告します。

当委員会では、ゼロカーボン社会づくりの推進に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきまして、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

近年、国内外で様々な異常気象が発生しており、今後、気象変動に伴う災害の激甚化、頻発化、広域化によって、社会経済や暮らしに多大な影響を及ぼすことが予想されています。

こうした中、2015年のパリ協定でゼロカーボン社会の実現が世界的に合意され、日本においても「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことで、全国各地でゼロカーボン社会づくりに向けた取組が一層推進されることになりました。

また、2022年2月に始まったウクライナ危機の影響等により、燃料費の高騰や節電要請など、エネルギーをめぐる、私たちの生活に深刻な影響が生じています。そのため、エネルギー資源の乏しい日本においては、国内で生産でき、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを主力電源とした社会づくりにより、エネルギーの安全保障を確立し、持続可能な社会を未来に残していくことがますます重要となってきています。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、1、再生可能エネルギーに関すること、2、省エネルギー・省資源の推進に関すること、3、各産業の取組に関すること、4、ゼロカーボン社会づくりに関することの4項目を調査事項として決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言をまとめましたが、ここでは主なものに絞って紹介いたします。

まず、「ゼロカーボン社会づくりに向けた動

きについて」であります。

主にゼロカーボン社会づくりにおける行政の役割について、県の取組の聴取に加え、県内外の自治体への訪問や参考人を招致し、調査しました。

県では、令和2年度に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」において、「2050年ゼロカーボン社会づくりプロジェクト」を重点プロジェクトに位置づけて、「ゼロカーボン社会づくり担当」の設置や、部局間の連絡会議などを通じた推進体制の強化を図っているところです。

参考人からは、「自治体のゼロカーボン施策を進める上で、人事命令系統や財政システムにゼロカーボン社会づくりの視点を盛り込むことが重要である」と伺いました。

また、庁内だけでなく、県民、団体、事業者、市町村等が各自の役割を認識して主体的に行動し、分野間の連携をつなげていくことが不可欠であるため、県には、取り組むべき目標や内容を県民等に明確に示し、先頭に立って県全体を指揮することが求められています。

県当局には、ゼロカーボン社会づくりに向けて、引き続き部局間の連携や庁内の推進体制をより一層強化するほか、具体的な目標と実効性のある施策やプロモーションにより、県民それぞれの役割に関する意識啓発や行動変容につなげるなど、強力なリーダーシップを発揮することを要望します。

次に、「再生可能エネルギーについて」であります。

主に再生可能エネルギーの導入拡大及びエネルギーの地産地消に向けた取組について、県や九州電力グループの取組を聴取したほか、県内外の企業を訪問し、調査しました。

再生可能エネルギーの発電所から送配電網に

系統連系する際、接続工事に高額な費用がかかるため、このことが再生可能エネルギーに取り組もうとする発電事業者の障壁となっています。

委員からは、「再生可能エネルギー発電を検討する企業や団体があるものの、送配電網への接続工事に多額の負担を要することから、断念するところが多い。こうした状況のままでは再生可能エネルギーの導入拡大にはつながらない」といった意見がありました。

県当局には、こうした系統連系時の課題について、国や送配電事業者と十分に協議して費用の低減に取り組むなど、再生可能エネルギー発電に意欲のある事業者がさらに参入しやすくなるよう、環境整備に努めることを要望します。

次に、「省エネルギー・省資源及び吸収源対策について」であります。

主に、産業分野、家庭部門など部門ごとの省エネ対策について、県の取組を聴取したほか、県内外の企業や団体を訪問し、調査しました。

本県では、運輸部門においてトラック輸送への依存度が高い状況にあり、トラック輸送の効率化や、陸上輸送から鉄道、船舶へのモーダルシフトに積極的に取り組むことにより、運輸部門における温室効果ガス排出量を削減していくことが求められています。

トラックに比べ船舶のほうが輸送コストがかかることに関し、委員からは、「船舶よりトラックのほうがコストが安いのであれば、その差額を補助金で補填するなど、モーダルシフトをさらに進めていくべきである」といった意見がありました。

県当局には、トラック輸送の効率化に必要な対策を国と連携して進めるとともに、鉄道や船舶輸送とのコスト面の差の解消を図るなど、

モーダルシフトの実現に向けた取組を加速するよう要望します。

次に、「ゼロカーボン社会づくりを通じた地域振興について」であります。

主にゼロカーボン社会づくりを通じた地域経済の活性化及び地域課題の解決に向けた取組について、県の取組を聴取したほか、県内外の団体や自治体を訪問し、調査しました。

本県は、恵まれた森林資源や日照時間など、再生可能エネルギーの創出や開発における地理的優位性を持っており、この豊かな資源や自然環境の恩恵を受けた本県の農林水産業は、全国に誇るべき産業として発展しています。

こうした本県の特徴を踏まえ、委員からは、「本県は林業の先進県であるため、独自の宮崎県づくりを進めるべきである。環境都市として日本全体を引っ張っていく意識の高さを求めたい」といった意見がありました。

県当局には、国内外の見本となるゼロカーボン社会づくりをここ宮崎県で体現するため、本県の地理的・産業的優位性を最大限に発揮した資源循環型のまちづくりに取り組むほか、地域経済の活性化や地域課題の解決などにつながるよう、本県ならではのゼロカーボン社会づくりを追求することを要望します。

今回の調査を通じて、水素などの新エネルギーを含めた再生可能エネルギーへの期待が大きくなっていることを感じる一方で、コスト面や環境への影響など、解決すべき課題が山積していることを改めて認識させられました。また、今後、温室効果ガスの排出量削減のため、省エネ・省資源に向けて、これまでの産業や生活の在り方の変化が求められますが、そのことが私たちの生活を不便にし、地域経済の発展を阻害するようでは、健全な社会づくりとは言え

ません。

こうした数々の課題が幾重にも立ち塞がる中、2050年という期限が迫っており、様々な取組を同時並行的に迅速に進める必要があることを考えると、ゼロカーボン社会づくりの道のは困難を極めます。しかしながら、全人類が自らの産業、資源、自然生態系、生活や健康を守るため、危機感を共有し、一步一步着実に歩みを進めて取り組まなければならない命題であることは間違いありません。

最後になりますが、当委員会の提言を踏まえ、2050年までに宮崎県らしさがあふれるゼロカーボン社会づくりが実現されるよう、県には先導的役割を十分に発揮していただき、将来、今と変わらない暖かな気候風土の下、県民皆が夢と希望を持ち、豊かな暮らしが営まれることを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、デジタル化推進対策特別委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、デジタル化の推進に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国では、少子高齢化の進展により、総人口、生産年齢人口の減少が続いており、経済活動の縮小や労働力不足、医療介護費の増大など、様々な問題が深刻化していくことが予想されています。

中山間地域を多く抱え、高齢化の進展が早い本県においては、特に深刻な状況であり、これらの課題の解決を早急に図っていかねばなりません。

このような中、今般のコロナ禍により、社会構造の変化、価値観の変容が起こっており、国においても、令和3年9月にデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が設置され、包括的データ戦略やデジタル田園都市国家構想に基づく様々な取組が進むなど、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速しております。

本県においても、デジタル化は「地方の抱える社会問題を解決する鍵」であり、また「新しい付加価値を生み出す源泉」であるという認識の下、他県に遅れることなく、より一歩先んじて推進していくことが必要であります。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、1、行政、学校教育、防災・減災等におけるデジタル化の推進に関する事、2、農業、介護など各分野におけるデジタル化の推進に関する事、3、働き方改革のためのデジタル化の推進に関する事、4、デジタル化による中小企業等への育成に関する事の4項目を調査事項と決定いたしました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは主なものに絞って御紹介をさせていただきます。

まず、「行政分野における取組について」であります。

デジタル化の急速な進展・高度化が進む中、データの活用によっては新しい付加価値を生み出すことが大いに期待できます。

県外調査で訪問した静岡県での3次元点群データ活用の取組は、土木分野での業務負担軽減のみならず、災害時の原因究明や誤伐・盗伐の問題解決、スマート農業・林業への利用、文化遺産のデータ保存、仮想空間での疑似体験など、様々な価値を生み出しています。

県当局には、他県等の様々な先行事例を参考にしながら、新たな価値の創造につながるデータ活用法について研究・検討することを要望いたします。

また、総務省が公表した令和5年2月末時点における本県のマイナンバーカードの普及率は77.1%であり、都道府県では第1位となっておりますが、マイナンバーカードのさらなる普及のための利活用の場を増やすとともに、住民に対して丁寧な説明・周知を行っていくことが必要です。

委員からは、「自治体によっては、コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用した住民票や戸籍謄本の発行サービスが利用できないところもあり、自治体によって取組の進捗に差があると、県全体の普及も進まないのではないか」との意見がありました。

県当局には、市町村の取組の進捗に差が出ないよう、きめ細かな実装支援を行うことを要望いたします。

次に、「医療・介護、教育分野における取組について」であります。

中山間地域の住民が安心して医療を受けることのできる体制整備は喫緊の課題であり、医者不足や近くに医療機関がないといった現状にどのように向き合っていくのが重要です。

県外調査で訪問した三重広域連携スーパーシティ推進協議会の医療MaaS実証実験の取組は、中山間地域を多く抱える本県の医療体制を確保する上で、非常に有効な手段の一つであり、課題解決の糸口になると考えられます。

県当局には、医療機関、薬局と連携しながら、オンライン医療のさらなる推進を図るとともに、医療MaaSの活用についても検討することを要望いたします。

また、児童生徒がネット犯罪の被害者・加害者にならないためにも、ネットリテラシーを形成するための情報モラル教育をできるだけ早い段階から行うことが重要です。

県外調査で訪問した本川根小学校では、不適切なタブレット使用例が発覚した際には、クラス活動や全校集会で情報を共有するなど、あらゆる機会を捉えて、情報モラル教育を進めていました。

県当局には、情報モラル教育について、授業だけでなく、クラス活動などあらゆる機会を捉えて、小学校の早い段階から重点的に取り組むことを要望いたします。

次に、「産業分野における取組について」であります。

様々なデジタル機械は、国の研究機関や企業等により開発が進められていますが、それら全てが本県の地域特性に合致するとは限りません。

委員からは、「農業を例にとると、北海道と宮崎では農業の規模や形態に違いがあり、同様の取組ではなく、それぞれの地域に応じた取組を進めていく必要がある。宮崎の特色を生かすため、デジタル機械の開発などにおいては、県の各試験研究機関や地元の事業者等との連携を図ってほしい」「本県の基幹産業である農業や、杉素材生産日本一の強みを生かした宮崎モデルを構築するという気概を持って取組を進めてほしい」との意見がありました。

県当局には、県における各試験研究機関や地元業者と連携し、本県の特色、強みを生かした取組を進めることを要望いたします。

次に、「デジタル化を支える環境基盤について」であります。

都市部での暮らしにおけるデジタル化はイ

メージしやすいのですが、中山間地域での暮らしにおいてはイメージしづらいところがあります。都市部・中山間地域を問わず、住民が自分の意思で住み続けたい場所でデジタル化の恩恵を享受できることが必要です。

県当局には、国と協議しながら、地域間デジタルディバイドの解消に向けて取り組むとともに、デジタル化でどのように暮らしが変わるのか、特に中山間地域での暮らしが継続できて、デジタル化の恩恵を受けられるのかというイメージ像を県民が共有できるよう努めることを要望いたします。

以上、委員会報告書の概要として報告いたしました。年間を通じて調査を進めていく中で、デジタル化・データ活用の可能性を見いだすとともに、その意識が必ずしも全県下に浸透しておらず、デジタル人材の育成が不十分であることも強く認識したところであります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県・市町村をはじめ本県の企業等においても、テレワークなど業務環境の整備や、ICTを活用した業務効率化などの働き方改革が進む契機となりましたが、本県の抱える地域課題を解決し、刻々と変化する社会に柔軟かつスピード感を持って対応していくためにも、その原動力となるデジタル化・データ活用の必要性・有効性に対する理解をさらに深化させていく必要があります。

また、国は、デジタル田園都市国家構想において、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指していますが、このことは、都市部への一極集中を是正し、地方へ人材を呼び込む好機とも言えます。

この機を逃さないためにも、本県の特色・強みを生かしながら、デジタル化・データ活用を

進め、仕事や暮らしの向上に資するサービスを創出し、新たな価値の創造を実現することで、本県に人材を呼び込む環境を整えていかなければなりません。

加速化するデジタル時代の流れに決して遅れることなく、県当局がかけ取り役を担いながら、県全体でデジタル化の取組を推進していただき、誰一人取り残されることなく、全県民がデジタル化の恩恵を享受できる社会が実現することを期待いたしまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、こどもの未来応援対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県のこども政策のさらなる充実に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

令和3年の国内の出生数は過去最少となり、14歳以下の子供の数は41年連続で減少しています。少子化の進展により、社会保障制度や経済活動の維持が困難となることに加えて、児童虐待や子供の貧困、いじめ、不登校など、子供や子育て家庭を取り巻く問題は深刻となっています。

このような状況を受け、国においては、本年4月にこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を創設し、子供に関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて、子供主体の政策実現を目指すこととしています。

家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化していく中で、子供の健やかな育ちと子育てを支えていくことは、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、本県においても、こども政策のよ

り一層の充実が望まれています。

そこで当委員会では、1、こどもを産み育てる環境、2、児童虐待及びいじめ対策、3、こどもの学習環境、4、男女平等の地域格差の4項目について調査を行い、本県のこども政策のさらなる充実に向けた県への提言を取りまとめました。

ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「こどもを産み育てる環境について」であります。

委員会では、本県のこども政策について調査し、県当局から、主な取組の一つとして、「結婚前」「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」のそれぞれのライフステージに応じて、切れ目のない支援を行い、子供を安心して産むことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに取り組んでいると説明がありました。

また、こども政策の推進体制について、県では、平成20年4月に「こども政策局」を設置し、少子化対策への対応力を強化するとともに、こども政策に携わる関係部局を主導していると説明がありました。

しかし、本県の出生数はこの5年間で約1,500人減少するなど、人口減少に歯止めがかからないことに加えて、子供の抱える困難が、子供自身のほか、家庭や環境など様々な要因が重なり合って複雑化し、対策が必要な課題が山積している状況です。

委員からは、「強いリーダーシップの下で対策を進める推進力や、部局間で連携して取り組む姿勢が弱いと感じる。関係部局がより一層連携してこども政策を推進することが必要である」との意見がありました。

県当局においては、子供や子育て家庭を取り

巻く現状に危機感を持ち、トップの強いリーダーシップの下で、関係部局が連携して、こども政策をより一層充実・推進させることを要望します。

次に、「児童虐待等について」であります。

委員会では、児童虐待や社会的養護などについて、県内外の取組を調査しました。

令和3年度の児童虐待相談対応件数は全国で20万7,000件を超え、過去最多を更新しました。本県の虐待対応件数は、平成29年度から年々増加傾向にあり、令和3年度は1,843件で、前年度とほぼ同水準で高止まりしている状況です。

県当局では、増加する児童虐待の相談に対して、職員数の増加や弁護士等の専門家の配置により、相談対応力の強化に努めているところです。

委員会では、県中央児童相談所を現地調査しましたが、1日に複数回の、また昼夜を問わない虐待の通告に対して、職員が常に緊張感を感じながら対応に当たっていることを再認識し、委員からは、「目の前で起きている虐待の対応に加えて、虐待が起きないようにするための対策を強化することが重要である」との意見がありました。

県当局においては、増え続ける虐待に対して、児童相談所の職員が適時・適切に対応できるよう、職員の精神的なケアなど処遇の改善や、相談対応力強化のための体制整備を引き続き行うとともに、過去の虐待対応事例を詳細に分析して、「虐待を未然に防ぐ対策」を進めることを要望します。

次に、「いじめ対策及びこどもの学習環境について」であります。

困難を抱える子供をいち早く把握し、子供の

育ちや学びを支援することが重要であることから、委員会では、いじめや不登校、子供の学びの場の確保について、県や民間団体等の取組を調査しました。

県当局では、いじめや不登校などの困難を抱える子供の支援について、各校の取組に加えて、スクールソーシャルワーカーなどの専門職を配置し、家庭に対しても積極的に支援を行うなど、教育相談体制の充実に努めているところです。

これに対して委員からは、「スクールソーシャルワーカーなどの専門職は、子供が抱える問題を解決するために絶大な効果を発揮しているが、配置されている地域が限定的である」や、「地域で子供や子育て支援を行っている団体や専門職等とも連携するなど、地域の力を生かしてもらいたい」との意見がありました。

県当局においては、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置方針を明確にするとともに、地域で子供や子育て支援を行う民間団体や専門職等とも十分に連携し、どこの地域に住んでいても、困難を抱える子供が安心して相談したり、学びの場を確保できる環境を整備することを要望します。

最後に、「男女平等の地域格差について」であります。

本県は、20歳から24歳の女性の県外流出が同世代の男性より多いという課題もあり、「子供を産み育てやすい地域」「全ての人が生きやすい地域」を実現するためには、ジェンダーギャップの解消や男女共同参画の視点から対策を考えることも重要です。

委員会では、「兵庫県豊岡市ジェンダーギャップ対策室」や「京都府総合就業支援拠点京都ジョブパーク」など、県外の男女共同参画

や女性の就労支援の取組を調査しました。

ここでは詳細を述べませんが、先進的な取組を行う両自治体に共通した点は、「前例にとられることなくスピード感を持って対策に当てること」や「庁内部局間の連携を重視していること」でした。

県当局では、子育てや就労、介護など子育て中の女性が抱える悩みに対して、男女共同参画は総合政策部、女性相談室やひとり親支援は福祉保健部、就労支援は商工観光労働部、それぞれの担当課が専門性を持って対応しているところです。

しかし、県民から見ると、どこに相談しているかが分かりにくかったり、複数の要因が重なっている相談にワンストップで対応することが難しい現状もあることから、関係課や関係機関が1か所に集まった拠点を整備するなど、利用者の利便性を一番に考えた組織づくりと施設運営を要望します。

また、県の施策をジェンダーの視点から確認する「部局横断的な会議」を組織し、日常的に部局を超えて情報共有や連携を図り、各施策を効果的に機能させることを要望いたします。

以上、委員会報告書の概要として報告しましたが、当委員会で調査した「こどもの未来応援対策」は、宮崎県の今、そして将来の在り方に関わる重要なテーマであり、早急に対応すべき重大な課題です。

少子化の進展など従来の課題に加えて、児童虐待やいじめ、不登校の増加、不安定な就業環境など、コロナ禍により、子供や子育て環境を取り巻く課題は深刻化しており、一層の危機感を持って対応する必要があります。

県当局においては、福祉保健部を中心に、こども政策に様々に取り組んでいるところです

が、子ども・子育て支援政策をより一層前に進めるためにも、当委員会の提言を踏まえ、トップの強いリーダーシップの下、迅速な判断力と機動力、柔軟な発想で課題に取り組み、どこの地域に住んでいても、子供たちが夢や希望を持って明るい未来を歩むことができる宮崎県をつくることを期待して、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年3月14日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の更なる拡充を求める意見書

議員発議案第3号

養豚振興施策に関する意見書

議員発議案第4号

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

議員発議案第5号

地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書

議員発議案第6号

新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る取組の強化を求める意見書

議員発議案第7号

認知症との共生型社会への転換を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第7号まで
追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第7号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第7号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第7号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日をもって4年間の任期最後の定例会が閉会となります。まずは、県民の皆様の県議会への御支援と御協力に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この4年間を顧みますと、「令和」という新しい時代の幕開けとともに始まった今任期でありましたが、令和2年からの新型コロナの世界的な感染拡大により、私たちは誰も経験したことのない日常の変化を余儀なくされ、本県経済も甚大な影響を受けました。

また、昨年、台風被害やロシアのウクライナ侵攻の影響による物価高騰にも直面いたしました。

我々県議会も、幾度となく補正予算を審議するなど熱心に議論を重ね、県民生活や経済活動の本格的な回復と、さらなる活性化に向けて、全力を注いでまいりました。

このような中、九州中央自動車道高千穂日之影道路の開通や、宮崎と神戸を結ぶ長距離フェリーの新船2隻の就航、また、全国和牛能力共進会での4大会連続内閣総理大臣賞の受賞や、今月25日の東九州自動車道の清武南一日南北郷間の開通などは、宮崎県の新たな発展につながるものと思います。

河野知事をはじめ執行部の皆様方には、これまでの取組に対し、心から感謝とお礼を申し上

げるとともに、「安心と希望あふれる宮崎」の実現に向け、引き続き御尽力くださるようお願い申し上げます。

今限りで勇退されます星原議員、蓬原議員、徳重議員、横田議員、満行議員、太田議員、田口議員、河野議員、有岡議員におかれましては、長きにわたり県勢発展に御尽力いただきました。その御労苦に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、これからも郷土宮崎県の発展のために、変わらぬ御指導と御教示を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

また、来る4月の選挙に臨まれる議員の皆様方におかれましては、再びこの議場において熱き議論を交わすことができますよう、御健闘をお祈り申し上げます。

最後に、この2年間、副議長を務めていただいた濱砂議員、右松議員、二見議員をはじめ、議員の皆様のお協力によりまして、議長の重責を全うさせていただいたことについて、衷心より感謝を申し上げます。

皆様方のますますの御健勝と御多幸を祈念申し上げます。令和5年2月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。(拍手)

午前11時59分閉会

資 料

令和5年2月定例会日程

26日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考	
2. 17	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
18	土	休 会	(閉 庁 日)		
19	日		(閉 庁 日)		
20	月		(議 案 調 査)		
21	火		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00	
22	水		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00	
23	木		(閉 庁 日) 天皇誕生日		
24	金	本会議	代 表 質 問		
25	土	休 会	(閉 庁 日)		
26	日		(閉 庁 日)		
27	月	本会議	代 表 質 問		
28	火		一 般 質 問	請願締切 16:00	
3. 1	水		一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
2	木		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論・採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
3	金	休 会	常 任 委 員 会		
4	土		(閉 庁 日)		
5	日		(閉 庁 日)		
6	月		常 任 委 員 会		
7	火		常 任 委 員 会		
8	水		常 任 委 員 会		
9	木		常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
10	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)	
11	土		(閉 庁 日)		
12	日		(閉 庁 日)		
13	月		(議 事 整 理)		
14	火		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

議案の送付について

令和5年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第6号 令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第9号 令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 令和5年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 宮崎県退職手当基金条例
- 議案第25号 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例
- 議案第26号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例
- 議案第35号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 包括外部監査契約の締結について

- 議案第37号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第38号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第39号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第40号 宮崎県環境基本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について
 議案第41号 監査委員の選任の同意について
 議案第42号 監査委員の選任の同意について
 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）
 議案第44号 令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第45号 令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 議案第46号 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第47号 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第48号 令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
 議案第49号 令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第50号 令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第51号 令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第52号 令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
 議案第53号 令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
 議案第54号 令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第55号 令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第56号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第57号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第58号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第59号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第4号）
 議案第60号 令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）
 議案第61号 令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第62号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 議案第63号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 議案第64号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例
 議案第65号 宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例
 議案第66号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例
 議案第67号 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 議案第68号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 議案第69号 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例
 議案第70号 工事請負契約の締結について
 議案第71号 工事請負契約の締結について
 議案第72号 工事請負契約の変更について
 議案第73号 工事請負契約の変更について
 議案第74号 工事請負契約の変更について
 議案第75号 工事請負契約の変更について
 議案第76号 工事請負契約の変更について
 議案第77号 工事請負契約の変更について
 議案第78号 工事請負契約の変更について
 議案第79号 県道の路線廃止について
 議案第80号 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について
 議案第81号 知事の給料の減額に関する条例

（文書取扱 財政課）

215-1324

令和5年3月2日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第82号 工事請負契約の締結について

(文書取扱 財政課)

令和5年2月定例会

代表質問時間割

2月24日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	横田 照夫	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	日高 陽一	13:00~15:00	

2月27日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	河野 哲也	13:00~14:10	

一般質問時間割

2月28日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:00	
2	公 明 党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	川添 博	13:00~14:00	
4	日本共産党	来住 一人	14:00~15:00	

3月1日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひむか	図師 博規	10:00~11:00	
6	県民連合宮崎	山内佳菜子	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	日高 利夫	13:00~14:00	

3月2日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8	自由民主党	西村 賢	10:00~11:00	
9	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
10	自由民主党	蓬原 正三	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和5年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算			可決		
第10号	令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計予算			可決		
第11号	令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和5年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改 正する条例				可決	
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決	可決	
第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例					可決
第24号	宮崎県退職手当基金条例	可決				
第25号	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条 例		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第27号	宮崎県自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例		可決			
第33号	宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例	可決				
第34号	宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例					可決
第35号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例					可決
第36号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第37号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第40号	宮崎県環境基本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について				可決	
第43号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	可決	可決	可決	可決	可決
第44号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	可決				
第45号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	可決				
第46号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		可決			
第47号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）		可決			
第48号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）				可決	
第49号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）				可決	
第50号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第51号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第52号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第53号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第54号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第55号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第56号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)			可決		
第57号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第58号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第59号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第4号)					可決
第60号	令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)					可決
第61号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第62号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例					可決
第63号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第64号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	可決				
第65号	宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例		可決			
第66号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例				可決	
第67号	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第68号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第69号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第70号	工事請負契約の締結について			可決		
第71号	工事請負契約の締結について			可決		
第72号	工事請負契約の変更について	可決				
第73号	工事請負契約の変更について	可決				
第74号	工事請負契約の変更について	可決				
第75号	工事請負契約の変更について			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第76号	工事請負契約の変更について			可決		
第77号	工事請負契約の変更について			可決		
第78号	工事請負契約の変更について					可決
第79号	県道の路線廃止について			可決		
第80号	みやぎ子ども・子育て応援プランの変更について		可決			
第81号	知事の給料の減額に関する条例	可決				
第82号	工事請負契約の締結について			可決		

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				
第14号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を国に提出することを求める請願書	不採択				
第15号	経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和5年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第15号 経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和5年度宮崎県一般会計予算	3月14日・可 決
〃 第2号	令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和5年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	宮崎県退職手当基金条例	〃
〃 第25号	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
〃 第27号	宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	議案第33号宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第37号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第40号	宮崎県環境基本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について	〃
〃 第41号	監査委員の選任の同意について	3月2日・同 意
〃 第42号	監査委員の選任の同意について	〃
〃 第43号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	3月14日・可 決
〃 第44号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第46号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第47号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	3月14日・可 決
〃 第48号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第49号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第50号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第51号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第52号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第53号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第54号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第55号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第56号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	〃
〃 第57号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第58号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第59号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第4号)	〃
〃 第60号	令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)	〃
〃 第61号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第62号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第63号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
〃 第64号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第65号	議案第65号宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例	〃
〃 第66号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例	〃
〃 第67号	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第69号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第70号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第71号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第72号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第73号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第74号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第75号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第76号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第77号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第78号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第79号	県道の路線廃止について	〃
〃 第80号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更について	〃
〃 第81号	知事の給料の減額に関する条例	〃
〃 第82号	工事請負契約の締結について	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
〃 第2号	農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の更なる拡充を求める意見書	〃
〃 第3号	養豚振興施策に関する意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第4号	高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書	3月14日・可 決
" 第5号	地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書	"
" 第6号	新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る取組の強化を求める意見書	"
" 第7号	認知症との共生型社会への転換を求める意見書	"

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(招集)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>(開催方法の特例)</u></p> <p>第15条の2 <u>委員長は、重大な感染症のまん延の防止その他やむを得ない事由により、委員が委員会の参集場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を利用して委員会を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得て、委員が委員会に参加した場合における次条、第17条第1項及び第31条の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて議会の会議、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場に出席したときの議会の議員の費用弁償については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給額に出席日数を乗じて得た額を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて議会の会議、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場に出席したときの議会の議員の費用弁償については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給額に出席日数 <u>（宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされる場合の日数を除く。）</u>を乗じて得た額を支給する。</p>

議員発議案第2号

農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の更なる拡充を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略の長期化や昨今の円安の進行などの影響により、燃油、肥料、飼料、その他の農畜水産物の生産に必要な資材の価格が高騰しているが、農畜水産業では、この生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しいため、経営継続が危ぶまれるほどの深刻な影響を受けている。

地方においては、その緩和に努めており、農畜水産業者をはじめ関係団体もコスト削減に取り組んでいるが、全国でも離農者が増加しているなど、その自助努力も限界に達している。

このような状況の改善が見通せない中、経営継続に向けた支援の拡充を図らなければ、我が国の食料供給基地である本県の生産基盤は崩壊し、食料安全保障に甚大な影響を及ぼすことになりかねない。

よって、国においては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農畜水産業者が経営を継続し、農畜水産物を安定して供給できるよう、生産資材等の価格高騰の影響を受けている農畜水産業者等に対する支援を継続・拡充するとともに、これら輸入依存の高い生産資材の安定的な供給体制を強化すること。
- 2 物価高騰の長期化を視野に入れ、地方が迅速かつ柔軟な対応を行えるよう財源措置を講じること。
- 3 国産農畜水産物の需要の回復・拡大に係る予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	尾	田	秀	久	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
総	務	務	大	臣	松	本	剛	明	殿
財	務	務	大	臣	鈴	木	俊	一	殿
農	林	水	産	大	野	村	哲	郎	殿
経	済	産	業	大	西	村	康	稔	殿
内	閣	官	房	長	松	野	博	一	殿

養豚振興施策に関する意見書

ロシアによるウクライナ侵略に伴う世界的な穀物価格の高騰に加え、円安の進行により、配合飼料価格は未曾有の高値水準が続いている。

また、豚熱が平成30年9月に岐阜県で確認されて以来、18都県で計85事例の感染が発生し、これまでに約35万頭が殺処分されている。

この豚熱については、飼養豚へのワクチン接種等の防疫対策が継続されているが、野生イノシシによる感染拡大により、九州と北海道を除く39都府県にまでワクチン接種が広がっており、未だに終息のめどが立っていない。

よって国においては、養豚生産者が安心して事業を継続・発展させられるよう、下記の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 飼料価格高騰の長期化が予想されることから、養豚生産者の負担を軽減するため、飼料購入費の一部助成や、飼料用米など、輸入とうもろこしに代替できる国産飼料原料の確保に向けた支援を行うこと。
- 2 豚熱については、全国的な対策が求められていることから、野生イノシシ対策やワクチン接種対策を国主導で実施するとともに、ワクチン接種にかかる費用について養豚生産者の負担軽減に努めること。
- 3 殺処分対象の検討に当たっては、ワクチン接種状況や飼養管理状況を十分に考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿

議員発議案第4号

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

高病原性鳥インフルエンザは今シーズン、令和4年10月に岡山県と北海道で家きんでの発生が確認されてから、異例のペースで感染が拡大しており、家きんでの発生事例数は既に過去最多で、殺処分対象羽数が1,500万羽を超える事態となった。

国は様々な対策を講じているが、十分な改善には至っておらず、高病原性鳥インフルエンザ対策のさらなる強化に向け、下記の施策を講ずることを強く要望する。

記

- 1 本疾病の発生で損害を受けた養鶏農場に対する経営再開に向けた支援、移動制限・搬出制限区域の設定により影響を受けた養鶏農場等に対する経営継続の支援を確実に実施すること。また、発生原因及び感染経路の速やかな解明に取り組むこと。
- 2 発生自治体が対策に要した経費に対して速やかな支援を行うこと。また、発生農場周囲の主要道路やため池周辺の消毒等、発生地域における防疫対策の強化が確実に実施されるよう十分な支援を行うこと。
- 3 飼養衛生管理基準を遵守するために必要な、野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネット等の資材の整備について、支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 殿
経 済 産 業 大 臣	西 村 康 稔 殿

議員発議案第5号

地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書

消費者相談の複雑化、高度化は著しいところであるが、現場では専任の相談員の減少が進行している。

また、成人年齢引き下げの影響により未成年者取消権を喪失することになったことが、若年者に適切に情報提供されているとは言えない。

このような実態を踏まえ、新成人前後の若年者への消費者教育の充実や業界の自主規制の在り方、法的な保護についても継続して検討していくとともに、現場で支援・相談に当たる地方消費者行政の体制を手厚くする必要がある。

よって、国においては、下記の施策を講ずることを強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政に係る交付金の予算を十分に確保するとともに、来年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含めること。
- 2 消費者行政において全国的な水準を確保する必要があるものについては、その一定部分を国が恒久的に財政負担する仕組みにすること。
- 3 地方自治体の規模に応じた地方消費者行政に従事する職員並びに消費生活相談員の増員と資質向上に向けた施策を講ずること。また、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	河 野 太 郎 殿

議員発議案第6号

新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症から回復した後も、疲労感や倦怠感、呼吸困難感、集中力や記憶力の低下、睡眠障害などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える人が増えており、仕事や学業の継続が困難になる人も多いと言われている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療法の確立は重要な課題である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む人々に寄り添い、一人ひとりの日常を守るため、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎（ME）、慢性疲労症候群（CFS）との関連も含めた実態調査を推進すること。
- 2 一部の医療機関で実施されているBスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、治療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の後遺症への理解が進むよう啓発を行うとともに、社会全体で認識を深め、患者が孤立することがないように情報発信を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿
ワクチン接種推進担当大臣	
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

議員発議案第7号

認知症との共生型社会への転換を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての対策の拡充が求められている。

医療や介護の分野においては、認知症に対する知識・経験の蓄積や認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる中、地域においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、国においては、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域の構築のため、また認知症の人や家族の負担を最小限に抑えるため、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 家族や周囲の人々が、認知症の初期の段階から適切に対応できるようにするため、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局、介護施設等への相談の仕組みづくりを支援すること。
- 2 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のため、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症の予防につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を、国と地方が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	1	2	
厚 生	1	—	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	1	1	
計	2	2	4	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	令和5年2月28日
請願の件名	<p>「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>新型コロナ禍と物価高騰の影響により中小事業者の経営困難が続く下で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>インボイス発行事業者として登録した個人情報国税庁のサイトを通じて一括ダウンロードでき、商用利用されることへの懸念も広がっています。中小企業団体をはじめ、税理士団体、文化・芸術団体、シルバー人材センターなど多くの団体やフリーランスのグループが「凍結」「延期」「見直し」を表明しています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を国に提出すること。</p>		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美 来住 一人		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第15号	受理年月日	令和5年2月28日
請願の件名	<p>経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出の件</p> <p>(理由) 令和3年12月、英国の製薬会社が自社製造の経口中絶薬の日本国内での使用を認めるよう初めて承認を申請し、本年1月27日、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会で審議され、承認することを認める意見を取りまとめたとの報道がされています。</p> <p>申請された経口中絶薬の有効成分「ミフェプリストン」と「ミソプロストール」は、世界保健機関（WHO）は有効性が認められ、海外では80以上の国と地域で承認されていますが、日本では現段階において承認されていません。</p> <p>経口中絶薬は決して安全な薬ではありません。副作用として手術が必要となる大量出血や感染症を引き起こすおそれがあることが明らかになっています。直後の副作用が、子宮にも卵巣にもあり、また体中の色々な組織に影響することも分かっています。米国では26人の女性の死亡例が報告されています。そして、中絶完了まで病院に入院しない限りは、女性が自ら大量の出血を処理することになります。排出された胎児を自分で手にして、病院に持って行くなり、捨てるなりしなければなりません。そのことは女性の心の大変な傷になることが考えられ、自己肯定感や母性をも損ないかねません。欧米では、精神的な影響やトラウマ等の調査はされていません。レイプは「心の殺人」と言われますが、それに匹敵する経験になるのではと危惧します。</p> <p>WHOは掻爬手術を推奨しておらず、吸引手術を推奨しています。厚労省からも令和3年に産婦人科医会及び学会に掻爬手術に代わって吸引手術を推奨する通達が出されています。従来の中絶</p>		

は全身麻酔をかけて行いますが、受け手がもっと楽になる工夫がなされています。女性の心身に大きな負担になる危険な中絶薬の選択肢を増やす必要はありません。

また男性から経口中絶薬の使用を強要され、女性の性犯罪、性被害が増加することが懸念されます。さらに、急増している梅毒などの性感染症の更なる増加、十代中絶率の増加、低年齢化へと拍車がかかると共に、小さな命への思敬の念が益々失われることが憂慮されます。最初は医師の管理下で使用されても、いずれ安易に使われることは目に見えており、社会の荒廃を招きます。

欧米の性犯罪の多さ、治安の悪さなどは日本とは比較になりません。欧米に追随する事なく、日本独自の生命観・倫理観・文化を核に据えて対処するべきです。このようなリスクがある中絶薬を、日本でも承認することは慎重に検討されるべきです。

よって、下記事項を内容とする意見書を国へ提出するよう要望します。

記

- ① 望まない妊娠を防ぐための性教育や相談体制の更なる強化などを進めること。
- ② 経口中絶薬の承認審査にあたっては、国民の幅広い意見を充分聞くなど、慎重な対応を行うこと。
- ③ 異次元の少子化対策が求められている昨今、「中絶しやすい社会」にするのではなく、妊娠に悩む女性への相談と支援をして、赤ちゃんとお母さんを温かく迎える「産み育てやすい社会」にすること。

紹介議員	日高 陽一 野崎 幸士 日高 利夫 有岡 浩一
------	--

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①－2＞ 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月17日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（武田浩一議員、河野哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第81号上程 知事提案理由説明
2月18日	土	休 会	(閉庁日)
2月19日	日		
2月20日	月		(議案調査)
2月21日	火		
2月22日	水		
2月23日	木		(閉庁日) 天皇誕生日
2月24日	金	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・横田照夫議員、 宮崎県議会自由民主党・日高陽一議員）
2月25日	土	休 会	(閉庁日)
2月26日	日		
2月27日	月	本 会 議	代表質問（県民連合宮崎・田口雄二議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
2月28日	火		一般質問（満行潤一議員、重松幸次郎議員、川添 博議員、 来住一人議員）
3月1日	水		一般質問（図師博規議員、山内佳菜子議員、日高利夫議員）
3月2日	木		議案第82号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（西村 賢議員、外山 衛議員、蓬原正三議員） 採決（議案第41号、第42号）（同意） 議案・請願委員会付託
3月3日	金		常任委員会
3月4日	土	休 会	(閉庁日)
3月5日	日		
3月6日	月		常任委員会
3月7日	火		
3月8日	水		
3月9日	木		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月10日	金	休 会	特別委員会
3月11日	土		(閉 庁 日)
3月12日	日		
3月13日	月		(議 事 整 理)
3月14日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号及び第75号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（請願第14号不採択に反対、請願第6号、第9号、第15号継続に反対）（来住一人議員） 採決（議案第1号及び第75号）（可決） 採決（議案第2号～第40号、第43号～第74号、第76号～第82号）（可決） 採決（請願第14号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第7号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 武 田 浩 一

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也